

2024(令和6)年度
事業計画

社会福祉法人 大洋社

目次

【令和6年度事業計画案】

1. 社会福祉法人大洋社 法人本部事業計画案
2. 母子事業部事業計画案
3. 大田区立ひまわり苑事業計画案
4. 大田区立コスモス苑事業計画案
5. 練馬区立母子生活支援施設事業計画案
6. 保育室サン御園事業計画案
7. 大田区子ども家庭支援センター大森 一次保育室 事業計画案
8. ファミリー・サポート・センター事業 事業計画案
9. 保育園事業部事業計画案
10. 大森保育園事業計画案
11. 洗足池保育園事業計画案

はじめに

創設者の片山ハルエは、弱い立場に陥りやすい女性や母子にも幸せになってほしいと願い、1922(大正11)年に内職婦人同盟を設立。その後、財団法人日の丸厚生会を経て、1952(昭和27)年に社会福祉法人大洋社へと発展しました。

今も大洋社が大切にしているのは、創設者の「世界はひろし母の愛」という言葉です。その言葉の意味は、「母の愛は世界のようにとても広い(大きい)」の他に、「これからの子どもたちは、世界に羽ばたくような夢を持ってほしい」「親も子も、家族を大事に思う気持ちを大切にしよう」と言い伝えられ、様々な家族を支える福祉の実践を行ってきました。

令和6年度は改正児童福祉法と女性新法が施行されます。当法人全体としては、創設者の思いを新たにし、地域で生活する子育てに困難を抱える世帯への支援を行うためにも、地域支援の事業推進と合わせ、人材育成を重要事項に掲げていきます。

また、二つの事業部の中で、それぞれの担当理事を先頭に、ガバナンスとコンプライアンスを強化し、災害対応含めたリスクマネジメントを徹底してまいりたいと考えます。

最後に、当初、2022(令和4)年に予定していた100周年のお祝いが新型コロナなどの影響により遅れていましたが、今年度に行います。100年以降も、この先の、子どもや家族の幸せを願い、事業を取り組んでまいります。

2024(令和6)年4月1日
社会福祉法人 大洋社
理事長 片山 英樹

	年代及び年度	事業状況及び事業計画の柱	人口動態含む社会状況
大正	1922年 ～1926年	創設期 →就労支援と母子生活を支えるための相談事業を開始	1923年:関東大震災
昭和	1926年 ～1989年	法人設立期 →法人設立 →保育所・母子寮・診療所開設 →母子寮の地域福祉化	1939年～1945年:第二次世界大戦 1951年:社会福祉事業法 1954年～1973年:高度経済成長期
平成	1989年 ～2004年	地域福祉の時代へ →事業の地域福祉化	2000年:社会福祉事業法 介護保険制度の導入
	第一期 2005年度 (平成17年度) ～ 2009年度 (平成21年度)	法人組織の見直し(第一期) →二事業部制の開始 →在宅子ども家庭を応援するための事業所を増設(4箇所) →支援の質向上のために危機管理・苦情解決の仕組みを構築	2005年:少子高齢化の時代へ 合計特殊出生率全国1.26人。 総人口1億2,777万人 14歳未満1,752万人(14%) 65歳以上2,567万人(20%)
	第二期 2010年度 (平成22年度) ～ 2014年度 (平成26年度)	法人組織の見直し(第二期) →法人規模・児童分野にあった組織体制づくりへ見直し →人材育成の仕組みの構築	2010年:合計特殊出生率全国1.39人(東京は1.12人)。 2011年:社会的養護の課題対応として最低基準見直し等の児童福祉法改正。 2013年:社会保障改革の一つである子ども子育て支援システムの段階的導入開始
	第三期 2015年度 (平成27年度) ～ 2019年度 (令和元年度)	法人組織の見直し(第三期) →法人組織の見直し →家庭的な子育て支援を推進	2015年:「子どもの貧困」社会問題に 2016年:児童福祉法改正 児童福祉法の理念の明確化など 2017年度:新たな社会的養育ビジョン 2018年:社会福祉法改正 社会福祉法人制度見直し、地域における公益的取組など
	令和	第四期 2020年度 (令和2年度) ～ 2024年度 (令和6年度)	法人組織の見直し(第四期) →次世代育成の移行準備 →切れ目のない支援へ →2022年 事業開始100周年

I 法人の概要

1. 法人の概要

法人名	社会福祉法人大洋社
所在地	〒143-0013 東京都大田区大森南四丁目10番4号
認可年月日	昭和17年11月9日厚生省東く第374号
設立年月日	昭和27年5月20日厚生省東社第356号

2. 法人の沿革

年	摘要
大正11年	内職婦人同盟各種相談事業開始
昭和11年	日の丸幼稚園開始
昭和17年11月9日	財団法人日の丸厚生会設立 理事長 片山ハルエ
昭和17年11月9日	財団法人日の丸厚生会母子寮開設
昭和25年5月20日	財団法人日の丸母子寮を社会福祉法人大洋社豊島寮に組織変更
昭和26年1月9日	生活保護法更生施設豊島寮認可を受ける
昭和27年1月1日	生活保護法更生施設大森更生寮開設
昭和27年3月27日	社会福祉法人設立登記 理事長 片山ハルエ
昭和27年5月20日	財団法人日の丸厚生会を社会福祉法人に組織改正し大洋社と改称
昭和29年12月2日	生活保護法による更生施設豊島寮を宿所提供施設に種類変更
昭和30年	大森支部に大洋診療所開設
昭和31年	アメリカ大使館婦人クラブの協力により大洋社子どもセンター開設
昭和34年6月	大洋社子どもセンターを大森保育園と改称し、児童福祉法保育所の認可を受ける(定員60名)
昭和35年1月1日	生活保護法更生施設を生活保護法宿所提供施設に種類変更 宿所提供施設大森寮となる
昭和38年3月31日	大洋社豊島寮を鉄筋コンクリート4階建に改築(定員20世帯)
昭和38年5月1日	生活保護法による宿所提供施設豊島寮を、児童福祉法による児童福祉施設母子寮に種類変更
昭和39年3月31日	大森寮を鉄筋コンクリート4階建に改築(定員20世帯)
昭和40年4月1日	生活保護法宿所提供施設大森寮を児童福祉法児童福祉施設母子寮大洋社大森寮として認可を受ける
昭和43年4月	大森保育園を重量鉄骨2階建に改築(定員95名)
昭和52年	大洋診療所閉鎖
昭和53年4月	飛行機騒音公害防止条例により園舎一部を取り壊す
昭和54年10月	小規模保育所、定員30名に内容変更
昭和57年3月20日	昭和57年3月20日創設者片山ハルエの死亡
平成5年4月1日	大田区立母子寮仲池上寮を運営受託する

平成 6年 1月15日	大田区立母子寮仲池上寮を移転改築して、大田区立母子寮久が原と名称変更し、引き続き運営受託する
平成 8年11月20日	役員等改選により飯島益美に変更
平成10年 1月31日	大洋社大森寮を廃止
平成10年 2月 1日	母子寮大田区立ひまわり苑を運営受託
平成10年 4月 1日	練馬区立母子生活支援施設(通称[])を運営受託 大田区立母子寮久が原を大田区立コスモス苑に改称
平成11年 4月 1日	児童福祉法による大森保育園を改築(定員59名)
平成12年 4月 1日	大森保育園の定員を60名に変更
平成15年11月14日	社会福祉法人大洋社 法人分割により秋津町より大田区大森南へ主たる事務所の登記
平成16年 3月19日	第二種社会福祉事業大田区立ひまわり苑子育て短期支援事業追加申請
平成16年 4月 1日	第二種社会福祉事業練馬区立母子生活支援施設「[]」子育て短期支援事業申請
平成17年 8月 1日	子育て短期支援事業(夜間養護等事業 練馬区立練馬子ども家庭支援センター)の受託開設
平成18年 1月 5日	第二種子育て短期事業(夜間養護等事業 練馬区立練馬子ども家庭支援センター)の定款変更を申請し、18年1月5日受理される
平成18年 1月 27日	事業追加の登記
平成18年 9月1日	洗足池保育園を民立民営として開設
平成18年11月20日	役員等改選により理事長 飯島益美より片山英樹に変更
平成19年 4月1日	大田区立ひまわり苑子育て支援分室をコスモス苑に設置
平成21年 6月1日	大田区立コスモス苑子育て短期支援事業開設
平成24年 6月 1日	保育室サン御園を民立民営として開設 一時預かり事業・定期利用保育事業
平成25年 4月 1日	大田区子ども家庭支援センター一時保育室を委託事業として開設 一時預かり事業・定期利用保育事業
平成25年 4月 1日	ファミリー・サポート・センター事業を委託事業として開始
平成25年 4月 1日	練馬区立母子生活支援施設([])の子育て短期支援事業のトワイライト事業のみ、練馬区全体の事業統合にて廃止
平成28年 4月 1日	大田区立ひまわり苑および大田区立コスモス苑を指定管理制度にて再受託運営(5年間)
平成28年 4月 1日	大田区子ども家庭支援センター一時保育室の一時預かり事業の定員増(10名→12名)
平成28年 4月 1日	ファミリー・サポート・センター事業を法改正にて公益事業より第二種社会福祉事業へ変更(子育て援助活動支援事業)
令和 5年 4月 1日	大田区立ひまわり苑および大田区立コスモス苑にて母子一体型ショートケア事業開始
令和 6年 4月 1日	練馬区立母子生活支援施設([])を指定管理制度にて再受託運営(5年間) 練馬区立母子生活支援施設子育て短期支援事業で親子入所型開始

3.大洋社の理念

- ① 社会福祉法人大洋社は「児童福祉法」および「児童憲章」を理念として、
「母と子の幸せを守る」事業を行います。
- ② 「児童福祉の理念」(児童福祉法)
第1条 全ての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
2 全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない。
- ③ 「児童憲章」
児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。

④ 目的

1.社会福祉事業

この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- イ 母子生活支援施設 大田区立ひまわり苑の受託経営
- ロ 母子生活支援施設 大田区立コスモス苑の受託経営
- ハ 練馬区立母子生活支援施設()の受託経営

(2) 第二種社会福祉事業

- イ 保育所 大森保育園の設置経営
- ロ 保育所 洗足池保育園の設置経営
- ハ 子育て短期支援事業(大田区立ひまわり苑)の受託
 - ① 短期入所生活援助事業 ※要支援事業含む
 - ② 夜間養護等事業 ③母子一体型ショートケア事業
- ニ 子育て短期支援事業(大田区立コスモス苑)の受託
 - ① 短期入所生活援助事業
 - ② 夜間養護等事業 ③母子一体型ショートケア事業
- ホ 子育て短期支援事業()の受託
 - ① 短期入所生活援助事業(親子入所型含む) ※要支援事業含む
- ヘ 一時預かり事業(保育室サン御園)の受託
 - ① 一時預かり事業
 - ② 定期利用保育事業
- ト 一時預かり事業(大田区子ども家庭支援センター一時保育室)の受託
 - ① 一時預かり事業
 - ② 定期利用保育事業
- チ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の受託

II 組織運営

1. 定款 (別添え)

2. 理事および監事

(1) 定数および現員 令和6年4月1日現在

区分	定数	現員	欠員
理事	6名	6名	0名
監事	2名	2名	0名

(2) 任期

① 選任日 令和5年6月20日

② 任期開始 令和5年6月20日就任

③ 任期満了 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の
終結の時まで → 令和7年6月

(3) 説明

① 理事の内1名が理事長

② 理事長を除く理事の内1名が常務理事

③ 常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(4) 名簿

役職名	氏名	生年月日	職業	役員区分	附記
理事	片山英樹	S35. 8. 1	医療法人樹恵会理事長 SBS 歯科クリニック院長	学識経験者	理事長
理事	齋藤弘美	S36. 4. 9	社会福祉法人大洋社 職員	地域福祉関係	常務理事
理事	松寿 庶	S17. 1. 16	福祉新聞社 社長	地域福祉関係	会長
理事	宍倉正光	S23. 9. 19	朝日不動産株式会社 代表取締役	学識経験者	
理事	近藤真弓	S33. 10. 15	元 大田区立コスモス苑 施設長	施設管理者	
理事	阿部雅子	S. 41. 1. 7	大田区立ひまわり苑 施設長	施設管理者	
監事	宮沢成実	S23. 11. 18	元 東京都社会福祉協議会 部長	学識経験者	
監事	根本道夫	24. 10. 15	税理士	財務諸表読解者	

3 会長

(1) 説明

- ① 理事長および常務理事を除く理事の内 1 名が会長

(2) 任期

- ① 選任日 令和 5 年 6 月 20 日
② 任期開始 令和 5 年 6 月 20 日就任
③ 任期満了 選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで → 令和 7 年 6 月の予定

(3) 名簿

役職名	氏名	生年月日	関係
会長	松寿 庶	S17.1.16	理事

4 評議員

(1) 定数および現員 令和 6 年 4 月 1 日現在

区分	定数	現員	欠員
評議員	7名	7名	0名

(2) 任期

- ① 選任日 令和 3 年 6 月 17 日
② 任期開始 令和 3 年 6 月 17 日
③ 任期満了 令和 6 年度決算の審議(時)まで(令和 7 年6月)

(3) 名簿

役職名	氏名	生年月日	職業	役員区分
評議員	川崎 清	S24.11.14	大田区森ヶ崎自治会長	地域代表者
評議員	平林 茂	S29.8.5	大田区大森南自治会長	地域代表者
評議員	関谷 巖	S20.12.11	関谷法律事務所 弁護士	学識経験者
評議員	川端法子	S18.1.30	練馬区民生・児童委員 保護司、第三者委員	地域福祉関係
評議員	林 吉紀	S21.4.3	大田区久が原東自治会長	地域代表者
評議員	守安富美子	S25.9.25	元大田区民生・児童委員 法務省人権擁護委員	地域福祉関係
評議員	平石昭夫	S19.11.18	元大森東地区民生・ 児童委員協議会会長	地域福祉関係

5 評議員選任・解任委員会の評議員選任・解任委員

(1) 定数および現員 令和6年4月1日現在

区分	定数	現員	欠員
委員	4名	4名	0名

(2) 任期

令和3年3月24日より就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。(令和6年6月)

(3) 名簿

役職名	氏名	生年月日	職業	関係
委員	宮沢成美	S23.11.18	元東京都社会福祉協議会 総務部長	監事
委員	小林セツ子	S23.2.5	大田区森ヶ崎自治会 婦人部長 元法人評議員	外部委員
委員	板橋晴美	S31.1.3	大田区大森東地区 民生委員児童委員協議会副会長	外部委員
委員	内藤季代	S42.9.18	社会福祉法人大洋社 職員	母子事業部長

6 顧問

(1) 定数および現員 令和6年4月1日現在

区分	定数	現員	欠員
委員	1名	0名	0名

(2) 任期

理事・監事の任期に準ずる。

(3) 名簿

欠員

Ⅲ 事業

Ⅰ.事業一般

(1) 第一種社会福祉事業

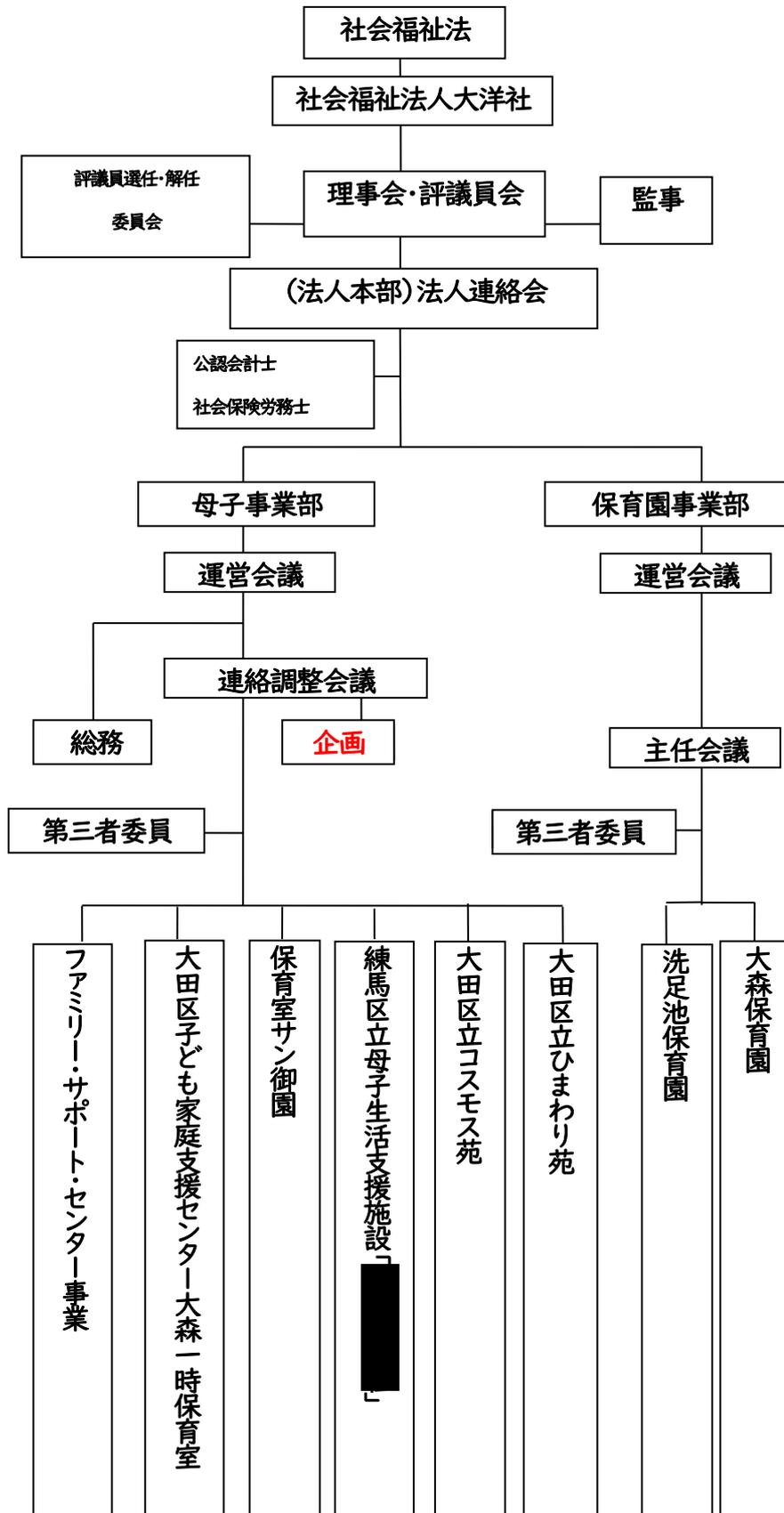
- ① 大田区立ひまわり苑(母子生活支援施設) 定員 20 世帯
(緊急一時保護 1 室)
- ② 大田区立コスモス苑(母子生活支援施設) 定員 20 世帯
(緊急一時保護 1 室)
- ③ 練馬区立母子生活支援施設() (母子生活支援施設)
定員 20 世帯
(緊急一時保護 1 室)

(2) 第二種社会福祉事業

- ① 大森保育園(保育所) 定員 56 名
- ② 洗足池保育園(保育所) 定員 45 名
- ③ 子育て短期支援事業(大田区ひまわり苑)
 - ア 短期入所生活援助事業 ※ 要支援事業含む 定員 4 名
 - イ 夜間養護等事業 定員 6 名
 - ウ 短期入所生活援助事業(休日デイ) 定員 4 名
 - エ 母子一体型ショートケア事業 定員 1 世帯
- ④ 子育て短期支援事業(大田区立コスモス苑)
 - ア 短期入所生活援助事業 定員 3 名
 - イ 夜間養護等事業 定員 3 名
 - ウ 短期入所生活援助事業(休日デイ) 定員 3 名
 - エ 母子一体型ショートケア事業 定員 1 世帯
- ⑤ 子育て短期支援事業()
 - ア 短期入所生活援助事業 ※ 要支援事業 定員 5 名
- ⑥ 保育室サン御園
 - ア 一時預かり事業 定員 10 名
 - イ 定期利用保育事業 定員 6 名
- ⑦ 大田区子ども家庭支援センター大森 一保育室
 - ア 一時預かり事業 定員 12 名
 - イ 定期利用保育事業 定員 8 名
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業
 - ア 子育て援助活動支援事業

2. 運営状況

(1) 運営組織表



(2) 事業部担当

事業部	施設名	担当
保育園事業部	① 大森保育園 ② 洗足池保育園	片山英樹
母子事業部	① 大田区立ひまわり苑 母子生活支援施設 子育て短期支援事業 (要支援事業及び母子一体型ショートケア含む) ② 大田区立コスモス苑 母子生活支援施設 子育て短期支援事業 (母子一体型ショートケア含む) ③ 練馬区立母子生活支援施設() 母子生活支援施設 子育て短期支援事業(要支援事業含む) ④ 保育室サン御園 ⑤ 大田区子ども家庭支援センター一時保育室 ⑥ ファミリー・サポート・センター事業	近藤真弓

(3) 事業所状況

施設名 法的根拠	所在地	種別	事業開始 年月日	定員	建物
大森保育園 社会福祉法第2条第3項第2号 児童福祉法第39条	東京都大田区 大森南4-10-4	保育所	S34.6.1	56名	敷地面積:467.72㎡ 建築面積:280.93㎡ 延床面積:707.39㎡ 構造:鉄筋コンクリート造3階建
洗足池保育園 社会福祉法第2条第3項第2号 児童福祉法第39条	東京都大田区 南千束3-24-15	保育所	H18.9.1	45名	敷地面積:453.06㎡ 建築面積:218.93㎡ 延床面積:388.20㎡
大田区立ひまわり苑 社会福祉法第2条第2項第2号 児童福祉法第38条		母子生活 支援施設	H10.2.1	20世帯	敷地面積:1,914.40㎡ 建築面積:1,588.57㎡ 延床面積:1,552.77㎡ 構造:鉄筋コンクリート造3階建
子育て短期支援事業 (ひまわり苑) 社会福祉法第2条第3項第2号		短期入所生 生活援助事業	H15.4.1	4名	ひまわり苑内 ※注1:ショートステイ定員の範囲内 ※注2:母子生活支援施設の空室

児童福祉法第34条の九		夜間養護等事業	//	6名	利用1世帯
		(休日デイ)	H24.12.5	4名	
		(要支援)	H30.4.1	※注1	
		(母子ショートケア)	R5.4.1	※注2	
大田区立コスモス苑 社会福祉法第2条第2項第2号 児童福祉法第38条	[REDACTED]	母子生活支援施設	H5.4.1	20世帯	敷地面積:1,678.90㎡ 建築面積:1,401.75㎡ 延床面積:1,309.62㎡ 構造:鉄筋コンクリート造4階建 緊急一時保護:1室
		子育て短期支援事業コスモス苑 社会福祉法第2条第3項第2号 児童福祉法第34条の九	短期入所生活援助事業	H19.4.1	3名
夜間養護等事業			3名		
(休日デイ)	H24.12.5		3名		
(母子ショートケア)	R5.4.1		※注1		
練馬区立母子生活支援施設 [REDACTED] 社会福祉法第2条第2項第2号 (児童福祉法第38条)	[REDACTED]	母子生活支援施設	H10.4.1	20世帯	敷地面積:1,332.72㎡ 延床面積:1,594.49㎡ 構造:鉄筋コンクリート造3階建(一部鉄骨造) 緊急一時保護:1室
		子育て短期支援事業 [REDACTED] 社会福祉法第2条第3項第2号 児童福祉法第34条の九	短期入所生活援助事業	H16.4.1	5名
		(要支援)	H29.12.1		
保育室サン御園 社会福祉法第2条第3項第2号	東京都大田区西蒲田7丁目49番2号 大田区社会福祉センター1階	一時預かり事業	H24.6.1	10名	保育室・乳幼児室・事務室 117.74㎡ 定期利用保育事業は一時預かり事業に含んで事務対応
		定期利用保育事業		6名	
大田区子ども家庭支援センター 大森一時保育室 社会福祉法第2条第3項第2号	東京都大田区大森北4丁目16番5号 大田区子ども家庭支援センター1階	一時預かり事業	H25.4.1	12名	保育室・乳幼児室・事務室 95.14㎡ 定期利用保育事業は一時預かり事業に含んで事務対応
		定期利用保育事業		6名	
ファミリー・サポート・センター事業 社会福祉法第2条第3項第2号 児童福祉法第6条の3第14項	東京都大田区大森北4丁目16番5号 大田区子ども家庭支援センター1階	子育て援助活動支援事業	H25.4.1		事務室 延床面積 21.6㎡

IV 管理

1. 人事管理

(1) 任免関係

- ① 施設長・園長・所長の任免は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- ② 施設長・園長・所長以外の職員の任免は、担当理事が推薦し理事長がこれを任免する。なお任免は担当の理事名で行う。

(2) 規程関係

- ① 諸規程は、各事業部または各施設で必要に応じて設ける。なお、規程は理事会の決議を経て実施する。
- ② 諸規程の細則にあたる部分は、理事長が別途定める。
- ③ 諸規程の細則にあたる部分で、条文作成が必要な内容は、規定や約束事項の名称にて、理事長が定める。

(3) 研修関係

- ① 職員研修は、各事業部または各施設で立案・実施する。

2. 資産管理

(1) 不動産の状況

- ① 基本財産(定款に記載)

(2) 資産総額

- ① 金 485,182,691 円(令和5年3月31日現在) 令和5年6月登記

3. 会計管理

(1) 経理規程(別添)

(2) 会計単位 社会福祉事業区分

- ① 法人本部拠点区分
- ② 法人本部保育園事業部拠点区分
- ③ 法人本部母子事業部拠点区分
- ④ 大森保育園拠点区分
- ⑤ 洗足池保育園拠点区分

⑥ 大田地区母子生活支援施設拠点区分

ア 大田区立ひまわり苑母子生活支援施設サービス区分

イ 大田区立ひまわり苑子育て短期支援事業サービス区分

ウ 大田区立コスモス苑母子生活支援施設サービス区分

エ 大田区立コスモス苑子育て短期支援事業サービス区分

⑦ 大田地区一時預かり事業拠点区分

ア 保育室サン御園サービス区分

イ 大田区子ども家庭支援センター大森一時保育室サービス区分

ウ ファミリー・サポート・センター事業サービス区分

⑧ 練馬地区母子生活支援施設拠点区分

ア 練馬区立母子生活支援施設サービス区分

イ 練馬区立母子生活支援施設子育て短期支援事業サービス区分

(3) 予算(別添)

V 事務処理体制

1. 法人事務担当者名簿

役職名	内容	氏名
理事長	大洋社全体に関すること	片山英樹
常務理事	大洋社全体に関すること	斎藤弘美
母子事業部	母子事業部の統括管理	近藤真弓
保育園事業部	保育園事業部の統括管理	片山英樹
会長	代表権を保有しない理事で、理事長に必要な助言	松寿庶
顧問	理事、監事や理事ではなく、かつ理事会や理事会への出席権を保有法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申	-
統括会計責任者	会計の全体統括	斎藤弘美
公認会計士	法人全体の会計に関すること	外部専門業者への委託
社会保険労務士等	社会保険・人事労務管理・相談及び人材育成に関すること	
母子事業部 事業部長 事業部長補佐	母子事業部の庶務一般・職員管理・予算・決算総括に関すること 法人庶務及び理事会・評議員会・その他の会に関すること 法人全体の会計に関すること	内藤季代 中村紀子
保育園事業部 事業部長	保育園事業部の庶務一般・職員管理・予算・決算総括に関すること 法人庶務及び理事会・評議員会・その他の会に関すること	岡部繁

2. 事務手続

(1) 事務手続内容

- ① 定款変更 予定無
- ② 各施設就業規則変更 予定有
- ③ 許認可申請及び内容変更申請 予定無
- ④ 役員に関する事項 予定有

(2) 事業部の役割分担

事務内容及び手続先	担当	担当者	備考
退職共済 独立行政法人福祉医療機構	法人本部で事務処理を行う (大田区大森南4-10-4)	各社会保険労務士	原本を各施設で保存し、写しを法人本部に送り管理する
東京都社会福祉協議会	保育園事業部 母子事業部	各施設担当者	保育園事業部 母子事業部 (大田区大森南4-10-4)
社会保険関係 大森社会保険事務所	保育園事業部 母子事業部	各社会保険労務士	
労働保険関係 蒲田労働基準監督署	保育園事業部 母子事業部	各社会保険労務士	
税務関係 大田税務事務所	保育園事業部 母子事業部	公認会計士 税理士	
住民税関係	保育園事業部 母子事業部	公認会計士 税理士	職員の居住する各地区の税務署
行政・社協・福祉関係	保育園事業部 母子事業部	各事業部担当者	

	内容		職務内容	関係簿冊
法人運営	定款	定款変更	変更がある事項に対し、変更のある施設が担当する	定款・定款施行規則 役員等報酬規程
	理事・監事	役員名簿	理事・監事改選時、及び、変更時の書類の確認	役員等選任関係書類 理事名簿 監事名簿 監査報告書
	評議員	評議員名簿	評議員改選時、及び、変更時の書類の確認	評議員選任関係書類 評議員名簿
	理事会	開催案内 出欠席 開催要項 届出 許認可関係	日程が決まったら、開催案内を出し、各施設へ資料確認し、資料番号を伝える変更があった時に届出する	議事録及び審議資料
	評議員会	開催案内 出欠席 開催要項 届出 許認可関係	日程が決まったら、開催案内を出し、各施設へ資料確認し、資料番号を伝える変更があった時に届出する	議事録 及び審議資料
	評議員選任・解任委員会	開催案内 出欠席 開催要項 届出 許認可関係	日程が決まったら、開催案内を出し、各施設へ資料確認し、資料番号を伝える変更があった時に届出する	議事録 及び審議資料
	法人連絡会	法人連絡会 準備記録	法人連絡会開催案内を各事業部に伝える	記録簿
法人・会計経理	法人登記	法人資産及び法人資格証明	資産変更登記 法人登記 理事長重任登記	法人登記簿謄本
	資産登記	不動産の所有・管理 不動産借用関係書類	土地・建物の登記簿謄本による管理 現況報告書記載	法人所有地等の公図 直近の土地建物に関する登記簿謄本 資産台帳 固定資産台帳 備品台帳

	<p>会計管理</p>	<p>経理規程 会計責任者 予算管理 経理事務処理 契約事務 借入金 伝票処理 決算・財務諸表の状況 収入 寄附金</p>	<p>財産目録 現・預金残高証明 預金通帳保管 会計責任者の任命 入札事務 償還計画 補助簿 繰越金 付属明細書 寄附申込者による申込書をもらう 領収書を発行する</p>	<p>予算書・補正予算書 決算書(財産目録) 残高証明書 預金通帳 施設設備、及び、補助事業 に関する書類契約書 稟議書 借入償還計画表 寄附申込書 寄附金台帳 領収書控</p>
--	-------------	--	---	---

(3) 2024 年度年間計画表

月	業務内容	準備内容	事後処理
4 月	・事業報告作成 ・決算対応 ・法人連絡会	・理事会開催準備 ・評議員会開催準備 ・事業報告準備 ・決算書準備	
5 月	・監事監査会 ・理事会 ・法人連絡会	・理事会開催準備 ・評議員会開催準備 ・法人現況報告書作成 ・法人調査書作成	・理事会議事録作成
6 月	・評議員会 理事・監事の選任 ・理事会 ・決算登記 ・法人連絡会 ・法人現況報告書提出 ・法人調査書提出	・評議員会開催準備 ・理事会開催準備	・評議員会議事録作成 ・理事会議事録作成
7 月	・100 年史発行および記念式典開催		
10 月	・法人連絡会	・理事会開催準備	
11 月	・理事会 ・法人連絡会		・理事会議事録作成
1 月	・次年度事業計画準備 ・次年度予算作成準備 ・法人連絡会	・理事会日程調整・会場決定・議 題決定・開催案内 ・評議員会日程調整・会場決定・ 議題決定・開催案内	
2 月	・法人連絡会 ・評議員選任・解任委員会	・評議員選任・解任委員会開催準 備	・評議員選任・解任委員会議事 録作成
3 月	・理事会 ・法人連絡会	・理事会開催準備	・理事会議事録作成
全体	・評議員選任・解任委員会は状況に応じて開催。なお開催の場合は理事会の開催が必要となる。 ・評議員会の審議が必要な場合は開催。なお開催の場合は理事会の開催が必要となる。		

(4) その他

- ① 保険 役員等においては役員賠償責任保険に加入

2024(令和6)年度
事業計画

社会福祉法人大洋社
母子事業部

I 母子事業部 共通

I 法人運営理念

(I) 法人理念

大洋社は「児童福祉法」及び「児童憲章」を理念として、「母と子の幸せを守る」事業を行います。

A.社会性のある子どもを育てる施設

子どもの育成環境である家庭生活の充実を基盤に、協調性、人間関係形成に重点を置き、

子ども個々の発達段階に応じた支援を行い、社会性のある子どもを育てます。

B.家庭の幸せを守る施設

現代の混迷する家族問題に焦点を当て、利用者の人権と家族の幸せを守るため、各々の

家族に応じた自立支援計画を立て、明るく健康的な生活ができるように支援します。

C.地域に愛される施設

豊かな人間性を備え、家庭支援の専門家となるような人材育成をし、家庭福祉の拠点と

なるよう開かれた福祉活動を目標に地域や関係機関とネットワークを結び、地域に愛さ

れる施設作りを目指します。

(2) 母子事業部のスローガン等

『笑顔あふれるあたたかさ 家族福祉を…』

スローガンをより具体的に表現した『大切にしていること～私たちのこだわり～』や『利用する方への宣言』を掲げ、母子事業部職員がこれらの信念を持って家族福祉を推進していきます。

『大切にしていること～私たちのこだわり～』

私たちは、家族福祉を担うチームです。家族の抱える課題や問題を解決し、安定した生活となるようお手伝いします。そのために私たちは次のことにこだわります。

- A.どんな時でもあたたかい存在でいます
- B.全力を尽くし、決してあきらめません
- C.何があっても親身に考えます

『利用する方への宣言』

- A.私たちは、いつも明るい顔で挨拶を行い、どんな時もあたたかい存在でいます
- B.私たちは、利用する方の立場に立って、聴いて、考えます
- C.私たちは、安心・安全な環境を作ります

(3) 大洋社の歴史と思い

『世界はひろし母の愛』は、創設者である片山ハルエの言葉です。片山ハルエの活動は大正11年に内職婦人同盟を設立したところから始まります。母親の偉大さと海より深い寛容な子どもへの母の愛の必要性を説き、その母と子の真の福祉を目指し、一生を通じ願い、求め、守ってきました。その思いを柱に、大洋社の歴史のかなめを担ってきた母子生活支援施設では、施設内保育、子ども会活動、退所者の会等、様々な活動を通して多くの母子家庭を応援してきました。また、現在に至るまで、社会情勢の変化の中で社会構造や利用者のニーズに合わせて事業を展開し、一時預かり事業等も開設しました。今後も、様々な形で子育て家庭を応援し、親子が共に幸せになる

道を照らしていきたいと考えています。『世界はひろし母の愛』という言葉が法人の根幹とし、弱い立場に陥りがちな女性や母親、将来を担う子ども達の今を守ります。

2 母子事業部経営ビジョン

(1) ビジョン

- ① 経営の健全性を確保するため、適切な人事管理、的確な財務管理、適正な情報管理の確立に向けて積極的に取り組んでいきます。
- ② 地域行政の長期基本計画を積極的に取り入れるとともに、地域の「福祉ニーズ」の総合的な把握に努め、ニーズに応じた事業の創造的・開拓的開発に努めます。
- ③ 安心してサービスを利用していただけるよう、第三者評価を始めとした情報公開を推進し、経営の透明性を確保し、地域からの高い評価の獲得をめざします。
- ④ 母子生活支援施設においては、退所後を見据えた自立支援提供のありかたを確立するとともに、地域の社会的養護の中核施設としての役割を確立します。
- ⑤ 在宅サービスにおいては既存のサービスのあり方を見なおし、社会福祉法、児童福祉法等の社会福祉関連法規との関係に注意を払いつつも、独自のアイデアで実施しうるサービスを積極的に提供していきます。

(2) 基本方針

- ① 信頼される施設を目指して ～家族福祉を支援するために～

相手の立場に立って笑顔で接します

相手の立場に立って見ます

相手の立場に立って聴きます

相手の立場に立って考えます

② 法人体制の強化

人事・財務・労務について母子事業部の組織体制強化を図り、諸規程の整備をして、職員採用計画、内部保留計画を立てます。

③ 組織統治(ガバナンス)の確立

コンプライアンス、内部牽制、内部告発者保護制度等の確立に努め、健全な組織運営を行います。

④ 組織の活性化

母子事業部に総務および企画の委員会を設け、全職員で経営改善に向けて取り組んでいます。

⑤ 関係機関と連携

地域行政の長期基本計画と実施計画の把握に留意し、関係機関との連携を図り、地域住民の要望を受け止めます。

⑥ 子どもを守る

サポート組織との連携を図り、子どもの安心と安全を図る体制を強化します。

⑦ 「倫理綱領」の遵守

全国母子生活支援施設協議会の「倫理綱領」を遵守します。

全国母子生活支援施設協議会倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国母子支援施設協議会

母子生活支援施設に携わるすべての役員・職員（以下、「私たち」という。）は、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保証し、安定した生活の営みを支えます。

そのために私たちは、母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支えるとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことをめざします。

<基本理念>

1. 私たちは、母と子の権利と尊厳を擁護します。

<パートナーシップ>

2. 私たちは、母と子の願いや要望を受けとめ、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。

<自立支援>

3. 私たちは、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。

<人権侵害防止>

4. 私たちは、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。

<運営・資質の向上>

5. 私たちは、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。

<アフターケア>

6. 私たちは、母と子の退所後をインケアからアフターケアをつなぐため、退所計画を作成し、アウトリーチするとともに、地域の社会資源を組み込んだネットワークによる切れ目のない支援を提供することをめざします。

<地域と協同>

7. 私たちは、関係機関やネットワーク形成を図りながら、資源の開発や創生による子育て支援地域づくりを進め、ひとり親家庭のニーズに合わせた展開をすることをめざします。

平成19年4月25日 制定

平成29年5月12日 改定

3 長期計画

少子高齢化やひとり親の増加などの社会情勢を踏まえ、家族福祉・地域福祉を担う事業をしていきます。

4 中期計画

- ① 組織の見直しと委員会による様々なシステムのレベルアップをより一層推進します。
- ② システム及びマニュアルの現場の周知徹底とデータの収集・解析を行う事でサービスの質の向上を図ります。
- ③ 事業特質を理解した人材育成を行うための人事を行います。
- ④ 母子福祉・家族福祉における新たな方向性を意識した支援を展開できるよう事業のあり方を検討します。
- ⑤ 子どもを中心とした自立支援のあり方、若年母子の支援のあり方、医療ケアの必要な母子世帯の支援のあり方を検討するとともに、実施に当たっての費用対効果等を検討します。

5、重点事項

2024 年度は、母子事業部の次世代体制を築いていくために、引き続き専門性の向上を軸にした人材育成と SDGs の推進を行います。

① ガバナンス体制の強化

ア 組織強化(継続)

法人の理念および法令順守を軸とした組織体制委の構築

② 人材育成体制の強化(継続)

ア 研修体系化 キャリアパス・キャリア段位活用した研修制度の体系化

イ 家族支援や心理職支援の専門性の向上

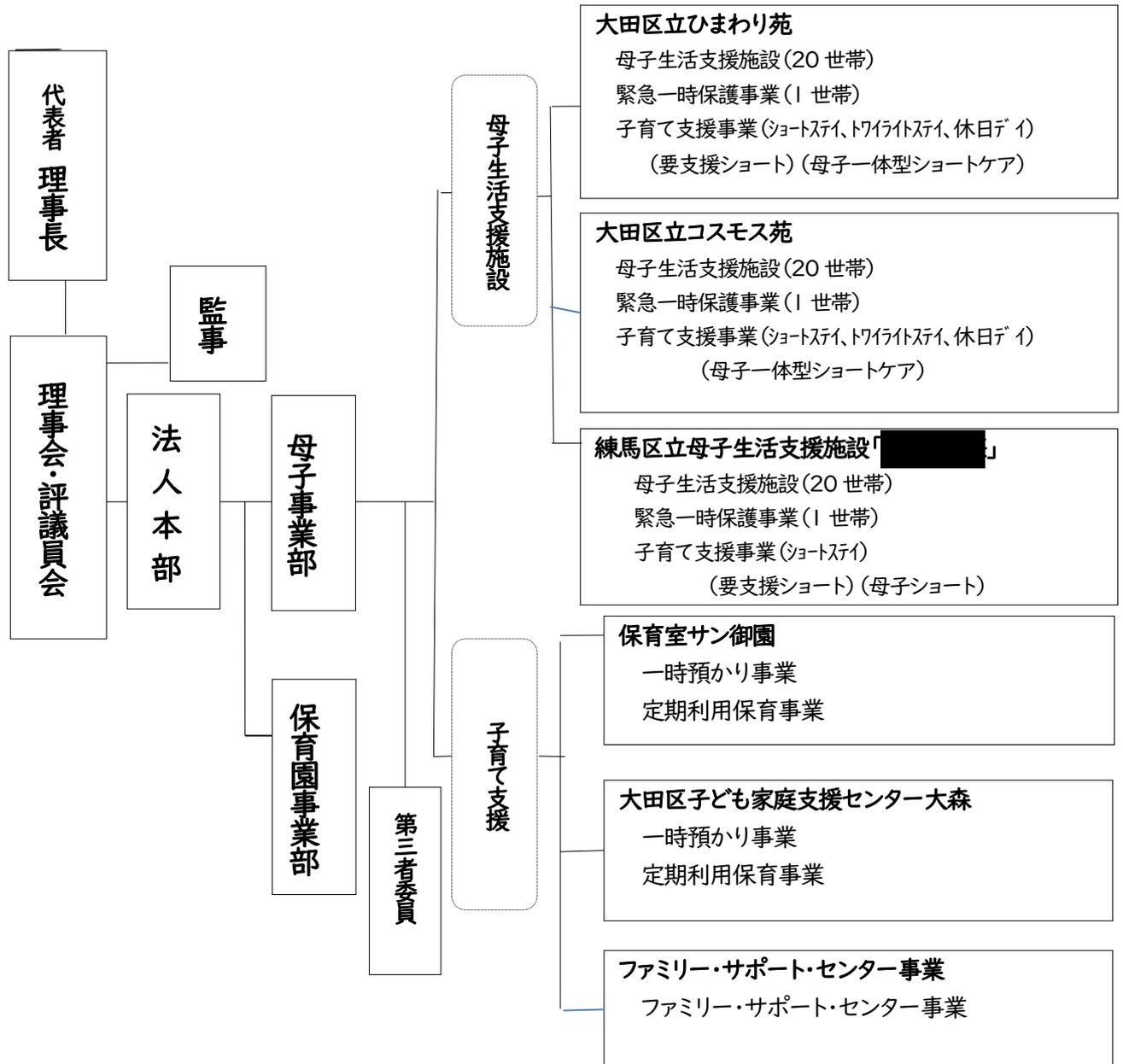
ウ 学会等への参加

③ 業務効率化と SDGs の推進(継続)

ア 各事業所で、取り組むテーマを選び、次の時代のための取り組みを行う

II 事業実施体制

【母子事業部の組織体制】



Ⅲ 職員体制

(1) 職員配置

① 適材適所・専門性の向上

② 職員は、事業目的を達成するための適材適所の人材と人員を計画的に配置します。

③ 事業目的を達成するため、中間管理者を育成し、それぞれが責任を持った仕事に取り組める体制を作ります。

④ 母子生活支援施設

ア 担当制 支援職員は、家族支援担当および子ども支援担当として、日々の支援が円滑にいくように担当制を敷きます。

イ 医療的サポート 嘱託医を配置し、定期健診や健康相談等を通して職員と連携をとります。

ウ 夜間の緊急時・不審者への対応

常時2人体制以上の人員確保

宿直職員・夜間管理業務(外部委託)

	人員	時間
夜間	宿直職員	22:00 ~ 翌日 6:00
	管理業務委託者	19:30 ~ 翌日 9:00
休・祝日および年末年始	宿直明職員	6:00 ~ 12:00
	宿直職員	11:00 ~ 22:00
	管理業務委託者	9:00 ~ 翌日 9:00

エ 心理職 臨床心理職を配置し、カウンセリングや利用者の状況に合わせた専門的支援を実施します。

⑤ 会計・社会保険労務の専門家委託

(2) 勤務時間

① 支援内容に応じた配置:勤務区分を支援内容に応じて分け、職員の配置を考えます。

② 勤務時間の調整:勤務区分内での対応では困難な場合は、勤務時間の調整を行う場合もあります。

③ 緊急時:緊急時には勤務時間外の対応を行います。

ア 母子生活支援施設および子育て短期支援事業

勤務区分	始業時刻	終業時刻
勤務 1	7時30分	16時30分
勤務 2	9時30分	18時30分
勤務 3	11時30分	20時30分
勤務 4	11時00分	22時00分
勤務 5	6時00分	12時00分
勤務 6	13時00分	22時00分

イ 一時預かり事業

勤務区分	始業時刻	終業時刻
勤務 1	8時00分	17時00分
勤務 2	9時30分	18時30分

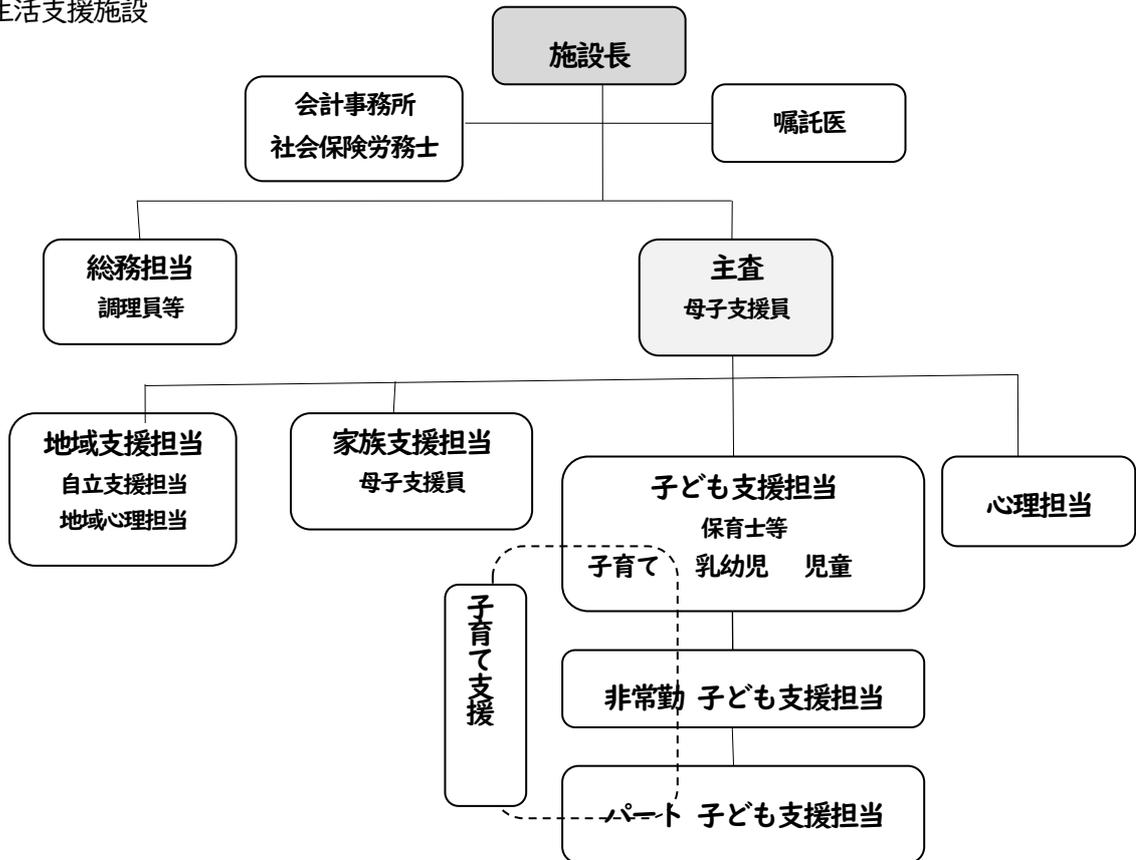
ウ ファミリー・サポート・センター事業

勤務区分	始業時刻	終業時刻
勤務 1	9時00分	18時00分
勤務 2	9時30分	18時30分

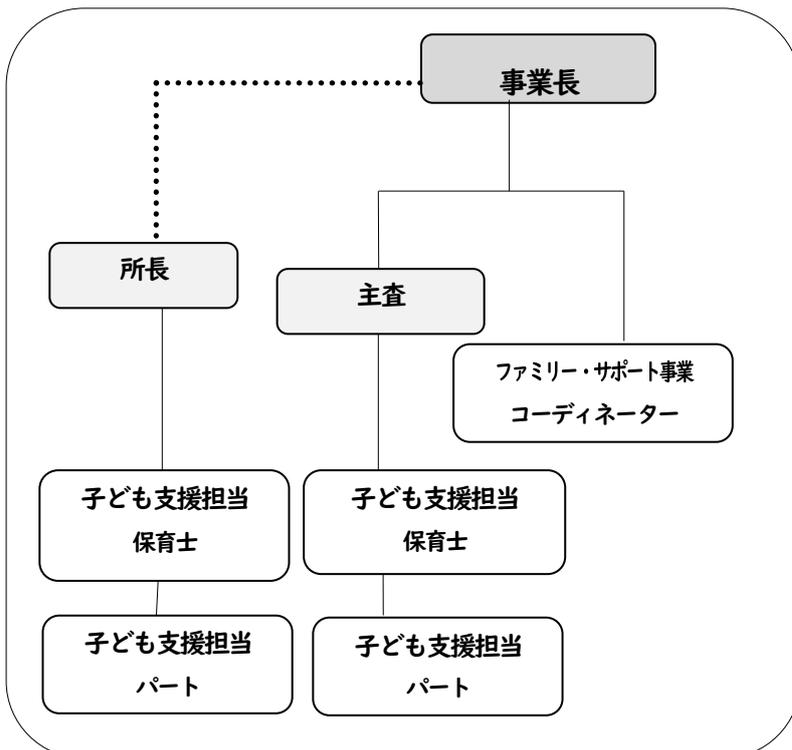
- ④ 職員の休憩時間は、原則として、12時00分から13時00分までとし、勤務6の場合は18時30分より1時間とする。職員の始業時刻、終業時刻および休憩時間は、業務の都合により変更することがある。

(3) 基本配置

① 母子生活支援施設



② 一時預かり事業等



(4) 福利厚生

① 労働環境の整備

職員の健康保持のため、労働環境と労働の管理体制を確立します。

② 健康診断の実施

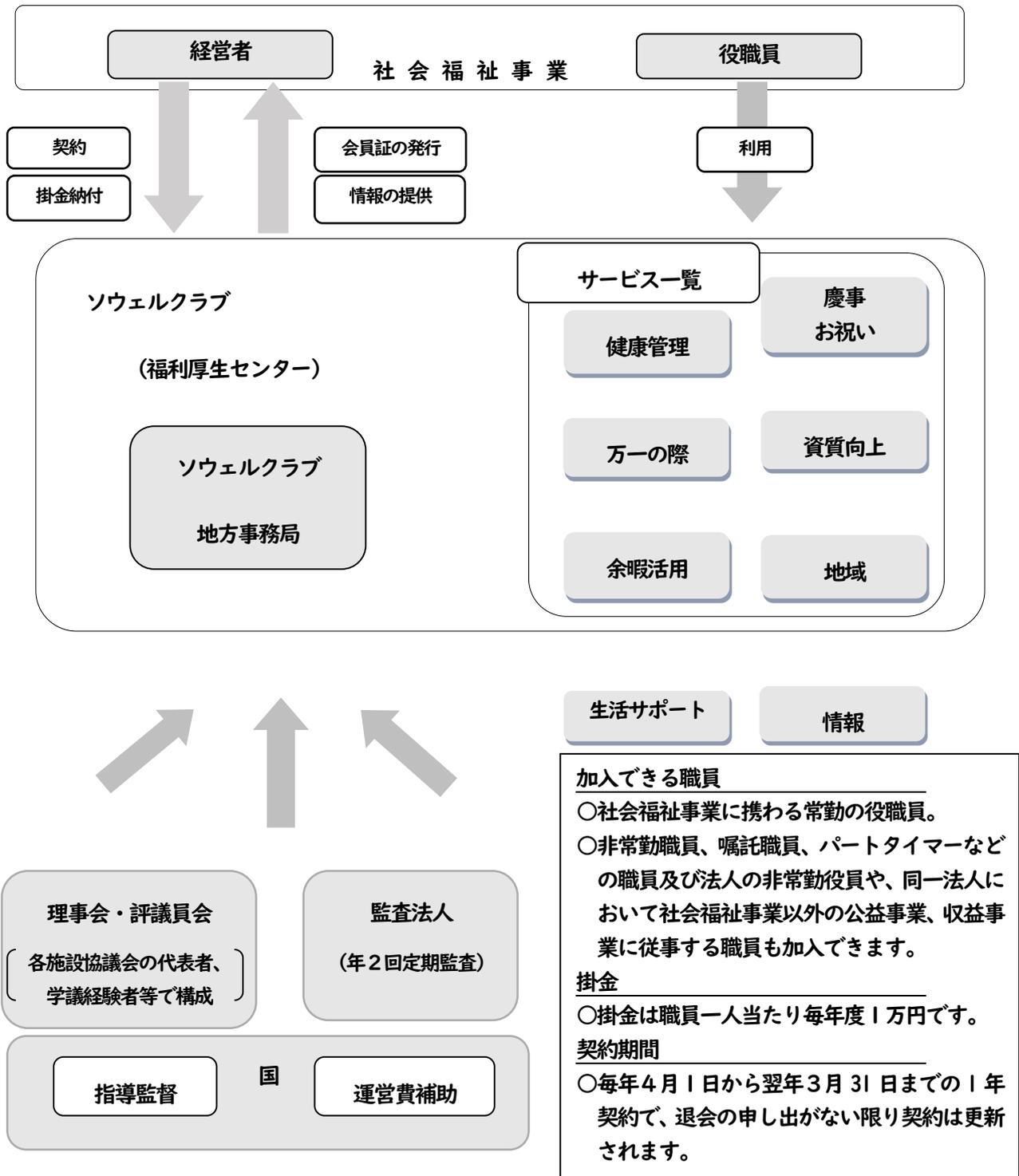
法令に基づく職員定期健康診断を実施するとともに、管理職は結果を職員と共有し、職員の健康管理に留意しま

す。また、調理にあたる職員の腸内細菌検査を確実に実施し感染予防と衛生管理を徹底します。

③ メンタルヘルス

心理職の配置等、職員のメンタルヘルスに留意します。

⑤ 福利厚生センター事業の活用



IV 事業管理体制

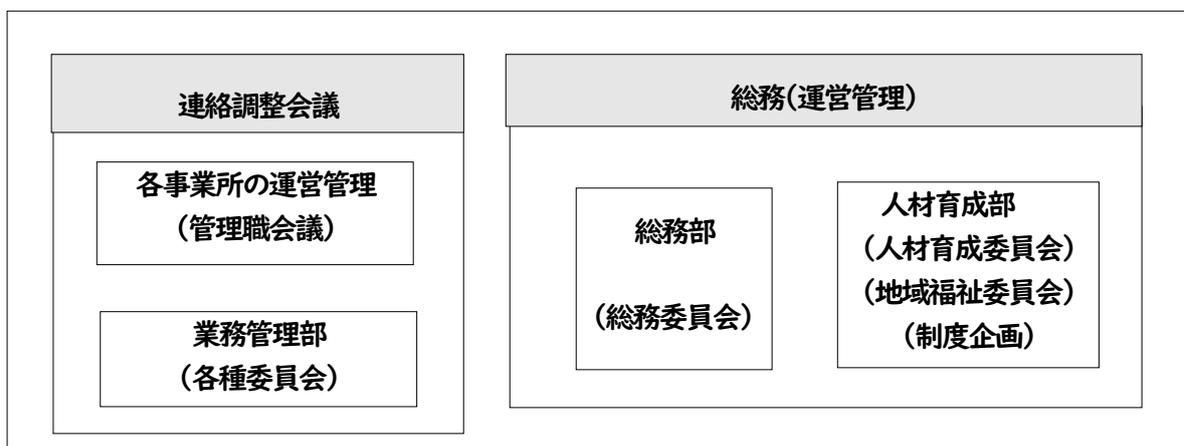
(1) 委員会制度

① 検討委員会への取り組み

母子事業部の課題別の検討委員会に各施設の職員がそれぞれ所属し、実施事業の基本課題に広い視野から取

り組むことで人材の育成を図ります。施設で事前検討された内容を委員会で検討・審議し、母子事業部による決定事項は速やかに施設へフィードバックして職員全体に周知し、基本情報の効率的な伝達を図ります。

母子事業部



部	委員会	内容	開催	
本部機能	総務部	総務委員会	ガバナンス(会計・労務・庶務等) 広報誌・ホームページ・採用 事業計画・事業報告・会議等	週1回
		制度企画	第三者評価・指定管理等審査	適宜
	人材育成部	人材育成委員会	人材育成制度企画 行動考課・研修制度	月1回 適宜
		地域福祉委員会	ゆうわ会・家庭福祉研究会等 青少年応援事業	適宜
支援の質の向上	業務管理部	危機管理委員会	①危機管理 ②要望等解決 ③情報管理	年3回 各事業所は毎月
	業務管理部	業務向上委員会	④業務標準化・マニュアル パンフレット・しおり 自立支援計画策定等支援に関する事 ⑤QOL (保健衛生・環境美化・食育) ⑥子育て支援検討委員会 ⑦心理支援委員会 ⑧自立支援担当職員支援検討委員会	年3回 各事業所は毎月

(2) 総務部

① 総務委員会

ア 経営企画

経営方針の立案及び事業デザインを行い、事業計画の策定や人事計画、諸規程の検討を行います。

イ 会議準備

理事会・評議員会をはじめ、法人連絡会、運営会議、連絡調整会議等の準備を行います。

	会議名	内容
適宜	法人連絡会	各事業部の担当者が、役員会等の法人運営に関する企画および準備を行う。
毎月	連絡調整会議	母子事業部内の3施設・2事業所の合計5か所の管理職（主査等は必要に応じて）が参加し、事業所の運営や行事について検討及び報告をする。
	職員会議	施設の運営について職員全員で話し合います。また、前月の運営状況の確認、次月の予定調整を行います。
	支援会議	職員全員が参加し、利用者への支援内容の確認、意見交換を行います。
	サービス調整会議	全職員が参加し、関係機関を交えて、利用者の状況、支援の実施状況、効果等を話し合い支援内容の調整を図ります。
毎日	申し送り	宿直明け職員、宿直職員、勤務職員が参加し、日々の支援について必要事項を申し送ります。

ウ ガバナンス

監査

・監事監査、内部監査等の実施準備等を行います。

人事管理

- ・ 求人:法人の人事計画に基づき、求人の管理を行います。
- ・ 雇用管理:辞令および雇用契約書等の管理を行います。
- ・ 表彰・懲罰に関する管理を行います。

財務管理

- ・ 地域ニーズに対応した予算編成

地域行政の予算編成方針および法人の基本方針のもと予算編成を行います。

- ・ 利用者ニーズに対応した予算編成

母と子に安全で安心な事業が提供できるようサービスの内容を常に見直し、適切な予算編成を行います。

- ・ 分析にもとづく財務計画

決算分析を行い非効率的な予算執行の要因を解明して改善を図ります。

- ・ 内部留保を視野に入れた長期的財務計画

今後の社会情勢を踏まえ内部留保を含め長期的な財務計画の策定を行います。

- ・ 効率的な予算執行

事業計画に基づく予算執行

職員1人ひとりが事業内容を分析し効率化を図るよう職務意識を高める。

単なる予算消化ではなく、良質なサービスを提供する体制を絶えず整える。

収入が実績となる事業については、収支バランスのチェックに留意し補正予算の編成等を通して適正な執行

各地区・各事業所取りまとめ

- ・ 予算、事業計画、事業報告の取りまとめ

予算・実算(決算)・事業計画、事業報告原案作成のため、データの取りまとめを行います。

- ・ 労務・会計のデータの取りまとめ

労務の諸手続き、社会保険労務士との事務連絡、月例給与支給に関する基礎データの管理等を行います。

共済関係の事務作業を行います。労務・給与に関するデータの管理を集約的にを行います。各事業所の会計データの入力などの作業を行います。

総務に関するマニュアルの整備と実施

労務管理、会計管理、書類管理、建物管理、備品管理等の業務について標準化を進めます。

広報

法人で利用する、名刺、印刷物、パンフレット、HPなどの管理を行います。

・「さくらんぼはうす」

読みやすい・親しみやすい・役立つ情報発信型の広報誌を目指します。

・郵便物、印刷物の管理

印刷物管理 年賀状、名刺、封筒などの管理 住所管理 郵便物の送付先住所の管理

・ホームページの管理

建物・設備維持管理

・大田区・練馬区における環境基本計画に配慮した管理を行います。

計画的な保守・点検

・日常的な自主点検、施設では毎月1回の居室内安全点検で建物および居室の状況把握を行い、使う人の立

場にたった施設管理をします。また法令等で定めのある点検、建物の維持に必要な保守点検等につい

ては、年間保守計画を立て環境に配慮した維持管理を行います。

保守点検				自主点検	
毎月	エレベーター	年1回	水質検査	日常点検	建物
年6回	電気設備	年2回	空気環境測定	月次点検	居室内安全点検、受水槽
年6回	床清掃	年2回	害虫駆除	年次点検	建物構造等(年2回)
年4回	自動ドア	年1回	排水管清掃		
年2回	消防設備	年1回	受水槽清掃		
年1回	防火設備				

修繕計画

・区が実施する大規模な修繕については区と協議して長期的な修繕計画を立てます。日常修繕に関しては区内

事業者を優先的に活用します。

備品管理

- ・施設が保管し、使用している備品について、リストに基づき管理します。

採用

- ・採用に関する事 採用の準備、採用時の対応

② 制度施策委員会

第三者評価・指定管理者制度等審査

- ・第三者評価への対応

第三者評価は、母子生活支援施設という、あまり知られることのない事業を行っている法人として、そのサービスを公に知ってもらえるチャンスです。また、信頼性の高い制度を受審することによって、事業の透明性も担保されることとなります。法人にとってこの制度を十分活用できるよう対応していきます。

- ・指定管理者制度・委託等の審査

現在行っている事業の継続および新規事業の審査に対応します。

(3) 人材育成部

① 人材育成委員会

人材育成制度企画

大洋社らしい人材育成の仕組みを構築するために、キャリアパスやキャリア段位制度を活用した人材育成制度の仕組みを検討し、実施します。

ア 人材確保・職員の定着について

- ・求める人材像

- 信頼を第一に行動できる人材
- 相手の立場に立って行動する人材
- 自然な笑顔で接することのできる人材

イ 福利厚生

- 職員の健康保持のため、環境と労働の管理体制を確立します。
- 法令に基づく定期健康診断を実施し、職員の健康管理に努めます。
- 心理職の配置等、職員のメンタルヘルスに留意します。

ウ メンター・エルダー制度

- 新入社員に対し所属長(メンター)が直接指導するのではなく、先輩職員が教育係(エルダー)として2人1組となり、実務指導だけではなく職場生活上の相談役も担うようにしています。指導・育成にあたる先輩職員にとっても、マネジメントの技術を身につけるための場となります。

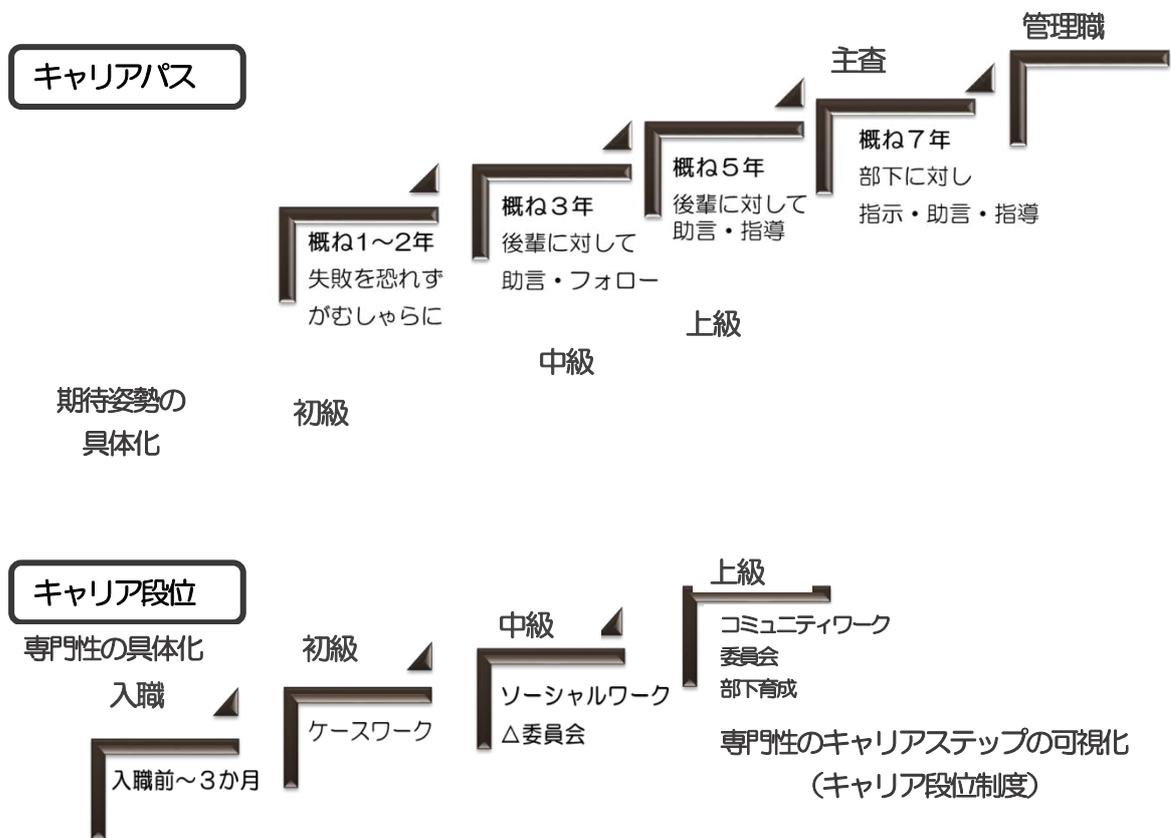
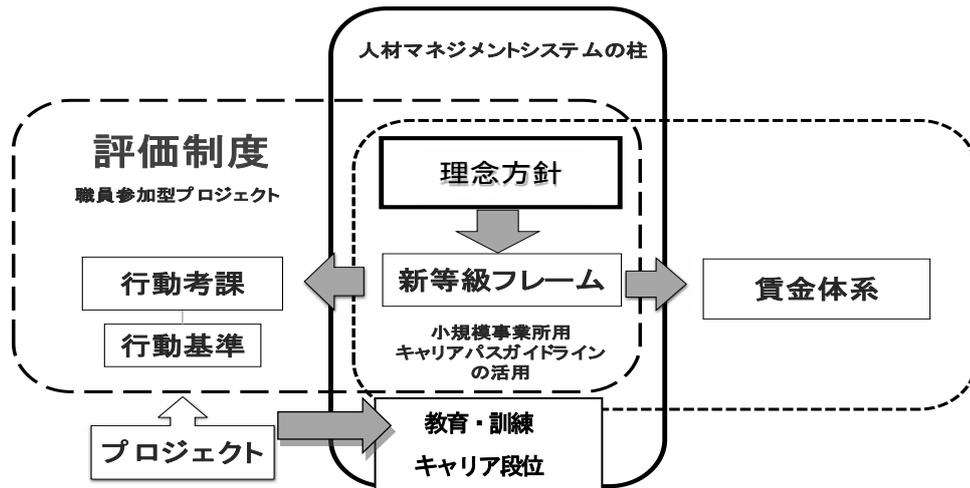
② 人材育成について

ア 人的資源管理の仕組み

- 採用、職務と研修制度、賃金制度、面接のあり方について広く検討しています。人材が最終的に目指すべき目標までの道筋や仕事における専門性を極める領域に達するまでの基本的な行動を示します。職員は中長期的にどのようなスキルや専門性を身につけていくべきかを理解できるとともに、自己の目指すべき道を自己で考察する材料ともなり、自己啓発意識の醸成、モチベーション向上に繋がります。また、大洋社の職員として、あるべき姿、求める行動を行動評価表とリンクした行動指針として具体化し、職員が行動指針に沿った行動を実践できるよう取り組んでいます。年度ごとにプロジェクトチームを立ち上げ、職員が主体となって各事業所の課題を考え、その解決を目指し取り組みを行っています。

イ 実習生受け入れについて

- 社会福祉士・保育士等の実習生の受け入れを行っています。実習生の受け入れについては、単に指導することに留まらず、未来の福祉人材の育成と確保のための第一歩であり、社会福祉事業従事者の使命であると捉えています。職員も指導を通して、自身の職務や担うべき役割の再確認し、指導力の向上など職員の成長にも繋がります。



・ 法人内研修制度

- 人材育成制度の仕組みを構築するために、人材育成委員会で人材育成プロジェクト設置しています。
- 職階別・職種別・個人別に研修計画を作成し、育成ビジョン実現のために個々の研修計画を作成し、段階的なレベルアップを目指します。

■ キャリアパスやキャリア段位を活用し、専門性の向上を目指します。

■ 各事業所、種別ごとの業務習得度チェックシートの項目に基づき教育・訓練(研修)の整備を行い、専門性の向上を目指します。

・外部研修

■ 母子生活支援施設における支援の専門化・高度化・領域の拡大にともない、外部で主催さ

れている研修も職員の専門性を向上させる目的で積極的に参加し、研修報告をすることに

よって他職員の専門性の向上にも繋げています。

種類	主催	項目	対象
業種別団体研修	全国社会福祉協議会 東京都社会福祉協議会	福祉経営等	経営層
		新人、会計、人権等	担当職員
専門職研修	職種別団体等	心理・DV・虐待等 就労支援・地域福祉・ 保育・保健衛生等	担当職員

エ 各種委員会

委員会に職員を参加させることで、長期的な視野で実施事業の展望を行うことのできる職員の育成を行います。

(4) 地域福祉委員会

① 地域における活動方針の検討

ア 地域交流事業

施設・利用者への地域の協力体制を確立するため、地元自治会(町会)活動への参加、地域交流行事の実施
施設機能の地域への提供のありかたについて検討します。

イ 法人サポート組織との調整

α ゆうわ会

退所児童である青年活動会員の育成や行事等について、この「ゆうわ会」との連絡を密にし、法人で会の事務を支援するなどの連携を図ります。

b 家庭福祉研究会

法人が、地域における社会福祉の発展に寄与できるよう、家庭福祉を研究・検討する場に参加しています。

また、地域交流事業の支援内容の要望を提案します。

ウ 青少年応援事業

子どもの貧困対策の取組みとして、青少年の成長を支えるための応援事業を行います。

② 関係機関との連携

ア 『行政機関』

行政センター(福祉事務所)、保健所等、関係機関と連携し、入所面談、退所面談、入所判定会議、サービス調整会議、ネットワーク会議等を通じて利用者のニーズに対応した質の高い支援の提供を行います。

イ 『民間社会資源』

支援を必要とする方々のニーズは多様化しており、公の機関や既存の福祉サービスのみでは十分な対応ができません。これまでの各機関との連携は維持しつつ民間の社会資源の開拓をし、幅広いサービスの提供ができるようにします。

ウ 母子寡婦福祉団体

ひとり親を幅広く支援している組織と、連携しながら事業を行っています。利用者が退所後も地域の中で孤立せずに過ごせるよう、また相談先としても活用できるように、施設内の行事の中で交流を図っています。

(5) 業務管理部

① 危機管理

ア 安全上の体制づくり

女性および子どもを利用対象とした施設であるという特徴から、安心・安全への対策はきわめて重要な業務と考えています。

実効性のある「危機管理マネジメント」を行うため、防災対策・リスクマネジメント対策・BCP(事業継続計画)

対策を行います。今年度は特に利用者の安全確保のための計画を確認し、職員への研修および訓練を実施します。

- ・ 責任体制の明確化

安心して安全な生活ができる環境を保障するために、各事業所に危機管理責任者及び危機管理担当者を配置し、責任体制を明確化します。

- ・ 委員会の役割

危機管理委員会では、各種条例等の施行・改正を把握・情報収集をします。また、各施設からの事故等の危機管理に関する情報収集に努めます。各々、委員会で検討し、内容により計画等の策定をし、職員へ周知します。

- ・ アクシデント・インシデント(ヒヤリハット)

報告書の活用、日常的な場面でのリスクを把握し、原因究明後、早急に対策を講じます。

- ・ マニュアルの見直しと研修・訓練の実施

危機管理・感染症マニュアルは見直しを継続し、常に最新の状況を踏まえて改善します。特に感染症発症や食中毒の予防及びまん延防止についてはマニュアルをもとに研修・訓練を実施し、利用者の安全確保に努めます。

- ・ 夜間管理

2名体制で夜間管理を行い、安心安全な環境を守ります。

- ・ 条例および地域の防災計画を遵守し、災害が発生、もしくは発生する恐れがある場合又は警戒宣言が発せられた場合、行政の指示に従います。

- ・ 防災・災害対策

- BCP 計画を策定し、職員一人ひとりが計画に沿って行動できるよう研修および訓練を行います。

- 施設長を自衛消防隊長として自衛消防組織を編成し、消防計画に基づき、様々な場面を想定した防災訓

練(毎月)を実施します。

■ 自主点検(閉鎖障害等、火気関係)を毎日実施します。

■ 居室内安全点検を毎月実施します。居室内に不具合がある場合は、施設で修繕できるものはすぐに修繕し、業者が必要な場合は区と相談しながら対応します。

■ 従業員および従業員の家族との安否確認手段等「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正」に基づき事業所防災計画(帰宅困難者対策)策定しています。

危機管理マニュアル	
危機管理緊急伝達体制	① 伝達体制
事故・災害に関すること	① 火災 ② 地震 ③ 津波 ④ 液状化 ⑤ ガス漏れ ⑥ 停電 ⑦ 落雷 ⑧ 風水被害 ⑨ 盗難・紛失 ⑩ 放漏水 ⑪ 労働災害 ⑫ 交通事故 ⑬ ライフライン途絶 ⑭ コンピュータ ⑮ ネットワーク障害 ⑯ 犯罪 ⑰ テロ
日常生活に関すること	① 業務中の事故 ② 利用者のけが・病気 ③ 食中毒・施設内感染
支援に関すること	① 追跡・不審者 ② 虐待
労務に関すること	① セクシャルハラスメント ② 職員の不正・犯罪 ③ 公私混同

イ 事故発生時の対応

災害発生時には施設長を自衛消防隊長として自衛消防組織を編成し、危機管理マニュアルに基づき対処します。事故等が発生した場合には、すみやかに法人及び行政へ報告し、対応の共有化を図ります。万が一に備え施設損害賠償責任保険に加入します。

ウ 防災訓練等の具体的対策

利用者の安心で安全な生活を守るために年間防災訓練計画に基づき、毎月 1 回、火災・地震・ガス漏れ等を想定し、防災訓練を実施しています。その他にも、消防署指導による応急救護講習を毎年実施しています。

・ 自衛消防隊の編成および防災訓練の毎月実施

施設長(所長)を自衛消防隊長として自衛消防組織を編成し、消防計画に基づき、様々な場面を想定した防災訓練(毎月)を実施します。

・ 職員の防災教育

防火管理者講習、上級救命講習、危機管理マニュアル学習を通して職員の防災教育を行います。

・ 利用者の防災意識の向上

消防署指導による利用者向け防災講習を実施することで防災意識を高めます。

・ 救護法講習

消防署指導による利用者向け応急救護講習を実施し、負傷時等の対応方法を学びます。

・ 地域合同防災訓練への参加

利用者とともに地域合同防災訓練に参加し、大規模災害が発生したときの具体的な動きを学びます。

② 要望等解決

利用者一人ひとりの人格・意向が尊重され、安心・安全な環境の中で、自立に向けた生活を営むことができることを目指し、積極的な取り組みを行います。利用者を権利の主体として位置づけ、受容的な態度で、常に利用者の最善の利益に配慮した支援を行います。受容的・支持的な関わりを基本としながら、利用者の状況に応じて

適切な対応ができるよう、常に利用者の利益や権利侵害の防止に考慮して、真摯に向き合います。

ア 苦情等解決の体制

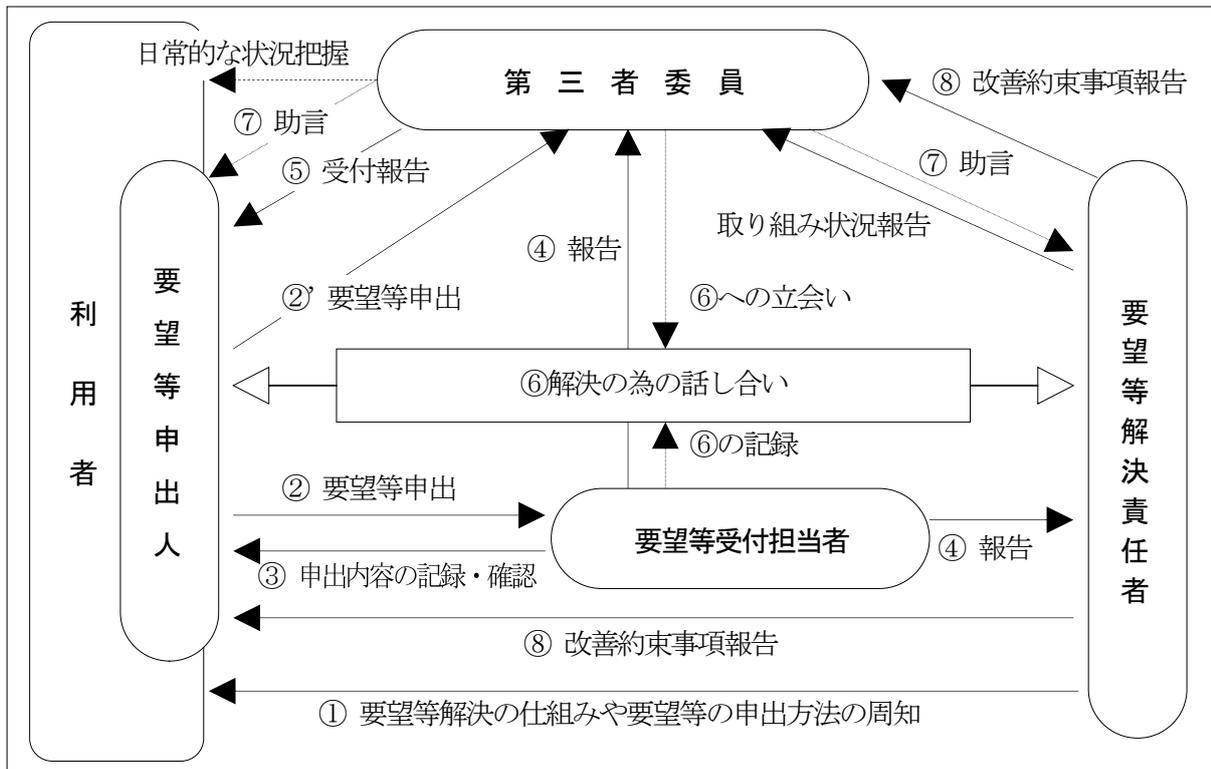
苦情解決については、利用者の権利を擁護し、福祉サービスを適切に利用できるよう支援します。

また、要望等解決を閉鎖的に取り扱うことなく、社会性や客観性を確保し、ルールに沿った方法で解決を進める

ことで、円滑・円満な解決の促進、事業の信頼性の確保、適正性の確保を図ります。

要望反映への取組	<ul style="list-style-type: none"> a.サービスの質の向上要望等への速やかな対応 b.データの分析によるサービスの改善 c.スーパーバイザーの配置 d.第三者委員との勉強会の実施 e.第三者委員、職員への意見提出用のポストを設置 f.退所時、行事のアンケートの実施
第三者委員会との連携	<ul style="list-style-type: none"> a.第三者委員、受付担当者、解決責任者の連携による問題解決 b.第三者委員の行事参加等による利用者との関係作り
福祉サービス 第三者評価の導入	<ul style="list-style-type: none"> a.自己評価 b.利用者アンケート c.結果を踏まえた施設運営の改善

イ 仕組み



④ 情報管理

法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その保護と適正な取り扱いのために、自主的なルール・体制を確立します。

ア 個人情報の管理

- ・ 個人が扱う個人情報の重要性を認識し、その保護と適正な取り扱いのために、自主的なルール・体制を確立します。

情報管理体制の確立	管理体制	情報管理責任者及び、情報管理担当者を配置し、個人情報を管理しています。
	個人情報保護の周知	個人情報に関する規定類を明確にし、個人情報保護の取り扱いを全職員に周知するために必要な教育を行います。
	開示請求への対応	個人情報窓口を明確に設け、開示請求に対しても的確に対応できるよう準備を整えます。
	個人情報の適正利用	入所時に目的を明確に説明後、承諾を得て必要書類の提出をしていただき、目的外、第三者提出の制限を徹底して行い、透明性のある利用を心がけます。
関係法令の遵守		個人情報保護に関する法令、その他の関係法令および厚生労働省のガイドライン、大田区の情報に関するセキュリティ基本方針を遵守します。
安全性の確保	情報の保管	個人情報・個人データは常に整頓し、施錠できる箇所に必ず保管し、鍵も安全に管理します。
	パソコンの取り扱い	個人情報を管理しているパソコンはインターネットが利用できるパソコンと別にし、各パソコンにはセキュリティ対策を行います。
	外部者の意識の向上	従業者、委託先に徹底した監督を行い、職員をはじめ実習生・ボランティアの個人情報に対する意識の向上を図ります。

④ 業務向上委員会

ア 業務標準化

a マニュアル整備

業務別、経営課題別に担当職員が各施設・事業所より参加して、実態に沿ったマニュアルの作成を行い、業務の標準化による支援の均一化と、支援の質の向上を目指します。

b 自立支援計画策定

母子生活支援施設を利用する方の自立を目指す指針となる計画の策定方法について必要に応じて検討し、

わかりやすい自立支援計画の策定ができるよう目指します。

区分	分類	内容	
業務別	母子施設	家族・母親	入所見学、入所説明、面談、退所時対応、離婚、債務整理、等、自立支援計画とアセスメント
		児童	児童支援説明、児童面談、学童保育、学習会、学童、補助保育等
		乳幼児	保育受入、乳幼児面談、未入所児保育、補助保育、病後児保育等
		地域支援	地域ひとり親家庭に対するサポート(訪問による生活及び心理相談等)
		地域における公益的な取組み	公益的な取組み、れいんぼう、JOY、ままれいんぼう、子ども虹の架け橋プロジェクト等
	子育て支援	子育て支援	申し込み、登録、キャンセル、送迎、等
		ファミリー・サポート	申し込み、登録、援助活動相談、等
		学童保育	受入、学習、室内・外遊び、引渡し、退会手続き、等
	総務	総務	会計、労務、建物管理、等

イ QOL (保健衛生・環境美化・食育)

α 事業ごとに行動計画を作成

- ・ 各事業で特性に合わせた行動計画を個別に策定します。
- ・ 保健衛生・食育・環境美化を中心に計画を作成します。

保健衛生		
健康健診の実施、衛生関係の情報提供・セミナーなどを通し、生活の基盤となる心身の健康についての意識づけができるようにします。また、健康診断の結果や予防接種の接種状況、乳幼児検診の結果等を把握し健康管理に努めます。		
	健康相談・診断	健康診断・健康相談セミナーの開催は保健所、嘱託医と臨床心理士と連携を行います。
	感染症対策	感染症に関する基礎知識や対応方法など衛生関係の情報や把握を行い適宜対応を行います。
食育支援		
生活の基盤となる食について、健全な食生活を実践できるよう、日々の生活の中で食に関心が持てるよう支援します。		
	実践プログラム	個々の生活能力に応じた実践プログラムを作成します。
	季節感	料理クラブ・誕生会等の行事で旬の食材を使用し季節感を感じてもらうとともに、食に関心を持てるようにします。
環境美化		
環境マネジメントシステムの趣旨を踏まえ、環境関連法令等を遵守し、環境負荷の低減に努め、安全で安心できる生活環境を整備します。		
	安全・安心な生活支援	区の安全安心パトロール、夜間2人体制で安定した生活を守ります。
	生活環境の整備	日常清掃、定期清掃および年2回の利用者とともに大掃除を実施し、施設環境の維持及び生活環境への意識の向上を図ります。
情報提供		

QOLの向上のため、食育・保健衛生についての情報をわかりやすく提供していきます。		
	おたより	保健衛生・食育・環境美化に関する情報を、お便り、ポスター等で情報提供します。
	講習	職員や講師による利用者への健康・食育・環境美化に関するレクチャーを年間計画として実施します。

(6) その他

① 健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例の遵守

児童福祉施設においては2019年7月から施行であり、目的や趣旨を徹底し措置を講じる。

② 保険

継続して施設賠償責任保険に加入する。

2024(令和6)年度

事業計画

社会福祉法人 大洋社

大田区立ひまわり苑

Ⅱ 事業別サービス実施計画

i 母子生活支援施設 (第1種社会福祉事業)

大田区立ひまわり苑

【事業概要】

事業開始	平成10年2月1日
世帯数	20世帯
緊急一時保護	1世帯
事業内容	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。

1 基本計画

(1) 基本方針

① 「社会性のある子どもを育てる施設」

子どもの育成環境の基本である家庭生活の充実を基盤に、協調性、人間関係の形成に重点を置き、個々の子どもの発達段階に応じた支援を行い、社会性のある子どもを育てます。

② 「家庭の幸せを守る施設」

社会福祉法人大洋社の母子事業部は、現代の混迷する時代の家族問題に焦点を当て、利用者の人権と家族の幸せを守る為に、各々の家族に応じた生活設計を基盤とする自立支援計画を立て、明るく健康的な生活ができるように支援することを方針とします。

③ 「地域に愛される施設」

豊かな人間性を備え、家庭支援の専門家となるような人材育成をし、家庭福祉の拠点となるよう開かれた福祉活動为目标に地域や関係機関とネットワークを結び、地域に愛される施設づくりを目指します。

(2) 重点事項

大田区共通

ア. 事業計画

「母子事業部事業計画」を作成し、事業所の管理体制や支援内容の見直しを行い、家族福祉・地域福祉を担う事業の在り方の検討をします。

- A. 委員会による様々なシステムのレベルアップをより一層推進します。
- B. システム及びマニュアルの現場での周知徹底とデータの収集・解析を行うことでサービスの質の向上を図ります。
- C. 事業特質を理解した人材育成を行うための人事管理を行います。
- D. 母子福祉・家族福祉における新たな方向性を意識した支援を展開できるように事業のあり方を検討していきます。

イ. 抱負

以下の4項目を抱負として母子生活支援施設の運営にあたります。

- A. 利用者にあたたかさを感じていただける支援を目指します。
- B. 児童の健全育成・社会性のある子どもを育てます。
- C. 安心、安全を保つ支援を行います。
- D. 退所後も実家のように、何でも相談できる信頼関係を築く支援を行います。

ウ. ひまわり苑とコスモス苑の運営体制（両施設の一体的経営）

A. 法人本部・母子事業部

法人本部機能の充実

■運営会議（連絡調整会議）

母子事業部の担当者、各事業長が参加し、事業内部の3施設5事業所の施設の運営状況の共有を図ります。

業務改善への姿勢

■委員会

危機管理対策の向上、業務向上・標準化を目指しています。支援の共有・向上を図ります。

■コスト削減

運営効率を高め、財源や物品の共有等を行います。

■一体的管理

法人会計の導入等による各施設・事業の一体的管理を行います。

B. 委員会制度

法人が経営する各事業所間を横断して組織する各委員会で課題の検討をし、組織向上や支援の質の向上に活用しています。また内容を速やかに施設へフィードバックして職員に周知し、基本情報の効率的な伝達を図っています。

C. 附帯事業

■子ども家庭在宅サービス

地域の子育て世帯の多様化する課題に対応する為、より多くの子どもを支援する体制が必要となります。その為、同法人が二つの施設にて子ども家庭在宅サービスを行うことにより、地域ニーズに合わせた柔軟な事業展開を行うことができます。また、ひまわり苑で行っている要保護児童受入をコスモス苑でも展開していきます。これはひまわり苑のノウハウがあることにより実現できます。各地域の子育て家庭のニーズに対応します。

■安心・安全な空間の確保、DV、家庭内暴力のある世帯に対し、区内の2か所に母子生活支援施設に緊急に保護する場所（緊急一時保護事業）がある事で住んでいる地域を避けて追跡防止の安全と利用者の安心が確保されます。

D. 支援

■児童の社会性の向上

児童の合同行事（子ども会）を通して基本的なルールを覚える為の生活指導や、生活能力の向上、生きる力の向上を目指します。そして、活動を通じて人間関係の構築の仕方を学び、力を合わせて一つのことに取り組むことの大切さ学びます。合同行事があることで、団体行動の楽しさ、難しさを感じることができます。

■サービスの向上

同法人が二つの施設を運営することにより事故・苦情・要望等の情報を速やかに共有することができ、各施設のサービスの質が向上します。また、事例検討会や勉強会を合同で行うことにより、支援の質の向上を図ります。同じ思いを共有している仲間が同じ法人内にいることで、法人職員同士で支え合い、励まし合い、一緒に悩みながら利用者の支援に臨めることは、大きな強みになります。

■支援の質・専門性の向上

事例検討会、現場研修などの学習を互いの施設職員が行うことで、専門性の向上を図り、より良い支援を行うことを目的とします。

大田区立ひまわり苑

ひまわり苑は母子生活支援施設指定管理者制度の運営委託を再受託し4年目となります。

児童福祉法の改正施行に基づき、こどもの権利擁護が図られた支援ができる体制を構築し、産前・産後支援、アフターケアを含む地域支援、親子関係再構築支援の3つの支援を柱とし、関係機関とのソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を目指し、切れ目のない支援を行います。また、感染症やさまざまな災害等、虐待防止に対応できるよう実効性のある「危機管理マネジメント」を行い、安心、安全な環境を提供し、迅速・適切な施設運営、事業継続の実施に努めます。これらを重点として事業を行い、利用者が安全、安定した生活が営めるよう、関係機関と協力体制を築き、地域に愛される施設づくりを目指します。

今期の重点事項

①こどもの意見表明支援と職員の汲み取り力の向上を目指す

→こどもの権利擁護や汲み取り力向上の学習を委員会など学習する機会を増やし、こどもたちには、日々の関わりの中や児童会など意見表明ができる場面を増やしていく

②職員が働きやすい職場環境の整備と業務促進のためのシステム化

→職員間のチームワーク向上とOJTを実践的に進められるようなプロジェクトを推進し業務を早く進められるようにパソコン機器、目標シートを活用してシステムを構築します

③母子の多岐にわたる課題に対応できる職員の更なる専門性の向上

→職員の専門性の向上の為、委員会や内外の研修会での学習に加え、心理ケアや困難事例等へスーパービジョンを行える体制を整えていきます。

(運営)

ア 危機管理委員会

- ・**危機管理**：感染症や各災害時のBCPを基に実践的な学習を行い、全職員が危機管理能力、対応力の向上に努め、危機管理体制の強化を図ります。また、安全計画を活用し、利用者の安全を守るよう取り組みます。
- ・**要望等解決**：要望等解決について適切且つ迅速な対応が出来るよう実践的に学びを深め、対応力の向上に努めます。また、相談技法や苦情対応についての学習を行います。引き続き、子どもの権利についての理解を深めながら、対応方法について学んでいきます。
- ・**情報管理**：人権尊重や情報開示を意識した文章表現について実践学習を行い専門性の向上に努めます。個人情報保護法の改正について学習し、理解を深めます。また、利用開始時の個人情報の取り扱いについて学んでいきます。

イ 業務向上委員会

- ・**業務向上 (QOL)**：感染症予防や対応方法について学び、感染症に対する理解を深めます。職員の業務向上の為、ストレス対応能力や職場の環境作りについて学習します。また、利用者のQOL向上を目指し、食育支援、環境美化についての実践的な学習を行います。
- ・**業務向上 (家族)**：親子関係再構築支援についての学びを深め、支援の組み立て等の実践を行います。また、面接技法についての学習を行い、専門性の向上を図ります。更なるソーシャ

ルワークの理解を深める為、学習を行います。

- ・**業務向上（児童）** 児童発達や発達障がい等の子どもの特性や対応、母子の連動性を意識した自立支援計画の作成、虐待発見時の対応や被虐児のケアについて学習を行い、日々の支援につなげていきます。また、実践的な学習を通し、アセスメント力の向上を目指します。
- ・**業務向上（乳幼児）**：保育所保育指針に則った保育実践の基礎を実践的に学び、理解を深めます。また、産前産後支援についての学習を行い専門性の向上に努めます。

（支援）

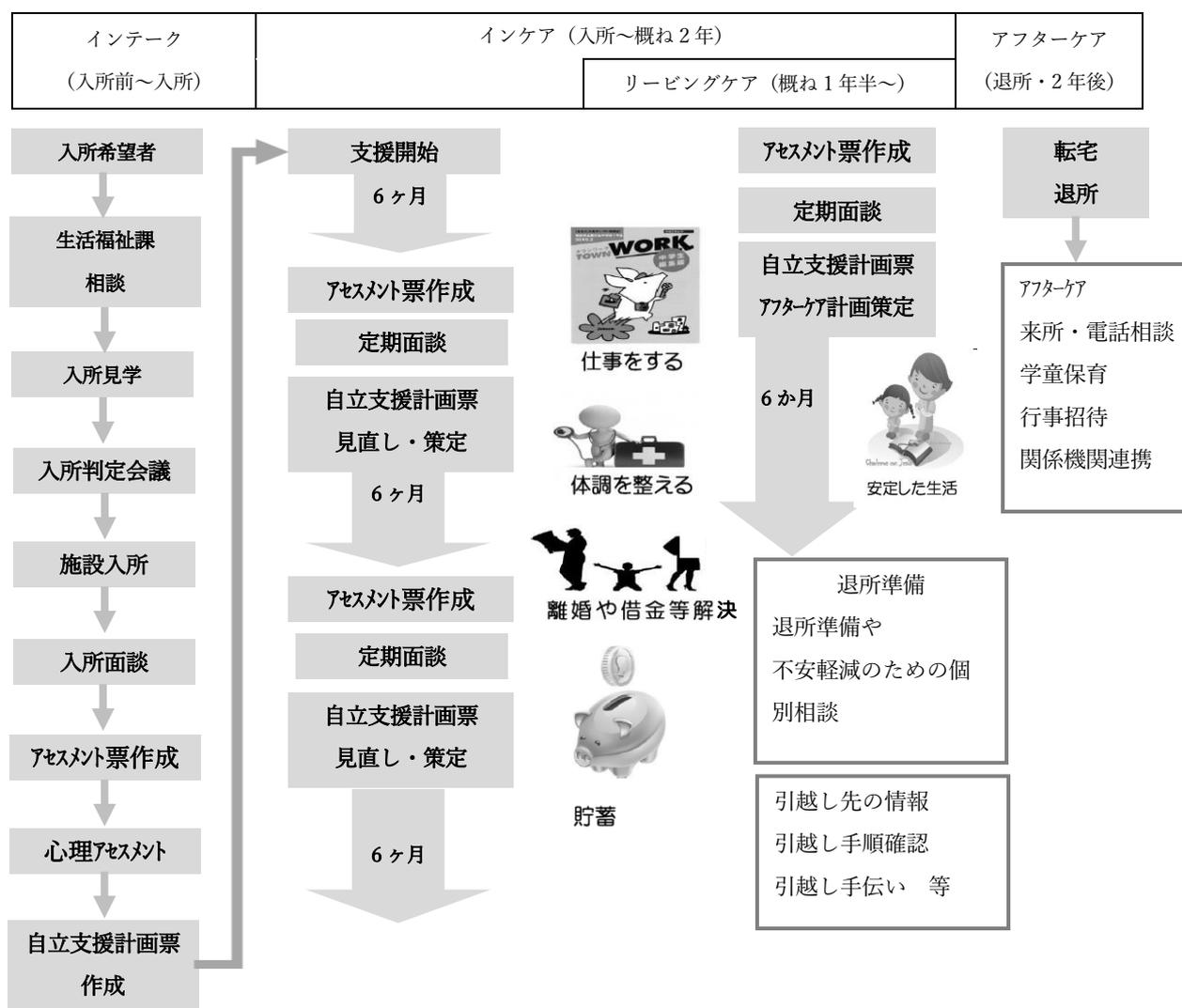
- ・**親子支援**：日々の対話から子育てに関する不安や困り感を伺いながら、助言や情報提供を行います。担当同士や全体での支援打合せを実施し、利用者支援内容の共有・検討を行います。モデリングや母子関係調整を行い、親子支援を実施します。また、子への個別支援を実施し気持ちを引き出すことができるような関わりを努めます。
- ・**就労支援**：利用者の適性を見極め、就労に関する状況確認とアドバイス、関係機関との連携を行いながら長期的な就労の安定を目指します。求職活動を始めた利用者に対しては積極的に声掛けし、個別で書類記入介助や面接対策等の細やかな支援を行っていきます。
- ・**アフターケア**：入所中より支援のネットワークを形成し、環境変化による不安を緩和します。インケア、リービングケア、アフターケアと切れ目のない支援の為に、退所前にアフターケアの計画を作成し、退所後は、計画に沿った支援を行います。また、母子の孤立を防ぐべく、地域での支援を行います。
- ・**心理**：入所後に母親に心理検査や成育歴の聞き取りを行い、精神面の健康状態の把握・アセスメントを行います。その後、入所者の状況に合わせて、個別に心理相談やプレイセラピーを継続的に行い、メンタル面の回復を目指し、心身の安定へ繋げていきます。また日常的に生活場面面接を行い、支援職員と連携し日々の支援に繋げていきます。

2 良質なサービスの提供

(1) 支援

① 入所から退所までの支援の流れ

入所当初は、危機的状況にあった母と子が安心して生活できるよう環境を整えていきます。入所後1か月程で入所面談を行い、母と子が自立に向けて主体的に向き合っていくように課題を整理します。インケアでは利用者に寄り添いながら課題解決に向けて支援を行っていきます。退所半年ほど前より、地域での生活を意識してリービングケアへ移行します。退所後も地域で安心して生活が出来るように、アフターケアを行います。



② 自立支援の考え方

母親や子どもが自立に向けて意欲を持ち、目標を持って生活が出来るよう自立計画を立て、それをもとに面談を通して自立支援計画を作成します。面談には行政の担当者も参加し、関係機関の意見を反映して計画を立て、利用者も了承したうえで支援を展開します。

入所面談時には自立に向けての目標を確認し、定期面談（半年に1回以上）では現状確認、計画の振り返り、新たな自立支援計画作成を通して目標や支援の方向性について話し合います。退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての新たな課題を確認し、アフターケア計画を作成してアフターケアにつなげます。

親子支援	子育て支援、生活支援、親子関係支援
母親支援	自立支援、就労支援、生活支援、健康支援、子育て支援、産前産後ケア、その他の支援
児童支援	自立支援、学習支援、生活支援、健康支援、対人関係調整支援
乳幼児支援	自立支援、生活支援、健康支援、対人関係調整支援
就労支援	就労準備、就職活動、就労継続、転職活動
心理支援	母親、児童、乳幼児、職員への助言、会議への参加、その他
DV 被害者への支援	緊急一時保護室、入所、経済支援、生活支援、子育て支援、健康支援、心理支援、子どもへの支援、裁判関係、関係機関との連携、その他
児童虐待防止支援	個別支援、関係機関との連携、子育て支援、健康支援、心理支援、自立支援、学習支援

③ 支援メニュー

■親子支援

様々な事情から母子家庭に至り入所した母子が、自らの選択に納得し、希望を持って一歩を踏み出せるよう支援します。母子生活支援施設の最大の特徴の一つに親子を一体として支援できることがあります。母親の状況が良くなければ、子どもとの関係にも影響があり、このことは子どもたちの心身の状況に直結します。親子関係の改善を図る支援を提供します。

支援プログラム

子育て支援	「親子」を単位とした課題を支援することで、安定した親子関係を構築します。	
	メニュー	内容
	知識の情報提供	子育て知識、子どもの年齢に合わせた発達についての情報提供を行います。
	子育て相談	相談を通じ、子育て不安、子育て負担、孤独感の軽減を図ります。（虐待防止）
	養育	職員がモデルとなり、子どもへの関わり方、スキルの習得を促します。 また、社会福祉資源の情報提供を行います。

生活支援	子育て環境の整備・構築、安定した生活を通し、母の子育て力を向上します。	
	メニュー	内容
	生活基盤	基本的な生活習慣確立を目指し、子どもを中心とした生活基盤の構築を図ります。
	親子行事	親子行事に参加することで、コミュニケーションを図り親子関係構築を図ります。

親子関係支援	親子関係が円滑で安定したものになるよう支援します。	
	メニュー	内容
	親子関係調整	親子関係調整のための保育を行います。また、必要に応じて親子間に介入し、関係調整を行います。（虐待防止）
	関係機関との連携	児童相談所、子ども家庭支援センター、学校、保育園などとの連携・協働や必要に応じてカンファレンスを実施していきます。
	親子再統合支援	母と子の再関係構築のペースに合わせて、子育て支援、生活支援など必要な支援を関係機関と連携しながら行います。
	コミュニケーション	臨床心理士による親子コミュニケーション練習を行います。

■母親支援

母親のこれまでの人生を尊重し、母親自身が主体的に目標を持ち自己選択できると共に本人の力が最大限に活用されることを支援の第1目標とします。そして職員は利用者への支援を通して、寄り添い支えることで信頼関係の構築を図ります。母親、施設、行政の担当で立てる自立支援計画票をもとに一人ひとりの課題に合わせた支援を行います。

支援プログラム

自立支援	母が自立に向けて意欲が持て、目標を持って生活が出来るよう自立支援計画をもとに、面談を行い支援を展開します。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	母親が立てた自立目標を基に支援を組み立て、一緒に「自立支援計画票」を作成します。行政等の関係機関からの意見も反映し、支援を展開します。
	入所面談	入所後1カ月を目安に、行政の担当者を交え面談を行い、自立に向けての目標を確認します。
	定期面談	半年に1回以上、行政の担当者を交え面談を行い、現状確認と計画の振り返り、新たな自立支援計画の作成を通し、支援の方向性について話し合いを行います。
退所	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての最終確認を行います。	
生活支援	自立の基礎・基盤ともなる生活の安定を図ります。生活に関するスキルの向上を目指します。	
	メニュー	内容
	基本的生活習慣	子どもの年齢を考慮した一日の生活のタイムスケジュールの計画、習慣化を図る為の生活介入や、習慣が体得できる為の居室介入を行います。子どもの生活に応じた就労先を確保します。門限、外泊回数の設定、必要に応じて注意を促し生活リズムの確立を目指します。
	食生活	技術や知識の習得、習慣化を図る為の相談やアドバイス、モデリングを実施します。
	衛生管理	居室内の清掃について、計画的に居室介入し、アドバイスやモデリングを実施します。分別によるゴミ出し促し等も行い、習慣化を目指します。
	社会性の自立	施設内自治活動、母の会、体験型母親支援(ママれいんぼう)での学習と生活のプログラム、行事における役員活動等への参加を促します。また意見交換による自主性の向上を図ります。
	生活資金調整	月々の収入や出費の確認を行うために、家計簿記入などを促します。生活資金の流れを把握し、適切な使用が出来るように、調整やアドバイスを行います。
	債務整理	全体的な債務額を把握し、返済計画を作成します。必要にあわせて法テラスなどの情報提供を行います。

健康 支 援	心身の健康の回復、健康の維持、健康の増進を図ります。	
	メニュー	内容
	身体面	体調についての相談を受け、通院を促します。保健師を紹介し、通院状況の確認、同行を行います。病状や治療状況の確認を行います。特定妊婦が入所した場合は、産前産後ケアを行います。
	メンタル面	精神科医師やDV・虐待に関する相談員を紹介し、連携を図ります。職員の日々の関わりや相談支援を行います。施設内臨床心理士と連携を図ります。

子 育 て 支 援	子育て環境の整備・構築、子育てスキル習得を通し、母の子育て力の向上を目指します。	
	メニュー	内容
	養育	モデリング等を通じ、子どもへの関わり方・スキル習得を目指します。子育て知識、地域の社会資源の情報提供を行います。相談を通じ、子育て不安、子育て負担、孤独感を軽減します。（虐待防止）
	保育	相談のみではなく、通院、学習、母子関係の調整、リフレッシュによる施設内保育を実施し、養育環境の整備を図ります。

そ の 他 の 支 援	生活全般における安心、安全、安定を図ります。		
	メニュー	内容	
	人間関係	施設内外の人間関係調整を行います。自分自身や母子の生活の安定が保てる人間関係についての気づきを促します。	
	夫等	離婚、親権、養育費等に関する調停・裁判に向けての情報提供を行います。弁護士等機関との連絡調整を行います。裁判資料作成介助、手続き介助をし、打ち合せ、法テラス、調停、裁判等へ同行します。夫への心情を受け止め、気持ちの整理を一緒に行います。	
	DV	不審者対応の徹底など安全な住環境と、精神的安心の提供を行います。追跡防止の為の方法や手続きについて、情報提供・介助をします。DV 専門相談や講座の情報提供を行い、施設内臨床心理士の活用を促します。	
	外国籍	書類の読み書き、電話問い合わせ、諸手続きなど日常生活全般のフォローをします。日本語教室、ビザ、国籍に関する確認、情報提供を行います。入国管理局、大使館等への同行を行います。	
	関係機関	行政をはじめとする関係機関との協働を行います。関係機関と母親の関係調整、連絡介助等を行います。	
	家族関係	家族との関係・交流について把握します。支援を得られる関係か否かの見極め、それに応じた交流についての相談を行います。	
	妊産婦	妊産婦へのケアの充実を図ります。妊婦に対しては安心して出産に臨むことができるように環境や気持ちを整えます。出産後は身体の回復や、育児の支援を行います。	
		出産前の支援	健康管理、妊婦検診の把握・同行、出産・入院準備 第一子の預け先の調整、関係機関との連携・協働
出産時の支援 (入院～退院)		病院の同行・訪問、届け出書類の介助	

	出産後の支援 (退院後)	届け出書類の介助、生活支援（家事、買い物など） 新生児子育て支援、第一子統合後の支援
退所	都営住宅申込みの促し、記入介助を行います。退所時期、地域の検討、不動産の情報提供を行います。物件探し同行、退所時手続き説明等を行います。	

■児童支援

子どもの健全育成の基本である家庭生活の充実を基盤に、協調性、人間関係の形成に重点を置き、高齢児を含め子どもの年齢に応じた個々の発達段階に応じた支援を行い、社会性のある子どもを育てることを目指します。また、随時母親からの子育て相談に応じるとともに、より専門的支援が必要な場合は、適切な機関に繋げます。子どもとともに立てる自立支援計画票をもとに個々に合わせた児童支援を行います。入所前には過酷な状況での生活を余儀なくされていた子ども達に対し、寄り添う姿勢を大切に、専門的な関わり、生活に根差した知恵や感性をもって、求められる大人像を示します。支援を通し、児童が「生きる力」を身につけていくことを目的とします。

支援プログラム

自立支援	子どもが入所期間中に目標を持って生活ができるよう、自立支援計画票をもとに、面談を行い支援の展開を行います。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	子どもの意向に沿って、健康面、生活面、母子関係、その他（友人関係、学習等）の項目に応じた「自立支援計画票」を職員と共に作成します。計画に沿って支援を展開します。
	児童面談	子どもと職員とで面談を行い、学校や家庭でのこと、将来のこと、悩みなど子どもの気持ちを聞き、目標の確認を行います。
	定期面談	個々の状況に合わせて面談を行い、支援の方向性の確認、見直しを行います。
退所面談	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての最終確認を行います。	

学習支援	学習の習慣づけや基礎学力の定着、個々に合わせた学習指導を行い学力の向上を目指します。	
	メニュー	内容
	学習指導	学童保育内での学習に取り組む習慣づけと、学力向上のための学習指導を行います。学童保育時間外での個々に応じた学習指導を行い、学校や母と連携して、子どもの学力把握をします。個々の学習指導計画を作成します。
	学習会	特定の時間において、個々の学力に合わせた学習指導を行います。
	進路指導	個々に応じて学力や世帯の状況、将来の夢などに沿って進路相談を行います。各種学校の情報提供、求職活動指導、学校説明会等の同行を行います。
関係機関との連携	子どもの学力把握、学習指導のため学校や教育センターとの連携を図ります。	

生活支援	子どもが周りの人と協力しながら、自分で考えて行動できるよう社会性、主体性の育成を図ります。また、子どもが自分の気持ちを素直に表現できるように安心できる環境を提供します。		
	集団支援	メニュー	内容
		学童保育	基本的なルールを守ることを覚えるための生活指導を行います。職員や他児との交流を通しての人間関係形成のための支援を行います。学習を通して他児に教えてもらったり、教えたりと交流を通じた人間関係、社会性の構築を目指します。また、学習の習慣づけ、学習指導を行います。調理体験（昼食作り、おやつ作り）を通して生活能力の向上を図ります。
		誕生会	毎月の誕生者のお祝いを行うと共に、児童と乳幼児と職員との交流を通して人間関係形成のための支援を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ、食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。遊びや製作を通して他児を思いやる気持ちなどの心の成長を促します。
		児童会	自主的に活動、意見交換を行う場の提供を行います。行事、個々の予定を確認することで自己のスケジュール管理力の構築を図ります。
		クラブ活動	園芸クラブ、習字クラブなど様々な知識を学ぶ場を提供します。クラブ活動を通して季節を感じたり、他児との親睦を深める機会を作ります。
		子ども会活動	野外活動を通して他施設の子どもとの交流を図ります。役割を持ち達成する過程を通して自分のことを自分で行う力を身につけ、調理体験を通して生活能力の向上を図り、礼儀を学ぶ機会をつくります。実生活に役立つ技能を身につけます。心豊かに創造性を身につけ、自然に親しむ機会を作ります。
	個別支援	学習指導	学童保育内での学習指導の他、学習会を実施します。個々に合わせた学習指導、進路相談を行います。
		補助保育	子どもの留守番時の居室での体調確認、食事介助などの保育を行います。
		心理士との関わり	子どもの安定した人間関係形成のため、臨床心理士との面談、SST（社会生活技能訓練）、プレイセラピーを実施します。個々の状態に合わせた関わりを通して子どもの表現力、生活力、社会性の向上を目指します。子どもが母親に自身の気持ちを表現できるようになるための母子関係調整を行い、高齢児や地域の学童保育利用児などに対して関わりを多くもち意思疎通ができるよう日々の声掛け、心理担当職員利用の促しを行います。
		基本的な生活習慣	子ども自身が基本的な生活習慣が身につくよう居室での生活指導を行います。必要に応じて登校介助、登校促しを行います。
		他機関との連携	子どもの心身、発達面での状況把握や、より専門的なケアを行うために学校や児童相談所、教育センター、保健師との連携を図ります。また、母親への情報提供を行います。個々の状況に合わせて関係機関とケースカンファレンス実施、情報提供、意見交換をします。

健康 支 援	子どもの健康管理のため、成長・発達の把握や健康増進、心身の健康の回復を図ります。	
	メニュー	内容
	保健衛生	健康診断結果を通して健康状態、成長・発達状態の把握を行います。健康相談を促します。予防接種の情報提供を行い、計画的接種を促します。必要に応じて通院を促します。
	食育	誕生会や調理体験を通して食の楽しさを学ぶ場の提供、食生活の改善を図ります。季節行事や会食を通して、季節を感じ、食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。
	環境美化	子どもが身の回りの整理整頓を自身でできるよう指導します。学童保育や施設内大掃除を通して施設内外の掃除を実施します。
	メンタル面	子どもの安定した人間関係形成のため、職員や、必要に応じて臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。
他機関との連携	成長・発達面での課題や専門的なケアが必要な場合、関係機関（学校、児童相談所、教育センター、保健師等）の情報提供、連携を図ります。母親への情報提供を行います。	

対 人 関 係 調 整 支 援	親子関係を始め、よりよい人間関係の形成を図ります。	
	メニュー	内容
	人間関係形成	学童保育や子ども会、職員との個々の関わりの設定を通して、安定した人間関係の形成ができるよう支援を行います。大人への信頼感の構築、情緒の安定が図られるよう支援を行います。
	母子関係調整	母子の状況を把握し、母子関係の調整や子どもの気持ちの代弁、親子間コミュニケーションの支援を行います。子どもの利益を最善とし、虐待防止のための面談の実施や児童相談所との連携を図ります。
子ども会活動	子ども会活動を通して、子どもの健全育成と「生きる力」を身につけることを目指します。法人内の施設の小学生を集め、合同で林間保育、ハイキングを行います。	

■乳幼児支援

子どもが愛情に満ちた、安心できる環境の中で成長できるように母親と協力し、子どもの健全な心身の育成・発達を目指します。また、子どもが自分で考えて行動し、自分の気持ちを素直に表現できるよう、子ども一人ひとりを独立した人間として尊重します。また、ひとり親家庭の自立の為、家庭養育の補完を行います。面談を通して母親が立てた自立支援計画をもとに個々に合わせた乳幼児支援を行います。

支援プログラム

自立支援	母の意向に沿って子育ての目標を持って生活が出来るよう自立支援計画票をもとに、面談を行い支援の展開を行います。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	母の意向に沿って、健康面、生活面、母子関係、その他（保育園、保育等）の項目に応じた「自立支援計画票」を職員と共に作成します。年齢に応じて子どもの意向も確認します。計画票に沿った支援の展開を行います。
	乳幼児面談	母子と職員とで面談を行い、家庭や保育園でのこと、将来のこと、悩みなど母子の意見を聞き、目標の確認を行います。
	定期面談	個々の発達や状況に合わせて面談を行い、支援の方向性の確認、見直しを行います。（養育相談を含む）
退所面談	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての確認を行います。	

生活支援	子どもの成長を母親と共に喜び、子どもが健やかに育ち、自分の気持ちを素直に表現できる環境を提供します。子どもの健全な心身の成長・発達を目指します。		
	メニュー	内容	
	集団支援	未入所児保育	保育園待機児童に対し、保育園が決まるまでの間、保育園に準じた保育の提供を行います。健康、成長・発達の把握をします。
		誕生会	毎月誕生者のお祝いを行うと共に児童と乳幼児と職員との交流を通して人間関係形成のための支援を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付ける支援を行います。他児との関わり方の習得を目指します。
	個別支援	補助保育	母が就労や特段の事情のため保育が必要な際の保育の提供、送迎介助を行います。個々の世帯に応じた保育の提供を行います。
		病後児保育	病後で体力面に心配がある場合、母の就労や特段の事情がある場合の保育の提供を行います。子どもの急な体調不良で、母が就労や特段の事情のため子どもを保育園にお迎えに行けない時の送迎介助と短時間の保育の提供を行います。個々の世帯に応じた保育の提供を行います。
		個別の関わり	子どもの安定した人間関係形成のため、臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。子どもの表現力、生活力、社会性の向上を目指し、子どもが母親に自身の気持ちを表現できるようになるための母子関係調整を行います。
		基本的生活習慣	子どもの年齢、成長発達に応じた基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、清潔、着脱等）が身につくよう保育、生活介助の支援を行います。母子での基本的な生活の組み立て、子ども自身が基本的な生活習慣が身につくよう居室での生活指導を行います。
		他機関との連携	保育園や発達センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育センター、保健師との連携を図ります。また、母親への情報提供（保育園や地域の学童保育）、申請介助を行います。個々の状況に合わせて関係機関とケースカンファレンスの実施、情報提供、意見交換をします。

健康 支 援	子どもの健康管理のため、成長・発達の把握や健康増進、心身の健康の回復を図ります。	
	メニュー	内容
	保健衛生	施設内健康診断を年に2回行い（未入所児に対しては、毎月）健康診断結果を通して、健康状態、成長・発達状態を把握します。健康相談へのアドバイスを行い、保健所の定期健診、予防接種の情報提供、促しを行います。必要に応じて通院の促しを行います。
	食育	誕生会や調理体験を通して食の楽しさを学ぶ場の提供、食生活の改善を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。子どもの年齢に応じた食事（離乳食、幼児食）、栄養バランス、偏食に対する工夫、母親への食育、調理指導を行います。
	環境美化	子どもが身の回りの整理整頓を自身でできるよう片づけの指導、促しを行います。施設内大掃除を通して施設内外の掃除の実施、補助（年長児のみ参加）を行います。壁面を飾ることで子どもの美意識の向上を図ります。
	メンタル面	子どもの安定した人間関係形成のため、職員や、必要に応じて臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。
	他機関との連携	成長・発達面での課題や専門的なケアが必要な場合、関係機関（保育園、発達センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育センター、保健師等）と情報を共有し、連携を図ります。母親への情報提供を行います。

対 人 関 係 調 整 支 援	親子関係を始めとする、よりよい人間関係の形成を図ります。	
	メニュー	内容
	人間関係形成	保育や職員との個々の関わりを通して、安定した人間関係を形成できるよう支援を行います。大人への信頼感の構築、情緒面の安定がされるよう支援します。
	母子関係調整	母子の状況を把握し、母子関係の調整や子どもの気持ちの代弁、親子間コミュニケーションの支援を行います。養育に不安がある母へモデリングを実施し、子どもの利益を最善とし、虐待防止のための面談の実施、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携を図ります。
発達支援	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の発達を意図した遊びのプログラムを通して、遊ぶこと、体を動かすこと、表現すること、学ぶこと、人と触れ合うことの楽しさを知り、健全な成長を促します。	

■就労支援

自立、生活の安定の基盤となる就労を支援することで、社会参加、自信の構築を図ります。さらに就労に関する支援を体系化し、個人の状況や適性に合った仕事を開始・継続され、就労率が上がることを目指します。

支援プログラム

就 労 支 援	自立や生活の安定の基盤となる就労を支援することで、社会生活での自信の構築を図ります。	
	メニュー	内容
	就労準備	就労活動に入る前に利用者の健康状態や適性に合わせた仕事内容などについての面談を行います。「社会に出て働く」ことの準備として、適正検査等就労相談機関等紹介、各種自立促進事業、職業訓練校等の情報提供を行います。また体験型母親支援(ママれいんぼう)での学習プログラム、生活プログラムへの参加を促し、就労と就労継続に繋げます。
	求職活動	利用者の状況や健康状態、適性に応じた求人情報提供を行います。問い合わせ介助、ハローワーク同行、就労支援員への繋ぎ、就労先の開拓、履歴書作成介助、面接練習などを行います。求職活動がより具体的になるよう定期就労相談を行います。求職活動のための施設内保育受入を実施します。
	就労継続	就労に伴う負担や悩みなどの軽減や就労状況把握の為に定期就労相談を行います。必要に応じて就労先等との連携を図ります。就労継続に伴う施設内保育受入を実施します。
転職活動	ステップアップの転職に伴う求人情報を提供します。	

■心理支援

母子共に精神的に安定した生活を営めるよう、不安やストレスの軽減を目的とした、メンタル面についてのケアを行います。

心理職員（臨床心理士）が利用者へ継続的なケアを実施し、精神面の健康回復を目指します。

支援プログラム

心 理 支 援	入所までの危機的な状況で疲弊したメンタル面の回復を行い、精神的安定を図ります。また、職員と連携を図り、支援の向上に努めます。	
	メニュー	内容
	母親	精神の安定を図り、安定した親子関係、生活をめざし、カウンセリングやペアレントトレーニングを行います。気持ちを整理し、課題に向き合うことで自立を目指します。
	児童	心身の健全な成長・発達を目指します。カウンセリングやプレイセラピーの実施、生活場面での療育的関わりを通し、精神的な安定を目指します。また SST（社会生活技能訓練）を通し、人間関係を円滑にし「生きる力」を育みます。
	乳幼児	心身の健全な成長・発達を目指します。療育支援を行います。安定した親子関係を築くために心理療法的意図を含んだ生活場面での関わりを行います。
職員への助言	職員と連携し、支援の役割分担、困難ケースの心理的視点からの助言等を行い、日々の支援に活かしています。	

会議への参加	支援検討会議、関係者会議等に参加し、心理的視点から発言を行います。
その他	精神科や他機関カウンセラーとの連携を行い、利用者の課題について共有を図ります。

■DV 被害者への支援

DV にさらされてきた母子は、複雑で重篤な心の傷を持ちます。DV による様々な傷や喪失感から回復し、心身ともに安心した生活を営むことが出来るように支援を行います。

支援プログラム

D V 被 害 者 へ の 支 援	心身が疲弊している状態から回復し、安心・安全な生活が営めるように支援を行います。	
	メニュー	内容
	緊急一時保護室	関係機関と連携を取り、速やかに受入れを行い、安心で安定した生活が営めるように体制を整えます。また、DV 加害者に知られないように配慮します。
	入所	福祉事務所と連携し、被害者である母子の安全確保を適切に行い入所を受け入れます。また、加害者の動向に関する情報を収集し、安全な生活が営めるよう配慮します。
	経済支援	福祉事務所と連携し、母の心身の回復を待ち、就労支援を行います。回復には時間を要することが多く、福祉事務所、母親、職員で十分に話し合いを行い、社会資源の活用も視野に入れます。
	生活支援	住み慣れた家や地域から離れて暮らす不安やDV による心身のダメージを理解し、親子が望む安心できる生活が実現できるよう支援を行います。
	子育て支援	母子関係の状況を見極め、安定した子育てが出来るよう母子関係調整、各種保育受け入れを行います。
	健康支援	DV 被害は行動や対人関係に変化をもたらし、様々な心の病気を誘発する可能性があります。医療の専門家による治療が必要なことも多く、医療機関に繋げる支援を行います。
	心理支援	臨床心理士によるカウンセリングを行います。職員と臨床心理士との情報交換を行い、より適切な支援を行います。
	子どもへの支援	子どもは暴力を受けたり、目撃している可能性が高く心理的に不安定になったり、他児と対等な人間関係を結べない状況に陥っている場合も少なくありません。保育園や小学校とも連携を取り、ケアする体制を整えます。
	裁判関係	離婚に向けては、調停や裁判などの法的な課題に対応するため、法律相談や法テラス等の情報提供や、同行支援を行います。必要に応じて書類作成の介助を行います。
	関係機関との連携	利用者の同意を得ながら警察、配偶者暴力相談センター、福祉事務所と連携をとり、保護命令制度など法的手続きの支援を行います。
	その他	不測の事態によって、DV 加害者に利用者の所在が知られてしまった場合は、安全確保を優先し、速やかに福祉事務所等と対応策を協議します。

■被虐待児支援

子どもは虐待経験などが原因で自己肯定感を喪失して、不登校・引きこもり・いじめ・暴力などの行動にでる場合があります。職員はそのような表出された言動に目を奪われず、子どもの話をしっかりと聴きながら、専門性を持って支援を行います。

支援プログラム

被虐待児支援	被虐待経験がある子どもに暴力を振るわない大人がいることが実感できるような関係づくりに努め、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援を展開します。	
	メニュー	内容
	個別支援	子どもと個別にかかわる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間をつくったり、自分の存在がかけがえのない大切な存在であると捉えられるように支援します。
	関係機関との連携	関係機関と連携し、対象となる母子状況、今後の支援方針を確認し、役割分担を行い、それぞれの立場から支援を行います。
	子育て支援	母の話を良く聴き、親子関係調整を行います。必要に応じ、親子関係に介入します。
	健康支援	虐待は心の病気を誘発する可能性があります。必要に応じて、児童精神科医に繋げる支援を行います。また児童相談所の機能を活用します。
	心理支援	臨床心理士によるカウンセリングを行います。心理士との情報交換を行い、より適切な支援を行っていきます。
	自立支援	自尊心を大切にしながら、自立支援計画を子どもと一緒に作ります。自己肯定感を高めることを目的に、振り返りも行います。
学習支援	学力の遅れがある場合には、個別に丁寧に関わり、学習意欲の向上を図ります。また学校や教育機関と連携し、子どもにあった学習方法を取り組み支援します。れいんぼう（生きる力をつける学習支援等のプログラム）への参加を促します。	

④ 利用者ニーズの把握と業務への反映

日々利用者がどのような不安や悩みを抱えているのか、どのような支援を求めているのか、母子生活支援施設利用者が要望の言いやすい関係構築を職員一人ひとりが意識し利用者ニーズの把握に努めます。利用者ニーズを的確に把握し、サービスの質の向上を行います。

実施項目

面談	利用者のニーズを把握していく第一段階となり、すべての支援へと反映されます。また面談を重ねることでニーズの確認、見直しを行う事ができます。
行事アンケート	行事後にアンケートをとり、利用者の要望や意見を聞き、次回行事開催につなげます。
第三者評価	第三者からの評価を受け、インターネットにて施設の情報を公開しています。
要望等受付	利用者からの要望、苦情を伺います。直接伝えづらい場合は、施設内のポスト利用が可能です。

第三者委員	利用者からの要望、苦情がある際に、直接伝えにくい場合に利用可能です。
退所時アンケート	退所時に、施設での生活についての意見を聞く機会を設けています。
母の会	月ごとに開催される「母の会」では施設からのお知らせをするとともに、利用者の意見や要望を聞きます。
児童会	児童会にて発表会の内容や調理実習の献立など児童の意見や要望を取り入れて決定します。

⑤ 健康管理・健康支援の在り方

安全で安心な「生活環境」を整える中で、心身の健康は重要です。個々に応じた生活介入や、関係機関との連携を行いながら、自分で健康管理をする力を養います。業務向上委員会の中でQOL(生活の質の向上)に取り組み、利用者の健康への意識付け、生活の向上を目指します。生活の基盤となる心身の健康について、個々に応じた自立支援計画をもとに取り組みます。生活の中でその維持、向上を行い健康についての意識付けができるように支援します。

実施項目

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> a. 各種健康診断の実施により利用者の健康把握、病気の早期発見につなげます。 予防接種の接種状況の確認から相談、情報提供を行います。 b. 個々に応じたメンタル面のケアを実施します。 c. 必要な治療が受けられるように医療機関への促しを行います。
感染症対策 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> a. 利用者の日々の健康状態を把握し、健康管理や健康維持の声掛けを行います。 b. 感染症が発生しにくい環境整備として、換気・室温等への配慮、定期的な施設内の消毒を実施します。 c. 保健所と連携し、感染症対策に取り組みます。 d. 調理に当たる職員は毎月細菌検査を実施するなど、衛生管理の徹底を行います。 e. 感染症に関する職員の知識を深める為、勉強会をします。
感染症対策 【発生時】	<ul style="list-style-type: none"> a. 感染症マニュアルに基づいた迅速な対応を行います。 b. 感染拡大防止のため利用者への注意喚起、ポスター掲示を行うと共に、施設内の消毒徹底を行います。 c. インフルエンザや感染性胃腸炎の集団発生の際には速やかに保健所等、関係機関に報告します。 d. 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は速やかに関係機関に報告致します。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活の基盤となる保健衛生・食育・環境美化に関するお便りやポスター掲示による情報提供、生活の質の向上や意識付けを図ります。 b. 季節に合わせ、特化した情報に関し、迅速に情報提供します。
実践 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> a. QOL(保健衛生・食育・環境美化)の取組みを通し、利用者に合わせた生活支援を実践します。 b. 母の会やママれいんぼうで心の健康を維持する取り組みを行います。
嘱託医 健康相談	<ul style="list-style-type: none"> a. 年2回嘱託医による健康診断を行います。また毎月未就園児を対象とした嘱託医による健康診断を行います。

	b. 健康に関する相談を嘱託医へ行き、助言を受けることができます。 c. 嘱託医と連携し、健康管理や体調の回復を行います。
--	--

⑥ 利用者の自己選択・自己決定

- 利用者支援は母親と子どもの最善の利益を保障するために行われます。母親と子どもが自分の意思で課題と向き合っ解決できるよう支え、自己実現に向けた途を歩めるように寄り添います。
- 施設での生活は、母親や子どもの主体性を尊重して行います。また、主体性を尊重する支援は、母親と子どもが自己決定する能力を引出し、退所後、地域での生活力に繋がります。
- 入所後、利用者の「自立支援計画票」を作成します。利用者は就労、経済(債務整理)、生活、健康、子育て、その他(人間関係、退所に向けて)の自立計画を半年に1回以上立て、それをもとに利用者、行政の担当者や職員が面談にて相談をしながら自立支援計画を作成し、自己選択・自己決定が反映された形で支援を行います。同じく子どもも「自立支援計画票」を作成します。子どもと職員が相談しながら本人主体で自立計画を立て、児童はそれをもとに子どもとの面談を行います。乳幼児は母親と(年齢に応じ、子どもを含めた)面談を通して自立支援計画を立てます。関係機関の意見も得て計画を立て、子ども自身、母親の了承を得て支援を行います。

実施項目

自立計画票作成 (母親)	a. 本人が立てた自立計画をもとに、自立支援計画(案)を作成します。 b. 本人・施設・関係機関と面談を行い、自立支援計画について話し合いを行います。 c. 自立支援計画票の承認を本人・施設・関係機関より得ます。
自立計画票作成 (児童)	a. 本人と職員が話し合いを行い、自立計画を立てます。 b. 児童が作成した、自立計画をもとに自立支援計画(案)を作成します。 c. 自立支援計画の承認を本人・母親・施設・関係機関より得ます。
自立計画票作成 (乳幼児)	a. 年齢に応じた質問を用意し、自立に向けた本人の意向を確認します。 b. 成長発達、健康管理面等の現状を確認しながら、母親と職員が話し合いを行い自立計画・自立支援計画(案)を立てます。 c. 自立支援計画の承認を保護者・本人・施設・関係機関より得ます。 ※本人が記入できない場合は保護者が代筆します。

⑦ 退所後の支援

退所半年前より「施設内での自立」から「地域生活の中での自立」へと移行していきように、退所を意識して支援を行います。退所後も電話相談や来所相談、必要に応じての家庭訪問など積極的なアフターケアを行います。退所後の状況に応じて、施設と行政関係機関だけでなく、大洋社の様々なサポート事業、地域の社会資源との連携を図り、支援体制・方法を強化します。

支援プログラム

アフターケア	地域で安定した生活ができる様、入所中より準備を進めます。社会資源を活用しながら解決する力を備えられるよう支援します。	
	メニュー	内容
	入所中	退所前 6ヵ月
アフターケア計画		退所に向けて、生活面、精神面で自立できるよう計画的に退所の準備をします。利用者とともに退所後1年間のアフターケア計画を策定します。
関係機関との連携		地域での支援ネットワークを形成するため、関係機関との連携を図ります。
退所後	アフターケア支援	計画に基づき支援を実施します。退所後の生活環境の変化による負担を軽減し、新たな生活が軌道に乗るように就労支援、経済支援、生活支援、子育て支援、健康支援を行います。
	アフターケア計画の振り返り	計画に基づき、プログラムを実施し、退所後の生活環境の変化による負担を軽減し、新たな生活が軌道に乗る様支援を行います。1年後アフターケア計画について振り返りを行い、必要に応じてその後1年間のアフターケア計画を立て、支援を継続します。
	子どもへの支援	小学1～6年生を対象に学童保育の受け入れを行います。必要な退所児童への学習指導を行います。また、子どもの健全育成を目的に子ども会への参加を継続します。
	家庭訪問	家庭訪問を行い生活状況の確認をし、必要な支援を提供します。
	来所相談	利用者が抱えている課題に対し、一緒に解決する方法を考えたり、必要時には同行支援も行います。
	心理支援	カウンセリング、SST（社会生活技能訓練）、療育支援、心理支援を継続して行います。
	行事招待	施設内の各種行事に積極的に声掛けを行います。退所者同士の交流の機会を設けストレス軽減を図ります。月1回のおゆずり会、ママれいんぼうも継続して参加受け入れを行います。

(2) 公益的取組

① アフターケア

■実施目的

- ・退所前から退所に向けた面接を行い、自立支援計画を作成します。それに基づき訪問電話相談等、必要な支援を行い安定した地域生活が行えるようにします。
- ・アフターケア計画を作成し、それに基づき家庭訪問の際に生活状況の確認を実施します。

事業名	アフターケア	対象	全利用者 退所者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アフターケア計画の作成（退所前6ヵ月～） ・アフターケア計画に基づいた確認（家庭訪問） ・来所相談 ・行事招待（体験型母親支援ママれいんぼう、季節行事など） ・食支援を通じた相談（フードパントリー虹の架け橋プロジェクト） 		
目的	アフターケア、地域のセーフティネットの役割		
実施日	随時		
会場	大田区立ひまわり苑		
スタッフ	職員		

② 学童保育

■実施目的

- ・母親が就労などの間、児童が安心・安全に過ごせるように学童保育を行っています。
- ・自分のことは自分でできる力を養うなど、児童の自立、生活力の向上を目的としてきめ細やかな学童保育を行います。

事業名	学童保育	対象	小学生 (施設利用者・退所者)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援 ・社会生活技能訓練(SST) ・調理 ・外遊び ・園芸 ・清掃 		
目的	アフターケア、健全な成長発達のサポート		
実施日	月～金曜日 下校後～17時 夏休み等長期休暇 9時30分～17時		
会場	大田区立ひまわり苑		
スタッフ	職員		

③ 子ども会

■実施目的

- ・子ども会は、法人内の3ヶ所の母子生活支援施設の子どもが所属し(アポロ子ども会・ワラビーズ子ども会・スパークルキッズ子ども会)以下の目的で子ども会活動を行い、青少年の健全育成を目指します。
- ・グループ活動の中で楽しむこと、心豊かに創造性を身につけること、実生活に役立つ技能を身につけること、人の役に立つ人間になること、礼儀を身につけること、相手を思いやる気持ちを育てることなど、生きていく力を総合的に育てることを目指します。
- ・30年以上継続しており、退所者が中学性以上になるとゆうわ会会員となり、ボランティアとして関わります。

事業名	子ども会	対象	小学生～20歳 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入会式、ハイキング、林間保育 ・サポート組織ゆうわ会青少年会員の育成 		
目的	待機児童対策、健全な成長発達をサポート		
実施日	入会式(5月) 林間保育(7月) ハイキング(秋・冬)等 年5回		
会場	大田区立ひまわり苑またはプログラム実施会場		
スタッフ	職員及びボランティア		

④ 家庭相談

■実施目的

- ・地域の子育て世帯の生活相談、DV・虐待相談を実施し、関係機関への仲介を行い、地域のセーフティネットとしての役割を目的とします。また心理相談も実施します。

事業名	相談事業	対象	子育て家庭の母親 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談(子育て・生活全般など) ・DV相談 ・虐待相談 ・心理相談 		
目的	相談事業： 関係機関への仲介・地域のセーフティネットの役割		
実施日	相談事業： (電話) 随時/ (来所) 電話にて要予約		
会場	大田区立ひまわり苑		
スタッフ	職員		

⑤れいんぼう大森

■実施目的

- ・地域のニーズを捉えるために、地域のひとり親家庭の子ども達が将来社会人として、自分らしい生き方ができるように学習環境を整えます。
- ・複数の施設や団体、関係機関が連携して事業を行います。
- ・福祉制度等の利用につなげるために、大田区社会福祉協議会と高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉各分野が連携しネットワークを作ることで、福祉制度等の利用につながりやすくします。
- ・制度の狭間の課題に向き合うために、民生委員や自治会と連携し、ひとり親家庭や要保護児童等、地域で支援が必要な子ども達のセーフティーネットを広げる機会にします。
- ・必要とされるサービスや支援を創造し実践するために、グローバルなコミュニケーション能力(漢字検定・英語検定・PC検定)の向上を目指します。また、食育にも重点を置き、会食を楽しみます。
- ・実施に基づき、新たな福祉サービスの制度化につなげるために、地域貢献事業の一環として、「おおたスマイルプロジェクト」を位置づけます。

■大田区社会福祉協議会、社会福祉法人の連携事業として実施します。

■実施内容

大田区の子ども若者が、様々な組織や人たちと、学習、健康、就労などのプログラムを通して生きていく力を身につけていく支援を行います。

事業名	体験型学習支援	対象	小学生～中学生 (施設利用者・退所者・地域)
内容	子どもの体験型学習支援(学ぶ・食べる・動く・体験) ・学習(漢字検定・英語検定・パソコン検定) ・調理実習(ひとりで調理できるように、皆で楽しく会食) ・農業体験(野菜づくり) ・就労体験および見学、大学へ行こう ・子ども民生委員活動		
目的	子どもの貧困防止		
実施日	(第1・3土曜)9時半～13時半 月2回 (日曜)9時半～13時半 月1回		
会場	社会福祉法人 大田幸陽会 前の浦集会室		
スタッフ	職員及びボランティア		

⑥JOYクラブ

■実施目的

- ・生活困窮者世帯の貧困連鎖防止の予防のため、支援の必要な児童や青年に対して、学校や家庭以外の場の居場所の提供を行い、その場を学習支援の場として展開し、個々の状況に合わせて丁寧な支援を行う。
- ・「居場所」にて日常及び学校生活の相談、同年代との交流、調理など、多彩なプログラムを行い、良い人間関係を育む。
- ・学習習慣を身につけ、個々の生活状況を把握し必要な支援を行う。

- ・年間を通して、高校・大学見学や就労の場の体験を行い、少し先の生活や進路がイメージできることで、希望につながるイベントプログラムを行います。

事業名	JOY クラブ	対象	15才～34才 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活、学校生活の相談、同年代との交流⇒居場所づくり ・学習支援：進学希望者へ入試対策 *希望者は、資格取得（漢検、英検、PC検定）を目指す ・イベントプログラム：高校・大学・就労見学、子ども会活動参加 ・子ども民生委員活動 		
目的	子どもの貧困防止		
実施日	(第1・3水曜) 17時～20時 週2回 (日曜) 9時半～13時半 月1回		
会場	大田区立ひまわり苑		
スタッフ	職員及びボランティア		

⑦ママれいんぼう

■実施目的

- ・地域の子育て家庭を対象として、就労体験や資格取得のための学習、健康支援を行います。目的として、貧困防止、子育て中の母親のリフレッシュ、相談事業へ繋げるための広報を行います。

事業名	体験型母親支援	対象	子育て家庭の母親 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得のための学習（高卒認定資格取得・パソコン検定等） ・就労体験および見学 ・健康、生活プログラム(ヨガ・リラクセス法、履歴書職務経歴書の書き方、模擬面接等) ・食支援を通じた相談（フードパントリー虹の架け橋プロジェクト） 		
目的	貧困防止のための高卒認定等資格取得支援 子育て中の母親のリフレッシュ等の健康支援 相談事業へ繋げるための関係構築や広報		
実施日	(第三土曜) 14時～17時 月1回		
会場	大田区立ひまわり苑		
スタッフ	職員及びボランティア		

(3) 地域活動

① 地域交流事業

退所後も利用者が地域で生活する上で、地域の協力体制を確立することは重要です。地元自治会（町会）活動への参加、地域交流事業の実施、施設機能の地域への提供を行い、地域力の向上の一端を担っていきます。

② 次世代育成

社会福祉事業従事者の次世代育成を行うため、ボランティア・実習生の受け入れを積極的に行います。

地域交流事業	
自治会活動	地元自治会と、防災・防犯を通じた連携および自治会行事等への参加をしています。
大田区地域力推進会議（久が原）	地域と区が連携して街づくりを行う一員となり、積極的に協力をします。
施設機能の地域への提供	施設設備の地域への提供についても施設の性格に配慮しつつ実施しています。
地域福祉関連団体との協力	母子寡婦団体、大田区社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会、全国社会福祉協議会と協力をしています。
地域交流行事の実施	ミニ運動会、おもちつき大会等を開催しています。
サポート組織	
ゆうわ会 （青少年健全育成事業）	子どもの健全育成をテーマとする退所児童を支援会員とするサポート組織であり、社会教育を行っています。30年以上に渡り継続し、成人に達した退所児童もボランティア活動をしています。
家庭福祉研究会	家庭福祉を研究・検討しながら地域交流事業の支援を行います。
蒼空会	明日の社会を作り出す子どもたちの健全育成を目的に活動しています。
ボランティア	フラワーアレンジメント、手芸、音楽、外国籍の利用者への日本語指導等、専門分野の活動を行っています。 明治大学社会福祉研究部の学生が各種行事、地域貢献事業「おたスマイルプロジェクト」にスタッフとして参加しています。 行事（誕生会、母の会、夏祭り、運動会）の際に、地域住民、保育士実習、社会福祉士実習をした学生が、スタッフとして参加しています。

(4) 関係機関との連携

親子が健やかに安心して生活していけるよう、関係機関、専門機関との連携、協力をし、地域のネットワーク体制を整えます。

① 行政機関	
各種面談	入所面談、退所面談、定期面談等福祉事務所同席のもと本人と支援内容を確認し、利用者ニーズに対応した支援の提供を心がけます。
サービス調整会議	サービス調整会議を通し、利用者の自立支援計画に基づき、支援状況を確認し、内容の調整を図ります。
ネットワーク会議	ネットワーク会議を通し、関係機関と連携し、ニーズに対応した地域支援を行います。
② 地域団体	
幅広い社会資源の開拓	これまで同様、行政各機関との連携を維持しつつ民間の社会資源の開拓をし、幅広いサービスの提供を行います。
母子寡婦団体等との連携	大田区の母子寡婦団体との連携を密にし、退所後の相談先となり身近に安心できる環境を整えられるようにします。
③ 法人サポート組織	
ゆうわ会	子どもの健全育成をテーマとする退所児童を支援会員とするサポート組織であり、社会教育を行います。子どもたちのアフターケアを担っています。
家庭福祉研究会	大田区の家庭福祉を研究・検討しながら地域交流事業の支援を行なっています。

(5) 施設機能強化

東京都の施設機能強化推進費加算事業を申請し、以下の施設機能(事業)の充実を図ります。

① 総合防災対策強化事業			
施設の災害時の対策として、防災器具、非常食、保存水の確保。非常持ち出し袋設置に伴う非常用品の徹底を行い、防災用品の充実を図ります。			
② 社会復帰等自立促進事業			
施設入所児等社会復帰促進事業	施設の行事に退所者(児)や母子寡婦関係者を招待し、退所後の話や自立についての話を頂き、また入所者(児)との交流活動を行うことにより、入所者の社会復帰への自立意欲の向上を図ります。		
心身機能低下防止研究事業	ひまわり苑	ひまわり祭	ひまわり苑を地域の方々に理解していただき、地域交流を図ることを目的とします。ひまわり苑を中心とした活動をしている団体・ボランティア・地元自治会の協力を得て行います。
		おもちつき大会	日本の季節行事であるおもちつきを通して、利用者児童と地域住民児童、ボランティアの方々との交流を目的とします。
処遇困難事例研究事業	法人の運営する母子生活支援施設との合同研究会を開催し、スーパーバイザーを招き、処遇困難ケースへの対応についての研究や研修を行います。親子を一体とした視点での支援、母と子それぞれについての支援について研究し、職員の支援技術及び専門性の向上を図ります。		
③ 専門機能強化事業			
母と子、家庭を守るため、子育て・DV 専門相談員および施設職員が、退所者へのアフターケアや電話相談、来所相談、グループミーティング、個別相談等の相談活動を行います。			

(6) 事業所の日課

母子生活支援施設

	母子支援	児童支援	乳幼児支援
0:00			
1:00			
2:00			
3:00			
4:00			
5:00			
6:00	勤務開始 施設内掃除等環境整備	勤務開始 施設内掃除等環境整備	勤務開始 施設内掃除等環境整備
7:00	出勤・登校・登園確認	登校確認	登園確認 保育環境整備 ・保育受け入れ開始
8:00			未入所児保育 補助保育 病後児保育
9:00	▼ 警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整 (入退所支援・緊急一時保護等)	▼ 警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整	警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整
10:00	閉鎖障害等見回り	閉鎖障害等見回り	閉鎖障害等見回り おやつ
11:00	▼ 申し送り	▼ 申し送り	申し送り
12:00	昼食	昼食	昼食 午睡
13:00	他機関との連絡調整 ・入退所支援 ・緊急一時保護等	他機関との連絡調整 児童随時下校 ・学童保育受け入れ ・学習指導(宿題等) 自由遊び	他機関との連絡調整
14:00			
15:00			おやつ
16:00		片付け・おやつ 掃除・学童保育終了	
17:00	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援 ・学習会	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援 ・引渡業務・清掃
18:00		・保護者へ報告	▼ ・保護者へ報告
19:00	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃
20:00	▼ 在室確認・引き継ぎ	▼ 在室確認・引き継ぎ	▼ 在室確認・引き継ぎ
21:00	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理
22:00	宿直体制	宿直体制	宿直体制
23:00			

ii 緊急一時保護事業

大田区立ひまわり苑

【事業概要】

緊急一時保護	1世帯
対象	緊急に保護を要する母子または単身女性に対し、適当な施設に入所させることが出来ない場合、一時的に入所させ必要な保護、相談および支援を行い、応急的支援を図ります。

1 基本計画

(1) 基本方針

母子が危機状況に陥り、緊急の住居を求める場合、社会的に準備された施設等は少ないのが現状です。逆に夫の妻への暴力、父親の母子への虐待など、様々な事情で一時的に居所を求める母子は増加してきています。

こうした母子に対して安心できる居所を提供し、家族調整に関する支援、今後についての相談、様々な社会資源との仲介などの援助を行います。

(2) 重点事項

(共通)

緊急保護を要する母子又は単身女性に対する支援をするために、関係機関と連携しながら適切に提供できる緊急対応の確保を行います。

(大田区立ひまわり苑)

住居困難、DV、経済的不安等様々な状況を抱える入所者に対し、安心安全な環境を提供し、落ち着ける空間の整備に努めます。また、外国籍や高齢単身女性の利用の際には、丁寧な説明や必要な配慮を行います。その為に、関係機関との連携・協働を密にはかり、利用者の生活状況を把握し支援を行います。危機管理の視点から不審者対応、虐待対応、災害時の緊急対応、個人情報保護を意識した対応を適切に行います。

2 良質なサービスの提供

	支援方法
安全配慮	利用者情報の漏洩に配慮し、職員間で必要な情報を申し送り、また、警備員と協力して、利用者の安全を確保します。
居室整備	<ul style="list-style-type: none">緊急一時保護室には、基本的な家具・寝具・食器を常備します。急な利用希望に対応できるように、常に居室を整備します。備品の整備・点検、衣類・寝具類のクリーニング、補充を行い、利用者が不自由なく生活できるよう配慮します。
支援内容	福祉事務所の担当者と密に連携を図り、利用者が自立出来るよう支援します。食事は自炊、生活費用は自己負担、光熱水費は施設負担です。

iii 子育て短期支援事業 (第2種社会福祉事業)

大田区立ひまわり苑

【事業概要】

事業開始	平成10年2月1日	
事業	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業・夜間養護等事業)	
定員	ショートステイ	4人 要支援を含む
	トワイライトステイ	6人
	休日デイ	4人
対象者	大田区内在住 2歳以上15歳(中学生)以下	

1 基本計画

(1) 基本方針

① 家庭支援の提供

- ア 家庭支援の提供 児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において一時的に養育することにより、これらの児童および家庭の福祉の向上を図ります。
- イ 施設との協力体制 母子生活支援施設に併設される為、施設と一体的に事業を行う。

【事業の種類】

① ショートステイ事業
保護者の疾病等の社会的事由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合に、短期的な宿泊型の養育サービスを提供します。
② トワイライトステイ事業
保護者の仕事等によって夕方から夜間にかけての児童の生活に支障が生じている場合に、夜間保育型の養育サービスを提供します。
③ 休日デイサービス事業
日曜日・祝祭日の日中において社会的事由により一時的に児童の養育が困難になった場合に、施設において生活指導・食事等の養育サービスを提供します。
④ 要支援ショートステイ事業
保護者の強い育児疲れや育児不安または不適切な養育状態により虐待のおそれやそのリスク等がみられる家庭において児童を養育することが困難となった場合に、施設において児童の養育を行うとともに、一定期間、関係機関と協力のうえ、保護者への支援を行います。

(2) 重点事項

(運営)

子ども家庭支援センターと連携し、大田区の子育て家庭のサポートを目的とし業務運営を行っていき

ます。要支援児童・レスパイトケアとともに育児負担の軽減での受け入れを行い、虐待防止のセーフティネットとしての役割を担っていきます。子ども達の安全を守るために、感染症予防対策や風水害を含めた大規模災害を想定した備品の整備・管理を行い、更なる危機管理体制の強化を目指します。

(支援)

家庭的な雰囲気の中で、子ども達が楽しく、かつ保護者の方にも安心安全と思える保育を行っていきます。地域のニーズに対応すべく、特性のある子ども達への保育スキルについて学び、専門性の向上を目指します。また、安全な保育環境を保つために職員の虐待防止の学習も併せて行っていきます。利用する保護者の方の子育ての不安にも寄り添い、必要に応じ、保護者や関係機関と情報共有を行い、包括的に支援を行っていきます。

2 良質なサービスの提供

(1) 子育て短期支援事業

① サービスの内容

ア	食事の提供および身の回りの世話
	家庭的な支援を目指し、家庭と同じように過ごせる「雰囲気」を作り生活支援を行っていきます。 a ショートステイ利用の子どもには「入浴サービス」を行います。 b 食育を取り入れ栄養バランスを考えた季節の献立による「食事サービス」を提供します。
イ	学習の援助および遊びの指導
	就学児には、家庭と同じく勉学に励めるよう学習の時間を設け学習支援を行います。
ウ	通園または通学の援助
	各事業所と保育所、幼稚園、その他の福祉・教育関連施設間の「送迎サービス」により、通園・通学の援助を行います。
エ	その他
	a 毎月の「ひまわりクラブ」を通じて、子育て支援利用者同士が交流・親睦を深められるように製作・会食等を行います。 b 区長が特に必要と認めたこと

② 利用の要件

要件	ア 疾病、出産、怪我等により入院、加療、療養を要する場合 イ 親族の疾病等により、その看護または介護に当たる場合
-----------	---

	ウ 事故、災害にあった場合 エ 冠婚葬祭、公的行事等への参加のため不在となる場合 オ 仕事で出張する場合 カ 就業の為、帰宅が夜間にわたる場合 キ 子育てに対する不安や疲れにより児童の養育が困難な場合 ク その他区長が特に必要と認めた場合
制限	感染症がある場合や極度の多動性・突発的行動がある場合など利用が制限される場合があります

(3) 事業所の日課

子育て支援事業

	ショートステイ	トワイライトステイ	休日デイサービス
0:00			
1:00			
2:00			
3:00			
4:00			
5:00			
6:00			
7:00	起床促し 朝食 送迎		受け入れ準備 当日利用児の確認 環境整備
8:00	受け入れ 手洗い 自由遊び・学習指導		受け入れ 検温・触診・視診 手洗い
9:00	検温・触診・視診		自由遊び・学習指導
10:00	補食(2歳児)		補食(2歳児)
11:00	(昼食準備)		昼食準備
12:00	(昼食)		昼食
	(昼食片付け)		昼食片付け
13:00	(寝かしつけ) 受け入れ準備 当日利用児の確認	受け入れ準備 当日利用児の確認 送迎ルートの考案	寝かしつけ
14:00	送迎ルートの考案 環境整備 夕食準備	環境整備 夕食準備	
15:00	申し送り 当日利用児の再確認 送迎ルートの再考案	申し送り 当日利用児の再確認 送迎ルートの再考案	おやつ 随時引き渡し 自由遊び・学習指導
16:00	送迎(月～土)	送迎(月～土)	引き継ぎ 片付け ▼ ※17:00以降は トワイライトステイ
17:00	受け入れ 検温・触診・視診 手洗い	受け入れ 検温・触診・視診 手洗い	
18:00	自由遊び・学習指導 夕食	自由遊び・学習指導 夕食	
19:00	夕食片付け 随時引き渡し 自由遊び・学習指導	夕食片付け 随時引き渡し 自由遊び・学習指導	
20:00	入浴介助 寝かしつけ		
21:00	引き継ぎ・片付け 朝食準備 翌日利用児の受け入れ準備	引き継ぎ 片付け	
22:00			
23:00			

(施設名：大田区立ひまわり苑)

行事計画（事業所運営）

	事業所運営		
	全体	会議・委員会	研修
4月	辞令交付 防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
5月	前期内部監査 実習生オリエンテーション 害虫駆除 防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
6月	大掃除 施設内健康診断 防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会職員周知活動	衛生推進者講習会
7月	防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	関東ブロック
8月	ひまわり祭り 防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	
9月	防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会職員周知活動	
10月	バスハイク 害虫駆除 防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	第三者委員と職員学習会 全国大会

11月	後期内部監査 施設内健康診断 防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 委員会職員周知活動	処遇困難事例研修
12月	大掃除 クリスマス会 防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	
1月	新年お楽しみ会 防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	
2月	防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	第三者委員と職員学習会 防火管理者講習
3月	防災訓練 居室内安全点検 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会職員周知活動	
備考	毎月開催 居室内安全点検 防災訓練	毎週開催 総務委員会 毎月開催 職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	メンタルヘルス研修 接遇研修 人材育成

(施設名：大田区立ひまわり苑)

行事計画（支援・援助）

	支援・援助		
	乳幼児・児童	母親	子育て
4月	定期面談 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	定期面談 母の会	ひまわりクラブ
5月	子ども会入会式 母の日手紙 5月人形飾りつけ 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 第三者委員交流会	ひまわりクラブ
6月	七夕飾り 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会	ひまわりクラブ
7月	キャンプ集会 誕生日会 児童料理クラブ 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	ひまわりクラブ
8月	林間保育 誕生日会 児童料理クラブ 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会	ひまわりクラブ
9月	園芸教室 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	健康講話 母の会	ひまわりクラブ
10月	子ども会ハイキング 定期面談 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	定期面談 母の会	ひまわりクラブ
11月	勤労感謝の日手紙 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会	ひまわりクラブ
12月	誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会	ひまわりクラブ

1月	書初め 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	新年会 母の会	ひまわりクラブ
2月	豆まき チョコ作り 子ども会ハイキング ひな飾り 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	第三者委員交流会 母の会 マザーズクラブ	ひまわりクラブ
3月	誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	保護者説明会 母の会	ひまわりクラブ
備考	毎月開催 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	毎月開催 母の会	毎月開催 ひまわりクラブ

IV 母子一体型ショートケア事業

大田区立ひまわり苑

【事業概要】

母子一体型ショートケア	1世帯
対象	(1) 特定妊婦 (2) 生活基盤の脆弱な母及びその児童 (3) 多胎児等多数の児童を養育する母及びその児童 (4) 育児疲れの状態、育児不安の状態その他の精神的に不安定な状態にある母及びその児童 (5) 事故又は災害に遭った母及びその児童 (6) 区長が特に見守りが必要と認める母及びその児童

1 基本計画

(1) 基本方針

生活基盤が脆弱であったり、育児疲れや不安を抱える母子等に対して安心できる居所を提供し、心理的ケアや育児・家事指導を行うなどの生活支援をしながら母子関係の見守りをを行います。

(2) 重点事項

(共通)

見守りを要する母子等に対する支援をするために、関係機関と連携しながら、計画に基づく支援を行います。母子等が相談しやすい体制を作ります。

(大田区立ひまわり苑)

見守りが必要な母子等に対し、子育て及び日常生活に係る相談に対する助言や育児支援、生活支援を行い、母子等の心身の回復を促し、母子等の福祉の向上を図ります。

2 良質なサービスの提供

	支援方法
居室整備	<ul style="list-style-type: none">居室には、基本的な家具・寝具・食器を常備します。急な利用希望に対応できるよう、常に居室を整備します。備品の整備・点検、寝具類のクリーニング、補充を行い、利用者が不自由なく生活できるよう配慮します。
支援内容	子ども家庭支援センターの担当者と密に連携を図り、食事提供、育児支援、生活支援、心理支援等を行いながら、利用者が在宅に戻っても育児が継続出来るよう支援します。

2024(令和6)年度

事業計画

社会福祉法人 大洋社

大田区立コスモス苑

Ⅱ 事業別サービス実施計画

i 母子生活支援施設 (第1種社会福祉事業)

大田区立コスモス苑

【事業概要】

事業開始	昭和45年6月1日
世帯数	20世帯
緊急一時保護	1世帯
事業内容	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。

1 基本計画

(1) 基本方針

① 「社会性のある子どもを育てる施設」

子どもの育成環境の基本である家庭生活の充実を基盤に、協調性、人間関係の形成に重点を置き、個々の子どもの発達段階に応じた支援を行い、社会性のある子どもを育てます。

② 「家庭の幸せを守る施設」

社会福祉法人大洋社の母子事業部は、現代の混迷する時代の家族問題に焦点を当て、利用者の人権と家族の幸せを守る為に、各々の家族に応じた生活設計を基盤とする自立支援計画を立て、明るく健康的な生活ができるように支援することを方針とします。

③ 「地域に愛される施設」

豊かな人間性を備え、家庭支援の専門家となるような人材育成をし、家庭福祉の拠点となるよう開かれた福祉活動为目标に地域や関係機関とネットワークを結び、地域に愛される施設づくりを目指します。

(2) 重点事項

大田区共通

ア. 事業計画

「母子事業部事業計画」を作成し、事業所の管理体制や支援内容の見直しを行い、家族福祉・地域福祉を担う事業の在り方の検討をします。

- A. 委員会による様々なシステムのレベルアップをより一層推進します。
- B. システム及びマニュアルの現場での周知徹底とデータの収集・解析を行うことでサービスの質の向上を図ります。
- C. 事業特質を理解した人材育成を行うための人事管理を行います。
- D. 母子福祉・家族福祉における新たな方向性を意識した支援を展開できるように事業のあり方を検討していきます。

イ. 抱負

以下の4項目を抱負として母子生活支援施設の運営にあたります。

- A. 利用者にあたたかさを感じていただける支援を目指します。
- B. 児童の健全育成・社会性のある子どもを育てます。
- C. 安心、安全を保つ支援を行います。
- D. 退所後も実家のように、何でも相談できる信頼関係を築く支援を行います。

ウ. ひまわり苑とコスモス苑の運営体制（両施設の一体的経営）

A. 法人本部・母子事業部

法人本部機能の充実

■運営会議（連絡調整会議）

母子事業部の担当者、各事業長が参加し、事業内部の3施設5事業所の施設の運営状況の共有を図ります。

業務改善への姿勢

■委員会

危機管理対策の向上、業務向上・標準化を目指しています。支援の共有・向上を図ります。

■コスト削減

運営効率を高め、財源や物品の共有を行います。

■一体的管理

法人会計の導入等による各施設・事業の一体的管理を行います。

B. 委員会制度

法人が経営する各事業所間を横断して組織する各委員会で課題の検討をし、組織向上や支援の質の向上に活用しています。また内容を速やかに施設へフィードバックして職員に周知し、基本情報の効率的な伝達を図っています。

C. 附帯事業

■子ども家庭在宅サービス

地域の子育て世帯の多様化する課題に対応する為、より多くの子どもを支援する体制が必要となります。その為、同法人が二つの施設にて子ども家庭在宅サービスを行うことにより、地域ニーズに合わせた柔軟な事業展開を行うことができます。また、ひまわり苑で行っている要保護児童受入をコスモス苑でも展開していきます。これはひまわり苑のノウハウがあることにより実現できます。各地域の子育て家庭のニーズに対応します。

■安心・安全な空間の確保 DV、家庭内暴力のある世帯に対し、区内の2か所に母子生活支援施設に緊急に保護する場所（緊急一時保護事業）がある事で住んでいる地域を避けて追跡防止の安全と利用者の安心が確保されます。

D. 支援

■児童の社会性の向上

児童の合同行事（子ども会）を通して基本的なルールを覚える為の生活指導や、生活能力の向上、生きる力の向上を目指します。そして、活動を通じて人間関係の構築の仕方を学び、力を合わせて一つのことに取り組むことの大切さ学びます。合同行事があることで、団体行動の楽しさ、難しさを感じることができます。

■サービスの向上

同法人が二つの施設を運営することにより事故・苦情・要望等の情報を速やかに共有することができ、各施設のサービスの質が向上します。また、事例検討会や勉強会を合同で行うことにより、支援の質の向上を図ります。同じ思いを共有している仲間が同じ法人内にいることで、法人職員同士で支え合い、励まし合い、一緒に悩みながら利用者の支援に臨めることは、大きな強みになります。

■支援の質・専門性の向上

事例検討会、現場研修などの学習を互いの施設職員が行うことで、専門性の向上を図り、より良い支援を行うことを目的とします。

大田区立コスモス苑

コスモス苑は母子生活支援施設指定管理者制度の運営委託を再受託し4年目を迎えます。子どもの権利擁護に関する取り組みを強化し、個々の成長発達に応じた支援を行いながら社会性のある子どもを育てます。また、母子の連動性を意識した支援を展開するだけでなく、自立支援計画にも母子の連動性を反映させていきます。

母子生活支援施設の強みを活かし、産前・産後支援、アフターケア、親子関係再構築支援など、地域や関係機関とネットワークを結び「地域支援」に力を入れ、地域に愛される施設づくりを目指します。今期も社会的養護に基づく施設機能を強化するために、研修体系を充実させ、職員の専門性や支援技術向上に継続して努めます。利用者が安心・安全な環境で生活していけるよう、危機管理についても取り組みを充実させていきます。

今期の重点事項

- ①母子の連動性を意識した自立支援計画の作成を行う。
→母親の自立支援計画に子どもの養育等の項目を組み入れ母子の連動性を考慮する等、子どもと母親の世帯としての自立を反映させた計画の作成を行います。
- ②個人情報の利用目的や取り扱いを明確化し、同意を得る方法を確認した上で書類を整備する。
→利用目的や取り扱いについて詳細に記載した同意書を整備し、的確に同意を得ることを徹底します。
- ③事故等の未然防止を意識するために「ヒヤリハット」を活用して気づく力を養う。
→インシデント報告に加え「ヒヤリハット」の取り組みを取り入れることで、日々支援を行う中での職員の気づく力を醸成し、事故等の未然防止に努めます。

(運営)

ア 危機管理委員会

- ・**危機管理**：全職員が危機管理能力、対応力の向上に努め、危機管理体制の強化を図ります。また、安全計画を活用し、利用者の安全を守るよう取り組みます。
- ・**要望等解決**：要望等解決について適切且つ迅速な対応が出来るよう実践的に学びを深め、対応力の向上に努めます。また、相談技法や苦情対応についての学習を行います。引き続き、子どもの権利についての理解を深めながら、対応方法について学んでいきます。
- ・**情報管理**：人権尊重や情報開示を意識した文章表現について実践学習を行い専門性の向上に努めます。個人情報保護法の改正について学習し、理解を深めます。

イ 業務向上委員会

- ・**業務向上 (QOL)**：感染症予防や対応方法について学び、感染症に対する理解を深めます。全職員の業務向上の為、ストレス対応能力や職場の環境作りについて学習します。また、利用者の QOL 向上を目指し、食育支援、環境美化についての実践的な学習を行います。
- ・**業務向上 (家族)**：母親の自立支援計画に子どもの養育等の項目を組み入れ、面接技法についての学習を行い、専門性の向上を図ります。
- ・**業務向上 (児童)**：児童発達や発達障がい等の子どもの特性や対応、母子の連動性を意識した自立支援計画の作成、虐待発見時の対応や被虐待児のケアについて学習を行い、日々の支援につなげていきます。また、実践的な学習を通し、アセスメント力の向上を目指

します。

- ・**業務向上(乳幼児)**：保育所保育指針に則った保育実践の基礎を実践的に学び、理解を深めます。また、産前産後支援についての学習を行い専門性の向上に努めます。

(支援)

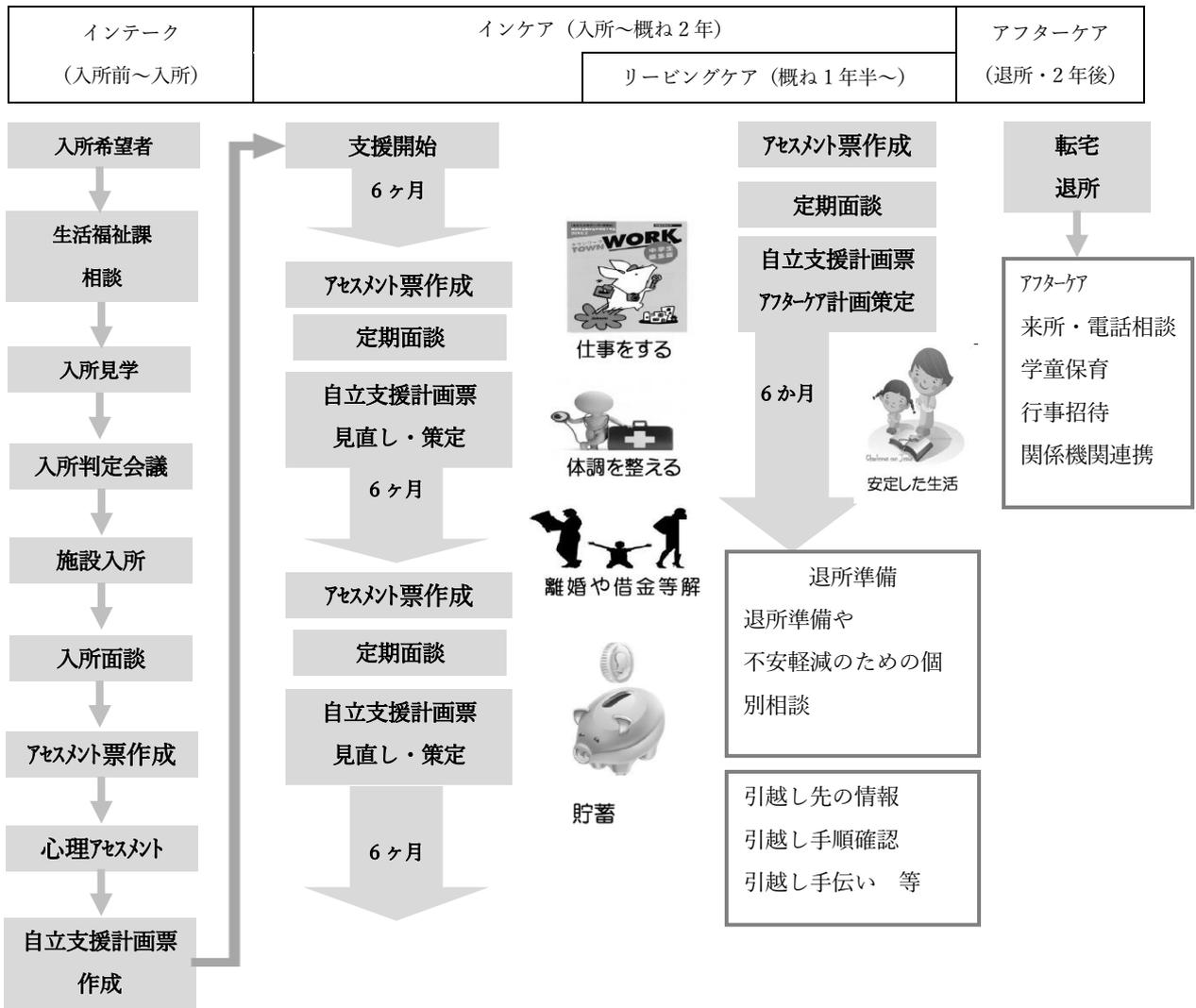
- ・**親子支援**：日々の対話から子育てに関する不安や困り感を伺いながら、助言や情報提供を行います。担当同士や全体での支援打合せを実施し、利用者支援内容の共有・検討を行います。モデリングや母子関係調整を行い、親子支援を実施します。また、子への個別支援を実施し気持ちを引き出すことができるような関わりを努めます。
- ・**就労支援**：利用者の適性を見極め、就労に関する状況確認とアドバイス、関係機関との連携を行いながら長期的な就労の安定を目指します。求職活動を始めた利用者に対しては積極的に声掛けし、個別で書類記入介助や面接対策等の細やかな支援を行っていきます。
- ・**アフターケア**：入所中より支援のネットワークを形成し、環境変化による不安を緩和します。インケア、リービングケア、アフターケアと切れ目のない支援の為に、退所前にアフターケアの計画を作成し、退所後は、計画に沿った支援を行います。また、母子の孤立を防ぐべく、地域での支援を行います。
- ・**心理**：入所後に母親に心理検査や成育歴の聞き取りを行い、精神面の健康状態の把握・アセスメントを行います。その後、入所者の状況に合わせて、個別に心理相談やプレイセラピーを継続的に行い、メンタル面の回復を目指し、心身の安定へ繋げていきます。また日常的に生活場面面接を行い、支援職員と連携し日々の支援に繋げていきます。

2 良質なサービスの提供

(1) 支援

① 入所から退所までの支援の流れ

入所当初は、危機的状況にあった母と子が安心して生活できるよう環境を整えていきます。入所後1か月程で入所面談を行い、母と子が自立に向けて主体的に向き合っていくように課題を整理します。インケアでは利用者に寄り添いながら課題解決に向けて支援を行っていきます。退所半年ほど前より、地域での生活を意識してリービングケアへ移行します。退所後も地域で安心して生活が出来るように、アフターケアを行います。



② 自立支援の考え方

母親や子どもが自立に向けて意欲を持ち、目標を持って生活が出来るよう自立計画を立て、それをもとに面談を通して自立支援計画を作成します。面談には行政の担当者も参加し、関係機関の意見を反映して計画を立て、利用者も了承したうえで支援を展開します。

入所面談時には自立に向けての目標を確認し、定期面談（半年に1回以上）では現状確認、計画の振り返り、新たな自立支援計画作成を通して目標や支援の方向性について話し合います。退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての新たな課題を確認し、アフターケア計画を作成してアフターケアにつなげます。アフターケアは自立支援担当職員及び心理士が、アウトリーチで支援を行います。

親子支援	子育て支援、生活支援、親子関係支援
母親支援	自立支援、就労支援、生活支援、健康支援、子育て支援、産前産後ケア、その他の支援
児童支援	自立支援、学習支援、生活支援、健康支援、対人関係調整支援
乳幼児支援	自立支援、生活支援、健康支援、対人関係調整支援
就労支援	就労準備、就職活動、就労継続、転職活動
心理支援	母親、児童、乳幼児、職員への助言、会議への参加、その他
DV 被害者への支援	緊急一時保護室、入所、経済支援、生活支援、子育て支援、健康支援、心理支援、子どもへの支援、裁判関係、関係機関との連携、その他
児童虐待防止支援	個別支援、関係機関との連携、子育て支援、健康支援、心理支援、自立支援、学習支援

③ 支援メニュー

■親子支援

様々な事情から母子家庭に至り入所した母子が、自らの選択に納得し、希望を持って一歩を踏み出せるよう支援します。母子生活支援施設の最大の特徴の一つに親子を一体として支援できることがあります。母親の状況が良くなければ、子どもとの関係にも影響があり、このことは子どもたちの心身の状況に直結します。親子関係の改善を図る支援を提供します。

支援プログラム

子育て支援	「親子」を単位とした課題を支援することで、安定した親子関係を構築します。	
	メニュー	内容
	知識の情報提供	子育て知識、子どもの年齢に合わせた発達についての情報提供を行います。
	子育て相談	相談を通じ、子育て不安、子育て負担、孤独感の軽減を図ります。 (虐待防止)
	養育	職員がモデルとなり、子どもへの関わり方、スキルの習得を促します。 また、社会福祉資源の情報提供を行います。

生活支援	子育て環境の整備・構築、安定した生活を通し、母の子育て力を向上します。	
	メニュー	内容
	生活基盤	基本的な生活習慣確立を目指し、子どもを中心とした生活基盤の構築を図ります。
	親子行事	親子行事に参加することで、コミュニケーションを図り親子関係構築を図ります。

親子関係支援	親子関係が円滑で安定したものになるよう支援します。	
	メニュー	内容
	親子関係調整	親子関係調整のための保育を行います。また、必要に応じて親子間に介入し、関係調整を行います。（虐待防止）
	関係機関との連携	児童相談所、子ども家庭支援センター、学校、保育園などとの連携・協働や必要に応じてカンファレンスを実施していきます。
	親子再統合支援	母と子の再関係構築のペースに合わせて、子育て支援、生活支援など必要な支援を関係機関と連携しながら行います。
	コミュニケーション	臨床心理士による親子コミュニケーション練習を行います。

■母親支援

母親のこれまでの人生を尊重し、母親自身が主体的に目標を持ち自己選択できると共に本人の力が最大限に活用されることを支援の第1目標とします。そして職員は利用者への支援を通して、寄り添い支えることで信頼関係の構築を図ります。母親、施設、行政の担当者で立てる自立支援計画票をもとに一人ひとりの課題に合わせた支援を行います。

支援プログラム

自立支援	母が自立に向けて意欲が持て、目標を持って生活が出来るよう自立支援計画をもとに、面談を行い支援を展開します。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	母親が立てた自立目標を基に支援を組み立て、一緒に「自立支援計画票」を作成します。行政等の関係機関からの意見も反映し、支援を展開します。
	入所面談	入所後1カ月を目安に、行政の担当者を交え面談を行い、自立に向けての目標を確認します。
	定期面談	半年に1回以上、行政の担当者を交え面談を行い、現状確認と計画の振り返り、新たな自立支援計画の作成を通し、支援の方向性について話し合いを行います。
退所	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての最終確認を行います。	
生活支援	自立の基礎・基盤ともなる生活の安定を図ります。生活に関するスキルの向上を目指します。	
	メニュー	内容
	基本的 生活習慣	子どもの年齢を考慮した一日の生活のタイムスケジュールの計画、習慣化を図る為の生活介入や、習慣が体得できる為の居室介入を行います。子どもの生活に応じた就労先を確保します。門限、外泊回数の設定、必要に応じて注意を促し生活リズムの確立を目指します。
	食生活	技術や知識の習得、習慣化を図る為の相談やアドバイス、モデリングを実施します。
	衛生管理	居室内の清掃について、計画的に居室介入し、アドバイスやモデリングを実施します。分別によるゴミ出し促し等も行い、習慣化を目指します。
	社会性の 自立	施設内自治活動、母の会、体験型母親支援(ママれいんぼう)での学習と生活のプログラム、行事における役員活動等への参加を促します。また意見交換による自主性の向上を図ります。
	生活資金 調整	月々の収入や出費の確認を行うために、家計簿記入などを促します。生活資金の流れを把握し、適切な使用が出来るように、調整やアドバイスを行います。
債務整理	全体的な債務額を把握し、返済計画を作成します。必要にあわせて法テラスなどの情報提供を行います。	

健康 支 援	心身の健康の回復、健康の維持、健康の増進を図ります。	
	メニュー	内容
	身体面	体調についての相談を受け、通院を促します。保健師を紹介し、通院状況の確認、同行を行います。病状や治療状況の確認を行います。特定妊婦が入所した場合は、産前産後ケアを行います。
	メンタル面	精神科医師やDV・虐待に関する相談員を紹介し、連携を図ります。職員の日々の関わりや相談支援を行います。施設内臨床心理士と連携を図ります。

子 育 て 支 援	子育て環境の整備・構築、子育てスキル習得を通し、母の子育て力の向上を目指します。	
	メニュー	内容
	養育	モデリング等を通じ、子どもへの関わり方・スキル習得を目指します。子育て知識、地域の社会資源の情報提供を行います。相談を通じ、子育て不安、子育て負担、孤独感を軽減します。（虐待防止）
	保育	相談のみではなく、通院、学習、母子関係の調整、リフレッシュによる施設内保育を実施し、養育環境の整備を図ります。

そ の 他 の 支 援	生活全般における安心、安全、安定を図ります。		
	メニュー	内容	
	人間関係	施設内外の人間関係調整を行います。自分自身や母子の生活の安定が保てる人間関係についての気づきを促します。	
	夫等	離婚、親権、養育費等に関する調停・裁判に向けての情報提供を行います。弁護士等機関との連絡調整を行います。裁判資料作成介助、手続き介助をし、打ち合せ、法テラス、調停、裁判等へ同行します。夫への心情を受け止め、気持ちの整理を一緒に行います。	
	DV	不審者対応の徹底など安全な住環境と、精神的安心の提供を行います。追跡防止の為の方法や手続きについての情報提供、介助します。DV 専門相談や講座の情報提供を行い、施設内臨床心理士の活用を促します。	
	外国籍	書類の読み書き、電話問い合わせ、諸手続きなど日常生活全般のフォローをします。日本語教室、ビザ、国籍に関する確認、情報提供を行います。入国管理局、大使館等への同行を行います。	
	関係機関	行政をはじめとする関係機関との協働を行います。関係機関と母親の関係調整、連絡介助等を行います。	
	家族関係	家族との関係・交流について把握します。支援を得られる関係か否かの見極め、それに応じた交流についての相談を行います。	
	妊産婦	妊産婦へのケアの充実を図ります。妊婦に対しては安心して出産に臨むことができるように環境や気持ちを整えます。出産後は身体の回復や、育児の支援を行います。	
		出産前の支援	健康管理、妊婦検診の把握・同行、出産・入院準備 第一子の預け先の調整、関係機関との連携・協働
出産時の支援 (入院～退院)		病院の同行・訪問、届け出書類の介助	

	出産後の支援 (退院後)	届け出書類の介助、生活支援（家事、買い物など） 新生児子育て支援、第一子統合後の支援
退所	都営住宅申込みの促し、記入介助を行います。退所時期、地域の検討、不動産の情報提供を行います。物件探し同行、退所時手続き説明等を行います。	

■児童支援

子どもの健全育成の基本である家庭生活の充実を基盤に、協調性、人間関係の形成に重点を置き、高齢児を含め子どもの年齢に応じた個々の発達段階に応じた支援を行い、社会性のある子どもを育てることを目指します。また、随時母親からの子育て相談に応じるとともに、より専門的支援が必要な場合は、適切な機関に繋がります。子どもとともに立てる自立支援計画票をもとに個々に合わせた児童支援を行います。入所前には過酷な状況での生活を余儀なくされていた子ども達に対し、寄り添う姿勢を大切に、専門的な関わり、生活に根差した知恵や感性をもって、求められる大人像を示します。支援を通し、児童が「生きる力」を身につけていくことを目的とします。

支援プログラム

自立支援	子どもが入所期間中に目標を持って生活ができるよう、自立支援計画票をもとに、面談を行い支援の展開を行います。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	子どもの意向に沿って、健康面、生活面、母子関係、その他（友人関係、学習等）の項目に応じた「自立支援計画票」を職員と共に作成します。計画に沿って支援を展開します。
	児童面談	子どもと職員とで面談を行い、学校や家庭でのこと、将来のこと、悩みなど子どもの気持ちを聞き、目標の確認を行います。
	定期面談	個々の状況に合わせて面談を行い、支援の方向性の確認、見直しを行います。
退所面談	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての最終確認を行います。	

学習支援	学習の習慣づけや基礎学力の定着、個々に合わせた学習指導を行い学力の向上を目指します。	
	メニュー	内容
	学習指導	学童保育内での学習に取り組む習慣づけと、学力向上のための学習指導を行います。学童保育時間外での個々に応じた学習指導を行い、学校や母と連携して、子どもの学力把握をします。個々の学習指導計画を作成します。
	学習会	特定の時間において、個々の学力に合わせた学習指導を行います。
	進路指導	個々に応じて学力や世帯の状況、将来の夢などに沿って進路相談を行います。各種学校の情報提供、求職活動指導、学校説明会等の同行を行います。
他機関との連携	子どもの学力把握、学習指導のため学校や教育センターとの連携を図ります。	

生活支援	子どもが周りの人と協力しながら、自分で考えて行動できるよう社会性、主体性の育成を図ります。また、子どもが自分の気持ちを素直に表現できるように安心できる環境を提供します。		
	集団支援	メニュー	内容
		学童保育	基本的なルールを守ることを覚えるための生活指導を行います。職員や他児との交流を通しての人間関係形成のための支援を行います。学習を通して他児に教えてもらったり、教えたりと交流を通じた人間関係、社会性の構築を目指します。また、学習の習慣づけ、学習指導を行います。調理体験（昼食作り、おやつ作り）を通して生活能力の向上を図ります。
		誕生会	毎月の誕生者のお祝いを行うと共に、児童と乳幼児と職員との交流を通して人間関係形成のための支援を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ、食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。遊びや製作を通して他児を思いやる気持ちなどの心の成長を促します。
		児童会	自主的に活動、意見交換を行う場の提供を行います。行事、個々の予定を確認することで自己のスケジュール管理力の構築を図ります。
		クラブ活動	園芸クラブ、習字クラブなど様々な知識を学ぶ場を提供します。クラブ活動を通して季節を感じたり、他児との親睦を深める機会を作ります。
		子ども会活動	野外活動を通して他施設の子どもとの交流を図ります。役割を持ち達成する過程を通して自分のことを自分で行う力を身につけ、調理体験を通して生活能力の向上を図り、礼儀を学ぶ機会をつくります。実生活に役立つ技能を身につけます。心豊かに創造性を身につけ、自然に親しむ機会を作ります。
	個別支援	学習指導	学童保育内での学習指導の他、学習会を実施します。個々に合わせた学習指導、進路相談を行います。
		補助保育	子どもの留守番時の居室での体調確認、食事介助などの保育を行います。
		心理士との関わり	子どもの安定した人間関係形成のため、臨床心理士との面談、SST（社会生活技能訓練）、プレイセラピーを実施します。個々の状態に合わせた関わりを通して子どもの表現力、生活力、社会性の向上を目指します。子どもが母親に自身の気持ちを表現できるようになるための母子関係調整を行い、高齢児や地域の学童保育利用児などに対して関わりを多くもち意思疎通ができるよう日々の声掛け、心理担当職員利用の促しを行います。
		基本的な生活習慣	子ども自身が基本的な生活習慣が身につくよう居室での生活指導を行います。必要に応じて登校介助、登校促しを行います。
		関係機関との連携	子どもの心身、発達面での状況把握や、より専門的なケアを行うために学校や児童相談所、教育センター、保健師との連携を図ります。また、母親への情報提供を行います。個々の状況に合わせて関係機関とケースカンファレンス実施、情報提供、意見交換をします。

健康 支 援	子どもの健康管理のため、成長・発達の把握や健康増進、心身の健康の回復を図ります。	
	メニュー	内容
	保健衛生	健康診断結果を通して健康状態、成長・発達状態の把握を行います。健康相談を促します。予防接種の情報提供を行い、計画的接種を促します。必要に応じて通院を促します。
	食育	誕生会や調理体験を通して食の楽しさを学ぶ場の提供、食生活の改善を図ります。季節行事や会食を通して、季節を感じ、食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。
	環境美化	子どもが身の回りの整理整頓を自身でできるよう指導します。学童保育や施設内大掃除を通して施設内外の掃除を実施します。
	メンタル面	子どもの安定した人間関係形成のため、職員や、必要に応じて臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。
他機関との連携	成長・発達面での課題や専門的なケアが必要な場合、関係機関（学校、児童相談所、教育センター、保健師等）の情報提供、連携を図ります。母親への情報提供を行います。	

対 人 関 係 調 整 支 援	親子関係を始め、よりよい人間関係の形成を図ります。	
	メニュー	内容
	人間関係形成	学童保育や子ども会、職員との個々の関わりの設定を通して、安定した人間関係の形成ができるよう支援を行います。大人への信頼感の構築、情緒の安定が図られるよう支援を行います。
	母子関係調整	母子の状況を把握し、母子関係の調整や子どもの気持ちの代弁、親子間コミュニケーションの支援を行います。子どもの利益を最善とし、虐待防止のための面談の実施や児童相談所との連携を図ります。
子ども会活動	子ども会活動を通して、子どもの健全育成と「生きる力」を身につけることを目指します。法人内の施設の小学生を集め、合同で林間保育、ハイキングを行います。	

■乳幼児支援

子どもが愛情に満ちた、安心できる環境の中で成長できるように母親と協力し、子どもの健全な心身の育成・発達を目指します。また、子どもが自分で考えて行動し、自分の気持ちを素直に表現できるよう、子ども一人ひとりを独立した人間として尊重します。また、ひとり親家庭の自立の為、家庭養育の補完を行います。面談を通して母親が立てた自立支援計画をもとに個々に合わせた乳幼児支援を行います。

支援プログラム

自立支援	母の意向に沿って子育ての目標を持って生活が出来るよう自立支援計画票をもとに、面談を行い支援の展開を行います。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	母の意向に沿って、健康面、生活面、母子関係、その他（保育園、保育等）の項目に応じた「自立支援計画票」を職員と共に作成します。年齢に応じて子どもの意向も確認します。計画票に沿った支援の展開を行います。
	乳幼児面談	母子と職員とで面談を行い、家庭や保育園でのこと、将来のこと、悩みなど母子の意見を聞き、目標の確認を行います。
	定期面談	個々の発達や状況に合わせて面談を行い、支援の方向性の確認、見直しを行います。（養育相談を含む）
退所面談	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての確認を行います。	

生活支援	子どもの成長を母親と共に喜び、子どもが健やかに育ち、自分の気持ちを素直に表現できる環境を提供します。子どもの健全な心身の成長・発達を目指します。		
	メニュー	内容	
	集団支援	未入所児保育	保育園待機児童に対し、保育園が決まるまでの間、保育園に準じた保育の提供を行います。健康、成長・発達の把握をします。
		誕生会	毎月誕生者のお祝いを行うと共に児童と乳幼児と職員との交流を通して人間関係形成のための支援を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付ける支援を行います。他児との関わり方の習得を目指します。
	個別支援	補助保育	母が就労や特段の事情のため保育が必要な際の保育の提供、送迎介助を行います。個々の世帯に応じた保育の提供を行います。
		病後児保育	病後で体力面に心配がある場合、母の就労や特段の事情がある場合の保育の提供を行います。子どもの急な体調不良で、母が就労や特段の事情のため子どもを保育園にお迎えに行けない時の送迎介助と短時間の保育の提供を行います。個々の世帯に応じた保育の提供を行います。
		個別の関わり	子どもの安定した人間関係形成のため、臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。子どもの表現力、生活力、社会性の向上を目指し、子どもが母親に自身の気持ちを表現できるようになるための母子関係調整を行います。
		基本的生活習慣	子どもの年齢、成長発達に応じた基本的生活習慣（食事、排泄、睡眠、清潔、着脱等）が身につくよう保育、生活介助の支援を行います。母子での基本的生活の組み立て、子ども自身が基本的生活習慣が身につくよう居室での生活指導を行います。
		他機関との連携	保育園や発達センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育センター、保健師との連携を図ります。また、母親への情報提供（保育園や地域の学童保育）、申請介助を行います。個々の状況に合わせて関係機関とケースカンファレンスの実施、情報提供、意見交換をします。

健康支援	子どもの健康管理のため、成長・発達の把握や健康増進、心身の健康の回復を図ります。	
	メニュー	内容
	保健衛生	施設内健康診断を年に二回行い（未入所児に対しては、毎月）健康診断結果を通して、健康状態、成長・発達状態を把握します。健康相談へのアドバイスを行い、保健所の定期健診、予防接種の情報提供、促しを行います。必要に応じて通院の促しを行います。
	食育	誕生会や調理体験を通して食の楽しさを学ぶ場の提供、食生活の改善を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。子どもの年齢に応じた食事（離乳食、幼児食）、栄養バランス、偏食に対する工夫、母親への食育、調理指導を行います。
	環境美化	子どもが身の回りの整理整頓を自身でできるよう片づけの指導、促しを行います。施設内大掃除を通して施設内外の掃除の実施、補助（年長児のみ参加）を行います。壁面を飾ることで子どもの美意識の向上を図ります。
	メンタル面	子どもの安定した人間関係形成のため、職員や、必要に応じて臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。
	他機関との連携	成長・発達面での課題や専門的なケアが必要な場合、関係機関（保育園、発達センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育センター、保健師等）と情報を共有し、連携を図ります。母親への情報提供を行います。

対人関係調整支援	親子関係を始めとする、よりよい人間関係の形成を図ります。	
	メニュー	内容
	人間関係形成	保育や職員との個々の関わりを通して、安定した人間関係を形成できるよう支援を行います。大人への信頼感の構築、情緒面の安定がされるよう支援します。
	母子関係調整	母子の状況を把握し、母子関係の調整や子どもの気持ちの代弁、親子間コミュニケーションの支援を行います。養育に不安がある母へモデリングを実施し、子どもの利益を最善とし、虐待防止のための面談の実施、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携を図ります。
発達支援	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の発達を意図した遊びのプログラムを通して、遊ぶこと、体を動かすこと、表現すること、学ぶこと、人と触れ合うことの楽しさを知り、健全な成長を促します。	

■就労支援

自立、生活の安定の基盤となる就労を支援することで、社会参加、自信の構築を図ります。さらに就労に関する支援を体系化し、個人の状況や適性に合った仕事を開始・継続され、就労率が上がることを目指します。

支援プログラム

就 労 支 援	自立や生活の安定の基盤となる就労を支援することで、社会生活での自信の構築を図ります。	
	メニュー	内容
	就労準備	就労活動に入る前に利用者の健康状態や適性に合わせた仕事内容などについての面談を行います。「社会に出て働く」ことの準備として、適正検査等就労相談機関等紹介、各種自立促進事業、職業訓練校等の情報提供を行います。また体験型母親支援(ママれいんぼう)での学習プログラム、生活プログラムへの参加を促し、就労と就労継続に繋がります。
	求職活動	利用者の状況や健康状態、適性に応じた求人情報提供を行います。問い合わせ介助、ハローワーク同行、就労支援員への繋ぎ、就労先の開拓、履歴書作成介助、面接練習などを行います。求職活動がより具体的になるよう定期就労相談を行います。求職活動のための施設内保育受入を実施します。
	就労継続	就労に伴う負担や悩みなどの軽減や就労状況把握の為に定期就労相談を行います。必要に応じて就労先等との連携を図ります。就労継続に伴う施設内保育受入を実施します。
転職活動	ステップアップの転職に伴う求人情報を提供します。	

■心理支援

母子共に精神的に安定した生活を営めるよう、不安やストレスの軽減を目的とした、メンタル面についてのケアを行います。

心理職員（臨床心理士）が利用者へ継続的なケアを実施し、精神面の健康回復を目指します。

支援プログラム

心 理 支 援	入所までの危機的な状況で疲弊したメンタル面の回復を行い、精神的安定を図ります。また、職員と連携を図り、支援の向上に努めます。	
	メニュー	内容
	母親	精神の安定を図り、安定した親子関係、生活をめざし、カウンセリングやペアレントトレーニングを行います。気持ちを整理し、課題に向き合うことで自立を目指します。
	児童	心身の健全な成長・発達を目指します。カウンセリングやプレイセラピーの実施、生活場面での療育的関わりを通し、精神的な安定を目指します。また SST（社会生活技能訓練）を通し、人間関係を円滑にし「生きる力」を育みます。
	乳幼児	心身の健全な成長・発達を目指します。療育支援を行います。安定した親子関係を築くために心理療法的意図を含んだ生活場面での関わりを行います。
職員への助言	職員と連携し、支援の役割分担、困難ケースの心理的視点からの助言等を行い、日々の支援に活かしています。	

会議への参加	支援検討会議、関係者会議等に参加し、心理的視点から発言を行います。
その他	精神科や他機関カウンセラーとの連携を行い、利用者の課題について共有を図ります。

■DV 被害者への支援

長年 DV にさらされてきた母子は、複雑で重篤な心の傷を持ちます。DV による様々な傷や喪失感から回復し、心身ともに安心した生活を営むことが出来るように支援を行います。

支援プログラム

DV被害者への支援	心身が疲弊している状態から回復し、安心・安全な生活が営めるように支援を行います。	
	メニュー	内容
	緊急一時保護室	関係機関と連携を取り、速やかに受入れを行い、安心で安定した生活が営めるように体制を整えます。また、DV 加害者に知られないように配慮します。
	入所	福祉事務所と連携し、被害者である母子の安全確保を適切に行い入所を受け入れます。また、加害者の動向に関する情報を収集し、安全な生活が営めるよう配慮します。
	経済支援	福祉事務所と連携し、母の心身の回復を待ち、就労支援を行います。回復には時間が要することが多く、福祉事務所、母親、職員で十分に話し合いを行い、社会資源の活用も視野に入れます。
	生活支援	住み慣れた家や地域から離れて暮らす不安や DV による心身のダメージを理解し、親子が望む安心できる生活が実現できるよう支援を行います。
	子育て支援	母子関係の状況を見極め、安定した子育てが出来るよう母子関係調整、各種保育受け入れを行います。
	健康支援	DV 被害は行動や対人関係に変化をもたらし、様々な心の病気を誘発する可能性があります。医療の専門家による治療が必要なことも多く、医療機関に繋げる支援を行います。
	心理支援	臨床心理士によるカウンセリングを行います。職員と臨床心理士との情報交換を行い、より適切な支援を行います。
	子どもへの支援	子どもは暴力を受けたり、目撃している可能性が高く心理的に不安定になったり、他児と対等な人間関係を結べない状況に陥っている場合も少なくありません。保育園や小学校とも連携を取り、ケアする体制を整えます。
	裁判関係	離婚に向けては、調停や裁判などの法的な課題に対応するため、法律相談や法テラス等の情報提供や、同行支援を行います。必要に応じて書類作成の介助を行います。
	関係機関との連携	利用者の同意を得ながら警察、配偶者暴力相談センター、福祉事務所と連携をとり、保護命令制度など法的手続きの支援を行います。
	その他	不測の事態によって、DV 加害者に利用者の所在が知られてしまった場合は、安全確保を優先し、速やかに福祉事務所等と対応策を協議します。

■被虐待児支援

子どもは虐待経験などが原因で自己肯定感を喪失して、不登校・引きこもり・いじめ・暴力などの行動にでる場合があります。職員はそのような表出された言動に目を奪われず、子どもの話をしっかりと聴きながら、専門性を持って支援を行います。

支援プログラム

児童虐待支援	被虐待経験がある子どもに暴力を振るわない大人がいることが実感できるような関係づくりに努め、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援を展開します。	
	メニュー	内容
	個別支援	子どもと個別にかかわる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間をつくったり、自分の存在がかけがえのない大切な存在であると捉えられるように支援します。
	関係機関との連携	関係機関と連携し、対象となる母子状況、今後の支援方針を確認し、役割分担を行い、それぞれの立場から支援を行います。
	子育て支援	母の話を良く聴き、親子関係調整を行います。必要に応じ、親子関係に介入します。
	健康支援	虐待は心の病気を誘発する可能性があります。必要に応じて、児童精神科医に繋げる支援を行います。また児童相談所の機能を活用します。
	心理支援	臨床心理士によるカウンセリングを行います。心理士との情報交換を行い、より適切な支援を行っていきます。
	自立支援	自尊心を大切にしながら、自立支援計画を子どもと一緒に作ります。自己肯定感を高めることを目的に、振り返りも行います。
学習支援	学力の遅れがある場合には、個別に丁寧に関わり、学習意欲の向上を図ります。また学校や教育機関と連携し、子どもにあった学習方法を取り組み支援します。れいんぼう（生きる力をつける学習支援等のプログラム）への参加を促します。	

④ 利用者ニーズの把握と業務への反映

日々利用者がどのような不安や悩みを抱えているのか、どのような支援を求めているのか、母子生活支援施設利用者が要望の言いやすい関係構築を職員一人ひとりが意識し利用者ニーズの把握に努めます。利用者ニーズを的確に把握し、サービスの質の向上を行います。

実施項目

面談	利用者のニーズを把握していく第一段階となり、すべての支援へと反映されます。また面談を重ねることでニーズの確認、見直しを行う事ができます。
行事アンケート	行事後にアンケートをとり、利用者の要望や意見を聞き、次回行事開催につなげます。
第三者評価	第三者からの評価を受け、インターネットにて施設の情報を公開しています。
要望等受付	利用者からの要望、苦情を伺います。直接伝えづらい場合は、施設内のポスト利用が可能です。

第三者委員	利用者からの要望、苦情がある際に、直接伝えにくい場合に利用可能です。
退所時アンケート	退所時に、施設での生活についての意見を聞く機会を設けています。
母の会	月ごとに開催される「母の会」では施設からのお知らせをするとともに、利用者の意見や要望を聞きます。
児童会	児童会にて発表会の内容や調理実習の献立など児童の意見や要望を取り入れて決定します。

⑤ 健康管理・健康支援の在り方

安全で安心な「生活環境」を整える中で、心身の健康は重要です。個々に応じた生活介入や、関係機関との連携を行いながら、自分で健康管理をする力を養います。業務向上委員会の中でQOL(生活の質の向上)に取り組み、利用者の健康への意識付け、生活の向上を目指します。生活の基盤となる心身の健康について、個々に応じた自立支援計画をもとに取り組みます。生活の中でその維持、向上を行い健康についての意識付けができるように支援します。

実施項目

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> a. 各種健康診断の実施により利用者の健康把握、病気の早期発見につなげます。 予防接種の接種状況の確認から相談、情報提供を行います。 b. 個々に応じたメンタル面のケアを実施します。 c. 必要な治療が受けられるように医療機関への促しを行います。
感染症対策 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> a. 利用者の日々の健康状態を把握し、健康管理や健康維持の声掛けを行います。 b. 感染症が発生しにくい環境整備として、換気・室温等への配慮、定期的な施設内の消毒を実施します。 c. 保健所と連携し、感染症対策に取り組みます。 d. 調理に当たる職員は毎月細菌検査を実施するなど、衛生管理の徹底を行います。 e. 感染症に関する職員の知識を深める為、勉強会をします。
感染症対策 【発生時】	<ul style="list-style-type: none"> a. 感染症マニュアルに基づいた迅速な対応を行います。 b. 感染拡大防止のため利用者への注意喚起、ポスター掲示を行うと共に、施設内の消毒徹底を行います。 c. インフルエンザや感染性胃腸炎の集団発生の際には速やかに保健所等、関係機関に報告します。 d. 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は速やかに関係機関に報告致します。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活の基盤となる保健衛生・食育・環境美化に関するお便りやポスター掲示による情報提供、生活の質の向上や意識付けを図ります。 b. 季節に合わせ、特化した情報に関し、迅速に情報提供します。
実践 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> a. QOL(保健衛生・食育・環境美化)の取組みを通し、利用者に合わせて生活支援を実践します。 b. 母の会やママれいんぼうで心の健康を維持する取り組みを行います。
嘱託医 健康相談	<ul style="list-style-type: none"> a. 年2回嘱託医による健康診断を行います。また毎月未就園児を対象とした嘱託医による健康診断を行います。

	b. 健康に関する相談を嘱託医へ行き、助言を受けることができます。 c. 嘱託医と連携し、健康管理や体調の回復を行います。
--	--

⑥ 利用者の自己選択・自己決定

- 利用者支援は母親と子どもの最善の利益を保障するために行われます。母親と子どもが自分の意思で課題と向き合っ解決できるよう支え、自己実現に向けた途を歩めるように寄り添います。
- 施設での生活は、母親や子どもの主体性を尊重して行います。また、主体性を尊重する支援は、母親と子どもが自己決定する能力を引出し、退所後、地域での生活力に繋がります。
- 入所後、利用者の「自立支援計画票」を作成します。利用者は就労、経済(債務整理)、生活、健康、子育て、その他(人間関係、退所に向けて)の自立計画を半年に1回以上立て、それをもとに利用者、行政の担当者や職員が面談にて相談をしながら自立支援計画を作成し、自己選択・自己決定が反映された形で支援を行います。同じく子どもも「自立支援計画票」を作成します。子どもと職員が相談しながら本人主体で自立計画を立て、児童はそれをもとに子どもとの面談を行います。乳幼児は母親と(年齢に応じ、子どもを含めた)面談を通して自立支援計画を立てます。関係機関の意見も得て計画を立て、子ども自身、母親の了承を得て支援を行います。

実施項目

自立計画票作成 (母親)	a. 本人が立てた自立計画をもとに、自立支援計画(案)を作成します。 b. 本人・施設・関係機関と面談を行い、自立支援計画について話し合いを行います。 c. 自立支援計画票の承認を本人・施設・関係機関より得ます。
自立計画票作成 (児童)	a. 本人と職員が話し合いを行い、自立計画を立てます。 b. 児童が作成した、自立計画をもとに自立支援計画(案)を作成します。 c. 自立支援計画の承認を本人・母親・施設・関係機関より得ます。
自立計画票作成 (乳幼児)	a. 年齢に応じた質問を用意し、自立に向けた本人の意向を確認します。 b. 成長発達、健康管理面等の現状を確認しながら、母親と職員が話し合いを行い自立計画・自立支援計画(案)を立てます。 c. 自立支援計画の承認を保護者・本人・施設・関係機関より得ます。 ※本人が記入できない場合は保護者が代筆します。

⑦ 退所後の支援

退所半年前より「施設内での自立」から「地域生活の中での自立」へと移行していきけるように、退所を意識して支援を行います。退所後は、退所後も電話相談や来所相談、必要に応じての家庭訪問など積極的なアフターケアを行います。退所後の状況に応じて、施設と行政関係機関だけでなく、大洋社の様々なサポート事業、地域の社会資源との連携を図り、支援体制・方法を強化します。

支援プログラム

アフターケア	地域で安定した生活ができる様、入所中より準備を進めます。社会資源を活用しながら解決する力を備えられるよう支援します。	
	メニュー	内容
	入所中	退所前 6ヵ月
アフターケア計画		退所に向けて、生活面、精神面で自立できるよう計画的に退所の準備をします。利用者とともに退所後一年間のアフターケア計画を策定します。
関係機関との連携		地域での支援ネットワークを形成するため、関係機関との連携を図ります。
退所後	アフターケア支援	計画に基づき支援を実施します。退所後の生活環境の変化による負担を軽減し、新たな生活が軌道に乗るように就労支援、経済支援、生活支援、子育て支援、健康支援を行います。
	アフターケア計画の振り返り	計画に基づき、プログラムを実施し、退所後の生活環境の変化による負担を軽減し、新たな生活が軌道に乗る様支援を行います。1年後アフターケア計画について振り返りを行い、必要に応じてその後1年間のアフターケア計画を立て、支援を継続します。
	子どもへの支援	小学1～6年生を対象に学童保育の受け入れを行います。必要な退所児童への学習指導を行います。また、子どもの健全育成を目的に子ども会への参加を継続します。
	家庭訪問	家庭訪問を行い生活状況の確認をし、必要な支援を提供します。
	来所相談	利用者が抱えている課題に対し、一緒に解決する方法を考えたり、必要時には同行支援も行います。
	心理支援	カウンセリング、SST（社会生活技能訓練）、療育支援、心理支援を継続して行います。
	行事招待	施設内の各種行事に積極的に声掛けを行います。退所者同士の交流の機会を設けストレス軽減を図ります。月に一回のおゆずり会、ママれいんぼうも継続し参加できます。

(2) 公益的取組

① アフターケア

■実施目的

- ・退所前から退所に向けた面接を行い、自立支援計画を作成します。それに基づき訪問電話相談等、必要な支援を行い安定した地域生活が行えるようにします。
- ・アフターケア計画を作成し、それに基づき家庭訪問の際に生活状況の確認を実施します。

事業名	アフターケア	対象	全利用者 退所者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アフターケア計画の作成（退所前6ヵ月～） ・アフターケア計画に基づいた確認（家庭訪問） ・来所相談 ・行事招待（体験型母親支援ママれいんぼう、季節行事など） ・食支援を通じた相談（フードパントリー虹の架け橋プロジェクト） 		
目的	アフターケア、地域のセーフティネットの役割		
実施日	随時		
会場	大田区立コスモス苑		
スタッフ	自立支援担当職員及び職員		

② 学童保育

■実施目的

- ・母親が就労などの間、児童が安心・安全に過ごせるように学童保育を行っています。
- ・自分のことは自分でできる力を養うなど、児童の自立、生活力の向上を目的としてきめ細やかな学童保育を行います。

事業名	学童保育	対象	小学生 (施設利用者・退所者)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援 ・社会生活技能訓練(SST) ・調理 ・外遊び ・園芸 ・清掃 		
目的	アフターケア、健全な成長発達のサポート		
実施日	月～金曜日 下校後～17時 夏休み等長期休暇 9時30分～17時		
会場	大田区立コスモス苑		
スタッフ	職員		

③ 子ども会

■実施目的

- ・子ども会は、法人内の3ヶ所の母子生活支援施設の子どもが所属し(アポロ子ども会・ワラビーズ子ども会・スパークルキッズ子ども会)以下の目的で子ども会活動を行い、青少年の健全育成を目指します。
- ・グループ活動の中で楽しむこと、心豊かに創造性を身につけること、実生活に役立つ技能を身につけること、人の役に立つ人間になること、礼儀を身につけること、相手を思いやる気持ちを育てることなど、生きていく力を総合的に育てることを目指します。
- ・30年以上継続しており、退所者が中学性以上になるとゆうわ会会員となり、ボランティアとして関わります。

事業名	子ども会	対象	小学生～20歳 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入会式、ハイキング、林間保育 ・サポート組織ゆうわ会青少年会員の育成 		
目的	待機児童対策、健全な成長発達をサポート		
実施日	入会式(5月) 林間保育(7月) ハイキング(秋・冬)等 年5回		
会場	大田区立コスモス苑またはプログラム実施会場		
スタッフ	職員及びボランティア		

④ 家庭相談

■実施目的

- ・地域の子育て世帯の生活相談、DV・虐待相談を実施し、関係機関への仲介を行い、地域のセーフティネットとしての役割を目的とします。また心理相談も実施します。

事業名	相談事業	対象	子育て家庭の母親 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談(子育て・生活全般など) ・DV相談 ・虐待相談 ・心理相談 		
目的	相談事業： 関係機関への仲介・地域のセーフティネットの役割		
実施日	相談事業： (電話) 随時/ (来所) 電話にて要予約		
会場	大田区立コスモス苑		
スタッフ	自立支援担当職員及び心理士及び職員		

⑤れいんぼう久が原

■実施目的

- ・地域のニーズを捉えるために、地域のひとり親家庭の子ども達が将来社会人として、自分らしい生き方ができるように学習環境を整えます。
- ・複数の施設や団体、関係機関が連携して事業を行います。
- ・福祉制度等の利用につなげるために、大田区社会福祉協議会と高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉各分野が連携しネットワークを作ることで、福祉制度等の利用につながりやすくします。
- ・制度の狭間の課題に向き合うために、民生委員や自治会と連携し、ひとり親家庭や要保護児童等、地域で支援が必要な子ども達のセーフティーネットを広げる機会にします。
- ・必要とされるサービスや支援を創造し実践するために、グローバルなコミュニケーション能力(漢字検定・英語検定・PC検定)の向上を目指します。また、食育にも重点を置き、会食を楽しみます。
- ・実施に基づき、新たな福祉サービスの制度化につなげるために、地域貢献事業の一環として、「おおたスマイルプロジェクト」を位置づけます。

■大田区社会福祉協議会、社会福祉法人の連携事業として実施します。

■実施内容

大田区の子ども若者が、様々な組織や人たちと、学習、健康、就労などのプログラムを通して生きていく力を身につけていく支援を行います。

事業名	体験型学習支援	対象	小学生～中学生 (施設利用者・退所者・地域)
内容	子どもの体験型学習支援(学ぶ・食べる・動く・体験) ・学習(漢字検定・英語検定・パソコン検定) ・調理実習(ひとりで調理できるように、皆で楽しく会食) ・農業体験(野菜づくり) ・就労体験および見学、大学へ行こう ・子ども民生委員活動		
目的	子どもの貧困防止		
実施日	(第1・3土曜)9時半～13時半 月2回 (日曜)9時半～13時半 月1回		
会場	社会福祉法人 池上長寿園(会議室)		
スタッフ	自立支援担当職員及び心理士及び職員及びボランティア		

⑥JOYクラブ

■実施目的

- ・生活困窮者世帯の貧困連鎖防止の予防のため、支援の必要な児童や青年に対して、学校や家庭以外の場の居場所の提供を行い、その場を学習支援の場として展開し、個々の状況に合わせて丁寧な支援を行う。
- ・「居場所」にて日常及び学校生活の相談、同年代との交流、調理など、多彩なプログラムを行い、良い人間関係を育む。
- ・学習習慣を身につけ、個々の生活状況を把握し必要な支援を行う。

- ・年間を通して、高校・大学見学や就労の場の体験を行い、少し先の生活や進路がイメージできることで、希望につながるイベントプログラムを行います。

事業名	JOY クラブ	対象	15才～34才 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活、学校生活の相談、同年代との交流⇒居場所づくり ・学習支援：進学希望者へ入試対策 *希望者は、資格取得（漢検、英検、PC検定）を目指す ・イベントプログラム：高校・大学・就労見学、子ども会活動参加 ・子ども民生委員活動 		
目的	子どもの貧困防止		
実施日	(第1・3水曜) 17時～20時 週2回 (日曜) 9時半～13時半 月1回		
会場	大田区立コスモス苑		
スタッフ	自立支援担当職員及び心理士及び職員及びボランティア		

⑦ママれいんぼう

■実施目的

- ・地域の子育て家庭を対象として、就労体験や資格取得のための学習、健康支援を行います。目的として、貧困防止、子育て中の母親のリフレッシュ、相談事業へ繋げるための広報を行います。

事業名	体験型母親支援	対象	子育て家庭の母親 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得のための学習（高卒認定資格取得・パソコン検定等） ・就労体験および見学 ・健康、生活プログラム（ヨガ・リラクセス法、履歴書職務経歴書の書き方、模擬面接等） ・食支援を通じた相談（フードパントリー虹の架け橋プロジェクト） 		
目的	貧困防止のための高卒認定等資格取得支援 子育て中の母親のリフレッシュ等の健康支援 相談事業へ繋げるための関係構築や広報		
実施日	(第三土曜) 14時～17時 月1回		
会場	大田区立コスモス苑		
スタッフ	自立支援担当職員及び心理士及び職員及びボランティア		

(3) 地域活動

① 地域交流事業

ア 退所後も利用者が地域で生活する上で、地域の協力体制を確立することは重要です。地元自治会（町会）活動への参加、地域交流事業の実施、施設機能の地域への提供を行い、地域力の向上の一端を担っていきます。

② 次世代育成

社会福祉事業従事者の次世代育成を行うため、ボランティア・実習生の受け入れを積極的に行います。

地域交流事業	
自治会活動	地元自治会と、防災・防犯を通じた連携および自治会行事等への参加をしています。
大田区地域力推進会議（久が原）	地域と区が連携して街づくりを行う一員となり、積極的に協力をします。
施設機能の地域への提供	施設設備の地域への提供についても施設の性格に配慮しつつ実施しています。
地域福祉関連団体との協力	母子寡婦団体、大田区社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会、全国社会福祉協議会と協力をしています。
地域交流行事の実施	ミニ運動会、おもちゃつき大会等を開催しています。
サポート組織	
ゆうわ会（青少年健全育成事業）	子どもの健全育成をテーマとする退所児童を支援会員とするサポート組織であり、社会教育を行っています。30年以上に渡り継続し、成人に達した退所児童もボランティア活動をしています。
家庭福祉研究会	家庭福祉を研究・検討しながら地域交流事業の支援を行います。
蒼空会	明日の社会を作り出す子どもたちの健全育成を目的に活動しています。
ボランティア	フラワーアレンジメント、手芸、音楽、外国籍の利用者への日本語指導等、専門分野の活動を行っています。 明治大学社会福祉研究部の学生が各種行事、地域貢献事業「おおたスマイルプロジェクト」にスタッフとして参加しています。 行事（誕生会、母の会、夏祭り、運動会）の際に、地域住民、保育士実習、社会福祉士実習をした学生が、スタッフとして参加しています。

(4) 関係機関との連携

親子が健やかに安心して生活していけるよう、関係機関、専門機関との連携、協力をし、地域のネットワーク体制を整えます。

① 行政機関	
各種面談	入所面談、退所面談、定期面談等福祉事務所同席のもと本人と支援内容を確認し、利用者ニーズに対応した支援の提供を心がけます。
サービス調整会議	サービス調整会議を通し、利用者の自立支援計画に基づき、支援状況を確認し、内容の調整を図ります。
ネットワーク会議	ネットワーク会議を通し、関係機関と連携し、ニーズに対応した地域支援を行います。
② 地域団体	
幅広い社会資源の開拓	これまで同様、行政各機関との連携を維持しつつ民間の社会資源の開拓をし、幅広いサービスの提供を行います。
母子寡婦団体等との連携	大田区の母子寡婦団体との連携を密にし、退所後の相談先となり身近に安心できる環境を整えられるようにします。
③ 法人サポート組織	
ゆうわ会	子どもの健全育成をテーマとする退所児童を支援会員とするサポート組織であり、社会教育を行います。子どもたちのアフターケアを担っています。
家庭福祉研究会	大田区の家庭福祉を研究・検討しながら地域交流事業の支援を行っています。

(5) 施設機能強化

東京都の施設機能強化推進費加算事業を申請し、以下の施設機能(事業)の充実を図ります。

① 総合防災対策強化事業			
施設の災害時の対策として、防災器具、非常食、保存水の確保。非常持ち出し袋設置に伴う非常用品の徹底を行い、防災用品の充実を図ります。			
② 社会復帰等自立促進事業			
施設入所児等社会復帰促進事業	施設の行事に退所者(児)や母子寡婦関係者を招待し、退所後の話や自立についての話を頂き、また入所者(児)との交流活動を行うことにより、入所者の社会復帰への自立意欲の向上を図ります。		
	コスモス苑	ミニ運動会	地域住民との交流を図り、施設への理解を深め支援協力を得ることを目的とし、同時に日ごろの運動不足解消と心身のリフレッシュを目的とします。
		おもちつき大会	日本の季節行事であるおもちつきを通して、利用者児童と地域住民児童、ボランティアの方々との交流を目的とします。
処遇困難事例研究事業	法人の運営する母子生活支援施設との合同研究会を開催し、スーパーバイザーを招き、処遇困難ケースへの対応についての研究や研修を行います。親子を一体とした視点での支援、母と子それぞれについての支援について研究し、職員の支援技術及び専門性の向上を図ります。		
③ 専門機能強化事業			
母と子、家庭を守るため、子育て・DV 専門相談員および施設職員が、退所者へのアフターケアや電話相談、来所相談、グループミーティング、個別相談等の相談活動を行います。			

(6) 事業所の日課

母子生活支援施設

	母子支援	児童支援	乳幼児支援
0:00			
1:00			
2:00			
3:00			
4:00			
5:00			
6:00	勤務開始 施設内掃除等環境整備	勤務開始 施設内掃除等環境整備	勤務開始 施設内掃除等環境整備
7:00	出勤・登校・登園確認	登校確認	登園確認 保育環境整備 ・保育受け入れ開始
8:00			未入所児保育 補助保育 病後児保育
9:00	▼ 警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整 (入退所支援・緊急一時保護等)	▼ 警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整	警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整
10:00	閉鎖障害等見回り	閉鎖障害等見回り	閉鎖障害等見回り おやつ
11:00	▼ 申し送り	▼ 申し送り	申し送り
12:00	昼食	昼食	昼食 午睡
13:00	他機関との連絡調整 ・入退所支援 ・緊急一時保護等	他機関との連絡調整 児童随時下校 ・学童保育受け入れ ・学習指導(宿題等) 自由遊び	他機関との連絡調整
14:00			
15:00			おやつ
16:00		片付け・おやつ 掃除・学童保育終了	
17:00	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援 ・学習会	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援 ・引渡業務・清掃
18:00		・保護者へ報告	▼ ・保護者へ報告
19:00	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃
20:00	▼ 在室確認・引き継ぎ	▼ 在室確認・引き継ぎ	▼ 在室確認・引き継ぎ
21:00	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理
22:00	宿直体制	宿直体制	宿直体制
23:00			

ii 緊急一時保護事業

大田区立コスモス苑

【事業概要】

緊急一時保護	1世帯
対象	緊急に保護を要する母子または単身女性に対し、適当な施設に入所させることが出来ない場合、一時的に入所させ必要な保護、相談および支援を行い、応急的支援を図ります。

1 基本計画

(1) 基本方針

母子が危機状況に陥り、緊急の住居を求める場合、社会的に準備された施設等は少ないのが現状です。逆に夫の妻への暴力、父親の母子への虐待など、様々な事情で一時的に居所を求める母子は増加してきています。

こうした母子に対して安心できる居所を提供し、家族調整に関する支援、今後についての相談、様々な社会資源との仲介などの援助を行います。

(2) 重点事項

(共通)

緊急保護を要する母子又は単身女性に対する支援をするために、関係機関と連携しながら適切に提供できる緊急対応の確保を行います。

(大田区立コスモス苑)

住居困難、DV、経済的不安等様々な状況を抱える入所者に対し、安心安全な環境を提供し、落ち着ける空間の整備に努めます。また、外国籍や高齢単身女性の利用の際には、丁寧な説明や必要な配慮を行います。その為に、関係機関との連携・協働を密にはかり、利用者の生活状況を把握し支援を行います。危機管理の視点から不審者対応、虐待対応、災害時の緊急対応、個人情報保護を意識した対応を適切に行います。

2 良質なサービスの提供

	支援方法
安全配慮	利用者情報の漏洩に配慮し、職員間で必要な情報を申し送り、また、警備員と協力して、利用者の安全を確保します。
居室整備	<ul style="list-style-type: none">緊急一時保護室には、基本的な家具・寝具・食器を常備します。急な利用希望に対応できるように、常に居室を整備します。備品の整備・点検、衣類・寝具類のクリーニング、補充を行い、利用者が不自由なく生活できるよう配慮します。
支援内容	福祉事務所の担当者と密に連携を図り、利用者が自立出来るよう支援します。食事は自炊、生活費用は自己負担、光熱水費は施設負担です。

iii 子育て短期支援事業 (第2種社会福祉事業)

大田区立コスモス苑

【事業概要】

事業開始	平成21年6月1日	
事業	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業・夜間養護等事業)	
定員	ショートステイ	3人
	トワイライトステイ	5人
	休日デイ	5人
	要支援母子ショート	1世帯
対象者	大田区内在住 2歳以上15歳(中学生)以下	

1 基本計画

(1) 基本方針

① 家庭支援の提供

- ア 家庭支援の提供 児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において一時的に養育することにより、これらの児童および家庭の福祉の向上を図ります。
- イ 施設との協力体制 母子生活支援施設に併設される為、施設と一体的に事業を行います。

【事業の種類】

① ショートステイ事業
保護者の疾病等の社会的事由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合に、短期的な宿泊型の養育サービスを提供します。
② トワイライトステイ事業
保護者の仕事等によって夕方から夜間にかけての児童の生活に支障が生じている場合に、夜間保育型の養育サービスを提供します。
③ 休日デイサービス事業
日曜日・祝祭日の日中において社会的事由により一時的に児童の養育が困難になった場合に、施設において生活指導・食事等の養育サービスを提供します。

(2) 重点事項

(運営)

子ども家庭支援センターと連携し、大田区の子育て家庭のサポートを目的とし業務運営を行っていきます。各要件の受け入れに加え、子育て疲れやレスパイトケアなどの育児負担の軽減での受け入れを行い、虐待防止のセーフティネットとしての役割を担っていきます。こども達の安全を守るために、感染症予防対策や風水害を含めた大規模災害を想定した備品の整備・管理を行い、更なる危機管理体制の強化を目指します。

(支援)

家庭的な雰囲気の中で、こども達が楽しく、かつ保護者の方にも安心安全と思える保育を行っていきます。地域のニーズに対応すべく、特性のあるこども達への保育スキルについて学び、専門性の向上を目指します。また、安全な保育環境を保つために職員の虐待防止の学習も併せて行なっていきます。利用する保護者の方の子育ての不安にも寄り添い、必要に応じ、保護者や関係機関と情報共有を行い、包括的に支援を行っていきます。

2 良質なサービスの提供

(1) 子育て短期支援事業

① サービスの内容

	<p>ア 食事の提供および身の回りの世話</p> <p>家庭的な支援を目指し、家庭と同じように過ごせる「雰囲気」を作り生活支援を行っていきます。</p> <p>a ショートステイ利用の子どもには「入浴サービス」を行います。</p> <p>b 食育を取り入れ栄養バランスを考えた季節の献立による「食事サービス」を提供します。</p>
	<p>イ 学習の援助および遊びの指導</p> <p>就学児には、家庭と同じく勉学に励めるよう学習の時間を設け学習支援を行います。</p>
	<p>ウ 通園または通学の援助</p> <p>各事業所と保育所、幼稚園、その他の福祉・教育関連施設間の「送迎サービス」により、通園・通学の援助を行います。</p>
	<p>エ その他</p>
	<p>a 毎月の「ひまわりクラブ」を通じて、子育て支援利用者同士が交流・親睦を深められるように製作・会食等を行います。</p> <p>b 区長が特に必要と認めたこと</p>

② 利用の要件

要件	ア 疾病、出産、怪我等により入院、加療、療養を要する場合 イ 親族の疾病等により、その看護または介護に当たる場合 ウ 事故、災害にあった場合 エ 冠婚葬祭、公的行事等への参加のため不在となる場合 オ 仕事で出張する場合 カ 就業の為、帰宅が夜間にわたる場合 キ 子育てに対する不安や疲れにより児童の養育が困難な場合 ク その他区長が特に必要と認めた場合
制限	感染症がある場合や極度の多動性・突発的行動がある場合など利用が制限される場合があります

(3) 事業所の日課

子育て支援事業

	ショートステイ	トワイライトステイ	休日デイサービス
0:00			
1:00			
2:00			
3:00			
4:00			
5:00			
6:00			
7:00	起床促し 朝食 送迎		受け入れ準備 当日利用児の確認 環境整備
8:00	受け入れ 手洗い 自由遊び・学習指導		受け入れ 検温・触診・視診 手洗い
9:00	検温・触診・視診		自由遊び・学習指導
10:00	補食(2歳児)		補食(2歳児)
11:00	(昼食準備)		昼食準備
12:00	(昼食)		昼食
	(昼食片付け)		昼食片付け
13:00	(寝かしつけ) 受け入れ準備 当日利用児の確認	受け入れ準備 当日利用児の確認 送迎ルートの考案	寝かしつけ
14:00	送迎ルートの考案 環境整備 夕食準備	環境整備 夕食準備	
15:00	申し送り 当日利用児の再確認 送迎ルートの再考案	申し送り 当日利用児の再確認 送迎ルートの再考案	おやつ 随時引き渡し 自由遊び・学習指導
16:00	送迎(月～土)	送迎(月～土)	引き継ぎ 片付け ▼ ※17:00以降は トワイライトステイ
17:00	受け入れ 検温・触診・視診 手洗い	受け入れ 検温・触診・視診 手洗い	
18:00	自由遊び・学習指導 夕食	自由遊び・学習指導 夕食	
19:00	夕食片付け 随時引き渡し 自由遊び・学習指導	夕食片付け 随時引き渡し 自由遊び・学習指導	
20:00	入浴介助 寝かしつけ		
21:00	引き継ぎ・片付け 朝食準備 翌日利用児の受け入れ準備	引き継ぎ 片付け	
22:00			
23:00			

(施設名：大田区立コスモス苑)

行事計画（事業所運営）

	事業所運営		
	全体	会議・委員会	研修
4月	おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
5月	前期内部監査 実習生オリエンテーション 害虫駆除 施設内健康診断 おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
6月	前期施設内大掃除 おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	第三者委員勉強会
7月	利用者交流夕涼み会 おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
8月	おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
9月	東京ウイングライオンズクラブバス ハイク（未定） おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
10月	地域交流ミニ運動会 おゆずり会	職員・支援会議 サービス調整会議	事例研修（三浦先生）

	居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	連絡調整会議 委員会	
11月	後期内部監査 三施設合同バスハイク 地域交流事業 施設内健康診断 おゆずり会 居室内安全点検 害虫駆除 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	第三者勉強会
12月	後期施設内大掃除 おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
1月	地域交流おもちつき大会 おゆずり会 居室内安全点検 排水管・貯水槽清掃 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
2月	おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
3月	おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
備考	毎月開催 おゆずり会 居室内安全点検 防災訓練 公益的取組 (れいんぼう・JOY・ママれいんぼう)	毎週開催 総務委員会 毎月開催 職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	ヨガ研修 接遇研修 人材育成

(施設名：大田区立 コスモス苑)

行事計画（支援・援助）

	支援・援助		
	乳幼児・児童	母親	子育て
4月	乳幼児児童合同誕生会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会	コスモスクラブ
5月	乳幼児児童合同誕生会 子ども会入会式 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
6月	乳幼児児童合同誕生会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
7月	乳幼児児童合同誕生会 子ども会キャンプ集会 昼食作り 夏休み保護者説明会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
8月	乳幼児会 児童会 昼食作り 子ども会林間保育 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
9月	乳幼児児童合同誕生会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
10月	乳幼児児童合同誕生会 子ども会ハイキング 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	公開講座（未定） コスモスクラブ
11月	乳幼児児童合同誕生会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
12月	乳幼児児童合同誕生会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
1月	乳幼児児童合同誕生会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ

2月	乳幼児児童合同誕生会 子ども会ハイキング 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
3月	乳幼児児童合同誕生会 保護者説明会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	母の会 マザーズクラブ	コスモスクラブ
備考	毎月開催 誕生日会 児童会・乳幼児会 未入所嘱託医健診	毎月開催 母の会 マザーズクラブ	毎月開催 コスモスクラブ

IV 母子一体型ショートケア事業

大田区立コスモス苑

【事業概要】

母子一体型ショートケア	1世帯
対象	(1) 特定妊婦 (2) 生活基盤の脆弱な母及びその児童 (3) 多胎児等多数の児童を養育する母及びその児童 (4) 育児疲れの状態、育児不安の状態その他の精神的に不安定な状態にある母及びその児童 (5) 事故又は災害に遭った母及びその児童 (6) 区長が特に見守りが必要と認める母及びその児童

1 基本計画

(1) 基本方針

生活基盤が脆弱であったり、育児疲れや不安を抱える母子等に対して安心できる居所を提供し、心理的ケアや育児・家事指導を行うなどの生活支援をしながら母子関係の見守りを行います。

(2) 重点事項

(共通)

見守りを要する母子等に対する支援をするために、関係機関と連携しながら、計画に基づく支援を行います。母子等が相談しやすい体制を作ります。

(大田区立コスモス苑)

見守りが必要な母子等に対し、子育て及び日常生活に係る相談に対する助言や育児支援、生活支援を行い、母子等の心身の回復を促し、母子等の福祉の向上を図ります。特定妊婦の方に関しては、産前からの受け入れも可能とし、出産準備や通院同行、産前産後の不安軽減のサポートを行います。

2 良質なサービスの提供

	支援方法
居室整備	<ul style="list-style-type: none">居室には、基本的な家具・寝具・食器を常備します。急な利用希望に対応できるよう、常に居室を整備します。備品の整備・点検、寝具類のクリーニング、補充を行い、利用者が不自由なく生活できるよう配慮します。
支援内容	子ども家庭支援センターの担当者と密に連携を図り、食事提供、育児支援、生活支援、心理支援等を行いながら、利用者が在宅に戻っても育児が継続出来るよう支援します。

2024(令和6)年度

事業計画

社会福祉法人 大洋社

練馬区立母子生活支援施設

Ⅱ 事業別サービス実施計画

i 母子生活支援施設 (第1種社会福祉事業)

練馬区立母子生活支援施設 ()

【事業概要】

事業開始	平成10年4月1日
世帯数	20世帯
緊急一時保護	1世帯
事業内容	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。

1 基本計画

(1) 基本方針

① 「社会性のある子どもを育てる施設」

子どもの育成環境の基本である家庭生活の充実を基盤に、協調性、人間関係の形成に重点を置き、個々の子どもの発達段階に応じた支援を行い、社会性のある子どもを育てます。

② 「家庭の幸せを守る施設」

社会福祉法人大洋社の母子事業部は、現代の混迷する時代の家族問題に焦点を当て、利用者の人権と家族の幸せを守る為に、各々の家族に応じた生活設計を基盤とする自立支援計画を立て、明るく健康的な生活ができるように支援することを方針とします。

③ 「地域に愛される施設」

豊かな人間性を備え、家庭支援の専門家となるような人材育成をし、家庭福祉の拠点となるよう開かれた福祉活動为目标に地域や関係機関とネットワークを結び、地域に愛される施設づくりを目指します。

(2) 重点事項

ア. 事業計画

「母子事業部事業計画」を作成し、事業所の管理体制や支援内容の見直しを行い、家族福祉・地域福祉を担う事業の在り方の検討をします。

- A. 委員会による様々なシステムのレベルアップをより一層推進します。
- B. システム及びマニュアルの現場での周知徹底とデータの収集・解析を行うことでサービスの質の向上を図ります。
- C. 事業特質を理解した人材育成を行うための人事管理を行います。
- D. 母子福祉・家族福祉における新たな方向性を意識した支援を展開できるように事業のあり方を検討していきます。

イ. 抱負

以下の4項目を抱負として母子生活支援施設の運営にあたります。

- A. 利用者にあたたかさを感じていただける支援を目指します。
- B. 児童の健全育成・社会性のある子どもを育てます。
- C. 安心、安全を保つ支援を行います。
- D. 退所後も実家のように、何でも相談できる信頼関係を築く支援を行います。

ウ. 運営体制

A. 法人本部・母子事業部

法人本部機能の充実

■運営会議（連絡調整会議）

母子事業部の担当者、各事業長が参加し、事業部内の3施設5事業所の施設の運営状況の共有を図ります。

業務改善への姿勢

■委員会

危機管理対策の向上、業務向上・標準化を目指しています。支援の共有・向上を図ります。

■コスト削減

運営効率を高め、財源や物品の共有等を行います。

■一体的管理

法人会計の導入等による各施設・事業の一体的管理を行います。

B. 委員会制度

法人が経営する各事業所間を横断して組織する各委員会で課題の検討をし、組織向上や支援の質の向上に活用しています。また内容を速やかに施設へフィードバックして職員に周知し、基本情報の効率的な伝達を図っています。

C. 附帯事業

■子ども家庭在宅サービス事業

地域の子育て世帯の多様化する課題に対応する為、ショートステイ事業を通して地域の子育て家庭をサポートします。ショートステイ事業の他、要支援家庭を対象としたショートステイ事業では、今までの「子ども型」に加え、「親子入所型」の受入れも展開し、家庭に合わせた形で養育状況の改善を図る支援をおこなうことができます。

■安心・安全な空間の確保

DV、家庭内暴力、その他の事情により緊急に保護する場所（女性および母子緊急一時保護事業）がある事で、地域の女性および母子の安全と安心が確保されます。

D. 支援

■児童の社会性の向上

児童の合同行事（子ども会）を通して基本的なルールを覚える為の生活指導や、生活能力の向上、生きる力の向上を目指します。そして、活動を通じて人間関係の構築の仕方を学び、力を合わせて一つのことに取り組むことの大切さ学びます。合同行事があることで、団体行動の楽しさ、難しさを感じることができます。

■サービスの向上

同法人が複数の施設を運営することにより事故・苦情・要望等の情報を速やかに共有することができ、各施設のサービスの質が向上します。また、事例検討会や勉強会を合同で行うことにより、支援の質の向上を図ります。同じ思いを共有している仲間が同じ法人内にいることで、法人職員同士で支え合い、励まし合い、一緒に悩みながら利用者の支援に臨めることは、大きな強みになります。

■支援の質・専門性の向上

事例検討会、現場研修などの学習を互いの施設職員が行うことで、専門性の向上を図り、より良い支援を行うことを目的とします。

練馬区立母子生活支援施設

練馬区立母子生活支援施設は母子生活支援施設指定管理制度の運営委託を5か年再受託し1年目のスタートとなります。児童福祉法の改正に基づき、児童の権利擁護が図られた支援ができる体制を構築します。産前・産後支援、アフターケアを含む地域支援、親子関係再構築支援など、関係機関との連携の中で「切れ目のない支援」を行います。社会的養護を担う施設として、利用者、地域のニーズに応えられるよう、法人の理念に基づいて職員を丁寧に育成し、専門性の向上に努めます。

今期の重点事項

- ① 法人の理念に基づいた職員育成を強化する。
多様な利用者ニーズに丁寧に向き合うために、若手職員が自信を持って一つひとつキャリアアップを図れるよう、行動指針の習得と研修を通じた専門性の向上を図ります。
- ② 安全計画等、各マニュアルをより使いやすいものに整備、活用する。
委員会活動を通して各マニュアルを習得するとともに、より活用しやすい形に整備します。事務所等の掲示も誰にでもわかりやすいものに整えます。
- ③ リービングケア、アフターケアと切れ目のない支援の体制を構築する。
親子が安心して地域生活に移行できるよう、リービングケアを組み入れた自立支援を行い、退所前にはアフターケア計画を作成し、施設のアフターケアプログラムや関係機関とのネットワークの中で退所後の生活を支えます。

(運営)

ア 危機管理委員会

- ・ **危機管理**：感染症や各災害時のBCPを基に実践的な学習を行い、全職員が危機管理能力、対応力の向上に努め、危機管理体制の強化を図ります。また、安全計画を活用し、利用者の安全を守るよう取り組みます。
- ・ **要望等解決**：要望等解決について適切且つ迅速な対応が出来るよう実践的に学びを深め、対応力の向上に努めます。また、相談技法や苦情対応についての学習を行います。引き続き、子ども権利についての理解を深めながら、対応方法について学んでいきます。
- ・ **情報管理**：人権尊重や情報開示を意識した文章表現について実践学習を行い専門性の向上に努めます。個人情報保護法の改正について学習し、理解を深めます。また、利用開始時の個人情報の取り扱いについて学んでいきます。

イ 業務向上委員会

- ・ **業務向上 (QOL)**：感染症予防や対応方法について学び、感染症に対する理解を深めます。全職員の業務向上の為、ストレス対応能力や職場の環境作りについて学習します。また、利用者のQOL向上を目指し、食育支援、環境美化についての実践的な学習を行います。
- ・ **業務向上 (家族)**：親子関係再構築支援についての学びを深め、支援の組み立て等の実践を行います。また、面接技法についての学習を行い、専門性の向上を図ります。更なるソーシャルワークの理解を深める為、学習を行います。
- ・ **業務向上 (児童)** 児童発達や発達障がい等の子どもの特性や対応、母子の連動性を意識した自立支援計画の作成、虐待発見時の対応や被虐待児のケアについて学習を行い、日々の支援に

つなげていきます。また、実践的な学習を通し、アセスメント力の向上を目指します。

- ・ **業務向上（乳幼児）**：保育所保育指針に則った保育実践の基礎を実践的に学び、理解を深めます。また、産前産後支援についての学習を行い専門性の向上に努めます。

（支援）

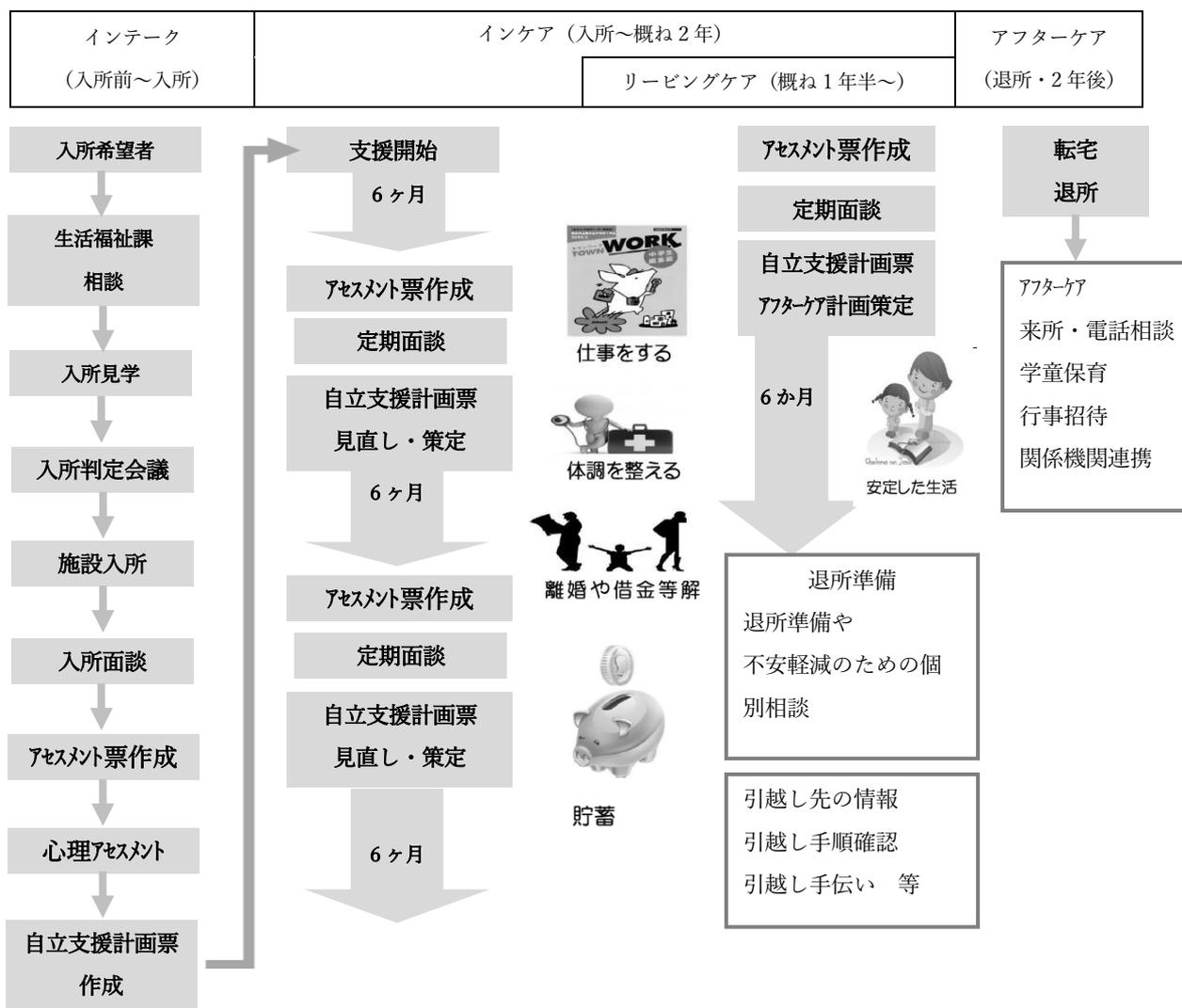
- ・ **親子支援**：日々の対話から子育てに関する不安や困り感を伺いながら、助言や情報提供を行います。担当同士や全体での支援打合せを実施し、利用者支援内容の共有・検討を行います。モデリングや母子関係調整を行い、親子支援を実施します。また、子への個別支援を実施し気持ちを引き出すことができるような関わりを努めます。
- ・ **就労支援**：利用者の適性を見極め、就労に関する状況確認とアドバイス、関係機関との連携を行いながら長期的な就労の安定を目指します。求職活動を始めた利用者に対しては積極的に声掛けし、個別で書類記入介助や面接対策等の細やかな支援を行っていきます。
- ・ **アフターケア**：入所中より支援のネットワークを形成し、環境変化による不安を緩和します。インケア、リービングケア、アフターケアと切れ目のない支援の為に、退所前にアフターケアの計画を作成し、退所後は、計画に沿った支援を行います。また、母子の孤立を防ぐべく、地域での支援を行います。
- ・ **心理**：入所後に母親に心理検査や成育歴の聞き取りを行い、精神面の健康状態の把握・アセスメントを行います。その後、入所者の状況に合わせて、個別に心理相談やプレイセラピーを継続的に行い、メンタル面の回復を目指し、心身の安定へ繋げていきます。また日常的に生活場面面接を行い、支援職員と連携し日々の支援に繋げていきます。

2 良質なサービスの提供

(1) 支援

① 入所から退所までの支援の流れ

入所当初は、危機的状況にあった母と子が安心して生活できるよう環境を整えていきます。入所後1か月程で入所面談を行い、母と子が自立に向けて主体的に向き合っていくように課題を整理します。インケアでは利用者に寄り添いながら課題解決に向けて支援を行っていきます。退所半年ほど前より、地域での生活を意識してリービングケアへ移行します。退所後も地域で安心して生活が出来るように、アフターケアを行います。



② 自立支援の考え方

母親や子どもが自立に向けて意欲を持ち、目標を持って生活が出来るよう自立計画を立て、それをもとに面談を通して自立支援計画を作成します。面談には行政の担当者も参加し、関係機関の意見を反映して計画を立て、利用者も了承したうえで支援を展開します。

入所面談時には自立に向けての目標を確認し、定期面談（半年に1回以上）では現状確認、計画の振り返り、新たな自立支援計画作成を通して目標や支援の方向性について話し合います。退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての新たな課題を確認し、アフターケア計画を作成してアフターケアにつなげます。

親子支援	子育て支援、生活支援、親子関係支援
母親支援	自立支援、就労支援、生活支援、健康支援、子育て支援、産前産後ケア、その他の支援
児童支援	自立支援、学習支援、生活支援、健康支援、対人関係調整支援
乳幼児支援	自立支援、生活支援、健康支援、対人関係調整支援
就労支援	就労準備、就職活動、就労継続、転職活動
心理支援	母親、児童、乳幼児、職員への助言、会議への参加、その他
DV 被害者への支援	緊急一時保護室、入所、経済支援、生活支援、子育て支援、健康支援、心理支援、子どもへの支援、裁判関係、関係機関との連携、その他
児童虐待防止支援	個別支援、関係機関との連携、子育て支援、健康支援、心理支援、自立支援、学習支援

③ 支援メニュー

■親子支援

様々な事情から母子家庭に至り入所した母子が、自らの選択に納得し、希望を持って一歩を踏み出せるよう支援します。母子生活支援施設の最大の特徴の一つに親子を一体として支援できることがあります。母親の状況が良くなければ、子どもとの関係にも影響があり、このことは子どもたちの心身の状況に直結します。親子関係の改善を図る支援を提供します。

支援プログラム

子育て支援	「親子」を単位とした課題を支援することで、安定した親子関係を構築します。	
	メニュー	内容
	知識の情報提供	子育て知識、子どもの年齢に合わせた発達についての情報提供を行います。
	子育て相談	相談を通じ、子育て不安、子育て負担、孤独感の軽減を図ります。 (虐待防止)
	養育	職員がモデルとなり、子どもへの関わり方、スキルの習得を促します。 また、社会福祉資源の情報提供を行います。

生活 支 援	子育て環境の整備・構築、安定した生活を通し、母の子育て力を向上します。	
	メニュー	内容
	生活基盤	基本的な生活習慣確立を目指し、子どもを中心とした生活基盤の構築を図ります。
	親子行事	親子行事に参加することで、コミュニケーションを図り親子関係構築を図ります。

親 子 関 係 支 援	親子関係が円滑で安定したものになるよう支援します。	
	メニュー	内容
	親子関係調整	親子関係調整のための保育を行います。また、必要に応じて親子間に介入し、関係調整を行います。（虐待防止）
	関係機関との連携	児童相談所、子ども家庭支援センター、学校、保育園などとの連携・協働や必要に応じてカンファレンスを実施していきます。
	親子再統合支援	母と子の再関係構築のペースに合わせて、子育て支援、生活支援など必要な支援を関係機関と連携しながら行います。
	コミュニケーション	臨床心理士による親子コミュニケーション練習を行います。

■母親支援

母親のこれまでの人生を尊重し、母親自身が主体的に目標を持ち自己選択できると共に本人の力が最大限に活用されることを支援の第1目標とします。そして職員は利用者への支援を通して、寄り添い支えることで信頼関係の構築を図ります。母親、施設、行政の担当者で立てる自立支援計画票をもとに一人ひとりの課題に合わせた支援を行います。

支援プログラム

自立支援	母が自立に向けて意欲が持て、目標を持って生活が出来るよう自立支援計画をもとに、面談を行い支援を展開します。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	母親が立てた自立目標を基に支援を組み立て、一緒に「自立支援計画票」を作成します。行政等の関係機関からの意見も反映し、支援を展開します。
	入所面談	入所後1カ月を目安に、行政の担当者を交え面談を行い、自立に向けての目標を確認します。
	定期面談	半年に1回以上、行政の担当者を交え面談を行い、現状確認と計画の振り返り、新たな自立支援計画の作成を通し、支援の方向性について話し合いを行います。
	退所	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての最終確認を行います。
生活支援	自立の基礎・基盤ともなる生活の安定を図ります。生活に関するスキルの向上を目指します。	
	メニュー	内容
	基本的生活習慣	子どもの年齢を考慮した一日の生活のタイムスケジュールの計画、習慣化を図る為の生活介入や、習慣が体得できる為の居室介入を行います。子どもの生活に応じた就労先を確保します。門限、外泊回数の設定、必要に応じて注意を促し生活リズムの確立を目指します。
	食生活	技術や知識の習得、習慣化を図る為の相談やアドバイス、モデリングを実施します。
	衛生管理	居室内の清掃について、計画的に居室介入し、アドバイスやモデリングを実施します。分別によるゴミ出し促し等も行い、習慣化を目指します。
	社会性の自立	施設内自治活動、母の会、体験型母親支援での学習と生活のプログラム、行事における役員活動等への参加を促します。また意見交換による自主性の向上を図ります。
	生活資金調整	月々の収入や出費の確認を行うために、家計改善支援をおこないます。生活資金の流れを把握し、適切な使用が出来るように、調整やアドバイスを行います。
	債務整理	全体的な債務額を把握し、返済計画を作成します。必要にあわせて法テラスなどの情報提供を行います。

健康 支 援	心身の健康の回復、健康の維持、健康の増進を図ります。	
	メニュー	内容
	身体面	体調についての相談を受け、通院を促します。保健師を紹介し、通院状況の確認、同行を行います。病状や治療状況の確認を行います。特定妊婦が入所した場合は、産前産後ケアを行います。
	メンタル面	精神科医師やDV・虐待に関する相談員を紹介し、連携を図ります。職員の日々の関わりや相談支援を行います。施設内臨床心理士と連携を図ります。

子 育 て 支 援	子育て環境の整備・構築、子育てスキル習得を通し、母の子育て力の向上を目指します。	
	メニュー	内容
	養育	モデリング等を通じ、子どもへの関わり方・スキル習得を目指します。子育て知識、地域の社会資源の情報提供を行います。相談を通じ、子育て不安、子育て負担、孤独感を軽減します。（虐待防止）
	保育	相談のみではなく、通院、学習、母子関係の調整、リフレッシュによる施設内保育を実施し、養育環境の整備を図ります。

そ の 他 の 支 援	生活全般における安心、安全、安定を図ります。		
	メニュー	内容	
	人間関係	施設内外の人間関係調整を行います。自分自身や母子の生活の安定が保てる人間関係についての気付きを促します。	
	夫等	離婚、親権、養育費等に関する調停・裁判に向けての情報提供を行います。弁護士等機関との連絡調整を行います。裁判資料作成介助、手続き介助をし、打ち合せ、法テラス、調停、裁判等へ同行します。夫への心情を受け止め、気持ちの整理を一緒に行います。	
	DV	不審者対応の徹底など安全な住環境と、精神的安心の提供を行います。追跡防止の為の方法や手続きについての情報提供、介助します。DV 専門相談や講座の情報提供を行い、施設内臨床心理士の活用を促します。	
	外国籍	書類の読み書き、電話問い合わせ、諸手続きなど日常生活全般のフォローをします。日本語教室、ビザ、国籍に関する確認、情報提供を行います。入国管理局、大使館等への同行を行います。	
	関係機関	行政をはじめとする関係機関との協働を行います。関係機関と母親の関係調整、連絡介助等を行います。	
	家族関係	家族との関係・交流について把握します。支援を得られる関係か否かの見極め、それに応じた交流についての相談を行います。	
	妊産婦	妊産婦へのケアの充実を図ります。妊婦に対しては安心して出産に臨むことができるように環境や気持ちを整えます。出産後は身体の回復や、育児の支援を行います。	
		出産前の支援	健康管理、妊婦検診の把握・同行、出産・入院準備 第一子の預け先の調整、関係機関との連携・協働
		出産時の支援 (入院～退院)	病院の同行・訪問、届け出書類の介助

	出産後の支援 (退院後)	届け出書類の介助、生活支援（家事、買い物など） 新生児子育て支援、第一子統合後の支援
退所	都営住宅申込みの促し、記入介助を行います。退所時期、地域の検討、不動産の情報提供を行います。物件探し同行、退所時手続き説明等を行います。	

■児童支援

子どもの健全育成の基本である家庭生活の充実を基盤に、協調性、人間関係の形成に重点を置き、高齢児を含め子どもの年齢に応じた個々の発達段階に応じた支援を行い、社会性のある子どもを育てることを目指します。また、随時母親からの子育て相談に応じるとともに、より専門的支援が必要な場合は、適切な機関に繋がります。子どもとともに立てる自立支援計画票をもとに個々に合わせた児童支援を行います。入所前には過酷な状況での生活を余儀なくされていた子ども達に対し、寄り添う姿勢を大切に、専門的な関わり、生活に根差した知恵や感性をもって、求められる大人像を示します。支援を通し、児童が「生きる力」を身につけていくことを目的とします。

支援プログラム

自立支援	子どもが入所期間中に目標を持って生活ができるよう、自立支援計画票をもとに、面談を行い支援の展開を行います。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	子どもの意向に沿って、健康面、生活面、母子関係、その他（友人関係、学習等）の項目に応じた「自立支援計画票」を職員と共に作成します。計画に沿って支援を展開します。
	児童面談	子どもと職員とで面談を行い、学校や家庭でのこと、将来のこと、悩みなど子どもの気持ちを聞き、目標の確認を行います。
	定期面談	個々の状況に合わせて面談を行い、支援の方向性の確認、見直しを行います。
退所面談	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての最終確認を行います。	

学習支援	学習の習慣づけや基礎学力の定着、個々に合わせた学習指導を行い学力の向上を目指します。	
	メニュー	内容
	学習指導	学童保育内での学習に取り組む習慣づけと、学力向上のための学習指導を行います。学童保育時間外での個々に応じた学習指導を行い、学校や母と連携して、子どもの学力把握をします。個々の学習指導計画を作成します。
	学習会	特定の時間において、個々の学力に合わせた学習指導を行います。
	進路指導	個々に応じて学力や世帯の状況、将来の夢などに沿って進路相談を行います。各種学校の情報提供、求職活動指導、学校説明会等の同行を行います。
関係機関との連携	子どもの学力把握、学習指導のため学校や教育センターとの連携を図ります。	

生活支援	子どもが周りの人と協力しながら、自分で考えて行動できるよう社会性、主体性の育成を図ります。また、子どもが自分の気持ちを素直に表現できるように安心できる環境を提供します。	
集団支援	メニュー	内容
	学童保育	基本的なルールを守ることを覚えるための生活指導を行います。職員や他児との交流を通しての人間関係形成のための支援を行います。学習を通して他児に教えてもらったり、教えたりと交流を通じた人間関係、社会性の構築を目指します。また、学習の習慣づけ、学習指導を行います。調理体験（昼食作り、おやつ作り）を通して生活能力の向上を図ります。
	誕生会	毎月の誕生者のお祝いを行うと共に、児童と乳幼児と職員との交流を通して人間関係形成のための支援を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ、食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。遊びや製作を通して他児を思いやる気持ちなどの心の成長を促します。
	児童会	自主的に活動、意見交換を行う場の提供を行います。行事、個々の予定を確認することで自己のスケジュール管理力の構築を図ります。
	クラブ活動	園芸クラブなど様々な知識を学ぶ場を提供します。クラブ活動を通して季節を感じたり、他児との親睦を深める機会を作ります。
	子ども会活動	野外活動を通して他施設の子どもとの交流を図ります。役割を持ち達成する過程を通して自分のことを自分で行う力を身につけ、調理体験を通して生活能力の向上を図り、礼儀を学ぶ機会をつくります。実生活に役立つ技能を身につけます。心豊かに創造性を身につけ、自然に親しむ機会を作ります。
個別支援	学習指導	学童保育内での学習指導の他、学習会を実施します。個々に合わせた学習指導、進路相談を行います。
	補助保育	子どもの留守番時の居室での体調確認、食事介助などの保育を行います。
	心理士との関わり	子どもの安定した人間関係形成のため、臨床心理士との面談、SST（社会生活技能訓練）、プレイセラピーを実施します。個々の状態に合わせた関わりを通して子どもの表現力、生活力、社会性の向上を目指します。子どもが母親に自身の気持ちを表現できるようになるための母子関係調整を行い、高齢児や地域の学童保育利用児などに対して関わりを多くもち意思疎通ができるよう日々の声掛け、心理担当職員利用の促しを行います。
	基本的な生活習慣	子ども自身が基本的な生活習慣が身につくよう居室での生活指導を行います。必要に応じて登校介助、登校促しを行います。
	他機関との連携	子どもの心身、発達面での状況把握や、より専門的なケアを行うために学校や児童相談所、教育センター、保健師との連携を図ります。また、母親への情報提供を行います。個々の状況に合わせて関係機関とケースカンファレンス実施、情報提供、意見交換をします。

健康 支 援	子どもの健康管理のため、成長・発達の把握や健康増進、心身の健康の回復を図ります。	
	メニュー	内容
	保健衛生	健康診断結果を通して健康状態、成長・発達状態の把握を行います。健康相談を促します。予防接種の情報提供を行い、計画的接種を促します。必要に応じて通院を促します。
	食育	誕生会や調理体験を通して食の楽しさを学ぶ場の提供、食生活の改善を図ります。季節行事や会食を通して、季節を感じ、食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。
	環境美化	子どもが身の回りの整理整頓を自身でできるよう指導します。学童保育や施設内大掃除を通して施設内外の掃除を実施します。
	メンタル面	子どもの安定した人間関係形成のため、職員や、必要に応じて臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。
他機関との連携	成長・発達面での課題や専門的なケアが必要な場合、関係機関（学校、児童相談所、教育センター、保健師等）の情報提供、連携を図ります。母親への情報提供を行います。	

対 人 関 係 調 整 支 援	親子関係を始め、よりよい人間関係の形成を図ります。	
	メニュー	内容
	人間関係形成	学童保育や子ども会、職員との個々の関わりの設定を通して、安定した人間関係の形成ができるよう支援を行います。大人への信頼感の構築、情緒の安定が図られるよう支援を行います。
	母子関係調整	母子の状況を把握し、母子関係の調整や子どもの気持ちの代弁、親子間コミュニケーションの支援を行います。子どもの利益を最善とし、虐待防止のための面談の実施や児童相談所との連携を図ります。
子ども会活動	子ども会活動を通して、子どもの健全育成と「生きる力」を身につけることを目指します。法人内の施設の小学生を集め、合同で林間保育、ハイキングを行います。	

■乳幼児支援

子どもが愛情に満ちた、安心できる環境の中で成長できるように母親と協力し、子どもの健全な心身の育成・発達を目指します。また、子どもが自分で考えて行動し、自分の気持ちを素直に表現できるよう、子ども一人ひとりを独立した人間として尊重します。また、ひとり親家庭の自立の為、家庭養育の補完を行います。面談を通して母親が立てた自立支援計画をもとに個々に合わせた乳幼児支援を行います。

支援プログラム

自立支援	母の意向に沿って子育ての目標を持って生活が出来るよう自立支援計画票をもとに、面談を行い支援の展開を行います。	
	メニュー	内容
	自立支援計画	母の意向に沿って、健康面、生活面、母子関係、その他（保育園、保育等）の項目に応じた「自立支援計画票」を職員と共に作成します。年齢に応じて子どもの意向も確認します。計画票に沿った支援の展開を行います。
	乳幼児面談	母子と職員とで面談を行い、家庭や保育園でのこと、将来のこと、悩みなど母子の意見を聞き、目標の確認を行います。
	定期面談	個々の発達や状況に合わせて面談を行い、支援の方向性の確認、見直しを行います。（養育相談を含む）
退所面談	退所前に面談を行い、入所中の振り返りと地域生活に向けての確認を行います。	

生活支援	子どもの成長を母親と共に喜び、子どもが健やかに育ち、自分の気持ちを素直に表現できる環境を提供します。子どもの健全な心身の成長・発達を目指します。		
	メニュー	内容	
	集団支援	未入所児保育	保育園待機児童に対し、保育園が決まるまでの間、保育園に準じた保育の提供を行います。健康、成長・発達の把握をします。
		誕生会	毎月誕生者のお祝いを行うと共に児童と乳幼児と職員との交流を通して人間関係形成のための支援を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付ける支援を行います。他児との関わり方の習得を目指します。
	個別支援	補助保育	母が就労や特段の事情のため保育が必要な際の保育の提供、送迎介助を行います。個々の世帯に応じた保育の提供を行います。
		病後児保育	病後で体力面に心配がある場合、母の就労や特段の事情がある場合の保育の提供を行います。子どもの急な体調不良で、母が就労や特段の事情のため子どもを保育園にお迎えに行けない時の送迎介助と短時間の保育の提供を行います。個々の世帯に応じた保育の提供を行います。
		個別の関わり	子どもの安定した人間関係形成のため、臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。子どもの表現力、生活力、社会性の向上を目指し、子どもが母親に自身の気持ちを表現できるようになるための母子関係調整を行います。
		基本的生活習慣	子どもの年齢、成長発達に応じた基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、清潔、着脱等）が身につくよう保育、生活介助の支援を行います。母子での基本的な生活の組み立て、子ども自身が基本的な生活習慣が身につくよう居室での生活指導を行います。
		他機関との連携	保育園やこども発達支援センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、学校教育支援センター、保健師との連携を図ります。また支援、母親への情報提供（保育園や地域の学童保育）、申請介助を行います。個々の状況に合わせて関係機関とケースカンファレンスの実施、情報提供、意見交換をします。

健康支援	子どもの健康管理のため、成長・発達の把握や健康増進、心身の健康の回復を図ります。	
	メニュー	内容
	保健衛生	施設内健康診断を年に二回行い（未入所児に対しては、毎月）健康診断結果を通して、健康状態、成長・発達状態を把握します。健康相談へのアドバイスを行い、保健所の定期健診、予防接種の情報提供、促しを行います。必要に応じて通院の促しを行います。
	食育	誕生会や調理体験を通して食の楽しさを学ぶ場の提供、食生活の改善を行います。季節行事や会食を通して、季節を感じ食への意識を高め、食事のマナーや食べ方等を身に付けることを目指します。子どもの年齢に応じた食事（離乳食、幼児食）、栄養バランス、偏食に対する工夫、母親への食育、調理指導を行います。
	環境美化	子どもが身の回りの整理整頓を自身でできるよう片づけの指導、促しを行います。施設内大掃除を通して施設内外の掃除の実施、補助（年長児のみ参加）を行います。壁面を飾ることで子どもの美意識の向上を図ります。
	メンタル面	子どもの安定した人間関係形成のため、職員や、必要に応じて臨床心理士との面談、プレイセラピーを実施します。
	他機関との連携	成長・発達面での課題や専門的なケアが必要な場合、関係機関（保育園、こども発達支援センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、学校教育支援センター、保健師等）と情報を共有し、連携を図ります。母親への情報提供を行います。

対人関係調整支援	親子関係を始めとする、よりよい人間関係の形成を図ります。	
	メニュー	内容
	人間関係形成	保育や職員との個々の関わりを通して、安定した人間関係を形成できるよう支援を行います。大人への信頼感の構築、情緒面の安定がされるよう支援します。
	母子関係調整	母子の状況を把握し、母子関係の調整や子どもの気持ちの代弁、親子間コミュニケーションの支援を行います。養育に不安がある母へモデリングを実施し、子どもの利益を最善とし、虐待防止のための面談の実施、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携を図ります。
発達支援	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の発達を意図した遊びのプログラムを通して、遊ぶこと、体を動かすこと、表現すること、学ぶこと、人と触れ合うことの楽しさを知り、健全な成長を促します。	

■就労支援

自立、生活の安定の基盤となる就労を支援することで、社会参加、自信の構築を図ります。さらに就労に関する支援を体系化し、個人の状況や適性に合った仕事を開始・継続され、就労率が上がることを目指します。

支援プログラム

就 労 支 援	自立や生活の安定の基盤となる就労を支援することで、社会生活での自信の構築を図ります。	
	メニュー	内容
	就労準備	就労活動に入る前に利用者の健康状態や適性に合わせた仕事内容などについての面談を行います。「社会に出て働く」ことの準備として、適正検査等就労相談機関等紹介、各種自立促進事業、職業訓練校等の情報提供を行います。また体験型母親支援での学習プログラム、生活プログラムへの参加を促し、就労と就労継続に繋がります。
	求職活動	利用者の状況や健康状態、適性に応じた求人情報提供を行います。問い合わせ介助、ハローワーク同行、就労支援員への繋ぎ、就労先の開拓、履歴書作成介助、面接練習などを行います。求職活動がより具体的になるよう定期就労相談を行います。求職活動のための施設内保育受入を実施します。
	就労継続	就労に伴う負担や悩みなどの軽減や就労状況把握の為に定期就労相談を行います。必要に応じて就労先等との連携を図ります。就労継続に伴う施設内保育受入を実施します。
転職活動	ステップアップの転職に伴う求人情報を提供します。	

■心理支援

母子共に精神的に安定した生活を営めるよう、不安やストレスの軽減を目的とした、メンタル面についてのケアを行います。

心理職員（臨床心理士）が利用者へ継続的なケアを実施し、精神面の健康回復を目指します。

支援プログラム

心 理 支 援	入所までの危機的な状況で疲弊したメンタル面の回復を行い、精神的安定を図ります。また、職員と連携を図り、支援の向上に努めます。	
	メニュー	内容
	母親	精神の安定を図り、安定した親子関係、生活をめざし、カウンセリングやペアレントトレーニングを行います。気持ちを整理し、課題に向き合うことで自立を目指します。
	児童	心身の健全な成長・発達を目指します。カウンセリングやプレイセラピーの実施、生活場面での療育的関わりを通し、精神的な安定を目指します。また SST（社会生活技能訓練）を通し、人間関係を円滑にし「生きる力」を育みます。
	乳幼児	心身の健全な成長・発達を目指します。療育支援を行います。安定した親子関係を築くために心理療法的意図を含んだ生活場面での関わりを行います。
職員への助言	職員と連携し、支援の役割分担、困難ケースの心理的視点からの助言等を行い、日々の支援に活かしています。	

会議への参加	支援検討会議、関係者会議等に参加し、心理的視点から発言を行います。
その他	精神科や他機関カウンセラーとの連携を行い、利用者の課題について共有を図ります。

■DV 被害者への支援

長年 DV にさらされてきた母子は、複雑で重篤な心の傷を持ちます。DV による様々な傷や喪失感から回復し、心身ともに安心した生活を営むことが出来るように支援を行います。

支援プログラム

D V 被 害 者 へ の 支 援	心身が疲弊している状態から回復し、安心・安全な生活が営めるように支援を行います。	
	メニュー	内容
	緊急一時保護室	関係機関と連携を取り、速やかに受入れを行い、安心で安定した生活が営めるように体制を整えます。また、DV 加害者に知られないように配慮します。
	入所	福祉事務所と連携し、被害者である母子の安全確保を適切に行い入所を受け入れます。また、加害者の動向に関する情報を収集し、安全な生活が営めるよう配慮します。
	経済支援	福祉事務所と連携し、母の心身の回復を待ち、就労支援を行います。回復には時間が要することが多く、福祉事務所、母親、職員で十分に話し合いを行い、社会資源の活用も視野に入れます。
	生活支援	住み慣れた家や地域から離れて暮らす不安や DV による心身のダメージを理解し、親子が望む安心できる生活が実現できるよう支援を行います。
	子育て支援	母子関係の状況を見極め、安定した子育てが出来るよう母子関係調整、各種保育受け入れを行います。
	健康支援	DV 被害は行動や対人関係に変化をもたらし、様々な心の病気を誘発する可能性があります。医療の専門家による治療が必要なことも多く、医療機関に繋げる支援を行います。
	心理支援	臨床心理士によるカウンセリングを行います。職員と臨床心理士との情報交換を行い、より適切な支援を行います。
	子どもへの支援	子どもは暴力を受けたり、目撃している可能性が高く心理的に不安定になったり、他児と対等な人間関係を結べない状況に陥っている場合も少なくありません。保育園や小学校とも連携を取り、ケアする体制を整えます。
	裁判関係	離婚に向けては、調停や裁判などの法的な課題に対応するため、法律相談や法テラス等の情報提供や、同行支援を行います。必要に応じて書類作成の介助を行います。
	関係機関との連携	利用者の同意を得ながら警察、配偶者暴力相談センター、福祉事務所と連携をとり、保護命令制度など法的手続きの支援を行います。
その他	不測の事態によって、DV 加害者に利用者の所在が知られてしまった場合は、安全確保を優先し、速やかに福祉事務所等と対応策を協議します。	

■被虐待児支援

子どもは虐待経験などが原因で自己肯定感を喪失して、不登校・引きこもり・いじめ・暴力などの行動にでる場合があります。職員はそのような表出された言動に目を奪われず、子どもの話をしっかりと聴きながら、専門性を持って支援を行います。

支援プログラム

児童虐待支援	被虐待経験がある子どもに暴力を振るわない大人がいることが実感できるような関係づくりに努め、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援を展開します。	
	メニュー	内容
	個別支援	子どもと個別にかかわる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間をつくったり、自分の存在がかけがえのない大切な存在であると捉えられるように支援します。
	関係機関との連携	関係機関と連携し、対象となる母子状況、今後の支援方針を確認し、役割分担を行い、それぞれの立場から支援を行います。
	子育て支援	母の話を良く聴き、親子関係調整を行います。必要に応じ、親子関係に介入します。
	健康支援	虐待は心の病気を誘発する可能性があります。必要に応じて、児童精神科医に繋げる支援を行います。また児童相談所の機能を活用します。
	心理支援	臨床心理士によるカウンセリングを行います。心理士との情報交換を行い、より適切な支援を行っていきます。
	自立支援	自尊心を大切にしながら、自立支援計画を子どもと一緒に作ります。自己肯定感を高めることを目的に、振り返りも行います。
	学習支援	学力の遅れがある場合には、個別に丁寧に関わり、学習意欲の向上を図ります。また学校や教育機関と連携し、子どもにあった学習方法を取り組み支援します。

④ 利用者ニーズの把握と業務への反映

日々利用者がどのような不安や悩みを抱えているのか、どのような支援を求めているのか、母子生活支援施設利用者が要望の言いやすい関係構築を職員一人ひとりが意識し利用者ニーズの把握に努めます。利用者ニーズを的確に把握し、サービスの質の向上を行います。

実施項目

面談	利用者のニーズを把握していく第一段階となり、すべての支援へと反映されます。また面談を重ねることでニーズの確認、見直しを行う事ができます。
行事アンケート	行事後にアンケートをとり、利用者の要望や意見を聞き、次回行事開催につなげます。
第三者評価	第三者からの評価を受け、インターネットにて施設の情報を公開しています。
要望等受付	利用者からの要望、苦情を伺います。直接伝えづらい場合は、施設内のポスト利用が可能です。
第三者委員	利用者からの要望、苦情がある際に、直接伝えにくい場合に利用可能です。

退所時アンケート	退所時に、施設での生活についての意見を聞く機会を設けています。
母の会	月ごとに開催される「母の会」では施設からのお知らせをするとともに、利用者の意見や要望を聞きます。
児童会	児童会にて発表会の内容や調理実習の献立など児童の意見や要望を取り入れて決定します。

⑤ 健康管理・健康支援の在り方

安全で安心な「生活環境」を整える中で、心身の健康は重要です。個々に応じた生活介入や、関係機関との連携を行いながら、自分で健康管理をする力を養います。業務向上委員会の中でQOL(生活の質の向上)に取り組み、利用者の健康への意識付け、生活の向上を目指します。生活の基盤となる心身の健康について、個々に応じた自立支援計画をもとに取り組みます。生活の中でその維持、向上を行い健康についての意識付けができるように支援します。

実施項目

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> a. 各種健康診断の実施により利用者の健康把握、病気の早期発見につなげます。 予防接種の接種状況の確認から相談、情報提供を行います。 b. 個々に応じたメンタル面のケアを実施します。 c. 必要な治療が受けられるように医療機関への促しを行います。
感染症対策【予防】	<ul style="list-style-type: none"> a. 利用者の日々の健康状態を把握し、健康管理や健康維持の声掛けを行います。 b. 感染症が発生しにくい環境整備として、換気・室温等への配慮、定期的な施設内の消毒を実施します。 c. 保健所と連携し、感染症対策に取り組みます。 d. 調理に当たる職員は毎月細菌検査を実施するなど、衛生管理の徹底を行います。 e. 感染症に関する職員の知識を深める為、勉強会をします。
感染症対策【発生時】	<ul style="list-style-type: none"> a. 感染症マニュアルに基づいた迅速な対応を行います。 b. 感染拡大防止のため利用者への注意喚起、ポスター掲示を行うと共に、施設内の消毒徹底を行います。 c. インフルエンザや感染性胃腸炎の集団発生の際には速やかに保健所等、関係機関に報告します。 d. 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は速やかに関係機関に報告致します。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活の基盤となる保健衛生・食育・環境美化に関するお便りやポスター掲示による情報提供、生活の質の向上や意識付けを図ります。 b. 季節に合わせ、特化した情報に関し、迅速に情報提供します。
実践プログラム	<ul style="list-style-type: none"> a. QOL(保健衛生・食育・環境美化)の取組みを通し、利用者に合わせて生活支援を実践します。 b. 母の会やクラブで心の健康を維持する取り組みを行います。
嘱託医健康相談	<ul style="list-style-type: none"> a. 年2回嘱託医による健康診断を行います。また毎月未就園児を対象とした嘱託医による健康診断を行います。 b. 健康に関する相談を嘱託医へ行き、助言を受けることが出来ます。 c. 嘱託医と連携し、健康管理や体調の回復を行います。

⑥ 利用者の自己選択・自己決定

- 利用者支援は母親と子どもの最善の利益を保障するために行われます。母親と子どもが自分の意思で課題と向き合って解決できるよう支え、自己実現に向けた途を歩めるように寄り添います。
- 施設での生活は、母親や子どもの主体性を尊重して行います。また、主体性を尊重する支援は、母親と子どもが自己決定する能力を引出し、退所後、地域での生活力に繋がります。
- 入所後、利用者の「自立支援計画票」を作成します。利用者は就労、経済(債務整理)、生活、健康、子育て、その他(人間関係、退所に向けて)の自立計画を半年に1回以上立て、それをもとに利用者、行政の担当者や職員が面談にて相談をしながら自立支援計画を作成し、自己選択・自己決定が反映された形で支援を行います。同じく子どもも「自立支援計画票」を作成します。子どもと職員が相談しながら本人主体で自立計画を立て、児童はそれをもとに子どもとの面談を行います。乳幼児は母親と(年齢に応じ、子どもを含めた)面談を通して自立支援計画を立てます。関係機関の意見も得て計画を立て、子ども自身、母親の了承を得て支援を行います。

実施項目

自立計画票作成 (母親)	a. 本人が立てた自立計画をもとに、自立支援計画(案)を作成します。 b. 本人・施設・関係機関と面談を行い、自立支援計画について話し合いを行います。 c. 自立支援計画票の承認を本人・施設・関係機関より得ます。
自立計画票作成 (児童)	a. 本人と職員が話し合いを行い、自立計画を立てます。 b. 児童が作成した、自立計画をもとに自立支援計画(案)を作成します。 c. 自立支援計画の承認を本人・母親・施設・関係機関より得ます。
自立計画票作成 (乳幼児)	a. 年齢に応じた質問を用意し、自立に向けた本人の意向を確認します。 b. 成長発達、健康管理面等の現状を確認しながら、母親と職員が話し合いを行い自立計画・自立支援計画(案)を立てます。 c. 自立支援計画の承認を保護者・本人・施設・関係機関より得ます。 ※本人が記入できない場合は保護者が代筆します。

⑦ 退所後の支援

退所半年前より「施設内での自立」から「地域生活の中での自立」へと移行していけるように、退所を意識して支援を行います。退所後は、退所後も電話相談や来所相談、必要に応じての家庭訪問など積極的なアフターケアを行います。退所後の状況に応じて、施設と行政関係機関だけでなく、大洋社の様々なサポート事業、地域の社会資源との連携を図り、支援体制・方法を強化します。

支援プログラム

アフターケア	地域で安定した生活ができる様、入所中より準備を進めます。社会資源を活用しながら解決する力を備えられるよう支援します。	
	メニュー	内容
入所中	退所前 6ヵ月	退所後のアフターケアにつながるように信頼関係を構築します。また自らの力で社会資源を活用できるように力がつくように支援を行います。
	アフターケア計画	退所に向けて、生活面、精神面で自立できるよう計画的に退所の準備をします。利用者とともに退所後一年間のアフターケア計画を策定します。
関係機関との連携		地域での支援ネットワークを形成するため、関係機関との連携を図ります。
退所後	アフターケア支援	計画に基づき支援を実施します。退所後の生活環境の変化による負担を軽減し、新たな生活が軌道に乗るように就労支援、経済支援、生活支援、子育て支援、健康支援を行います。
	アフターケア計画の振り返り	計画に基づき、プログラムを実施し、退所後の生活環境の変化による負担を軽減し、新たな生活が軌道に乗る様支援を行います。1年後アフターケア計画について振り返りを行い、必要に応じてその後1年間のアフターケア計画を立て、支援を継続します。
	子どもへの支援	小学1～6年生を対象に学童保育の受け入れを行います。必要な退所児童への学習指導を行います。また、子どもの健全育成を目的に子ども会への参加を継続します。
	家庭訪問	家庭訪問を行い生活状況の確認をし、必要な支援を提供します。
	来所相談	利用者が抱えている課題に対し、一緒に解決する方法を考えたり、必要時には同行支援も行います。
	心理支援	カウンセリング、SST（社会生活技能訓練）、療育支援、心理支援を継続して行います。
	行事招待	施設内の各種行事に積極的に声掛けを行います。退所者同士の交流の機会を設けストレス軽減を図ります。月に一回のおゆずり会、ママれいんぼうも継続し参加できます。

(2) 公益的取組

① アフターケア

■実施目的

- ・退所前から退所に向けた面接を行い、自立支援計画を作成します。それに基づき訪問電話相談等、必要な支援を行い安定した地域生活が行えるようにします。
- ・アフターケア計画を作成し、それに基づき家庭訪問の際に生活状況の確認を実施します。

事業名	アフターケア	対象	全利用者 退所者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アフターケア計画の作成（退所前6ヵ月～） ・アフターケア計画に基づいた確認（家庭訪問） ・来所相談 ・行事招待（季節行事など） ・食支援を通じた相談（フードパントリー子ども虹の架け橋プロジェクト） 		
目的	アフターケア、地域のセーフティネットの役割		
実施日	随時		
会場	練馬区立母子生活支援施設		
スタッフ	職員		

② 学童保育

■実施目的

- ・母親が就労などの間、児童が安心・安全に過ごせるように学童保育を行っています。
- ・自分のことは自分でできる力を養うなど、児童の自立、生活力の向上を目的としてきめ細やかな学童保育を行います。

事業名	学童保育	対象	小学生 (施設利用者・退所者)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援 ・社会生活技能訓練(SST) ・調理 ・外遊び ・園芸 ・清掃 		
目的	アフターケア、健全な成長発達のサポート		
実施日	月～金曜日 下校後～17時 夏休み等長期休暇 9時30分～17時		
会場	練馬区立母子生活支援施設		
スタッフ	職員		

③ 子ども会

■実施目的

- ・子ども会は、法人内の3ヶ所の母子生活支援施設の子どもが所属し(アポロ子ども会・ワラビーズ子ども会・スパークルキッズ子ども会)以下の目的で子ども会活動を行い、青少年の健全育成を目指します。
- ・グループ活動の中で楽しむこと、心豊かに創造性を身につけること、実生活に役立つ技能を身につけること、人の役に立つ人間になること、礼儀を身につけること、相手を思いやる気持ちを育てることなど、生きていく力を総合的に育てることを目指します。
- ・30年以上継続しており、退所者が中学性以上になるとゆうわ会会員となり、ボランティアとして関わります。

事業名	子ども会	対象	小学生～20歳 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入会式、ハイキング、林間保育 ・サポート組織ゆうわ会青少年会員の育成 		
目的	待機児童対策、健全な成長発達をサポート		
実施日	入会式(5月) 林間保育(7月) ハイキング(秋・冬)等 年5回		
会場	練馬区立母子生活支援施設またはプログラム実施会場		
スタッフ	職員及びボランティア		

④ 家庭相談

■実施目的

- ・地域の子育て世帯の生活相談、DV・虐待相談を実施し、関係機関への仲介を行い、地域のセーフティネットとしての役割を目的とします。また心理相談も実施します。

事業名	相談事業	対象	子育て家庭の母親 (施設利用者・退所者・地域)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談(子育て・生活全般など) ・DV相談 ・虐待相談 ・心理相談 		
目的	相談事業： 関係機関への仲介・地域のセーフティネットの役割		
実施日	相談事業： (電話) 随時/ (来所) 電話にて要予約		
会場	練馬区立母子生活支援施設		
スタッフ	職員		

⑤こどもの学習支援

■実施目的

地域のニーズを捉えるために、地域のひとり親家庭の子ども達が将来社会人として、自分らしい生き方ができるように学習環境を整えます。

事業名	こどもの学習支援 (通称：びーのびーの教室)	対象	小学生～中学生 (施設利用者・退所者・地域)
内容	子どもの基礎学力向上のための学習支援 ・宿題のフォローアップ ・持ち込み教材のフォローアップ ・定期試験に向けた学習		
目的	子どもの居場所づくり、アフターケア、基礎学力の向上		
実施日	月～土曜日		
会場	練馬区立母子生活支援施設 学習室		
スタッフ	職員及びボランティア		

(3) 地域活動

① 地域交流事業

ア 退所後も利用者が地域で生活する上で、地域の協力体制を確立することは重要です。地元自治会（町会）活動への参加、地域交流事業の実施、施設機能の地域への提供を行い、地域力の向上の一端を担っていきます。

② 次世代育成

社会福祉事業従事者の次世代育成を行うため、ボランティア・実習生の受け入れを積極的に行います。

地域交流事業	
自治会活動	地元自治会と、防災・防犯を通じた連携および自治会行事等への参加をしています。
施設機能の地域への提供	施設設備の地域への提供についても施設の性格に配慮しつつ実施しています。
地域福祉関連団体との協力	練馬区ひとり親福祉連合会、練馬区社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会、全国社会福祉協議会と協力をしています。
地域交流行事の実施	■■■■祭り等を開催しています。
サポート組織	
ゆうわ会 (青少年健全育成事業)	子どもの健全育成をテーマとする退所児童を支援会員とするサポート組織であり、社会教育を行っています。30年以上に渡り継続し、成人に達した退所児童もボランティア活動をしています。
家庭福祉研究会	家庭福祉を研究・検討しながら地域交流事業の支援を行います。
蒼空会	明日の社会を作り出す子どもたちの健全育成を目的に活動しています。
ボランティア	フラワーアレンジメント、手芸、音楽、外国籍の利用者への日本語指導等、専門分野の活動を行っています。 行事（■■■■祭り、お楽しみ会など）の際に、地域住民、保育士実習、社会福祉士実習をした学生が、スタッフとして参加しています。 練馬区社会福祉協議会のボランティアセンター等から積極的に人材資源の活用を図ります。

(4) 関係機関との連携

親子が健やかに安心して生活していけるよう、関係機関、専門機関との連携、協力をし、地域のネットワーク体制を整えます。

① 行政機関	
各種面談	入所面談、退所面談、定期面談等福祉事務所同席のもと本人と支援内容を確認し、利用者ニーズに対応した支援の提供を心がけます。
サービス調整会議	サービス調整会議を通し、利用者の自立支援計画に基づき、支援状況を確認し、内容の調整を図ります。
ネットワーク会議	ネットワーク会議を通し、関係機関と連携し、ニーズに対応した地域支援を行います。
② 地域団体	
幅広い社会資源の開拓	これまで同様、行政各機関との連携を維持しつつ民間の社会資源の開拓をし、幅広いサービスの提供を行います。
ひとり親福祉連合会等との連携	練馬区のひとり親福祉連合会との連携を密にし、退所後の相談先となり身近に安心できる環境を整えられるようにします。
ねりま社会福祉法人等のネット	練馬区社会福祉協議会を中心とした練馬区練馬地区の社会福祉法人と連携し、地域公益活動を進めます。
③ 法人サポート組織	
ゆうわ会	子どもの健全育成をテーマとする退所児童を支援会員とするサポート組織であり、社会教育を行います。子どもたちのアフターケアを担っています。
家庭福祉研究会	家庭福祉を研究・検討しながら地域交流事業の支援を行なっています。

(5) 施設機能強化

東京都の施設機能強化推進費加算事業を申請し、以下の施設機能(事業)の充実を図ります。

① 総合防災対策強化事業	
総合防災強化事業	施設の災害時の対策として、防災器具、非常食、保存水の確保。非常持ち出し袋設置に伴う非常用品の徹底を行い、防災用品の充実を図ります。
② 社会復帰等自立促進事業	
施設入所児等社会復帰促進事業	入所者(児)、退所者を対象とした交流活動を行うことにより、入所者の社会性の向上や社会復帰への自立意欲の向上を図ります。
心身機能低下防止研究事業	<p>■■■■■を地域の方々に理解していただき、地域交流を図ることを目的とします。また、退所者を招き交流を深めます。入所者が主体的に祭りを行う事によって気力の充実や増進を図ります。</p> <p>地域交流を目的とした親子体操やベビーマッサージなどを実施し、心身機能の低下防止を図ります。</p>
処遇困難事例研究事業	スーパーバイザーを招いて事例について検討し、また心理面など専門分野についての講義を受け、親子を一体とした視点での支援、こどもと母、それぞれについての支援について研究し、職員が支援技術を体得し、専門性の向上を図ります。
④ 専門機能強化事業	
養育機能等強化事業	入所者、退所者のグループワークを行う事で、養育や課題解決能力の向上を図ります。

(6) 事業所の日課

母子生活支援施設

	母子支援	児童支援	乳幼児支援
0:00			
1:00			
2:00			
3:00			
4:00			
5:00			
6:00	勤務開始 施設内掃除等環境整備	勤務開始 施設内掃除等環境整備	勤務開始 施設内掃除等環境整備
7:00	出勤・登校・登園確認	登校確認	登園確認 保育環境整備 ・保育受け入れ開始
8:00			未入所児保育 補助保育 病後児保育
9:00	▼ 警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整 (入退所支援・緊急一時保護等)	▼ 警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整	警備員からの引き継ぎ 他機関との連絡調整
10:00	閉鎖障害等見回り	閉鎖障害等見回り	閉鎖障害等見回り おやつ
11:00	▼ 申し送り	▼ 申し送り	申し送り
12:00	昼食	昼食	昼食 午睡
13:00	他機関との連絡調整 ・入退所支援 ・緊急一時保護等	他機関との連絡調整 児童随時下校 ・学童保育受け入れ ・学習指導(宿題等) 自由遊び	他機関との連絡調整
14:00			
15:00			おやつ
16:00		片付け・おやつ 掃除・学童保育終了	
17:00	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援 ・学習会	帰宅確認(随時声掛け) 各種支援 ・引渡業務・清掃
18:00		・保護者へ報告	▼ ・保護者へ報告
19:00	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃	警備員への引き継ぎ 引渡業務・清掃
20:00	▼ 在室確認・引き継ぎ	▼ 在室確認・引き継ぎ	▼ 在室確認・引き継ぎ
21:00	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理	警備員への引き継ぎ 火気関係・建物管理
22:00	宿直体制	宿直体制	宿直体制
23:00			

ii 緊急一時保護事業

練馬区立母子生活支援施設

【事業概要】

緊急一時保護	1世帯
対象	緊急に保護を要する母子または単身女性に対し、適当な施設に入所させることが出来ない場合、一時的に入所させ必要な保護、相談および支援を行い、応急的支援を図ります。

1 基本計画

(1) 基本方針

母子が危機状況に陥り、緊急の住居を求める場合、社会的に準備された施設等は少ないのが現状です。逆に夫の妻への暴力、父親の母子への虐待など、様々な事情で一時的に居所を求める母子は増加してきています。

こうした母子に対して安心できる居所を提供し、家族調整に関する支援、今後についての相談、様々な社会資源との仲介などの援助を行います。

(2) 重点事項

(共通)

緊急保護を要する母子又は単身女性に対する支援をするために、関係機関と連携しながら適切に提供できる緊急対応の確保を行います。

(練馬区立母子生活支援施設)

住居困難、DV、経済的不安等様々な状況を抱える入所者に対し、安心安全な環境を提供し、落ち着ける空間の整備に努めます。また、外国籍や高齢単身女性の利用の際には、丁寧な説明や必要な配慮を行います。その為に、関係機関との連携・協働を密にはかり、利用者の生活状況を把握し支援を行います。危機管理の視点から不審者対応、虐待対応、災害時の緊急対応、個人情報保護を意識した対応を適切に行います。

2 良質なサービスの提供

	支援方法
安全配慮	利用者情報の漏洩に配慮し、職員間で必要な情報を申し送り、また、警備員と協力して、利用者の安全を確保します。
居室整備	<ul style="list-style-type: none">緊急一時保護室には、基本的な家具・寝具・食器を常備します。急な利用希望に対応できるように、常に居室を整備します。備品の整備・点検、衣類・寝具類のクリーニング、補充を行い、利用者が不自由なく生活できるよう配慮します。
支援内容	福祉事務所の担当者と密に連携を図り、利用者が自立出来るよう支援します。食事は自炊、生活費用は自己負担、光熱水費は施設負担です。

iii 子育て短期支援事業 (第2種社会福祉事業)

練馬区立母子生活支援施設

【事業概要】

事業開始		平成10年11月1日
事業		子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業)
定員	ショートステイ	5人 要支援(子ども型)を含む 又は 母子1組(親子入所型)
	トワイライトステイ	—
	休日デイ	—
対象者		練馬区内在住 2歳～小学生6年生 親子入所型は生後4か月～小学6年生の児童 とその保護者

1 基本計画

(1) 基本方針

① 家庭支援の提供

- ア **家庭支援の提供** 児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において一時的に養育することにより、これらの児童および家庭の福祉の向上を図ります。また、要支援家庭の児童の一時的な養育、母子の一定期間の見守り・支援を通して、養育状況の改善を図ります。
- イ **施設との協力体制** 母子生活支援施設に併設される為、施設と一体的に事業を行う。

【事業の種類】

① ショートステイ事業
保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一時的な宿泊型の養育サービスを提供します。
② 要支援ショートステイ事業
練馬区要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された要支援家庭について、児童を施設において一定期間養育し、児童の生活指導ならびに観察を行う(子ども型)とともに、親子関係を施設において一定期間見守り、相談並びに育児指導、家事指導等の生活支援を行う(親子入所型)ことによって、養育状況の改善を図ります。

(2) 重点事項

(運営)

子ども家庭支援センターと連携し、練馬区の子育て家庭のサポートを目的とし業務運営を行っていきます。要支援児童・レスパイトケアとともに育児負担の軽減での受け入れを行い、虐待防止のセーフティ

ネットとしての役割を担っていきます。子ども達の安全を守るために、感染症予防対策や風水害を含めた大規模災害を想定した備品の整備・管理を行い、更なる危機管理体制の強化を目指します。今年度より、要支援家庭を対象としたショートステイ事業は「子ども型」に加えて「親子入所型」の支援を開始します。

(支援)

家庭的な雰囲気の中で、子ども達が楽しく、かつ保護者の方にも安心安全と思える保育・支援を行います。地域のニーズに対応すべく、特性のある子ども達への保育スキルについて学び、専門性の向上を目指します。また、安全な保育環境を保つために職員の虐待防止の学習も併せて行っていきます。利用する保護者の方の子育ての不安にも寄り添い、必要に応じ、保護者や関係機関と情報共有を行い、包括的に支援を行っていきます。

2 良質なサービスの提供

(1) 子育て短期支援事業

① サービスの内容

ア	食事の提供および身の回りの世話
	<p>家庭的な支援を目指し、家庭と同じように過ごせる「雰囲気」を作り生活支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a ショートステイ利用の子どもには「入浴サービス」を行います。 b 食育を取り入れ栄養バランスを考えた季節の献立による「食事サービス」を提供します。 c 身支度・荷物の準備を介助し、自ら身の回りのことができるように生活支援を行います。
イ	学習の援助および遊びの指導
	就学児には、家庭と同じく勉学に励めるよう学習の時間を設け学習支援を行います。
ウ	通園または通学の援助
	各事業所と保育所、幼稚園、その他の福祉・教育関連施設間の「送迎サービス」により、通園・通学の援助を行います。
エ	その他
	<ul style="list-style-type: none"> a 毎月の「 クラブ」を通じて、子育て支援利用者同士が交流・親睦を深められるように製作・会食等を行います。 b 区長が特に必要と認めたこと

③ 利用の要件

要件	<p>(ショートステイ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 疾病、出産、怪我等により入院、加療、療養を要する場合 イ 親族の疾病等により、その看護または介護に当たる場合 ウ 事故、災害にあった場合 エ 冠婚葬祭、公的行事等への参加のため不在となる場合 オ 仕事で出張する場合 カ 就業の為、帰宅が夜間にわたる場合 キ 子育てに対する不安や疲れにより児童の養育が困難な場合 ク その他区長が特に必要と認めた場合
	<p>(要支援ショートステイ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保護者の強い育児疲れ、育児不安など身体上または精神上の課題がある場合 イ 不適切な養育状態にある家庭など虐待の恐れやリスク等が見られる場合 ウ 児童相談所の一時保護解除等から家庭復帰した児童がいる場合（親子入所型）
制限	<p>感染症がある場合や極度の多動性・突発的行動がある場合など利用が制限される場合があります</p>

(3) 事業所の日課

子育て支援事業

	ショートステイ・要支援ショートステイ (子ども型)	要支援ショートステイ (親子入所型)
0:00		
1:00		
2:00		
3:00		
4:00		
5:00		
6:00		
7:00	起床促し 朝食 送迎	起床介助・体調確認 朝食 送迎
8:00	受け入れ 手洗い 自由遊び・学習指導	家事支援 相談支援 保育
9:00	検温・触診・視診	
10:00	補食 (2歳児)	補食 (~2歳児)
11:00	(昼食準備)	(昼食準備)
12:00	昼食 (昼食片付け)	昼食 (昼食片付け)
13:00	(寝かしつけ) 受け入れ準備 当日利用児の確認	
14:00	送迎ルートの考案	家事支援 相談支援 保育
15:00	(環境整備) (夕食準備)	(夕食準備)
16:00	申し送り 当日利用児の再確認 送迎 (月~土)	申し送り 送迎 (月~土) 学習支援
17:00	受け入れ 検温・触診・視診 手洗い・入浴	入浴介助 家事支援
18:00	自由遊び・学習指導 夕食	夕食 体調確認
19:00	(夕食片付け) 入浴 自由遊び・学習指導	就寝介助
20:00	(寝かしつけ:乳幼児) (就寝促し:児童)	
21:00	引き継ぎ・片付け (朝食準備) 翌日利用児の受け入れ準備	
22:00		
23:00		

(施設名：練馬区立母子生活支援施設)

行事計画（事業所運営）

	事業所運営		
	全体	会議・委員会	研修
4月	辞令交付 防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
5月	前期内部監査 実習生オリエンテーション 防災訓練 居室内安全点検 大掃除 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	
6月	害虫駆除 防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会職員周知活動	衛生推進者講習会
7月	防災訓練 居室内安全点検 健康診断 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	関東ブロック
8月	防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 連絡調整会議	処遇困難事例研修
9月	■■■■祭り 防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会職員周知活動	
10月	バスハイク 防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	第三者委員と職員学習会 全国大会

11月	後期内部監査 防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 委員会職員周知活動	処遇困難事例研修
12月	大掃除 害虫駆除 年忘れお楽しみ会 防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	処遇困難事例研修
1月	防災訓練 居室内安全点検 健康診断 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	
2月	防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会	第三者委員と職員学習会
3月	防災訓練 居室内安全点検 健康相談	職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議 委員会職員周知活動	
備考	<u>毎月開催</u> 居室内安全点検 防災訓練 健康相談	<u>毎週開催</u> 総務委員会 <u>毎月開催</u> 職員・支援会議 サービス調整会議 連絡調整会議	メンタルヘルス研修 接遇研修 人材育成

(施設名：練馬区立母子生活支援施設)

行事計画（支援・援助）

	支援・援助		
	乳幼児・児童	母親	子育て
4月	誕生日会 児童会 5月人形飾りつけ	母の会 母親クラブ	■■■■クラブ
5月	子ども会入会式 誕生日会 児童会	母の会 第三者委員交流会 ほっとルーム	■■■■クラブ
6月	七夕飾り 誕生日会 児童会	母の会 母親クラブ	■■■■クラブ
7月	キャンプ集会 誕生日会 児童料理クラブ 児童会	母の会 ほっとルーム	■■■■クラブ
8月	林間保育 誕生日会 児童会	母の会 母親クラブ	■■■■クラブ
9月	誕生日会 児童会	母の会 ほっとルーム	■■■■クラブ
10月	子ども会ハイキング 誕生日会 児童会	母の会 母親クラブ	■■■■クラブ
11月	誕生日会 児童会	母の会 ほっとルーム	■■■■クラブ
12月	誕生日会 児童会	母の会 母親クラブ	■■■■クラブ
1月	誕生日会 児童会	母の会 ほっとルーム	■■■■クラブ
2月	子ども会ハイキング ひな飾り 誕生日会 児童会	母の会 母親クラブ	■■■■クラブ
3月	誕生日会 児童会	保護者説明会 母の会 ほっとルーム	■■■■クラブ
備考	毎月開催 誕生日会 児童会	毎月開催 母の会	毎月開催 ■■■■クラブ

2024(令和6)年度
事業計画

社会福祉法人 大洋社

保育室サン御園

V 一時預かり事業 (第2種社会福祉事業)

〔 一時預かり事業
定期利用保育事業 〕

保育室サン御園

【事業概要】

所在地	大田区西蒲田 7-49-2 大田区社会福祉センター1F	
連絡先	Tel 03-6424-5088 Fax 03-6424-4933	
事業開始	平成 24 年 6 月 1 日	
受託開始	※民設民営	
事業	一時預かり事業	
営業日	日曜日、祝日および年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く	
備考	昼食およびおやつは保護者が準備	
一時預かり事業	営業時間	8時30分から18時00分
	利用者	生後5ヵ月から就学前の子
	利用定員	10人
	利用料	全年齢 500円/1時間 250円/30分 兄弟2人目より半額
	利用要件	—
定期利用保育事業	営業時間	8時30分から18時00分
	利用者	大田区在住の1歳児および2歳児
	利用定員	6名
	利用料	35,000円/1ヵ月
	利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム勤務、育児短時間勤務等の形態で勤務している。 ・求職活動中 ・親族の看護又は介護に当たっている。 ・大学又は専門学校在籍中 ・一定程度継続的に乳幼児の保育が必要な保護者のうち、事業実施者が認めた者

1 基本計画

(1) 基本方針

在宅子育て家庭への支援を目的とした短時間保育サービスを提供する。
また保護者の就労形態が多様化する中で、待機児童解消に向けた取り組みとして、短時間就労（パートタイム勤務）などの利用者ニーズに対応した保育サービスを提供する。

(2) 重点事項

保育室サン御園 (一時預かり事業・定期利用保育事業)

平成24年に開設してから今年度で12年目に入り、地域に密着した家庭的な雰囲気を軸にした支援、誰もが自由に利用でき、ホッとした居場所になれるよう目指してきました。今年度は職員、パート全体で情報の共有化を徹底し、チーム力を高め、更なる支援力向上を目指します。また、安全計画の活用のもとに施設、設備、園外環境の安全点検やマニュアルの策定と共有、避難訓練や救急対応、不審者対応の取り組みを毎月行い、事故のない安心安全な環境と丁寧で質の高い支援を行います。また、様々な保護者のニーズに対応し、一人親、父親支援や多子家庭、子育て疲れ等の悩みに対しての保護者支援に力を入れていきます。

今期の重点事項

- ①支援力向上に向け、職員、パート全体で情報の共有化を徹底しチーム力を高めるさらなる取り組みを行う。
→職員、パート間でカリキュラムやこども一人ひとりの支援内容を共有し、全員が同じ方向を向いて質の高い保育を行います。
- ②保育施設の実情に即した分かりやすく、身近に活用できるよう可視化されたマニュアルの見直しを行う。
→保育現場で活用しやすいイラストや写真を取り込んだ、保育室独自のマニュアルに変更します。
- ③安全計画を活用し、保護者が信頼できる安心安全な環境を提供する。
→保育室の備品や玩具、園外活動における遊具や危険物等の詳細な安全点検を行い、事故に繋がらない環境を意識する。様々な想定による避難訓練やアナフィラキシー、ひきつけ等の重篤な症状の際の迅速な対応が出来るように委員会や外部研修で訓練を行う。

(運営)

ア 危機管理委員会

- ・**危機管理**：感染症や各災害時のBCPを基に実践的な学習を行い、全職員が危機管理能力、対応力の向上に努め、危機管理体制の強化を図ります。また、安全計画を活用し、利用者の安全を守るよう取り組みます。
- ・**要望等解決**：要望等解決について適切且つ迅速な対応が出来るよう実践的に学びを深め、対応力の向上に努めます。また、相談技法や苦情対応についての学習を行います。引き続き、こどもの権利についての理解を深めながら、対応方法について学んでいきます。
- ・**情報管理**：人権尊重や情報開示を意識した文章表現について実践学習を行い専門性の向上に努めます。個人情報保護法の改正について学習し、理解を深めます。また、利用開始時の個人情報の取り扱いについて学んでいきます。

イ 業務向上委員会

- ・**業務向上 (QOL)**：感染症予防や対応方法について学び、感染症に対する理解を深めます。全職員の業務

向上の為、ストレス対応能力や職場の環境作りについて学習します。また、利用者のQOL向上を目指し、食育支援、環境美化についての実践的な学習を行います。

- ・業務向上(子育て)：保育者による不適切保育防止の為の学習に取り組み、こどもの安全を図ります。また、こどもの成長発達段階の理解を深め、専門性の向上に努めていきます。保育施設の実情に即した分かりやすく、身近に活用できるよう可視化されたマニュアルの見直しを行います。

(支援)

家庭的な落ち着いた雰囲気の中で、一人ひとりの子どもの発達を理解し、育ちに合った適切な援助を行い、先入観を持たずに、柔軟なまなざしで子どもに向き合います。

子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にします。一人一人の子どもが興味、関心に応じて選択できる内容、遊び込める時間を提供します。

保育の内容や方法にも十分配慮して、一人一人の子どもとゆっくり関りながら異年齢保育の中で、遊びを通して他児との関わりが、子ども一人ひとりの刺激や学び、成長に繋がるように心がけます。

2 良質なサービスの提供

(1) 保育の運営方針

子どもが愛情に満ちた、安心できる環境の中で成長していけるように、保護者と協力し、子どもの健全な心身の育成・発達を目指します。また、子どもが自分で考えて行動し、自分の気持ちを素直に表現できるよう、子ども一人ひとりを独立した人間として尊重します。

(保育の質の向上を目指して)

①保育所に準じた小規模保育用カリキュラムを提供

母子生活支援施設内で行っている保育実施経験を活かし、小規模な保育事業所にあった、年齢別・年間月別カリキュラムを作成し提供します。また、月に一回の季節行事を提供します。

②保育技術の習得、保育の質の向上に努め、子ども一人ひとりの成長・発達に合ったカリキュラム(基本的生活習慣・遊びを通し発達の促しなど)を実践します。

(2) サービス内容

○ ご病気の場合

- ① 病気等で欠席する場合には、必ず事前にご連絡ください。
- ② 37.5℃以上の熱がある場合はお預かりできません。保育時間中に発熱した場合は連絡をさせていただきます。
- ③ 病気の時のお子さまのお預かり、保育中の与薬はできません。また、お子さまの体調によってはお預かりをお断りする場合があります。感染症から回復後の登園の際には目安・提出書類があります。

○ 保育時間、送迎について

- ① 保育の時間は厳守でお願いいたします。また原則として保護者の方のお仕事がお休みの場合には、お子さまも当園をお休みとなります。
- ② 送迎は、必ず事前に指定された成人の方をお願いいたします。変更がある場合には事前にご連絡ください。

○ お弁当・離乳食・飲み物・おやつ等

- ① お持ちいただいたお弁当等は、冷蔵庫にて保管いたします。お子さまの食べられる量、食べやすい大ききで栄養バランスの良いものでお願いいたします。

- ② 飲み物は水、又はお茶をご用意ください。
- ③ おやつは一回分が分かるようにご準備ください。
- ④ ミルクは一回分ごとに小分けしていただき、哺乳瓶はこちらで殺菌して使用します。
- 緊急時、災害時
 - ①お預けの間は緊急時に備え、ご連絡が取れる様にご配慮ください。
 お子さまの事故、怪我、体調の急変、災害等の緊急対応が必要な事態においては、保護者の方に連絡がとれない場合であっても、スタッフの判断により、応急手当、近隣の医療機関での受診手配、避難等妥当と考えられる対応をさせていただきます。対応に要した費用については、ご利用者にご負担いただきます。
 - ②非常災害の警戒宣言が発令された場合や、非常災害が発生した場合は、電話連絡に対応するのは困難だと思われまので、保護者の方はすみやかに迎えに来てください。園内にいない場合は、次の広域避難場所に避難しておりますので、そちらへ迎えに来てください。
- 個人情報の取り扱いと保護
 利用者の皆様から知り得た個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律、その他関連法令等、および当法人の情報保護規程を遵守し、取り扱います。
- 事故対応
 当園は、施設賠償責任保険に加入しております。当園の責任で発生した事故においては、この保険にて対応いたします。

(3) 職員の配置及び勤務形態

- 職員配置 「適材適所・専門性の向上」
 職員は、事業目的を達成するための適材適所の人材と人員を計画的に配置します。
 事業目的を達成するために、中間管理者を育成し、それぞれが責任を持った仕事に取り組める体制を作ります。
 - ① 基準配置：地域行政の基本方針を踏まえた人員配置を行います。
 - ② 医療的サポート：行政の関係機関と連携をとります。
 - ③ 会計や労務：地区体制をとります。
- 勤務時間
 - ① 支援内容に応じた配置：勤務区分を支援内容に応じて分け、職員の配置を考えます。
 - ② 勤務時間の調整：勤務区分内での対応では困難な場合は、勤務時間の調整を行う場合もあります。
 - ③ 緊急時：緊急時には勤務時間外の対応を行います。

勤務区分	大田区一時預かり
勤務1	8:00~17:00
勤務2	9:30~18:30

(4) 事業所の日課

【保育室 サン御園】

	一時預かり保育	定期利用保育事業
8:00	受け入れ準備 当日利用児の確認 環境整備	受け入れ準備 当日利用児の確認 環境整備
8:30	受け入れ 保護者・・・体調確認 荷物の受取 視診・検温 おやつ準備 ・手洗い	受け入れ 保護者・・・体調確認 荷物の受取 視診・検温 おやつ準備 ・手洗い
9:30	朝のおやつ 自由遊び (職員介助) 排泄 散歩	朝のおやつ 自由遊び 排泄 散歩
11:30	排泄 配膳準備 ・手洗い 昼食タイム (昼食介助) 排泄・着替え	排泄 配膳準備 ・手洗い 昼食タイム (昼食介助) 排泄・着替え
12:30	午睡 (寝かし付け)	午睡 (寝かし付け)
13:00		
14:00	起末促し 排泄・着替え おやつ準備 ・手洗い	起末促し 排泄・着替え おやつ準備 ・手洗い
15:00	おやつ 排泄	おやつ 排泄
17:00	片付け 手遊び 読み聞かせ、体操など	片付け 手遊び 読み聞かせ、体操など
18:00	引渡し・・・保護者へ報告 保育終了 引き継ぎ・清掃	引渡し・・・保護者へ報告 保育終了 引き継ぎ・清掃
18:30	翌日受け入れ準備	翌日受け入れ準備

利用時間に応じた対応

(施設名：保育室サン御園)

行事計画（事業所運営）

	事業所運営		
	全体	会議・委員会	研修
4月	辞令交付 防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議	
5月	前期内部監査 防災訓練	危機管理委員会 業務向上委員会 職員・支援会議 連絡調整会議	
6月	防災訓練	委員会職員周知活動 職員・支援会議 連絡調整会議	
7月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議	認可外保育施設研修
8月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議	認可外保育施設研修
9月	防災訓練	委員会職員周知活動 職員・支援会議 連絡調整会議	
10月	防災訓練	危機管理委員会 業務向上委員会 職員・支援会議 連絡調整会議	
11月	後期内部監査 防災訓練	委員会職員周知活動 職員・支援会議 連絡調整会議	認可外保育施設研修
12月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議	認可外保育施設研修
1月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議	
2月	防災訓練	危機管理委員会 業務向上委員会 職員・支援会議 連絡調整会議	
3月	防災訓練	委員会職員周知活動 職員・支援会議 連絡調整会議 定例会議	
備考		毎月開催 職員・支援会議 連絡調整会議	ヨリ研修 人材育成

(施設名：保育室サン御園)

行事計画（支援・援助）

	支援・援助	
	定期利用	一時預かり
4月	お花見 誕生会	誕生会
5月	母の日 誕生会	誕生会
6月	父の日 誕生会 利用者健康診断	誕生会
7月	七夕飾り 誕生会	誕生会
8月	水遊び 誕生会	誕生会
9月	敬老の日 誕生会	誕生会
10月	ハロウィン 誕生会	誕生会
11月	勤労感謝の日 利用者健康診断 誕生会	誕生会
12月	クリスマス会 誕生会	クリスマス会 誕生会
1月	新年のお祝い 誕生会	誕生会
2月	豆まき 誕生会	豆まき 誕生会
3月	おひなさま 誕生会（お別れ会）	誕生会
備考		

2024(令和6)年度

事業計画

社会福祉法人 大洋社

子ども家庭支援センター大森 一時保育室

大田区子ども家庭支援センター 一時保育室

【事業概要】

所在地	大田区大森北 4-16-5	
連絡先	Tel 03-5753-0805 Fax 03-5753-0806	
事業開始	平成 25 年 3 月 1 日	
受託開始	平成 25 年 3 月 1 日	
事業	一時預かり事業	
営業日	日曜日、祝日および年末年始 (12月29日から1月3日まで)を除く	
備考	昼食およびおやつは保護者が準備	
一時預かり事	営業時間	9時00分から18時00分
	利用者	生後5ヵ月から就学前の子
	利用定員	12人
	利用料	500円/1時間
	利用要件	—
定期利用保育事業	営業時間	8時30分から18時00分
	利用者	大田区在住の1歳児および2歳児
	利用定員	6名
	利用料	35,000円/1ヵ月
	利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム勤務、育児短時間勤務等の形態で勤務している。 ・求職活動中 ・親族の看護又は介護に当たっている。 ・大学又は専門学校在籍中 ・一定程度継続的に乳幼児の保育が必要な保護者のうち、事業実施者が認めた者

1 基本計画

(1) 基本方針

在宅子育て家庭への支援を目的とした短時間保育サービスを提供する。
また保護者の就労形態が多様化する中で、待機児童解消に向けた取り組みとして、短時間就労(パートタイム勤務)などの利用者ニーズに対応した保育サービスを提供する。

(2) 重点事項

大田区より委託を受けて11年が経過し、一時預かり事業と定期利用保育事業という二つの事業を通して、日々、地域の子育てサポートに尽力しています。さらなるこども支援・保護者支援が求められている事を理解し、細やかな保育と保護者対応に努め、職員の専門性の向上を目指します。また、安全計画に基づいた取り組みを行い、事故予防に努めます。そしてこども達一人ひとりのありのままの姿に寄り添い、ともに成長していけるような保育を提供します。

今期の重点事項

- ① 職員のスキルアップのためにこどもの成長発達段階の理解等を深め、専門性の向上を図る。
⇒こどもの成長発達段階について、研修に参加したり学習会を行ったりし、実際のこどもの姿に合わせた保育を検討します。
- ② 安全な保育を提供するために安全計画に基づいた取り組みを実施し、事故予防を徹底する。
⇒職員会議等にて安全計画についての理解を深めることで事故予防に関する職員の意識を高めて、求められる安全策が正確に遂行されるようにします。
- ③ こどもの安全を守るために保育者による不適切な保育の防止。
⇒不適切な保育に関する定義や実際の行動がどのようなものかを理解し、そのような関わりを防ぐために留意するポイント等を学びます。

(運営)

ア 危機管理委員会

- ・ 危機管理：感染症や各災害時のBCPを基に実践的な学習を行い、全職員が危機管理能力、対応力の向上に努め、危機管理体制の強化を図ります。また、安全計画を活用し、利用者の安全を守れるよう取り組みます。
- ・ 要望等解決：要望等解決について適切且つ迅速な対応が出来るよう実践的に学びを深め、対応力の向上に努めます。また、相談技法や苦情対応についての学習を行います。引き続き、子どもの権利についての理解を深めながら、対応方法について学んでいきます。
- ・ 情報管理：人権尊重や情報開示を意識した文章表現について実践学習を行い専門性の向上に努めます。個人情報保護法の改正について学習し、理解を深めます。また、利用開始時の個人情報の取り扱いについて学んでいきます。

イ 業務向上委員会

- ・ 業務向上(QOL)：感染症予防や対応方法について学び、感染症に対する理解を深

めます。全職員の業務向上の為、ストレス対応能力や職場の環境作りについて学習します。また、利用者の QOL 向上を目指し、食育支援、環境美化についての実践的な学習を行います。

- ・業務向上（大田地区子育て（一時預かり））：保育者による不適切保育防止の為の学習に取り組み、こどもの安全を図ります。また、こどもの成長発達段階の理解を深め、保育カリキュラムに適した表現内容となるよう学習を行う等、専門性の向上に努めていきます。

（支援）

- ・こども一人ひとりの発達に合わせた保育を行い、こども達がのびのびと集団生活を送れるよう配慮していきます。また、集団だからこそ感じられる楽しさやこどもから発信される気付きを共有し、子ども同士の関わりを大切にします。
- ・こどもの成長発達や専門性について、研修に参加したり職員間で意見交換を行ったりと学習を行い、保育全体のスキルアップに努めます。
- ・こどもの権利擁護を意識し、こどもが自由に感情表現したり要望等が言えたりするような環境を作り、保育者との信頼関係が築けるよう日々笑顔で丁寧な関わりを意識します。

2 良質なサービスの提供

(1) 保育の運営方針

子どもが愛情に満ちた、安心できる環境の中で成長していけるように、保護者と協力し、子どもの健全な心身の育成・発達を目指します。また、子どもが自分で考えて行動し、自分の気持ちを素直に表現できるよう、子ども一人ひとりを独立した人間として尊重します。

(保育の質の向上を目指して)

① 保育所に準じた小規模保育用カリキュラムを提供

母子生活支援施設内で行っている保育実施経験を活かし、小規模な保育事業所にあった、年齢別・年間月別カリキュラムを作成し提供します。また、月に一回の季節行事を提供します。

② 保育技術の習得、保育の質の向上に努め、子ども一人ひとりの成長・発達に合ったカリキュラム（基本的な生活習慣・遊びを通し発達の促しなど）を実践します。

(2) サービス内容

○ ご病気の場合

- ① 病気等で欠席する場合には、必ず事前にご連絡ください。
- ② 37.5℃以上の熱がある場合はお預かりできません。保育時間中に発熱した場合は連絡をさせていただきます。
- ③ 病気の時のお子さまのお預かり、保育中の与薬はできません。また、お子さまの体調によってはお預かりをお断りする場合があります。感染症から回復後の登園の際には目安・提出書類があります。

○ 保育時間、送迎について

- ① 保育の時間は厳守でお願いいたします。また原則として保護者の方のお仕事がお休みの場合には、お子さまも当園をお休みとなります。
- ② 送迎は、必ず事前に指定された成人の方をお願いいたします。変更がある場合には事前にご連絡ください。

○ お弁当・離乳食・飲み物・おやつ等

- ① お持ちいただいたお弁当等は、冷蔵庫にて保管いたします。お子さまの食べられる量、食べやすい大きさで栄養バランスの良いものをお願いします。
- ② 飲み物は水、又はお茶をご用意ください。
- ③ おやつは一回分が分かる様にご準備ください。
- ④ ミルクは一回分ごとに小分けしていただき、哺乳瓶はこちらで殺菌して使用します。

○ 緊急時、災害時

- ① お預けの間は緊急時に備え、ご連絡が取れる様にご配慮ください。
お子さまの事故、怪我、体調の急変、災害等の緊急対応が必要な事態においては、保護者の方に連絡がとれない場合であっても、スタッフの判断により、応急手当、近隣の医療機関での受診手配、避難等妥当と考えられる対応をさせていただきます。対応に要した費用については、ご利用者にご負担いただきます。
- ② 非常災害の警戒宣言が発令された場合や、非常災害が発生した場合は、電話連絡に対応するのは困難だと思われるので、保護者の方はすみやかにお迎えに

来てください。園内にいない場合は、次の広域避難場所に避難しておりますので、そちらへお迎えに来てください。

- 個人情報の取り扱いと保護
利用者の皆様から知り得た個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律、その他関連法令等、および当法人の情報保護規程を遵守し、取り扱います。
- 事故対応
当園は、施設賠償責任保険に加入しております。当園の責任で発生した事故においては、この保険にて対応いたします。

(3) 職員の配置及び勤務形態

- 職員配置 「適材適所・専門性の向上」
職員は事業目的を達成するための適材適所の人材と人員を計画的に配置します。事業目的を達成するために、中間管理者を育成し、それぞれが責任を持った仕事に取り組める体制を作ります。
 - ① 基準配置：地域行政の基本方針を踏まえた人員配置を行います。
 - ② 医療的サポート：行政の関係機関と連携をとります。
 - ③ 会計や労務：地区体制をとります。
- 勤務時間
 - ① 支援内容に応じた配置：勤務区分を支援内容に応じて分け、職員の配置を考えます。
 - ② 勤務時間の調整：勤務区分内での対応では困難な場合は、勤務時間の調整を行う場合もあります。
 - ③ 緊急時：緊急時には勤務時間外の対応を行います。

勤務区分	大田区一時預かり
勤務 1	8 : 00 ~ 17 : 00
勤務 2	9 : 30 ~ 18 : 30

(4) 事業所の日課

【大田区子ども家庭支援センター大森 一時預かり事業】

	一時預かり保育	定期利用保育事業
8:30	受け入れ準備 当日利用児の確認 環境整備	受け入れ準備 当日利用児の確認 環境整備
9:00	受け入れ 保護者・・・体調確認、荷物の受取 視診・検温	受け入れ 保護者・・・体調確認、荷物の受取 視診・検温
9:30	排泄 自由遊び（職員介助） 発達にあった玩具で遊びを促す。	排泄 自由遊び
11:30	排泄 配膳準備 昼食タイム（昼食介助） 排泄・着替え	排泄 配膳準備 昼食タイム（昼食介助） 排泄・着替え
12:30	午睡（寝かし付け）	午睡（寝かし付け）
13:00		
14:00	めざまめ 検温・着替え おやつ準備 排泄 おやつ	めざまめ 検温・着替え おやつ準備 排泄 おやつ
15:00	自由遊び（職員介助） 発達にあった玩具で遊びを促す。	自由遊び
17:00	片付け 手遊び、読み聞かせ、体操など	片付け 手遊び、読み聞かせ、体操など
18:00	引渡し・・・保護者へ報告 保育終了 引き継ぎ・清掃	引渡し・・・保護者へ報告 保育終了 引き継ぎ・清掃
18:15	翌日受け入れ準備	翌日受け入れ準備

(施設名：大田区子ども家庭支援センター大森 一時保育室)

行事計画 (事業所運営)

	事業所運営		
	全体	会議・委員会	研修
4月	辞令交付 防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	
5月	前期内部監査 防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	
6月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	
7月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	認可外保育施設研修
8月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	認可外保育施設研修
9月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	
10月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	
11月	後期内部監査 防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	認可外保育施設研修
12月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	認可外保育施設研修
1月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	
2月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	
3月	防災訓練	職員・支援会議 連絡調整会議 大田地区委員会	
備考		毎月開催 職員・支援会議 連絡調整会議	ヨリ研修 接遇研修 人材育成

2024(令和6)年度

事業計画

社会福祉法人 大洋社

ファミリー・サポート・センター事業

vi ファミリー・サポート・センター事業

(第2種社会福祉事業)

【事業概要】

	ファミリー・サポート・センター事業
所在地	大田区大森北 4-16-5
連絡先	Tel 03-5753-1152
受託開始 事業	平成25年4月1日 子育て援助活動支援事業

1 基本計画

(1) 基本方針

子どもが愛情に満ちた、安心できる環境の中で成長していけるように、提供会員及び利用会員(保護者)と協力し、子どもの健全な心身の育成・発達を目指します。また、相互互助のしくみを強化するためにも、地域の関係組織及び関係機関と連携を図り、より良い子育て環境づくりを行います。

【事業内容】

「ファミリー・サポートおおた」は、会員制で行うこととし、育児の援助を行う者(以下「提供会員」という)と育児の援助を受ける者(以下「利用会員」という)で構成する。

事務局は、提供会員及び利用会員の募集及び登録に関する事務のほか、援助活動を支援するため、次に掲げる業務を行う。

- ア 提供会員援助活動についての会員からの相談に関すること。
- イ 援助活動の調整に関すること。
- ウ 提供会員養成のための講習会、提供会員の研修及び会員交流に関すること。
- エ 事業の広報に関すること。
- オ 他の自治体のファミリー・サポート・センター及び関係機関との連絡調整に関すること。
- カ 地区リーダーの選任に関すること。
- キ 地区リーダーの定期的な情報交換を行うための連絡調整会議の開催
- ク 事業の経理及び庶務に関すること。
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

【目的】

区が育児の援助を行いたい区民と当該援助を受けたい区民からなる会員組織として「ファミリー・サポートおおた」を設立し、地域において会員同士が育児に関する総合援助活動(以下、「援助活動」という。)を行うことを支援するファミリー・サポート・センター事業を実施することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、区民の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図る。

(2) 重点事項

大田区より委託を受けて11年が経過し、利用会員と提供会員を繋ぎ、地域力の向上を目指し、日々、地域の子育てサポートに尽力しています。支援が必要なお子さんの活動も増加傾向にある為、様々なお子さんの特性を理解し、細やかで適切なマッチングとなるよう職員のスキルアップを目指します。また、保護者の方に寄り添った対応ができるよう意識を高めていきます。

今期の重点事項

- ① 会員双方の意向を汲み取ったマッチングのために、職員のマッチング力の向上。
⇒利用会員・提供会員の意向を確認しながら話を伺うことが出来るように、依頼聞き取りや依頼打診のポイント等を学習します。
- ② 安全な活動のために、会員に向けた事故予防の啓発。
⇒会報誌等にて、活動におけるリスク回避のポイント等を掲載します。
- ③ 危機管理体制の強化のために、災害時対応の学習を実施。
⇒各分室での災害時避難経路・方法についての学習を継続的に実施します。

(運営)

ア 危機管理委員会

- ・危機管理：災害時の避難方法の確認等、全職員の対応力の向上に努め、危機管理体制の強化を図ります。
- ・要望等解決：職員一人ひとりが福祉の視点を持ち、相談等に適切に対応するための勉強会を設ける等スキルアップを図ります。
- ・情報管理：人権尊重や情報開示を意識した文章表現の理解に努めます。個人情報保護法の改正について理解を深めます。

イ 業務向上委員会

- ・業務向上（QOL）：利用会員登録説明会や事前打合わせ、行事等で使用する部屋は消毒等を徹底し、安全で安心な環境となるよう整備します。また、感染症対策を徹底し、臨機応変に対応します。
- ・業務向上（子育て）：提供会員養成講座等は講義習得の質の見極めを行う等、理解が深まるような講義内容の見直し等を行い、質の向上に努めます。

(支援)

- ・会員との会話の中で相手の状況を理解・配慮した上で、適切な依頼の聞き取り、マッチング、事前打合せ等、丁寧な対応ができるようスキルアップを目指します。
- ・安全な活動となるよう、会報誌等を通じて現会員へ事故予防について働きかけていきます。
- ・就労の増加等により提供会員の活動できる時間や人数が減少傾向にある為、会員の増員に向けた工夫に取り組みます。

2 良質なサービスの提供

(1) 提供会員に関する業務

- ① 募集活動及び登録
 - ・養成講座：会報誌及び区報、その他ポスター掲示・チラシ配布等にて募集し、「提供会員養成講座（年4回）」を行う。また、電話等で予約の上、随時、個別に説明を行う。
 - ・会員登録：「提供会員養成講座」を終了後、登録を行う。
- ② 交流会
 - ・地域交流会（研修会含む）
提供会員間の交流会を年2回行う。（研修と情報交換等の交流）
- ③ 会員の依頼調整（コーディネイト）
 - ・利用会員の依頼の調整を行う。
受付時間（月）～（土）午前9時～午後6時まで祝日を除く
- ④ 活動に関する相談
 - ・活動に関する相談を行う。
受付時間（月）～（土）午前9時～午後6時まで祝日を除く
- ⑤ 研修
 - ・「提供会員養成講座」
年4回（1回につき4日間15.5時間）の研修を行う。講座内容は、女性労働協会のカリキュラムに基づく。4日間連続の参加でなくても受講可能。
 - ・「提供会員フォローアップ」
登録年度以降の提供会員向けに、年1回の「提供会員フォローアップ」研修を行う。その他、提供会員養成講座にフォローアップとして再受講可能とする。
- ⑥ 地区リーダーとの連携
 - ・地区リーダーの選任
地区リーダーの選任を行う。地区リーダーとの連携及びリーダー間の連携を行う。
 - ・リーダー会議
リーダー会議を月1回開催する。（8月を除く）
 - ・事前打ち合わせリーダー立会い調整

(2) 利用会員に関する業務

- ① 利用登録説明会
 - ・事業内容説明登録会
月4回の登録説明会を定期開催する。
- ② 利用会員の依頼調整（コーディネイト）
 - ・利用会員の依頼の調整を行う。
受付時間（月）～（土）午前9時から午後6時まで 祝日を除く
- ③ 活動に関する相談
 - ・活動に関する相談を行う。
受付時間（月）～（土）午前9時から午後6時まで 祝日を除く

(3) その他の業務

- ① 会報誌の発行
 - ・年4回の広報紙を発行
- ② 事前打ち合わせに関する業務
- ③ 援助活動実績報告入力業務
- ④ 会員管理業務
 - ・新規登録、変更、更新、退会・廃止手続き
 - ・ファミリー・サポートシステムへの情報入力
- ⑤ ファミリー・サポート・センター補償保険に関する業務
- ⑥ 統計に関する業務
- ⑦ 各種調査に関する業務
- ⑧ 関係機関との連絡調整に関する業務
- ⑨ 子育て関係情報の提供を行う業務
- ⑩ 女性労働協会加入に関する業務
- ⑪ 事業に関する経理及び庶務
- ⑫ その他

年間計画

		ファミリー・サポート・センター事業						
		提供会員			共 通	利用会員	センター	
		研修	会議	交流会		説明会		
春	4月		リーダー 会議			登録説明 月4回		職員会議 防災訓練
	5月		リーダー 会議			登録説明 月4回		職員会議 防災訓練
	6月	養成講座	リーダー 会議			登録説明 月4回	会報誌	職員会議 防災訓練
夏	7月		リーダー 会議	地域 交流会		登録説明 月4回		職員会議 防災訓練
	8月					登録説明 月4回	会報誌	職員会議 防災訓練
	9月	養成講座	リーダー 会議			登録説明 月4回		職員会議 防災訓練
秋	10月	養成講座	リーダー 会議			登録説明 月4回	会報誌	職員会議 防災訓練
	11月	フォロー アップ	リーダー 会議			登録説明 月4回		職員会議 防災訓練
	12月		リーダー 会議			登録説明 月4回		職員会議 防災訓練
冬	1月		リーダー 会議			登録説明 月4回	会報誌	職員会議 防災訓練
	2月	養成講座	リーダー 会議	地域 交流会		登録説明 月4回		職員会議 防災訓練
	3月		リーダー 会議			登録説明 月4回		職員会議 防災訓練

※年間行事案は、現状の日程を考慮し、変更することがある。

会議等

・職員会議：月1回

・申し送り：毎日

提供会員養成講座カリキュラム

	講座項目	講師	時間
1	オリエンテーション	ファミリー・サポート・センター コーディネーター等	1時間 30分
2	子どもとの暮らしとケア	看護師	1時間 15分
3	支援を必要とする子どもの預かり	発達心理の専門家	2時間
4	子どもの栄養と食生活	栄養士	1時間 15分
5	心の発達過程と保育者の関わり	臨床心理士	2時間
6	保育の心・子どもの遊び	保育士	2時間
7	発育・発達・健康・事故と安全	医師	2時間
8	救急救命講習	日本赤十字社	2時間
9	サービスの提供のために 修了式	ファミリー・サポート・センター コーディネーター等	1時間 30分
合 計			15.5時間

※現在行われているカリキュラムに準じる

(4) 会員管理

提供会員及び利用会員の円滑な相互互助が行なわれるために会員管理を行う。

業務

- ・登録（新規登録、変更登録、更新登録、脱退・廃止登録）
- ・システム入力（ファミリー・サポートシステムへの入力）

提供会員要件及び期間

- ・提供会員は、大田区にお住いの20歳以上の心身ともに健康な方で、地域の子育て支援に熱意のある方とする。
- ・提供会員は、「提供会員養成講座」を終了の後、会員登録を行う。
- ・提供会員の登録期間は2年で、その年度の末日までとする。但し、希望者は更新手続きの上、更新することができる。
- ・会員を退会・廃止する場合は、退会届と会員証の返却を行う。

利用会員要件

- ・利用会員は、大田区にお住まいかお勤めの方で、生後57日から概ね12歳までのお子さんをお持ちの方とする。
- ・登録説明会に参加し、会の趣旨を理解・ご賛同の上の登録とする。
- ・登録期間は2年で、その年度の末日までとする。但し、登録期間中に活動のある方は更新することができる。

交流会及び研修

- ・提供会員のための地域交流会を年2回開催する。地域交流会では、子育て支援に関する実践的な講習会と情報交換等を行う交流会を行う。
- ・提供会員のためのフォローアップ研修を年1回開催する。

リーダー会議

- ・ 会員相互の互助が円滑に図れるためリーダー会議を月 1 回（8 月休会）開催

コーディネイト・相談

- ・ 援助活動の申し込み及び、援助活動についての相談を随時行う。
（月）～（土） 午前 9 時から午後 6 時まで 祝日を除く

(5) 事業普及及び会員拡大のための取り組み

事業普及の取り組み

事業を普及するための方法として、様々な広報活動を行う。

- ・ 会報誌の発行
- ・ 区報への情報掲載
- ・ インターネットを活用した情報提示
- ・ 会報誌等の配布先の拡大（子育て支援センターの他、大田区内の保育所を含む子育て支援事業所、自治会の掲示板、地域出張所、図書館等）
- ・ 地域行政の行事へ広報活動として参加し、PR する。

会員拡大の取り組み

「ファミリー・サポートおおた」での会員は、毎年増加傾向であるが地域格差がおきている。また、現在いる提供会員の高齢化等を踏まえ、30 代～50 代の年齢層の提供会員の若返りと男性提供会員の拡大を図っていく。

- ・ 地域格差があるため、重点拡大地域へ特に広報活動を行う。
- ・ 既存の組織を活用する。

(6) 職員の配置及び勤務体制

職員配置及び勤務体制

	ファミリー・サポート・センター
常勤（保育士有資格者）	
① 8 時間/日、40 時間/週、4 週 8 休（概ね月 21 日）	① 事業責任者 1 名
② 8 時間/日、40 時間/週、月 20 日	
非常勤	
① 8 時間/日、32 時間/週、月 16 日	① 非常勤職員 5 名 ② パート職員 1 名
② 6 時間/日、月 10 日	
合計	7 名

(施設名：ファミリー・サポート・センター事業)

行事計画（事業所運営）

	事業所運営		
	全体	会議・委員会	研修
4月	防災訓練	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
5月	防災訓練	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
6月	防災訓練 会報誌発行	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
7月	防災訓練	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
8月	防災訓練 会報誌発行	職員会議 連絡調整会議 定例会議	
9月	防災訓練	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
10月	防災訓練 会報誌発行	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
11月	防災訓練	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
12月	防災訓練	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
1月	防災訓練 会報誌発行	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
2月	防災訓練	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
3月	防災訓練	職員会議 連絡調整会議 リーダー会議・定例会議	
備考		毎月開催 職員会議 連絡調整会議	ヨガ研修 接遇研修 人材育成

(施設名：ファミリー・サポート・センター事業)

行事計画（事業）

	提供会員	利用会員
4月		
5月		
6月	提供会員養成講座	
7月	地域交流会	
8月		
9月	提供会員養成講座	
10月	提供会員養成講座	
11月	フォローアップ講習会	
12月		
1月		
2月	提供会員養成講座 地域交流会	
3月		
備考		

令和6年度 事業計画

社会福祉法人 大洋社

大 森 保 育 園

目 次

1.	令和6年度運営方針	・・・1
2.	運営の理念・方針	・・・2
3.	保育の目標	・・・2
4.	保育の内容	・・・2～4
5.	年間指導計画	・・・4
6.	環境	・・・4
7.	開所時間及び特定教育・保育の提供を行う時間	・・・4
8.	運営組織表	・・・5
9.	職員関係	
	(1) 配置基準と実員	・・・6
	(2) 構成と職務分担	・・・7
	(3) 職務内容	・・・8～11
	(4) 採用・移動	・・・11
	(5) 各部分担	・・・12～17
	(6) 運営会議・主任会議	・・・17
	(7) 職員会議・保育会議	・・・18～19
	(8) 連絡会議・部署会議	・・・19～20
	(9) 研修	・・・20～21
	(10) 被服貸与	・・・21
	(11) 健康管理	・・・21
10.	児童処遇	
	(1) 健康管理	・・・21
	(2) 給食の実施	・・・22～23
	(3) 年間行事	・・・24～25
11.	安全管理	
	(1) 防災設備	・・・25～26
	(2) 非常災害時における安全対策	・・・26
	(3) 非常災害訓練の実施	・・・26～27
	(4) 防災設備等保守点検	・・・27

(5) 非常用備蓄食品計画	・・・ 27
12. 保護者の関係	・・・ 27～28
13. 地域保育センター活動事業	・・・ 28～29
14. 自主事業	・・・ 29～31
15. 中長期計画	
(1) 保育関係	・・・ 31
(2) 職員関係	・・・ 31
(3) 施設設備整備関係	・・・ 31～32
16. 苦情解決・対応について	・・・ 32～33

1. 令和6年度 運営方針

令和6年度は、新入園児一次募集にて0歳児5名、1歳児4名の入園内定が決まり、4月1日入園の準備を進めてまいりましたが、0歳児の保護者より相談を受け、満1歳になるまで育児休業が取得出来るなら、我がと一緒に居る時間の大切さをお話したところ、誕生月の入園へ希望変更となり1名が辞退となり0歳児4名のスタートとなります。

職員採用につきましては、保育士養成校の新卒者の応募はほぼ無く、保育所間での移動が多いようです。その中で保育士においては経験者3名の採用が決まり、保育士の退職は無く、前年度よりはかなりゆとりが出ます。また、1名保育士が産休に入る予定となっております。保育士以外では調理師1名の退職がありますが、調理師1名の採用が決まっております。

昨年度、定員を56名へと変更し令和4年度末、保育士5名が退職し、手が少ない中でアイデアを出し合いながらお子様を保育してまいりました。同時に職員の働き方改革を進め、これまでに増大した仕事の一つ一つを職員皆で検討し、必要性の優先順位を考え、業務のスリム化を図りました。その結果、職員一人ひとりの心にゆとりが出来、とても順調に業務を遂行して来られた事から、本年度も同様な形で進めて行く事といたしました。

まずは、子ども達の日々の保育園生活の中で、安全で安心して登園出来るように朝の受け入れをしっかりとし、泣かずに楽しみに登園して来て、充実した活動が行えるようにして行きます。近年、保育業界でよく取り入れられている主体性を重視した保育活動がありますが、そこを重視しすぎるばかりに殆どの園で自由保育になっている現状が見られます。その結果、小学校5、6年生が授業を受けきれず教室を出て行ってしまいう子が多いと聞きます。昨年度から、個々の主体性は大切にしながらも、少し古い一斉保育も導入し、やるべき事はやるというけじめをつけ、節度を持ち、規範意識が育まれるように取り組んでまいりました。その結果、お絵かきの際、誰も口を利かず夢中に制作している姿から少しずつ効果が見られ、今年度も引き続き実施してまいります。そして保護者とのコミュニケーションを良く取り、それぞれの家庭に各々の事情がありますので、きめの細かい保護者支援に努めてまいります。

大洋社創立100周年を超え、創設者片山ハルエ先生の遺訓「世界はひろし母の愛」を全職員で心にとどめ、令和の今だからこそ、その大切な事を少しでも伝えて行けるように努力してまいります。

2. 保育の理念・方針

当保育園は、子ども・子育て支援法並びに児童福祉法の理念に基づき、保育の必要な乳幼児を保育することを目的とする。

保育園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところである。当保育園の保育は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育の補完を行ない、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活の出来る環境の下で、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすると共に、健全な心身の発達を図るところにある。そのため養護と教育の一体化を計り、豊かな人間性を持てる子どもを育成することを目標とする。

そして、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育ての喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生み育てることができる社会の形成に一翼を果たしていきたい。

3. 保育の目標

保育所保育指針及び児童憲章、児童福祉法の精神に基づいて、本園の保育目標を次のように定めた。

<大きな目標>

☆ よろこんで登園し、心ゆくまで遊べる子ども。

☆ 安定した雰囲気の中で、健康で意欲的な活動をすることにより、自分と他人を大切にし、互いに協力しあえる子ども。

<日々の目標>

1. 健康、安全につとめる子ども。
2. きまりを守り、なかよくできる子ども。
3. 話を聞いたり、したりできる子ども。
4. 動植物をかわいがる子ども。
5. よく考え、工夫できる子ども。
6. 音楽に親しみ、リズム感のある子ども。

4. 保育の内容

◎小規模保育園として、家庭的な雰囲気の中で、ご家庭との連携を密にしながら、集団の中でも個々を大切に保育する。

◎保育者や友達に親しみ触れ合いながら、様々なものを見たり、聞いたり、触っ

たり出来る環境を豊かにする事で、乳児は外界への興味や関心を持てるようにし、幼児は好奇心や想像力を育てる。

◎人や物、環境との関わりや様々な経験を通して、社会における必要なルールや習慣を身につけられるようにする。また、異年齢保育では、縦と横の年齢の人間関係が自然のうちに身につく、年少児は年長児の言動を自分の力で模倣学習し、敬う心が養われる。年長児は年少児をいたわり、教えようと苦労することで弱いものへの思いやり、やさしさが養われる。こうした環境のなかから真の社会性、社会の秩序が芽生える。

◎2～5歳児は、週2回、6つのコーナー遊び（社会・体育・モンテッソーリ教具・造形・英会話・コンピュータ）を設定。子どもが真にやりたい遊びを自ら選び、満足のいくまで遊びを思い切りやることで、意欲・集中力・自主性・自発性等が芽生える。

★ももぐみ

家庭との連携を密にしながら、保健的で安全な環境を整え、一人ひとりの子どもの発育・発達状態を適切に把握し、個々に応じて保育する。そして、保育者と子どもとの信頼関係を深めながら、子どもの甘えなどの依存要求を満たし、情緒の安定を図りながら、保育者同士が連携し保育する。

また、様々な物を見たり、聞いたり、触ったり出来る環境を豊かにし、外界への興味や関心を持てるようにする。

★さくらぐみ

保育者や友達に親しみ、触れ合いながら、安心して自分のしたい遊びをすることで、集中力が身に付くようにする。

また、基本的な生活習慣が身に付くよう援助したり、自分でしようとする気持ちを大切にしたりしながら、一人ひとりを温かく受け入れ、家族とも連携し、集団の中でも個々を大切にする。

★うめぐみ

友達との園生活を楽しみ、色々な遊びや活動を活発に行なうと共に、人との関わりの中で社会における必要な習慣や態度が様々な経験を通して身につけられるようにする。

また、進学という最終目標に向けて、基本的な生活習慣を身に付け、運動機能のますますの発達や、文字への関心を引き出せるよう促す。そして、心の準備、体

の準備が出来る場を提供し、自覚と自信のある行動が出来るよう援助する。

5. 年間指導計画

毎年、その年に合った年間指導計画を各クラス、ももぐみ、さくらぐみ、うめぐみと分けて作成する。

6. 環境

子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるよう人的、物的環境、自然や社会の事象も含めて工夫する事が大切と考えている。

- ① 園内では、採光、換気、保健、清潔など、環境保健の向上に努め、特に危険と災害時における安全確保について配慮する。
- ② 散歩や体育的な遊びなどの実践を通して、体力作りをするように配慮する。
- ③ 昼寝、休息が必要に応じて行えるようにする。
- ④ 保育室内においては、子どもにとって家庭的な親しみとくつろぎの場となるとともに、いきいきと活動できる場となるように配慮する。
- ⑤ 園舎内外を常に明るく、四季の自然の感じを取り入れて、自然や社会の事象への関心を高めるよう配慮する。
- ⑥ 園舎内外の清潔を常に心がけ、子どもの遊びへの導入を配慮する。

7. 開所時間及び保育時間

開所時間は、午前7時15分から午後7時15分までの12時間とする。毎週土曜日は午前7時15分から午後6時15分までとする。

保育時間は、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して、個々の保育時間を定める。

①保育標準時間：午前7時15分から午後6時15分の最長11時間

②保育短時間：午前7時15分から午後6時15分の中で、最長8時間

また、保護者の就労時間や通勤時間等の事情により、保育標準時間の方が午後6時15分までにお迎えに来られない場合、保育短時間の方が8時間を超えて保育を行う場合には、延長保育を実施する。

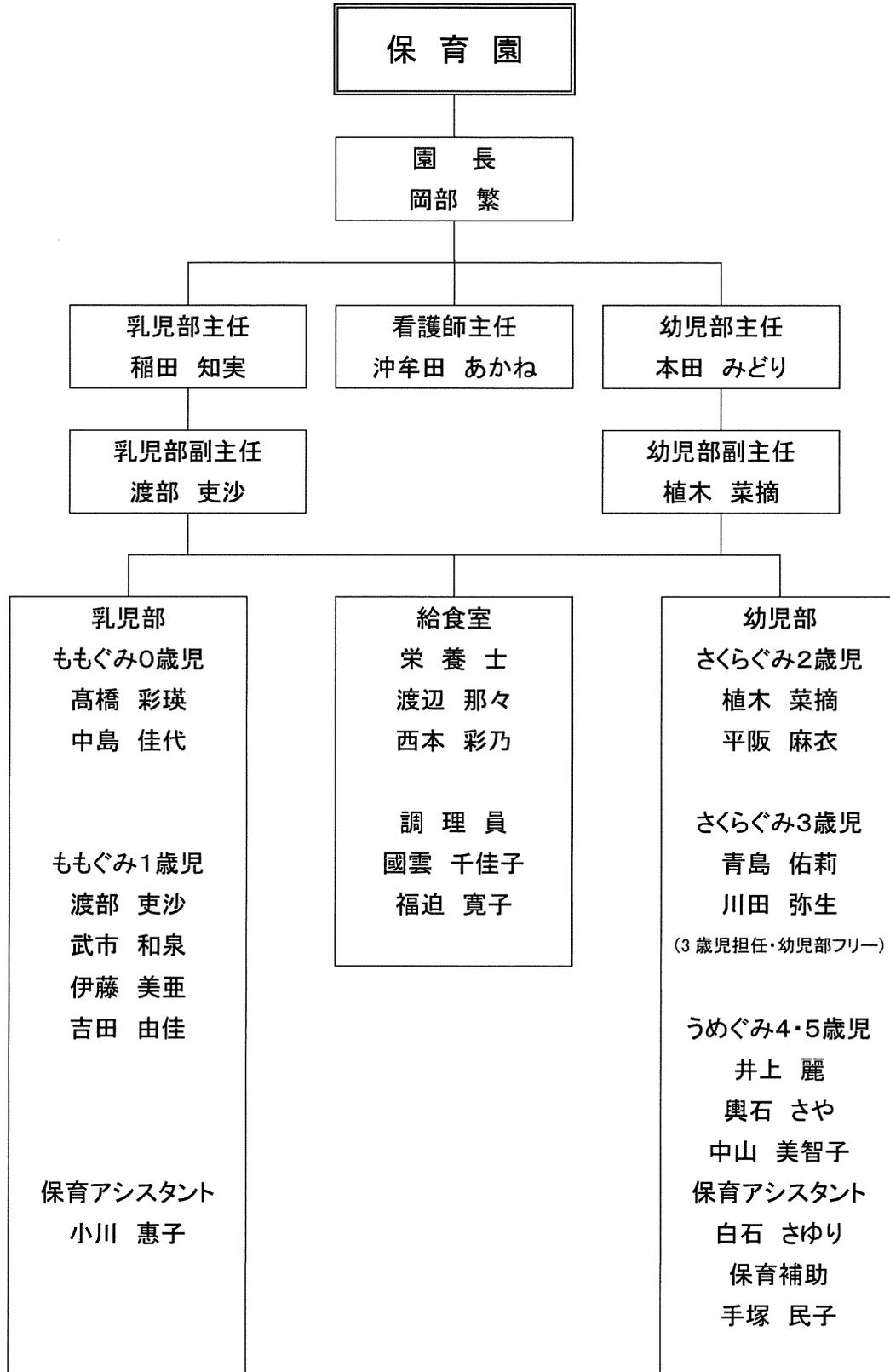
①延長保育・・・満1歳からの園児を対象に、定員最大20名までとして、別途申請を受け、午後6時15分から午後7時15分までの1時間をお預りする。

(延長保育料有料)

②臨時延長保育・・・通常の延長保育申請者の他で、一日単位で延長保育を希望する時、お預かりする。(1回400円)

8. 運営組織表

令和6年度 大森保育園 クラス配置



9. 職員関係

(1) 配置基準と実員

職 種	国定数	都・区加算		基準外配置	合 計
		常勤	非常勤		
計 算 上 の 職 員 数 (必 要 数)					
園 長	1				1
保 育 士	9	1	1		11
調 理 員 等	2	1	1		4
看 護 師	1				1
嘱 託 医			1		1
嘱 託 歯 科 医			1		1
合 計	13	2	4		19
在 籍 職 員 数					
園 長	1				1
幼児部主任保育士	1				1
乳児部主任保育士	1				1
幼児部副主任保育士	1				1
乳児部副主任保育士	1				1
保 育 士	5	1	1	5	12
栄 養 士	2				2
看 護 師	1				1
調 理 員 等		2			2
保育アシスタント				2	2
嘱 託 医			1		1
嘱 託 歯 科 医			1		1
事務・総務他					0
会 計 士				1	1
社 労 士				1	1
合 計	13	3	3	9	28

(2) 構成と職務分担

職 種	氏 名	経験年数	職 務 分 担
園 長	岡部 繁	26年10か月	保育業務管理・人事・事務管理
乳児部主任	稲田 知実	22年	保育管理・職員指導・フリー
幼児部主任	本田 みどり	19年	保育管理・職員指導・フリー
保 育 士	高橋 彩瑛	5年	もも組0歳児担任
保 育 士	中島 佳代	15年10か月	
乳児部副主任	渡部 吏沙	22年	主任補佐・職員指導・1歳児担任
保 育 士	武市 和泉	9年	もも組1歳児担任
保 育 士	伊藤 美亜	11年5か月	
保 育 士	吉田 由佳	11年3か月	
幼児部副主任	植木 菜摘	9年	主任補佐・職員指導・2歳児担任
保 育 士	平阪 麻衣	4年	さくら組2歳児担任
保 育 士	青島 佑莉	1年	さくら組3歳児担任
	川田 弥生	9年	
保 育 士	井上 麗	8年	うめ組4.5歳児担任
保 育 士	興石 さや	8年	
保 育 士	中山 美智子	8年9か月	
保 育 士	手塚 民子	21年2ヶ月	幼児部保育
看 護 師	沖牟田アカネ	25年	園児の健康・衛生管理
栄 養 士	渡辺 那々 西本 彩乃	1年2か月 1年	園児の栄養管理とその調理
調 理 員	國雲 千佳子	4年5か月	園児の給食調理
調 理 員	福迫 寛子	13年6か月	
保育アシスタント	小川 恵子 白石 さゆり	7年3か月 2年8か月	保育アシスタント
嘱 託 医	宮下 弘	1年	園児の健康診断、管理指導
嘱託歯科医	片山 正昭	33年	園児の歯科検診、管理指導
会 計 士	辻・本郷 税理士法人	8年	会計管理、指導
社 労 士	梅谷 友子	8年	社・労働保健、労務管理
合 計	28名		

(3) 職務内容

<園長>

- ・園の経営管理
- ・園の事務管理
- ・保育計画の立案・管理・指導
- ・保育事務の管理・指導
- ・職員の労働管理
- ・給食及び給食事務の指導管理
- ・施設の維持・管理
- ・防火管理
- ・官署その他渉外折衝と連絡
- ・家庭との連携
- ・地域に根ざした社会福祉活動の実施

<総務・用務>

- ・理事会決定事項の執行及び報告
- ・園の経営管理
- ・園の事務管理
- ・職員の研修・教育
- ・保育事務の管理・指導
- ・職員の労働管理
- ・給食及び給食事務の指導管理
- ・施設の維持・管理

<主任>

- ・園の経営管理
- ・園の事務管理
- ・保育計画の立案・管理・指導
- ・保育事務の管理・指導
- ・職員の労働管理
- ・給食及び給食事務の指導管理
- ・施設の維持・管理
- ・防火管理
- ・官署その他渉外折衝と連絡

- ・家庭との連携
 - ・地域に根ざした社会福祉活動の実施
 - ・会計管理
 - ・上記職務内容の補佐
- (※園長が不在の時は、主任が業務を代行する)

<副主任>

- ・保育計画の立案・指導
 - ・保育事務の指導
 - ・行事計画の立案・指導
 - ・園内外の研修に関する事
 - ・職員会議の企画・運営
 - ・職員及び実習生の指導
 - ・職員相互の連絡と親睦
 - ・勤務割表の作成
 - ・施設内外の点検と報告
 - ・保育備品、用品の購入と点検管理
 - ・防火安全に関する計画・指導
 - ・給食指導と管理・監督
 - ・園長指示による業務の執行
- (※主任保育士が不在の時は、副主任保育士が業務を代行する)

<保育士>

- ・保育指針の内容に基づいた指導
- ・保育計画の立案
- ・保育の記録
- ・家庭連絡・連携
- ・保護者懇談会・保護者面談の実施
- ・避難訓練の立案と実施
- ・簡単な治療・救急看護・連絡の実施
- ・事故時の応急処置
- ・身体の清潔管理・維持
- ・視診・触診・検温の実施
- ・換気・室温・湿度等の調節・管理

- ・保健上の家庭連絡と指導
- ・寝具の衛生管理
- ・玩具・遊具の消毒・点検
- ・保育環境整備の点検・維持・管理
- ・園舎内外の清掃・維持・管理
- ・動物飼育・植物栽培の管理

<栄養士>

- ・園児の給食調理
- ・給食材料の発注と検収
- ・給食材料の保存管理
- ・献立実施記録
- ・給食献立の立案
- ・栄養価計算・栄養摂取状態の把握
- ・検食
- ・残菜調査
- ・給食に関する保護者との連携
- ・食器の洗浄・消毒
- ・調理器具の整備管理
- ・調理室・調理員用トイレの清潔管理
- ・厨房のゴミ処理

<調理員>

- ・園児の給食調理
- ・給食材料の検収
- ・給食材料の保存管理
- ・検食
- ・残菜調査
- ・給食に関する保護者との連携
- ・食器の洗浄・消毒
- ・調理器具の整備管理
- ・調理室・調理員用トイレの清潔管理
- ・厨房のゴミ処理

<看護師>

- ・視診・触診・検温の実施
- ・簡単な治療・救急看護・連絡の実施
- ・事故時の応急処置
- ・身体測定と清潔管理・維持
- ・換気・室温・湿度等の調節・管理
- ・保健上の家庭連絡と指導
- ・医薬品の設備管理
- ・投薬依頼者による投薬依頼書の管理

<事務員>

- ・会計事務
- ・庶務
- ・園長・主任保育士の指示による園用務

(4) 採用・移動

区 分	職 種	氏 名	年 月 日	理 由
採 用	保育士	伊藤 美亜	令和6年4月1日	新規採用
採 用	保育士	中島 佳代	令和6年4月1日	新規採用
採 用	保育士	中山 美智子	令和6年4月1日	新規採用
採 用	調理師	福迫 寛子	令和6年4月1日	新規採用

(5) 各部分担

部 署 名	目 標	年 間 課 題
<p>地域交流部 井上 麗 高橋 彩瑛 沖牟田 アカネ 中山 美智子</p>	<p>☆ 保護者、地域の方々、職員の交流を深め、皆が楽しめる行事計画をする。</p> <p>☆ 行事やその準備が、円滑に進むように、全職員に分かりやすく知らせ、協力し合って作り上げていく。</p> <p>☆ 多くの保護者にたたえる賞を授与できるよう企画・運営をする。</p> <p>☆ 地域の方が参加しやすい行事を企画運営し、子育て支援部と連携する。</p>	<p>☆ 行事の企画・運営を行う。計画性を持ち内容を十分に検討する。</p> <p>☆ 年度初めに各行事の責任者を決め、責任者が中心となり準備を進めていく。</p> <p>☆ 全職員が行事の進行状況を把握できるように、行事計画書を事務所や各部署に掲示する。また、進行状況を連絡会議等にて報告する。</p> <p>☆ 保護者が参加しやすいよう、行事のお誘いを1か月前までに、お知らせを1週間前までに出せるようにする。全行事に出席した保護者に「たたえる賞」と「写真たて」を、また、行事の手伝いをしてくれた保護者に「感謝状」を授与する。</p> <p>【行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月 春の遠足（親子） ・6月 保育参観 及び試食会 ・7月 夕涼み会 ・10月ファミリー

		<p style="text-align: center;">スポーツデー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月 もちつき・活動展 ・1月 観劇会 ・3月 生活発表会
<p>子育て支援部 高橋 彩瑛 本田 みどり 稲田 知実 福迫 寛子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 地域で子育てをしている家庭が気軽に保育園を利用したり、親子で講座に参加したり出来るように計画をする。 ☆ 育児講座では、保護者に子育ての楽しさを伝えていけるようにする。また、企画・計画に当たっては、連絡会議等でこまめに進捗状況等を報告し、計画性を持って取り組み、全職員で準備が出来るようにする。 ☆ 保護者や地域の方々との交流を深め、気軽に相談できる雰囲気を作ったり、環境を工夫したりする。また、社会資源の活用、アドバイス等ができるように職員が学び、共有し支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 育児講座（年1回11月） ☆ 緊急一時保育 ☆ 一時保育（定員に空きがある場合） ☆ 年末保育 ☆ 体験保育 ☆ 育児相談 ☆ 保育所体験（七夕・節分豆まき） ☆ 出産を迎える親の体験学習 ※パートナー保育登録の窓口となり利用者が安心して利用できるように考慮して行う。 ※年度初めに、年間計画と共に作業チェックリストを作成し、事務所に掲示し、職員全員が進行状況を把握できるようにする。

		<p>※ 洗足池保育園職員と連携し、事業内容を進めていく。</p> <p>※ 地域交流部と連携して、地域の方々に参加を広げていく。また、活動内容を明記したポスターを作成して掲示等を行っていく。パートナー保育登録の窓口となり利用者が安心して利用できるように考慮して行う。</p>
<p>研修部 稲田 知実 本田 みどり</p>	<p>☆ 保育園の理念・方針、また、保育所保育指針から、自身や園の役割を理解する。</p> <p>☆ 一人ひとりが積極的に意見を出せる会議を目指す。</p> <p>☆ 職員同士の意見を積極的に交換しながら、子ども理解に繋がる会議を目指す。</p> <p>☆ 研修会に参加したり、学びを深めたりしながら、保育の質を高め、保育士としての意識の向上を図る。</p>	<p>☆ 各会議を通して、就業規程や園規則、保育のしおりやてびき、保育所保育指針を確認し合う。</p> <p>☆ 個々に合った研修に参加出来るように、計画をしていく。また、学んだ事を職員に報告し、園で取り組めるよう話し合いの場を持つ。</p> <p>☆ 子どもの心と身体の発達について意見交換をする。また、保育の質を高める為に様々な議題を提供し、学び合う。</p> <p>☆ 保育の質を高める為に、話し合いの場や時間の確保をし、子ども</p>

		<p>理解と保育の振り返りに繋がる対話の機会を作り、学び合えるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ コーナー遊びについて話し合う。(月1回) ☆ 実習生・ボランティア・職場体験の受け入れ業務を行っていく。 ☆ 各種機関の研修会やキャリアアップ研修、専門リーダー研修、救命講習等に参加出来るように計画をする。
<p>災害・防犯対策部 渡辺 那々 植木 菜摘 西本 彩乃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 非常災害時に落ち着いて速やかに避難行動できるよう、常日頃から、様々な想定をした訓練を実施する。 ☆ 各職員が、災害や防犯への意識を高く持ち、日々の職務につけるよう働きかける。 ☆ 防犯訓練では、不審者対応の様々な知識を深めていく為、訓練が実施できるよう、計画性を持って準備を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 様々な場面や状況を想定した災害・防犯訓練を行ない、その場に応じた改善をしていく。 ☆ 避難靴・防災頭巾、持ち出しリュック等の確認をし、持ち出す訓練を必ず行う。 ☆ 月の災害訓練を通して、各職員に自衛消防計画を周知していく。 ☆ 各災害時に応じた、自衛消防隊の編成と任務を確認し合っていく。 ☆ 年一回、防災だよりを発行する。(9月) ☆ 緊急時のメール一斉送信にあたり、年度始

		<p>めに送信テストを行い確認する。</p> <p>☆ 各職員の救命技能認定定期日を確認し、研修部に伝える。また、救命処置の仕方等を常に学び、実践できるようにする。</p> <p>☆ 備蓄品は、期限管理を行い、必要に応じ随時入れ替えていく。また、期限が近付いている物は、給食室と連携を取り、実際口にできるよう災害訓練に組み込んでいく。</p>
<p>環境美化部 青島 佑莉 伊藤 美亜 國雲 千佳子</p>	<p>☆ 日々子ども達が、清潔で安全な環境の中で過ごせるように、職員一人一人が取り組めるように働きかけていく。</p> <p>☆ 年間を通して、季節に合った自然や身近なもの等、家庭的な雰囲気となるような装飾を、園内外に取り入れていく。</p> <p>☆ 子どもと一緒に、身近な野菜や、四季折々の植物を育てたり、生き物の世話をしたり出来るよう、職員同士協力していく。また、知識を身に付け、わかりやすく伝えていく。</p>	<p>☆ 月1回、担当者が園全体の掃除チェックを行い、清潔で安全な環境作りを心掛ける。</p> <p>☆ 月1回、施設・設備の破損危険箇所の点検を行う（職員会議開催日等）。</p> <p>☆ 週1回の園庭掃除（うめぐみ担任・園児に依頼）、公園の点検を行う。</p> <p>☆ 月1回の公園倉庫・山信倉庫の整頓を職員が交代で行う。</p> <p>☆ 月1回の駐輪場の掃除と整備を職員が交代で行う。</p>

		<p>☆ 日々気付いた点は、会議等で取り上げ、全職員の美化意識を高め、園内や園庭等を清潔に保つ。</p> <p>☆ 花壇の管理方法や、植物の育て方、生き物の飼育方法等を、全職員に知らせ、責任を持って取り組めるようにする。</p> <p>☆ 絵本コーナーの整理整頓や破損部分の修繕を、各クラスと協力して進めていく。</p>
<p>写真管理・ ホームページ部 興石 さや 渡部 吏沙 中島 佳代</p>	<p>☆ 写真販売がスムーズに行えるよう進めて行く。</p> <p>☆ 気軽に楽しんで見る事ができる、分かりやすいホームページ作成を心掛ける。</p>	<p>☆ 撮影した写真を販売業者と連携し、スムーズな販売へ繋げる。</p> <p>☆ 行事の記録は、パソコンの中だけでなく、CD-RWに撮りためて、確実に保管する。</p> <p>☆ 園での子ども達の生活や行事の様子を、毎月ホームページで発信する。</p>

※部署会議・・・企画、運営、行事行程表等、部署ごとに随時打ち合わせ、各会議等で連絡、報告を行なう。

(6) 運営会議・主任会議

毎月1回、保育園事業部（大森保育園、洗足池保育園）の運営、職員研修等について、両園の園長、総務・用務、副園長、主任が集まる。

(7) 職員会議・保育会議

月	職員会議 毎月1回 土曜日	保育会議 幼児部 第3木曜日 乳児部 第4金曜日
4	<ul style="list-style-type: none"> ・現任訓練 ・事業計画 ・自衛消防計画 ・災害時避難経路確認 ・業務目標制度、業務評価制度について ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り① ～園の理念・方針の確認、理解～ ・安全管理マニュアルの確認 (散歩ルート・危険個所等) ・その他
5	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目標設定確認 ・初期消火訓練(通報・消火器) ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り② ～各クラス現状報告～ ・その他
6	<ul style="list-style-type: none"> ・保健研修 「感染症・水、プール遊びについて・水の事故検証」 ・安全管理 「水・プール遊びについての確認事項」 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り③ ・その他
7	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯訓練 ・園内研修 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り④ ・その他
9	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目標中間報告 ・防災研修 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り⑤ ・その他
10	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り⑥ ～各クラス現状報告～ ・その他
11	<ul style="list-style-type: none"> ・保健研修(感染症等) ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り⑦ ・その他
12	<ul style="list-style-type: none"> ・美化研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り⑧

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他
1	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修 ・業務目標制度、業務評価制度について ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解と保育の振り返り⑨ ・各種マニュアル・書類の見直し
2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の反省 ・新年度計画案 ・業務目標反省 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の振り返り、自己評価 ・子ども理解と保育の振り返り⑩ ・その他
3	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度計画 ・規則の改正について ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度計画 ・進級児申し送り ・新入園児報告 ・その他

※毎月コーナー遊び会議を設ける（第4水曜日）。

※企画書は1週間前までに作成し、洗足池保育園と連携し、両職員の質の向上に努める。また、使用する資料を一緒に添付する。

※保育会議については、必要に応じ参加者や日程を調整・検討し、柔軟に対応していく。

※各会議の詳細については、その時期にその都度保育情勢、ニーズを把握しながら必要な課題を検討し、保育の質の向上に努める。

（8）連絡会議・・・各部署会議や各クラスで随時打ち合わせた内容や行事の企画・運営等について、週1回の連絡会議で連絡・報告・検討等行なう。

月	内 容
4	春の遠足、クラス懇談会、子育て講座、育児講座、高齢者在宅サービスセンター交流会、施設見学、春の遠足
5	春の遠足、子育て講座、育児講座、保育参加・試食会、施設見学、高齢者在宅サービスセンター交流会
6	夕涼み会、林間保育、子育て講座、施設見学、高齢者在宅サービスセンター交流会
7	夕涼み会、林間保育、ファミリースポーツデー、子育て講座
8	ファミリースポーツデー、クラス懇談会、卒園懇談会、高齢者在宅サービスセンター交流会

9	クラス懇談会、お月見お団子作り、ファミリースポーツデー、秋の遠足、観劇会、高齢者在宅サービスセンター交流会、育児講座、子育て講座
10	秋の遠足、やきいも、育児相談、子育て講座、育児講座、もちつき・活動展、高齢者在宅サービスセンター交流会
11	育児相談、育児講座、子育て講座、もちつき・活動展、クッキー作り・クリスマス会、年末保育
12	もちつき・活動展、クッキー作り・クリスマス会、観劇会、卒園懇談会、生活発表会、年末保育
1	観劇会、卒園懇談会、子育て講座、生活発表会
2	生活発表会、高齢者在宅サービスセンター交流会、卒園式、子育て講座、クラス懇談会
3	生活発表会、クラス懇談会、子育て講座、高齢者在宅サービスセンター交流会、卒園式、入園式（次年度）、春の遠足（次年度）

※クラス懇談会の企画書は、1週間前までに作成する。また、出欠状況・使用する資料も一緒に添付する。

(9) 研修・・・職員の資質向上を計り、各関係団体等の集合研修やオンライン研修、海外視察に参加する。また、大森・洗足池保育園の研修や、様々な施設等も積極的に見学、研修を行う。

月	内 容	主 催
5月	新任研修会	東京都民間保育園協会等
5～7月	モンテッソーリ教具講習会	日本モンテッソーリ協会
6月～	外部施設見学	希望施設
6～7月	東京都保育研究大会	東京都社会福祉協議会
10月～	施設研修	大森・洗足池保育園
実施月	全国私立保育園研究大会	全国私立保育園連盟
実施月	交通安全指導者研修会	大田区道路交通課
実施月	保育を高める研究会	日本保育協会
実施月	保育講座・保育セミナー	東京都社会福祉協議会
実施月	保育所・認定こども園 リーダートップセミナー	全国私立保育園連盟・日本保育協会他
実施月	保育所・認定こども園	日本保育協会他

	保健・衛生専門研修会	
実施月	保育研修	新医協東京支部
実施月	年齢別研修会	東京都社会福祉協議会 保育士会
実施月	保健研修	大田区こども育成部他
実施月	職場研修	大田区こども育成部他
各 月	給食調理講習会	大田東地区行政センター 地域健康課
随 時	キャリアアップ研修	各団体
随 時	専門リーダー研修	各団体
随 時	救命講習	大森消防所
随 時	各部署関連研修会・勉強会等	各団体

※上記以外の研修については、各機関・団体より研修通知が届き次第随時、研修日程、内容、参加者等を検討し申し込む。

※積極的に研修に参加しやすいよう、柔軟に対応し、シフト調整していく。

※研修参加者は、各自研修報告書にまとめ、職員会議や保育会議の場、回覧等で報告をする。また、研修で学んだ事で実践し活かしたことを記載し、評価反省を行なう。

(10) 被服貸与・・・エプロン、白衣等

(11) 健康管理

区 分	対象者	回 数	実施期間	人 数	見込額
健康診断 成人病検診	全 員	年 1 回	10 月予定	22 人	198,000 円

10. 児童処遇

(1) 健康管理

区 分	対 象 者	回 数	実施期間	延人数	見 込 額
健康診断	0 歳 児	毎月 1 回	第 2 週	72 人	嘱託医手当
	1 歳 児	毎月 1 回	第 2 週	120 人	嘱託医手当
	2 歳以上児	年 2 回	4 月・10 月	80 人	嘱託医手当
歯科検診	全 園 児	年 2 回	6 月・11 月	112 人	嘱託歯科医手当

(2) 給食の実施・・・給食は、レストランのように環境設定し、バイキング形式で一緒に楽しく食事する。感染症拡大防止のため、その都度給食の提供の仕方を職員で検討し変更していく。

◎給食の内容

年 齢 区 分		内 容
0 歳児	43 日～4 か月	ミルク 3 回
	5 か月	離乳準備食・ミルク 2 回 ※離乳開始時期は、発育状態や健康状態をよく考慮する。
	6 か月	離乳食・ミルク 2 回
	7 か月～8 か月	離乳食 2 回・ミルク 2 回
	9 か月～11 か月	離乳食 2 回・ミルク 2 回・麦茶
	12 か月～18 か月	午前のおやつ・離乳完了食・午後のおやつ・牛乳・麦茶
1 歳児～2 歳児		午前のおやつ・昼食・午後のおやつ・牛乳・麦茶
3 歳以上児		昼食・午後のおやつ・牛乳・麦茶

◎給食時の指導方針

年齢区分	指 導 方 針
0 歳児	・ミルクから離乳食へと進み、色々な食品に慣れながら幼児食への準備をする。
1 歳児	・遊びと区別をつけながらも、楽しんで食事ができるようにする。 ・スプーン、フォークの使い方を徐々に覚えて、一人で食べられるようにする。
2 歳児	・楽しんで自分で食べられるようにする。 ・苦手なものでも、少しずつ食べられるようにする。
3 歳児	・自分の食べられる量がわかり、自分で配膳をできるようにする。 ・正しい箸の使い方や、食器の扱い方を知るようにする。
4 歳児	・食事をする事の意義がわかり、楽しく食事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わったりできるようにする。 ・食事の配膳、後片付け、給食当番を通じて、経験的に食生活について理解を深めさせる。
5 歳児	・食事のマナーを守り、正しい姿勢で残さず食べられるようにする。

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の種類や料理名がわかり、食物と健康との関わり的重要性を知るようにする。
--	--

給食児童年齢構成及び栄養目標量

平成 27 年 4 月 1 日現在

給与栄養 目標量	エネ ル ギ ー (kcal)	たんば く 質 (g)	脂 質 (g)	カルシ ウム (mg)	鉄 (mg)	ビ タ ミ ン				食 塩 (g)	植物繊 維 (g)	炭水化 物 (%) 比	脂 肪 (%) 比
						A (μ g)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)				
1・2 歳児	530	19	17	230	2.8	125	0.25	0.3	20	2	4	56	29
3 歳以上児	560	21	18	240	2	120	0.28	0.32	18	2	5	57	29

◎衛生管理について

- ・ 食器は中性洗剤で洗いすぎ、消毒食器保管庫で熱風 90 度、1 時間 30 分消毒する。
- ・ 調理器具類は、必要に応じて洗浄後、ピューラックスにて消毒をする。
- ・ 検食は、原材料と調理済食品を各々 50g 程度、2 週間冷凍庫にて保存する。
- ・ 毎月 1 回の検便を実施する（10～3 月はノロウイルス検査を追加）。
- ・ 白衣、三角巾、マスクの着用（トイレ時は着脱）。
- ・ 手を清潔に保つため、用便後、汚物取扱後、調理開始前には必ず液体石鹸で手を洗い、アルコールで消毒を行う。
- ・ 生肉、魚、卵及び調理済の食品に触れる時は、使い捨て手袋を着用する。また、生肉、魚、卵を調理した器具については、専用のスポンジを用いて洗い、ピューラックス液にて 30 分消毒する。その後、消毒食器保管庫にて更に熱風 90 度、1 時間 30 分消毒する。

◎検便の実施

区 分	対象者	回 数	実施期間	人 数	見込額
検 便 (単価 540 円)	栄養士・調理員	年 12 回	毎月	4 人	25,920 円
検 便 (単価 3,000 円)	栄養士・調理員	年 6 回	10～3 月	4 人	72,000 円
検 便 (単価 540 円)	ももぐみ担当保育士 他	年 12 回	毎月	12 人	77,760 円

(3) 年間行事

月	日	行事名	主な内容
4	1	入園式	新しい友だちを園児・職員で迎える
5	17	春の遠足(親子)	園外に出かけ、様々な事柄に触れたり見たりしながら、洗足池保育園と一緒に保護者間、職員の交流・懇親を深める
6	8	保育参観 試食会	保護者と一緒に日々の活動を楽しむ 親子で給食を試食する
		高齢者在宅サービスセンター交流会	高齢者在宅サービスセンターへ訪問し、歌やゆうぎ等を通し交流を深める
7	7	七夕	短冊に願いを込め、笹に飾る
	20	夕涼み会	保護者・地域の方々と、縁日ごっこや盆踊り等、夏祭りを楽しむ
8	31～ 2	林間保育	群馬県妙義に、洗足池保育園の5歳児と合同のお泊り保育
9	17	お月見お団子作り	十五夜の日に合わせて、出来上がる行程を楽しみながらお団子を作り、おやつでいただく
10	12	ファミリー スポーツデー	日々の生活や暮らしぶりを通し、子どもの自発性や個々の発達、興味関心を捉え、親子・卒園児・地域の方々と一緒に、開放的な場所で思い思いに体を動かす楽しさを味わいながら交流を深める
	25	秋の遠足(芋掘り)	4.5歳児が洗足池保育園と合同で交流を深めながら、芋ほりを楽しむ
		高齢者在宅サービスセンター交流会	高齢者在宅サービスセンターへ訪問し、歌やゆうぎ等を通し交流を深める
11	1	焼き芋	芋ほり遠足で掘ってきたさつま芋を調理し、おやつでいただく
	9	育児講座	講師の先生をお招きし、お話を伺う
	15	七五三参拝	七五三を祝い、浦守稻荷神社に参拝する

12	7	もちつき ・活動展	保護者・地域の方々と力を合わせ、もちをつき、おいしく頂く 日々の生活や暮らしぶりを通し、子どもの自発性や個々の発達、興味関心取り組みや経験・体験、気付きや発見したこと等を、様々な形で表現、展示し、保護者・地域の方々と一緒に楽しむ
	19	クッキー作り	様々な材料や道具に触れ、出来上がる行程を考え、協力しながら作る。また、クリスマス会に向け、期待感や雰囲気をも高める。作ったクッキーはおやつでいただく
	20	クリスマス会	様々な行事に触れる。クリスマスの歌や出し物を楽しみ、サンタクロースからプレゼントをいただく
1	18	観劇会	保護者・地域の方々と、人形劇等を楽しむ
	31	節分豆まき	豆まきを行ない、春を迎える
3	1	発表会 (たたえる賞・ 感謝賞の表彰式)	保護者・地域の方々をお招きし、日々の生活や暮らしぶりを通し、子どもの自発性や個々の発達、興味関心を持って取り組んできた事、体験・経験してきた事を、様々な表現方法で披露する また、年7回の行事に全て参加された保護者、お手伝いをいただいた保護者の方々に表彰を行う
	22	卒園式	保護者・在園児と、5長児の卒園を祝う式
		高齢者在宅サービスセンター交流会	羽田高齢者在宅サービスセンターへ訪問し、歌やゆうぎ等を通し交流を深める

1 1. 安全管理

(1) 防災設備

設備、備品	数	設備、備品	数
消火器	5本	携帯電話	5個
非常用水	3本	タブレット	1個

防災監視盤	1 式	拡声器	1 個
自動火災通報装置	1 式	避難台車	2 台
非常ベル	1 式	避難用バギー	2 台 (4 人乗り)
非常放送設備	1 式		1 台 (2 人乗り)
非常口	5 箇所	誘導ロープ	4 本
誘導灯	19 箇所	携帯ラジオ	3 台
		ヘルメット	25 個
		救急箱	一式

(2) 非常災害時における安全対策

- ◎ 防災計画に基づき、災害訓練（地震・津波・火災・水害・防犯）を積み重ねる上で園児自らが自分の力で身を守れるように指導する。
- ◎ 日常保育の中で、散歩を積極的に取り入れる事により、交通ルールを身につけ安全に歩けるよう指導する。
- ◎ 自衛消防計画に基づき、職員間での防災教育、勉強会を徹底する。
- ◎ 保護者に対して、年 1 回防災だよりを発行する。(9 月)
- ◎ 日頃から事故の原因の究明に努め、改善が必要と思われるか所については直ちに改善する。
- ◎ 万が一に備え、賠償責任保険、団体障害保険に加入する。
- ◎ 防犯についての意識付けをするよう指導し、訓練する。

(3) 非常災害訓練の実施

月	対象	訓練の内容	月	対象	訓練内容
4	園児 職員	火災訓練・初期消火訓練 避難ルート確認 非常持ち出し物の確認 災害時避難ルート確認	10	園児 職員	火災訓練・初期消火訓練 防犯訓練(さすまたの使い方等)
5	園児 職員	地震・津波・水害訓練 (歩行：東京労災病院前) 初期消火訓練・通報訓練 緊急テストメール訓練 救命講習	11	園児 職員	地震・津波訓練 (歩行：森ヶ崎公園) 初期消火訓練

6	園児 職員	火災訓練・初期消火訓練 (コーナー遊び時) 救命講習	12	園児	火災訓練・初期消火訓練
7	園児 職員	地震、津波・水害訓練 (屋上避難) 救命講習・初期消火訓練	1	園児 職員	地震訓練・初期消火訓練 (コーナー遊び時)
8	園児 職員	火災訓練・初期消火訓練 救命講習	2	園児	火災訓練・初期消火訓練
9	園児 保護者 職員	地震・津波訓練 緊急テストメール訓練 引渡し訓練 防災研修・初期消火訓練 非常持ち出し物の確認	3	園児 職員	地震・津波・水害訓練 (屋上避難) 初期消火訓練

(4) 防災設備等保守点検

- ◎ 消防用設備等点検結果報告、年1回
- ◎ 消防用設備等自主的点検、月1回
- ◎ 自主検査、毎日

(5) 非常用備蓄食品計画

- ◎ 自衛消防計画参照

※状況に合わせ、品目を検討し、随時購入予定

1 2. 保護者の関係

園と保護者がお互いに信頼しあい、共通理解の元、子育てを行なう。

月	対 象	主 な 内 容
4	もも組懇談会 さくら組懇談会 うめ組懇談会 個人面接(保護者の希望日)	新年度がスタートし、担任、保護者 間の交流と懇親 保育園と保護者のと子どもの姿を 共有。個別にお話する
9	さくら組クラス懇談会 もも組クラス懇談会 うめ組4歳児懇談会	半年を終えた時点での子どもの様 子の共有、振り返り等お話し会 卒園児保護者対象に卒園準備、心構

	うめ組 5 歳児卒園懇談会	え等話し合い、共有し合う
11	育児相談月間 個人面接（保護者の希望日） 育児講座	日頃の子どもの様子を共有し、振り返るとともに、保護者の思いや相談を受けつける月間 講師をお招きし、育児等について講演していただく
1	うめ組 5 歳児卒園懇談会	卒園児保護者・卒園児対象に、防犯・交通ルール等話し合う
3	もも組懇談会 さくら組懇談会 うめ組懇談会	進級、進学に向けてのお話会 また、一年を振り返り子どもの成長を語り合う

※毎月、園だより、クラスだより、保健だより、献立表発行

1 3 . 地域保育センター活動事業

◎地域の方々との交流を深め、子ども達を見守って行く。

※世代間交流事業

月日	行事名	主 な 内 容	見込額
7/20	夕涼み会	地域の方々、卒園児等招待し、縁日ごっこや盆踊り等で交流を深める夏のお祭り	210,000 円
12/7	もちつき活動展	地域の方々等お招きし、作品を見ていただき、皆でもちつきをし、いただく。	60,000 円
合 計			270,000 円

※育児と仕事の両立支援事業

月	行事名	主 な 内 容	見込額
11	育児講座	子育て支援の一環として、様々な講座を開催	130,000 円
合 計			130,000 円

※地域の特性に応じた保育需要への対応

月	行事名	主 な 内 容	見込額
1	観劇会	劇団を呼び、卒園児、地域子育て世帯と演技を観る	80,000 円

合 計	80,000 円
-----	----------

14. 自主事業

☆パートナー保育登録

在園児以外の乳幼児をもつ在宅子育て家庭へ向けパートナー登録をさせていただき、様々な子育て支援事業のサービスをより手軽に受けられるようにします。また、登録者には、おたよりや行事案内など、定期的を送付いたします。

○利用方法

- ・来園にて必要書類記入の上、登録。

☆緊急一時保育

保護者の出産(産前1週間～産後1か月)や病気による入院等の理由にて一定期間、緊急にお子様を見られない時にお預かりします。

○利用対象

- ・母親または、近親者に死亡、失踪、離別、出産若しくは疾病があるとき。
- ・裁判員等の選任も呼び出しがあったとき、又は裁判員として裁判に関わるとき。(無料)
- ・同居の家族の看護、葬儀または、婚儀があるとき。
- ・災害等で緊急を要するとき。

○対象年齢 満1歳以上

○一日の料金(給食・おやつ代含む)・・・1,400円

○利用時間

- ・午前8時から午後5時までの必要な時間

○利用期間

- ・利用開始日の翌月の末日まで。
- ・出産の場合は、出産予定日前1週間及び出産予定日後3週間の計4週間とする。

○申し込み方法

- ・原則として診断書等、緊急であることを証明する書類を提出していただきます。
- ・希望日の2日前までに電話、若しくはご来園にて連絡をいただき、その後、必要書類をご記入の上、お申し込み。

○その他

- ・事前に面談を行い、契約を交わすので、印鑑と母子手帳を持参する。

☆一時保育（定員に空きがある場合）

保護者のリフレッシュや様々な諸事情に対応し、お子様を一時的にお預かりする。

○利用料

- ・一時間の料金・・・・・・・・・1,000円
- ・給食・・・・・・・・・・・・400円
- ・おやつ代（1食）・・・・・・100円

○利用時間 午前9時から午後4時までの必要な時間（月曜日から金曜日）

○対象年齢 満1歳以上

○申し込み方法

- ・希望利用1週間前までに申し込み。初回のみ事前面談。また、2回目以降の利用より3日前までの申し込み。

○その他

- ・事前に面談を行う。母子手帳を持参。

☆体験保育

月曜日から金曜日の午前10時00分から11時15分まで、保護者同伴にて利用できます。希望者には給食もお出しします。（1食400円）また、各月の誕生会（誕生月の登録者）、7月の七夕、2月の節分豆まきの行事にも、保護者同伴にて参加できます。

○利用方法

- ・希望日の前日午後2時までに、電話若しくは来園にて体験保育希望日を予約。

☆育児講座

子育てに関する様々な方法、情報等を伝える。

○利用方法

- ・育児講座開催当日に受付。

☆出産を迎える親の体験学習

出産を間近に迎えるお母様、お父様を対象に乳児担当の保育士より様々なアドバイスをを行い、出産への不安を解消いたします。

○利用方法

- ・出産を迎える親の体験学習開催当日に受付。

☆子育てサークル支援

子育てサークル活動を行っている団体を支援する。

○利用方法

- ・電話、来園にて担当職員と相談。

☆子育て情報誌の発行

子育てに関する情報を発信いたします。年間 6 回を予定し、ホームページや関連機関でご覧いただけるよう配布する。

○利用方法

- ・大森保育園ホームページを検索、もしくは関連機関にて。

☆子育て家庭訪問

パートナー保育登録をしていただいたご家庭から依頼を受けた際に、訪問し子育ての支援を行う。

○利用方法

- ・電話、来園にて担当職員に相談。

1 5 . 中長期計画

(1) 保育関係

令和5年4月時点において大田区では待機児童は制度上0名となりましたが、その反面、各保育施設では空き状況が目立っております。また、近年、保育業界で取り入れられている主体性を大切にする自由保育の影響から小学校で授業を受けられず教室を出て行ってしまう子供が急増しているように感じられます。

これからの子ども達の将来の姿を見据えて、当園でははじめや節度を守り規範意識を育てるように保育活動を重視して行きます。

(2) 職員関係

令和5年4月1日時点での大田区の保育園数は、区立園23園、区立民営園14園、私立園183園の合計220園まで増加し、東京都認証保育所37園と合わせると257園の保育施設があります。また株式会社が経営する保育園の統合が少しずつ見られるようになってきております。その結果、養成校の新卒保育士の採用はとても困難な状況にはありますが、経験者の保育施設間での動きは活発化しております。今年度は必要数以上の保育士確保が出来ましたので、その職員達を大切に育て、離職が無いようにし次期幹部候補となるようにして行きます。

(3) 施設設備整備関係

平成 11 年 4 月に竣工した園舎の修繕につき、修繕周期に基づき専門業者と相談のうえ、修繕計画を作成し、優先的に修繕を必要とする箇所より修繕を行なってまいります。

◎主な修繕項目

推定修繕項目	参考修繕周期	想定される修繕方法等
バルコニー床防水	12 年	修繕
外壁塗装	12 年	除去・塗装
コンクリート補修	12 年	補修
タイル張補修	12 年	補修
シーリング関係	12 年	打替
鉄部塗装	4 年～6 年	塗替
建具関係	12 年	点検・調整
金物類	24 年	取替
給排水管・ガス管	15 年・30 年	更生・取替
電灯設備	15 年	取替
配電盤類	30 年	取替
消防設備関係	20 年～25 年	消火、警報設備交換
昇降機関係	30 年	撤去・新設

16. 苦情解決・対応について

苦情解決・対応について 4 月の懇談会時等で資料配布し説明いたします。また、玄関先に投書箱の設置やホームページ内に掲示板を設置し、広く受付を実施してまいります。

(対象とする苦情等の範囲)

- ・保育サービスの内容等に関する事項

(苦情等の申出人の範囲)

- ・現在利用している利用者、利用者の保護者とその代理人

(苦情等を解決するための体制)

- ・苦情等解決責任者 園長 岡部 繁
- ・苦情等受付担当者 主任 稲田 知実
- ・第三者委員 小林 セツ子 〒143-0013 東京都大田区大森南 5-3-24

03-3744-8603

熊田 栄

〒210-0818 神奈川県川崎市川崎区中瀬

3-20-15 ガク501

090-2330-6509

令和6年度 事業計画

社会福祉法人 大洋社

洗 足 池 保 育 園

1.令和6年度の運営方針

昨年5月より新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、保育活動や行事は無事に行うことができました。コロナ禍で試行錯誤し開催してきたので、その経験を基に行事の在り方等を職員皆で考え、子ども達が最大限経験できることや思い出に残る活動ができたのではないかと考えております。今年度はより子ども達に社会の動きや出来事に興味を持ち、SDGs等、現代社会について理解を深めることができるような保育活動を実施したり、動植物を育てたり、様々な保育活動や興味のあるものを通じて、子ども達が主体性を発揮し、自らの考えを表現できたりするように促していきます。また、近年薄れてしまっていた、地域の方々との交流も昨年度から再開し、地域の関わり大切さ等も伝えていきたいと考えています。

保育所等における虐待等の不適切保育についてはさらに時事問題となっており、より一層情報を得て、不適切保育を防止するように職員全体の研修にも取り入れ、当園としても、子ども達と保護者にとって安心安全な保育環境を作り、情緒の安定した雰囲気の中で“第二のおうち”と感じて頂けるよう日々、過ごしたいと思えます。また、職員の業務軽減を着実に進めていき、その上でもより働きやすく働き続けることの出来る職場環境を今一度、再構築して行く必要性が強く感じられております。

現場での生身の子ども達を生目で見え肌で感じ、大切な子ども達の成長の重要時期を担うことをよく理解し、臨機応変に対応しながら保育を実施して行けるよう、本当に何が大切なのかを職員皆で考え話し合い、就労者が過度な負担を強いられることのないよう離職者の少ない職場へと業務内容の見直しも行います。

大洋社創立100年は経過し、ここで原点に帰り、創設者片山はるゑ先生の想い「世界はひろし母の愛」の遺訓を職員一同、心にとどめ、他者への思いやりを持ち、皆で力を合わせ生きて行くようにしてまいります。

2.運営の理念・方針

当保育園は、子ども・子育て支援法並びに児童福祉法の理念に基づき、保育の必要な乳幼児を保育することを目的とする。

保育園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところである。当保育園の保育は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活のできる環境の下で、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすると共に、健全な心身の発達を図るところにある。そのため、養護と教育の一体化を計り、豊かな人間性を持つ子どもを育成することを目標とする。

そして、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育ての喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生み育てることができる社会の形成に一翼を果たしていきたい。

3.保育の目標

保育所保育指針及び児童憲章、児童福祉法の精神に基づいて、本園の保育目標を次のように定めた。

<大きな目標>

- ☆ よろこんで登園し、心ゆくまで遊べる子ども
- ☆ 安定した雰囲気の中で、健康で意欲的な活動をすることにより、自分と他人を大切にし、互いに協力しあえる子ども

<日々の目標>

1. 挨拶のできる子ども
2. 健康、安全につとめる子ども
3. きまりを守り、なかよくできる子ども
4. 話を聞いたり、したりできる子ども
5. 動植物をかわいがる子ども
6. よく考え、工夫できる子ども
7. 音楽に親しみ、リズム感のある子ども

4.保育の内容

小規模保育園として、家庭的な雰囲気の中で、ご家庭との連携を密にしながら、集団の中でも個々を大切に保育する。

保育者や友達に親しみ触れ合いながら、様々なものを見たり、聞いたり、触ったり出来る環境を豊かにする事で、乳児は外界への興味や関心を持てるようにし、幼児は好奇心や想像力を育てる。また、人との関わりや様々な経験を通して、社会における必要なルールや習慣を身につけられるようにする。

2～5歳児は、週2回、自由保育として6つのコーナー遊び（社会・体育・モンテッソーリ教具・造形・英会話・コンピューター）を設定しており、子どもが真にやりたい遊びを自ら選び、満足のいくまで遊びを思い切りやることで意欲と自発性を育てることを目的としている。

また、異年齢保育では、縦と横の年齢の人間関係が自然のうちに身につく、年少児は年長児の言動を自分の力で模倣学習し、年長児は年少児をいたわり教えるようと苦勞することで弱いものへの思いやり、やさしさが養われる長所がある。

これらの事によって、子ども達の活動の自主性は大きく助成され、正常な人間関係、真の社会性、社会の秩序の芽生えがある。これらを踏まえ、環境設定、援助の方法を考慮し、指導計画を立て保育するものとする。

★ふたば組

家庭との連携を密にしながら、保健的で安全な環境を整え、一人ひとりの子ども達の発育・発達状態を適切に把握し、個々に応じて保育する。そして、保育者と子どもとの信頼関係を深めながら、子ども達の甘えなどの依存要求を満たし、情緒の安定を図りながら、保育者同士が連携し保育する。

また、様々な物を見たり、聞いたり、触ったり出来る環境を豊かにし、外界への興味や関心を持てるようにする。

★みつば組

保育者や友達に親しみ、触れ合いながら、安心して自分のしたい遊びをすることで、集中力が身に付くようにする。

また、食事、排泄、着脱などにおいて、自分でしようとする気持ちを大切にしながら援助し、自立を促していく。一人ひとりを温かく受け入れ、家庭とも連携し、集団の中でも個々を大切に保育する。

★わかば組

友達同士の関わりを多く持ち、触れ合い、遊ぶ中で順番やルールを守る大

切さに気付いたり、自分の気持ちを抑えたり、我慢が出来たりという社会性が発達するよう促していく。

また、自然や用具等、身近な環境に積極的に関わり、色々な体験をする中で、好奇心や想像力を育てる。

★あおば組

友達との園生活を楽しみ、色々な遊びや活動を活発に行うと共に、人との関わりの中で、社会における必要な習慣や言動が、様々な経験を通して身に付けられるようにする。

また、進学という最終目標に向けて、基本的な生活習慣を身に付け、運動機能のますますの発達や、文字への関心を引き出せるよう促す。そして、心の準備、体の準備が出来る場を提供し、自覚と自信のある行動が出来るよう援助する。

5.年間指導計画

毎年、その年に合った年間指導計画を各クラス、ふたば組、みつば組、わかば組、あおば組と分けて作成する。

6.環境

子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるよう人的、物的環境、自然や社会の事象も含めて工夫する事が大切と考えている。

- ① 園内では、採光、換気、保健、清潔など、環境保健の向上に努め、特に危険と災害時における安全確保について配慮する。
- ② 散歩や体育的な遊びなどの実践を通して、体力作りをするように配慮する。
- ③ 昼寝、休息が必要に応じて行えるようにする。
- ④ 保育室内においては、子どもにとって家庭的な親しみとくつろぎの場となるとともに、いきいきと活動できる場となるように配慮する。
- ⑤ 園舎内外を常に明るく、四季の自然の感じを取り入れて、自然や社会の事象への関心を高めるよう配慮する。
- ⑥ 園庭・砂場の清潔を常に心がけ、子どもの遊びへの導入を配慮する。

7.開所時間及び保育時間

開所時間は、午前7時15分から午後7時15分までの12時間とする。毎週土曜日は午前7時15分から午後6時15分までとする。

保育時間は、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して、個々の保育時間を定める。

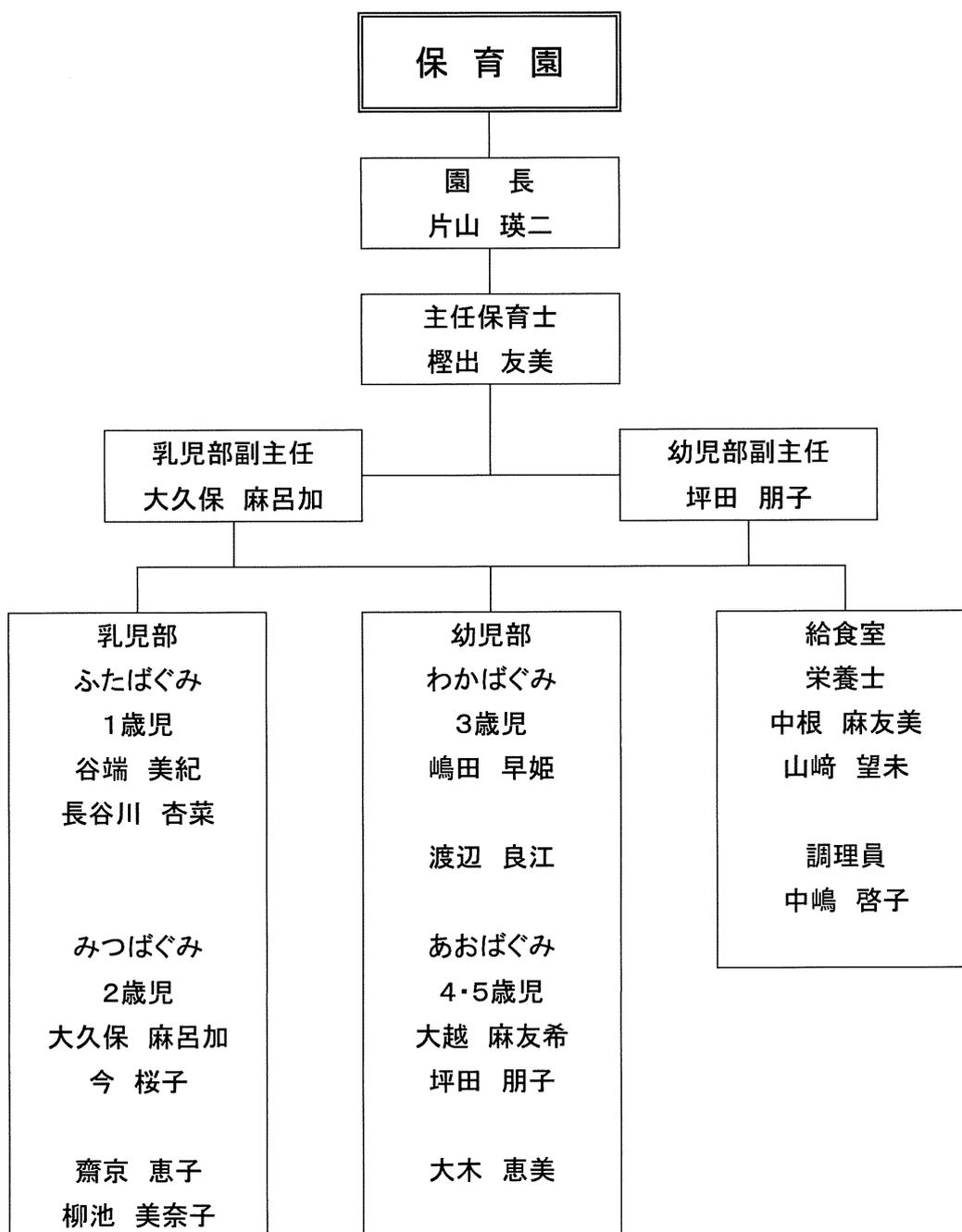
- ①保育標準時間：午前7時15分から午後6時15分の最長11時間
- ②保育短時間：午前7時15分から午後6時15分の中で、最長8時間

また、保護者の就労時間や通勤時間等の事情により、保育標準時間の方が午後6時15分までにお迎えに来られない場合、保育短時間の方が8時間を超えて保育を行う場合には、延長保育を実施する。

- ①延長保育・・・満1歳からの園児を対象に、定員最大15名までとして、別途申請を受け、午後6時15分から午後7時15分までの1時間をお預りする。(延長保育料有料)
- ②臨時延長保育・・・通常の延長保育申請者の他で、一日単位で延長保育を希望する時、お預かりする。(1回400円)

8.運営組織表

令和6年度 洗足池保育園 クラス配置



9.職員関係

(1) 配置基準と実員

職 種	国定数	都・区加算		基準外配置	合 計
		常勤	非常勤		
計 算 上 の 職 員 数 (必 要 数)					
園 長	1				1
保 育 士	6	1	1		8
調 理 員 等	2				1
嘱託医・歯科医			2		2
合 計	9	1	3		12
在 籍 職 員 数					
園 長	1				1
主任保育士	1				1
副主任保育士	2				2
保 育 士	4	1	1	5	11
栄 養 士	2				2
調 理 員 等				1	1
嘱 託 医			1		1
嘱託歯科医			1		1
会 計 士				1	1
社 労 士				1	1
合 計	10	1	3	5	19

(2) 構成と職務分担

職 種	氏 名	経験年数	職 務 分 担
園 長	片山 瑛二	12年	保育業務管理・人事・事務管理
主任保育士	樫出 友美	18年	保育業務管理・事務管理
幼児部副主任	大久保 麻呂加	18年	保育管理・職員指導
乳児部副主任	坪田 朋子	16年	保育管理・職員指導
保 育 士	坪田 朋子	16年	保育管理・職員指導
	大越 麻友希	12年	小学校接続担当 あおば組 4・5歳児担任

保 育 士	谷端 美紀 長谷川 杏菜	6年11ヵ月 10年	ふたば組 1歳児担任
保 育 士	大久保 麻呂加 今 桜子 斎京 恵子 柳池 美奈子	18年 2年 15年10ヵ月 1年	みつば組 2歳児担任
保 育 士	嶋田 早姫	9年	わかば組 3歳児担任
保 育 士	大木 恵美 渡辺 良江	30年 3年	事務兼保育補助 保育補助
栄養士	中根 麻友美 山崎 望未	11年 2年	職員指導・園児の栄養管理とそ の調理
調 理 員	中嶋 啓子	7年3ヵ月	園児の給食調理
嘱 託 医	渋井 展子	17年7ヵ月	園児の健康診断、管理指導
嘱託歯科医	清田 俊一	17年	園児の歯科検診、管理指導
会 計 士	辻・本郷 税理士法人	8年1ヵ月	会計管理、指導
社 労 士	梅谷 友子	8年3ヵ月	社・労働保険、労務管理
合 計	20名		

(3) 職務内容

<園長>

- ・園の経営管理
 - ・園の事務管理
 - ・保育計画の立案・管理・指導
 - ・保育事務の管理・指導
 - ・職員の労働管理
 - ・給食及び給食事務の指導管理
 - ・施設の維持・管理
 - ・防火管理
 - ・官署その他渉外折衝と連絡
 - ・家庭との連携
 - ・地域に根ざした社会福祉活動の実施
- (※園長が不在の時は、主任が業務を代行する)

<主任>

- ・園長の補佐
 - ・園の経営管理
 - ・園の事務管理
 - ・園の会計管理
 - ・保育計画の立案・管理・指導
 - ・保育事務の管理・指導
 - ・職員の労働管理
 - ・給食及び給食事務の指導管理
 - ・施設の維持・管理
 - ・官署その他渉外折衝と連絡
 - ・家庭との連携
 - ・地域に根ざした社会福祉活動の実施
- (※園長が不在の時は、副主任が業務を代行する)

<副主任保育士>

- ・保育計画の立案・指導
- ・保育事務の指導
- ・行事計画の立案・指導
- ・園内外の研修に関する事
- ・職員会議の企画・運営
- ・職員及び実習生の指導
- ・職員相互の連絡と親睦
- ・勤務割表の作成
- ・施設内外の点検と報告
- ・保育備品、用品の購入と点検管理
- ・防火安全に関する計画・指導
- ・給食指導と管理・監督
- ・園長指示による業務の執行

<保育士>

- ・保育指針の内容に基づいた指導
- ・保育計画の立案
- ・保育の記録
- ・家庭連絡・連携
- ・保護者懇談会・保護者面談の実施

- ・避難訓練の立案と実施
- ・小学校との連携、接続、保育所児童保育要録等の作成
- ・簡単な治療・救急看護・連絡の実施
- ・事故時の応急処置
- ・身体の清潔管理・維持
- ・視診・触診・検温の実施
- ・換気・室温・湿度等の調節・管理
- ・保健上の家庭連絡と指導
- ・寝具の衛生管理
- ・玩具・遊具の消毒・点検
- ・保育環境整備の点検・維持・管理
- ・園舎内外の清掃・維持・管理
- ・動物飼育・植物栽培の管理

<栄養士・調理員>

- ・園児の調理
- ・給食材料の発注と検収
- ・給食材料の保存管理
- ・献立実施記録
- ・給食献立の立案
- ・栄養価計算・栄養摂取状態の把握
- ・検食
- ・残菜調査
- ・給食に関する保護者との連携
- ・食器の洗浄・消毒
- ・調理器具の整備管理
- ・調理室・調理員用トイレの清潔管理
- ・厨房のゴミ処理

<事務員>

- ・会計事務
- ・庶務
- ・園長・主任保育士の指示による園用務
- ・官署その他渉外手続きと連絡

4) 採用・移動

区分	職種	氏名	年月日	理由
採用				

(5) 各部分担

部署名	目 標	年 間 課 題
地域交流部 大越 麻友希 中根 麻友美 今 桜子	<p>☆ 保護者と共に行事を盛り上げていけるよう、当日までの雰囲気作りを充実させる。</p> <p>☆ 保護者・地域の方々と行事を通して積極的に交流し「共育て」の関係を深めていく。</p> <p>☆ 地域の方々に園内行事や様子を知ってもらえるよう、ホームページを利用して発信していく。</p>	<p>☆ 行事の企画・運営を行う。全職員が、内容や流れを理解し、円滑に準備が進められるようにする。また、部内で進捗状況を把握しながら行事を進められるように働きかけていく。</p> <p>☆ 保護者が気軽に行事の手伝いに参加できるよう、ポスターと共に、雰囲気の分かる写真の掲示をする。</p> <p>☆ 行事への期待を高められるよう、各クラスと連携し、園全体で雰囲気作りをする。</p> <p>☆ 地域の方が参加できる年間行事予定表を作成し、配布したり、掲示板への掲示やホームページへの掲載にて知らせたりする。</p> <p>☆ 子育て支援部と密に連携し、パートナー保育登録者へも情報提供する。</p> <p>☆ 全行事に出席した保護者に「たたえる賞」を授与する。</p>

		<p>☆行事で手伝いをした保護者に「感謝状」を授与する。</p> <p>☆掲示板に季節感のある装飾をする。</p> <p>(行事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月：遠足 ・ 6月：保育参観及び試食会 ・ 7月：夕涼み会 ・ 9月：ファミリースポーツデー ・ 12月：餅つき大会・作品展 ・ 1月：観劇会 ・ 3月：発表会 <p>※行事ごとに活動内容を明記したポスター・お便りを作成し、保護者を始め地域に向けても掲示・配布し、参加者を募る。</p>
<p>子育て支援部 檜出 友美 嶋田 早姫</p>	<p>☆ 保護者の悩みや疑問を把握し、相談しやすい環境を作り、子育てについて共有する。</p> <p>☆ 育児講座の参加者が増えるよう保護者の方が参加したくなるような魅力的な講座内容にする。</p>	<p>☆ 障害児保育</p> <p>☆ 育児講座：年1回</p> <p>☆ 保育所体験</p> <p>☆ 緊急一時保育</p> <p>☆ 一時保育</p> <p>☆ 年末保育（12/29・30）</p> <p>☆ 育児相談</p> <p>☆ 各種行事への参加</p> <p>☆ 小中高生の育児体験受け入れ</p> <p>☆ 子育てサークル支援</p> <p>※パートナー保育登録の窓口となり、利用者が喜び安心して利用できるよう考慮して行く。</p>

<p>研修部 大久保 麻呂加 檜出 友美</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 子ども一人ひとりの現状を把握し、主体的な保育ができるようにする。 ☆ 職員一人ひとりがきちんと考え、学びある会議内容にする。 ☆ 保育の質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ ヒヤリハットを月1回行い、事故防止に努める。 ☆ 年間指導計画の評価反省を半期ごとに行い、次期に活かす。 ☆ ゆとりある会議内容にし、日々の疑問や相談を話し合えるようにし、柔軟に会議内に取り組めるようにする。 ☆ 保育をするうえで必要な知識を深める場を設ける。 ☆ 園内外研修を積極的に行い、報告し合う中で、保育のあり方を研究し、意識統一を図り、良いところは取り入れていく。 ☆ コーナー遊びについて話し合う。(月1回)
<p>災害・防犯対策部 片山 瑛二 大久保 麻呂加 中根 麻友美</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 地震、火災、水害等様々な想定での実践的な訓練を重ね、災害時に迅速に対応できるようにする。 ☆ 園児の安全確保のために、日頃から各部屋の点検をし、災害防止に努める。 ☆ 様々な状況に応じた、不審者や侵入者への対処方法を身に付け、防犯に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 防災や防犯について、職員と園児の学習・実践の場を設ける。 ☆ 時間帯や場所、状況等、様々な場面での訓練を行う。 ☆ 職員は、自己の役割を明確にしながら訓練を行う。 ☆ 初期消火・通報訓練について学ぶ。 ☆ 起震車や煙等、実際に災害の体験をする機会を設ける。 ☆ 全職員の救命救急資格の期限の把握、取得の機会

		<p>を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 非常時備蓄品の点検・非常食の管理を行う。 ☆ 月一回施設・設備の点検を行い、安全を保つ。
<p>環境美化部 嶋田 早姫 山崎 望未</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ テーマに則した季節感のある装飾を行う。 ☆ 四季折々の花を子どもと一緒に育てたり、各クラスで育ててもらえるよう働きかけたりして園舎内外に咲かせる。 ☆ 園内を清潔・安全に保つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 装飾・草花栽培の年間計画を立て、実施する。 ☆ 子どもと育てた野菜を食事にしたり、季節の草花を子ども達と調べ、買いに行き育てたりする。 ☆ 月1回、掃除チェックと施設・設備点検を皆で行い、園内を清潔・安全に保つ。 ☆ 園庭掃除を、週初めにおおば組の子ども達と行う。 ☆ 月1回計画を立て、園庭砂場の消毒を行う。 ☆ 年1回、園庭砂場を全て掘り起こし消毒する。 ☆ 年1回(7~9月)午睡時用布団の洗濯を行う。
<p>ホームページ部 写真部 谷端 美紀 山崎 望未</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 園の特色、雰囲気が伝わるようなホームページを随時更新する。 ☆ 園での活動内容を、写真掲示を用いて保護者へ伝え、理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 見やすいホームページとなるよう、定期的に点検する。 ☆ 子ども達の園での生活風景や行事などの様子を、毎月新しい情報として書き換え発信する。 ☆ 園からのおたよりや献立表を必ず発行日に更新する。 ☆ ホームページ掲載において、園関係者のプライバ

		<p>シーを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 販売業者へ事前に撮影依頼をし、内容を共有する。 ☆ 撮影した写真を販売業者と連携し、スムーズな販売へ繋げる。 ☆ 販売写真は閲覧期間内に見てもらえるよう保護者への声かけを多く行う。 ☆ 各作業計画表を活用し円滑かつ正確に業務を行えるよう役割分担し、進捗状況を共有する。また計画表を必要に応じて見直す。
--	--	---

(6) 運営会議・主任会議

毎月1回、保育園事業部（大森保育園、洗足池保育園）の運営、職員研修等について両園の園長、主任、副主任が集まる。

(7) 職員会議・保育会議

月	職員会議 毎月1回 土曜日	保育会議 幼児部 第2木曜日 乳児部 第3木曜日
4	現任訓練・事業計画 業務目標について 行事：親子遠足について 実践研修「保育指針の理解を深める」	年間指導計画 クラス現状報告
5	各自目標報告 リスクマネジメント研修 「遠足」「震災・火災」 行事：親子遠足、保育参観試食会について 実践研修「保育指針の理解を深める」	クラス現状報告 「ヒヤリハット」

6	<p>リスクマネジメント研修「食中毒」 令和元年度 事業報告 行事：夕涼み会について 実践研修「保育指針の理解を深める」</p>	<p>保健研修「感染症」 リスクマネジメント研修「水遊び」 クラス現状報告 「ヒヤリハット」</p>
7	<p>初期消火・通報訓練 実践研修「保育指針の理解を深める」 行事：夕涼み会について</p>	<p>施設見学研修報告 クラス現状報告 「ヒヤリハット」</p>
9	<p>リスクマネジメント研修 「不審者・運動会」 行事：ファミリースポーツデー、観劇会について 実践研修「保育指針の理解を深める」</p>	<p>前期保育の評価・反省 自己の保育の振り返り クラス現状報告 「ヒヤリハット」</p>
10	<p>子育て支援研修・虐待予防 各部分担について前期の振り返り 行事：もちつき大会作品展について 実践研修「保育指針の理解を深める」</p>	<p>クラス現状報告 「ヒヤリハット」</p>
11	<p>リスクマネジメント研修「交通安全」 衛生美化研修 行事：もちつき大会作品展について 実践研修「保育指針の理解を深める」</p>	<p>保健研修「感染症」 施設見学研修報告 クラス現状報告 「ヒヤリハット」</p>
12	<p>実践研修「保育指針の理解を深める」</p>	<p>施設見学研修報告 クラス現状報告 「ヒヤリハット」</p>
1	<p>書類様式の見直し 行事：発表会について 実践研修「保育指針の理解を深める」</p>	<p>クラス現状報告 「ヒヤリハット」</p>
2	<p>事業計画の反省と新年度計画案 行事：発表会について 実践研修「保育指針の理解を深める」</p>	<p>実践報告「保護者対応」 自己の保育の振り返り クラス現状報告 「ヒヤリハット」</p>
3	<p>新年度計画 各自業務目標結果報告 各種規定改正点について 実践研修「保育指針の理解を深める」</p>	<p>クラス毎 今年度の保育の振り返り、 反省・感想 新年度計画 各クラス引き継ぎ</p>

	新入園児面接内容報告 コーナー遊び担当者決め 「ヒヤリハット」 リスクマネジメント「年間事故総括」
--	--

(8) 連絡会議及び部署会議・・・園の行事、運営等についての連絡等、週1回行う。

月	内 容
4	入園式・遠足について
5	遠足について・父の日保育参観・試食会について
6	夕涼み会・七夕まつりについて
7	夕涼み会・林間保育について
8	老人施設交流会について
9	ファミリースポーツデー・お月見お団子作り・老人施設交流会について
10	ファミリースポーツデー・やきいも大会・育児相談・育児講座・ハロウィン・もちつき大会・作品展について
11	七五三参拝・もちつき・作品展・クリスマス会について
12	もちつき・作品展・クリスマス会・観劇会について
1	豆まき・観劇会・発表会について
2	発表会・卒園式について
3	発表会・卒園式・入園式について・遠足について

(9) 研修・・・職員の資質向上を計り、各関係団体等の研修に参加する。
また、様々な施設等も積極的に見学、研修を行う。
キャリアアップ研修も計画的に受講していく

実施月	内 容	主 催
5	新任職員研修会	東京都民間保育園協会
	普通救命講習	田園調布消防署
	春の研修会	東京都社会福祉協議会
	モンテッソーリ教具講習会	日本モンテッソーリ協会
	東京都の保育行政及び指導検査研修会	東京都民間保育園協会
6	東京都保育研究大会	東京都社会福祉協議会
	施設見学	
7	関東ブロック保育研究大会	全国保育協議会

	認可保育所講習会	東京都福祉保健局指導監査部
8	幼保小連携合同研修会	大田区教育委員会
9	感染症・食中毒予防講演会	大田区保健所
11	保育要録研修会	東京都民間保育園協会
	施設見学	
2	全国保育士研修会	全国社会福祉協議会・全国保育協議会
	保育所・認定こども園リーダーシップセミナー	全国社会福祉協議会
	大田区交通安全指導者研修会	大田区道路公園課
実施月	職場研修	大田区保育サービス課
各 月	給食調理講習会	大田区 地域健康課
年 6 回	栄養士懇談会	大田区 地域健康課
6・10・ 12・1 月	給食担当者講習会	東京都社会福祉協議会
実施月	キャリアアップ研修	

※研修主催機関の研修案内が到着次第、検討し参加する。

(10) 被服貸与・・・エプロン、ジャージ、ジャンパー、白衣等

(11) 健康管理

区 分	対 象 者	回 数	実施期間	人 数	見込額
健康診断 成人病検診	全 員	年 1 回	10 月 予 定	16 人	180,000 円

10. 児童処遇

(1) 健康管理

区 分	対 象 者	回 数	実施期間	延人数	見 込 額
健康診断	全 園 児	年 2 回	5 月・10 月	90 人	嘱託医手当
歯科検診	全 園 児	年 2 回	6 月・11 月	90 人	嘱託歯科医手当

(2) 給食の実施・・・給食は、レストランのように環境設定し、バイキング形式で一緒に楽しく食事する。

◎給食の内容

年 齢 区 分	内 容
1～2 歳児	10 時おやつ・昼食・15 時おやつ
3 歳以上児	昼食・15 時おやつ

◎給食時の指導方針

年齢区分	指 導 方 針
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びと区別をつけながらも、楽しんで食事ができるようにする。 ・スプーン、フォークの使い方を徐々に覚えて、一人で食べられるようにする。
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しんで自分で食べられるようにする。 ・苦手なものでも、少しずつ食べられるようにする。
3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の食べられる量がわかり、自分で配膳できるようにする。 ・正しい箸の使い方や、食器の扱い方が身に付くようにする。
4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・食事をする事の意義がわかり、楽しく食事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わったりできるようにする。 ・食事の配膳、後片付け、給食当番を通じて、経験的に食生活について理解を深めさせる。
5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・食事のマナーを守り、正しい姿勢で残さず食べられるようにする。 ・食品の種類や料理名がわかり、食物と健康との関わり的重要性を知るようにする。

◎衛生管理について

- ・ 食器は中性洗剤で洗いすぎ、消毒食器保管庫で熱風 90 度、60 分消毒する。
- ・ 調理器具類は、必要に応じて洗浄後、ピューラックスにて消毒をする。
- ・ 検食は、原材料と調理済食品を各々 50g 程度、2 週間冷凍庫にて保存する。
- ・ 毎月 1 回の検便を実施する。
- ・ 白衣、帽子を着用する。
※調理室を出る際は、白衣と帽子を脱ぐ。また、履物を着用する。
- ・ 手を清潔に保つため、用便後、汚物取扱後、調理開始前には必ず石鹼、逆性石鹼で手を洗う。
- ・ 生肉、魚、卵及び調理済の食品に触れる時は、使い捨て手袋を着用する。

◎検便の実施

区 分	対象者	回 数	実施期間	延人数	見込額
検 便	栄養士・調理員	年 12 回	毎月	36 人	23,400 円
検 便	主任保育士 副主任保育士他	年 12 回	毎月	60 人	39,000 円

給食児童年齢構成及び栄養目標量

平成 27 年 4 月 1 日現在

給与栄養 目標量	エネ ル ギ ー (kcal)	たん ぱ く 質 (g)	脂 質 (g)	カル シウム (mg)	鉄(mg)	ビ タ ミ ン				食 塩 (g)	食物 繊維 (g)	炭水化 物 (%) 比	脂 肪 (%) 比
						A (μ g)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)				
3 歳未満児	530	19	17	230	2.8	125	0.25	0.30	20	2	4	56	29
3 歳以上児	560	21	18	240	2.0	120	0.28	0.32	18	2	5	57	29

(3) 年間行事

月日	行 事 名	主 な 内 容
4/1	入園式	新しいお友達を在園児皆で迎える
5/17	遠足	自然に触れながら、保護者同士や保護者と職員との交流を図り親睦を深める
6/8	父の日保育参観	保護者に保育参観・参加をしてもらう
7/5	七夕まつり	笹に短冊を飾って願い事をし、お祭りを楽しむ
7/20	夕涼み会	夏のお祭りを楽しむ
7/31~ 8/2	林間保育	年長児が親元を離れ、山の家で様々な経験をしながらお泊り保育をする
9/	老人施設交流会	老人デイサービス施設を訪問し、おゆうぎを披露したり、一緒に歌を歌ったりし、交流する
9/30	お月見お団子作り	十五夜の日にお団子を作り食べる
9/28	ファミリースポーツデー	運動を通し、子ども、保護者、地域の方々との交流を深める
10/28	あおば組遠足	秋の自然に触れながら、大森保育園園児との交流を深める
10/31	ハロウィン パーティー	仮装してハロウィンを楽しみ、近隣宅も回り、交流を深める
11/15	七五三参拝	七五三を祝い、参拝する

12/14	もちつき ・作品展	保護者、地域の方々と力を合わせ、お餅をつき、おいしく頂く 子ども達の日々の作品を展示し、披露する
12/23	クリスマス会	子ども達とクリスマスを楽しむ
1/11	観劇会	保護者、地域の方々と人形劇を楽しむ
2/3	節分豆まき	豆まきを行なう
3/1	発表会	歌やお遊戯を披露する
3/22	卒園式	年長児の卒園を祝う

1 1.安全管理

(1) 防災設備

設備、備品	数	設備、備品	数
消火器	5本	携帯用電話	4個
非常用水	2本	携帯用拡声器	1個
防災監視盤	1式	避難台車	1台
自動火災通報装置	1式	避難用バギー	1台(4人乗り)
非常ベル	1式	避難用バギー	1台(2人乗り)
非常放送設備	1式	誘導ロープ	1本
非常口	2箇所	ラジオ	1台
誘導灯	3箇所	ヘルメット	19個
		救急箱	1個

(2) 非常災害時における安全対策

- ◎ 防災計画に基づき、災害訓練を積み重ねる上で、園児自らが自分の力で身を守れるように指導する。
- ◎ 日常保育の中で、散歩を積極的に取り入れる事により、交通ルールを身に付けるよう指導する。
- ◎ 防災計画に基づき、職員間での防災教育、勉強会を徹底する。
- ◎ 保護者に対して、年1回(※9月)防災だよりを発行する。
- ◎ 日頃から事故の原因の究明に努め、改善が必要と思われる箇所については直ちに改善する。
- ◎ 万が一に備え、賠償責任保険、団体障害保険に加入する。

(3) 非常災害訓練の実施

月	対象	訓練の内容	月	対象	訓練内容
4	園児	地震訓練・初期消火訓練	10	園児	火災訓練・初期消火訓練
5	園児	火災訓練・初期消火訓練	11	園児	地震訓練（起震車体験）・初期消火訓練
6	園児	地震訓練・初期消火訓練	12	園児	火災訓練・初期消火訓練
7	職員 園児	初期消火・通報訓練 火災訓練	1	園児	地震訓練・初期消火訓練 防災教育(ビデオ上映)
8	園児	火災訓練・初期消火訓練 防災教育(ビデオ上映)	2	園児	火災訓練・初期消火訓練
9	園児 保護者	地震訓練・初期消火訓練 引渡し訓練	3	園児	地震訓練・初期消火訓練

(4) 防災設備等保守点検

- ◎ 消防用設備等点検結果報告、年2回
- ◎ 自主的点検、月1回

(5) 非常用備蓄食品計画

※自衛消防計画参照

12. 保護者との関係

園と保護者がお互いに信頼しあい、共通理解の元、お子様を育てて行く。

月		主 な 内 容
4	クラス懇談会	新年度がスタートし、担任、保護者間の親睦を図る
4~6	個人面談	子どもの家庭での様子や保護者の育児への考え方等を個別に話す
9~10	クラス懇談会	半年を終えた時点での感想、悩み等話し合う
	卒園懇談会	卒園児保護者を対象に、就学準備等話し合う
11	育児相談強化月間	日頃の育児に対する悩み等を、特に強化して受け付ける
	個人面談	保護者の方々の現在の悩み等を聞き、支援する
	育児講座	講師による育児についての講演を聞く
1	卒園懇談会	卒園児保護者対象に、就学準備や心構え等話し合う
2~3	クラス懇談会	進級、就学に向けての話し合う
年1回	お父さん会	保育園をより身近に感じてもらい、父同士の育児の楽しい事、悩み等を話し合い、交流を図る

※毎月、園だより、クラスだより、保健だより発行

1 3.地域保育センター活動事業

◎地域の方々との交流を深め、子ども達を見守って行く。

※老人福祉施設訪問等世代間交流事業

月日	行事名	主 な 内 容	見込額
7/22	夕涼み会	地域の方々、卒園児等招待し、夏祭りを通して交流を深める	190,000 円
12/9	もちつき 作品展	地域の方々や卒園児等招待し、もちつきをし、園児作品を披露する	60,000 円
合 計			250,00 円

※育児と仕事の両立支援事業

月	行事名	主 な 内 容	見込額
11	育児講座	講師を招待し、保護者や地域の方々へ育児について講演してもらう	80,000 円
合 計			80,000 円

※地域の特性に応じた保育需要への対応

月	行事名	主 な 内 容	見込額
1	観劇会	保護者・地域の方々を招待し、劇団による観劇を楽しむ	80,000 円
合 計			80,000 円

1 4.自主事業

☆緊急一時保育

保護者の出産や病気等による入院等の理由にて、一定期間緊急に保育が必要なお子様をお預かりします。(1歳児クラス以上)

○一日の料金(給食・おやつ代含む)・・・1,400円

○利用期間

・利用開始日の翌月末日まで

・出産の場合は、出産予定日前1週間及び出産後3週間の計4週間

○利用日・時間

・月～金曜日

・午前8時30分～午後5時のうち必要な時間

○申し込み方法

- ・利用 2 日前までに電話、若しくは来園にて連絡を頂き、パートナー保育登録をして頂いた後、必要書類を記入の上、申し込み。

☆一時保育（定員に欠員がある場合のみお受け致します。）

保護者のリフレッシュや様々な諸事情に対応し、お子様を一時的にお預かりします。

○利用料

- ・一時間の料金・・・・・・・・1,000 円
- ・給食・・・・・・・・400 円
- ・おやつ代（1 食）・・・・100 円

○利用時間 午前 9 時から午後 4 時までの必要な時間（月曜日から金曜日）

○対象年齢 満 1 歳以上

○申し込み方法

- ・希望日の 1 週間前までに申し込み下さい。また、2 回目以降のご利用より 3 日前までに申し込み下さい。

○その他

- ・事前に面談を行いますので、母子手帳をお持ち下さい。

☆体験保育

月曜日～金曜日の午前 10 時 00 分から 11 時 15 分まで、保護者同伴にて利用できます。また、希望者には給食もお出しします。（1 食 400 円）

○ご利用方法

- ・パートナー保育登録をして頂いた後、利用前日の午後 2 時までに電話、若しくは来園にて体験保育希望日を予約。

☆育児講座

子育てに関する様々な方法、情報等をお伝え致します。

○ご利用方法

- ・育児講座開催当日に受付。

☆子育てサークル支援

子育てサークル活動を行っている団体をご支援致します。

○ご利用方法

- ・電話、来園にて担当職員と相談。

○ご利用方法

- ・ホームページを検索、若しくは関連機関にて。

☆子育て家庭訪問

パートナー保育登録をして頂いたご家庭からご依頼を受けた際に、ご訪問し子育ての支援を行います。

○ご利用方法

- ・パートナー保育登録をして頂いた後、電話、来園にて担当職員に相談。

※パートナー保育登録

在園児以外の乳幼児をもつ在宅子育て家庭へ向け、パートナー保育登録をして頂き、様々な子育て支援事業のサービスをより手軽に受けられるようにします。また、登録者には、おたよりや行事案内など、定期的を送付致します。

○ご利用方法

- ・来園にて必要書類ご記入の上、登録。

15. 中期・長期計画

【目標概要】

開園から17年以上経過し、細かな部分の修繕が必要になってきているので安全管理等を考慮し、計画を立てる。職員においては、当園の理念・方針を常に心に留め、それに沿った保育が展開されるよう、園内研修を体系的、計画的に実施し、学習・実践的な研修を重ねて、職員一人ひとりの資質向上及び職員全体の専門性の向上を図り、保護者を始め地域そして社会から、より信頼される保育所となるよう努めていく。また、実習生を多く受け入れ、より質の高い保育士養成に努め、また新規採用時において、職員の確保に繋げていきたい。

※経過進行表

施設目標	中期計画 2024～2025年度	長期計画 2026～2028年度
施設・設備整備	シャワー室の整備 園庭整備 床材の整備 PCの買い替え	保育室整備 園庭整備 加湿空気清浄機整備 LED化
利用者サービス	各行事アンケート調査 嗜好調査 第三者評価・利用者調査 (2025年度)	各行事アンケート調査 嗜好調査
災害対策	水・食料70人分整備	水・食料70人分整備
人材育成	キャリアアップ研修 各種研修実施 実習生・職場体験受け入れ	キャリアアップ研修 各種研修実施 実習生・職場体験受け入れ

16. 苦情解決・対応について

苦情解決・対応について4月の懇談会時に資料配布し説明する。また、玄関先に投書箱の設置やホームページ内に掲示板を設置し、広く受付を実施している。

(対象とする苦情等の範囲)

- ・保育サービスの内容等に関する事項

(苦情等の申出人の範囲)

- ・現在利用している利用者、利用者の保護者とその代理人

(苦情等を解決するための体制)

- ・苦情等解決責任者 園長 片山 瑛二
- ・苦情等受付担当者 主任 檜出 友美
- ・第三者委員 星野 勝世
熊田 栄

